

はじめに

本市では、第4次三郷市総合計画の将来都市像である『きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～』の実現に向けて、三郷を誇りに思えるような、魅力的で活力あるまちづくりを推進しております。



労働環境の充実と雇用の促進を進めるにあたっては、合同企業面接会や就職支援セミナーの開催、ハローワークと三郷市ふるさとハローワークの連携、労働相談や内職相談等の各種相談、優良従業員表彰式の開催、中小企業退職金共済の掛金補助など、様々な事業を実施しています。

このような中、労働施策をより充実させることを目的に『三郷市労働実態調査』を実施いたしました。多くの事業所からご回答を賜り、深く感謝を申し上げます。

この報告書は、市内事業所の雇用実態、労働条件等の傾向がわかる内容となっております。皆様にもこの報告書をご活用いただき、従業員の福祉・労働意欲の増進、労働問題の解決、雇用の安定などの一助となれば幸いです。

結びに、各事業所の益々のご繁栄と、経営者並びに従業員の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和元年1月

三郷市長 木津雅哉

目 次

調査実施の概要	1
1 調査目的	1
2 調査設計	1
3 調査項目	1
4 調査票の回収結果	1
5 報告書の見方	2
第1章 事業所の概要について	3
1－1 産業分類	5
1－2 事業所の形態	6
1－3 就業規則の有無	8
1－4 就業規則の種類	10
1－5 労働組合の有無	12
1－6 労働協約の有無	13
1－7 企業の常用労働者数	14
1－8 事業所の常用労働者数	20
1－9 管理職人数	26
1－10 パートタイマー数	32
1－11 契約社員・嘱託社員数	34
1－12 派遣社員数	36
第2章 従業員の雇用状況について	39
2－1 新卒（正社員）採用実績の有無	41
2－2 過去1年間の正社員の増減状況	44
2－3 正社員減少の原因	46
2－4 今後の正社員の採用予定	48
2－5 過去1年間の非正社員の増減状況	50
2－6 今後の非正社員の採用予定	52
2－7 非正社員増加の原因	54
2－8 1日の所定労働時間	56
2－9 1週の所定労働時間	58
2－10 年間所定労働日数	60
2－11 一人平均月間超過労働時間	62
2－12 障がい者の雇用	64
2－13 今後の障がい者の雇用予定	66

2－14 障がい者 事業所の雇用者数・雇用率	68
2－15 外国人の雇用	69
2－16 今後の外国人の雇用予定	71
2－17 65歳以上の高齢者の雇用	73
2－18 今後の65歳以上の高齢者雇用予定	75
2－19 結婚・出産・育児・介護等で退職した社員の再雇用制度	77
第3章 賃金について	79
3－1 平均賃金	81
3－2 初任給	82
3－3 基本給部分以外で支給している手当	83
3－4 賞与の支給実績	85
3－5 昇給の実施形態	88
第4章 休暇制度について	91
4－1 週休形態	93
4－2 年次有給休暇制度の有無	95
4－3 年次有給休暇制度の方式	97
4－4 各種休暇の有無	100
4－5 各種休暇の日数	102
4－6 育児休業制度の整備状況	103
4－7 介護休業制度の整備状況	108
4－8 育児や介護のために実施している制度	113
第5章 福利厚生について	115
5－1 定期健康診断の実施場所	117
5－2 加入している各種保険	119
5－3 実施している福利厚生制度	120
5－4 従業員の能力向上のための研修制度の実施（階層別）	121
5－5 従業員の能力向上のための研修制度の実施（内容別）	122
5－6 従業員の能力向上のための研修制度の実施（目的別）	123
5－7 職場のメンタルヘルス対策の実施状況	124
第6章 定年制について	127
6－1 定年制の有無	129
6－2 定年制度の導入予定（定年制がない事業所）	131
6－3 定年年齢の設定	133
6－4 定年年齢の引き上げ予定	134
6－5 定年到達者の雇用・斡旋制度等の有無	137
6－6 定年到達者に占める制度適用者数	139

6－7	再雇用・勤務延長制度	a 制度の対象者	140
6－8	再雇用・勤務延長制度	b 上限年齢・雇用期間の制限	141
6－9	再雇用・勤務延長制度	c 雇用上の身分の変化	143
6－10	再雇用・勤務延長制度	d 役職の変化	144
6－11	再雇用・勤務延長制度	e 仕事内容の変化	145
6－12	再雇用・勤務延長制度	f 所定内賃金の変化	146
6－13	再雇用・勤務延長制度	g 勤務日数・労働時間の変化	148
6－14	再雇用・勤務延長制度	h 賞与の状況	149
6－15	再雇用・勤務延長制度	i 定期昇給の状況	151
6－16	再雇用・勤務延長制度	j ベースアップの状況	153
第7章 退職金について			155
7－1	退職金の支給の有無		157
7－2	退職金の支給方法		159
7－3	退職金の支払い準備形態		161
7－4	退職金を支給していない理由		163
第8章 非正社員の雇用状況について			165
8－1	パートタイマーの人数、1時間あたりの平均賃金		167
8－2	パートタイマーの1日の平均労働時間、週あたりの平均労働日数		168
8－3	契約社員の人数、1時間あたりの平均賃金		169
8－4	契約社員を雇用している理由		170
8－5	非正社員を正規雇用する制度の有無		170
8－6	派遣社員の人数、1時間あたりの平均費用		171
8－7	派遣社員を受け入れている理由		172
第9章 働き方改革関連法等について			173
9－1	時間外労働の上限規制導入の把握・対応状況		175
9－2	年次有給休暇の確実取得についての把握・対応状況		177
9－3	埼玉県内の最低賃金についての把握・対応状況		179
9－4	職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備についての把握・対応状況		181
9－5	正規雇用と非正規雇用労働者の不合理な待遇差禁止についての把握・対応状況		183
9－6	非正規雇用労働者の無期転換ルールについての把握・対応状況		185
9－7	働き方改革への取組みについて実施、または実施検討しているもの		187
9－8	取組みを導入した（しようとしている）理由		188
9－9	女性が活躍するための取組みの進捗状況		189
9－10	女性が活躍するために実施した取組み内容		191
9－11	女性が活躍するための取組みを実施した結果		192
9－12	女性が活躍するための取組みが進んでいない理由		193

第 10 章 市の労働行政について	195
10-1 市の社会保険労務士による労働相談の認知度	197
10-2 市の内職相談（内職の相談と求人）の認知度	199
10-3 事業所の労働者福祉を補うものとして、市へ望むもの	201
10-4 その他労働行政に対する意見・要望等（自由記述）	202
調 査 票	203

調査実施の概要

1 調査目的

三郷市内の事業所に勤務する従業員の雇用実態及び賃金・労働条件等を把握し、今後の労働行政施策の基礎資料とともに、事業主の労働条件等の検討資料として活用いただくことにより、より良好な労働環境の向上を図る。

2 調査設計

- (1) 調査地域・三郷市全域
- (2) 調査対象・三郷市内に所在する、主に従業員が5人以上の事業所
- (3) 標本数・・1,000
- (4) 抽出方法・経済センサス活動調査により母集団の業種別構成比に応じて抽出
- (5) 調査方法・訪問配布—訪問回収
- (6) 調査期間・令和元年6月24日～7月19日

3 調査項目

- (1) 事業所の概要
- (2) 従業員の雇用状況
- (3) 賃金
- (4) 休暇制度
- (5) 福利厚生
- (6) 定年制
- (7) 退職金
- (8) 非正社員の雇用状況
- (9) 働き方改革関連法等
- (10) 市の労働行政
- (11) 行政に対する意見・要望

4 調査票の回収結果

- (1) 回収状況

標本数	有効回収数	有効回収率
1,000	758	75.8%

(2) 業種別抽出・回収事業所数

業種	母集団	抽出事業所数	回収事業所数	回収構成比(%)
農業・林業	3	3	1	0.1
建設業	638	116	91	12.0
製造業	1,136	203	171	22.5
電気・ガス・熱供給・水道業	5	3	11	1.5
情報通信業	17	12	4	0.5
運輸業・郵便業	248	47	33	4.4
卸売業・小売業	1,156	196	116	15.3
金融業・保険業	50	38	23	3.0
不動産業・物品賃貸業	489	82	60	7.9
学術研究・専門・技術サービス業	102	25	40	5.3
宿泊業・飲食サービス業	468	81	59	7.8
生活関連サービス業・娯楽業	377	63	35	4.6
教育・学習支援業	126	31	22	2.9
医療・福祉	316	52	55	7.3
複合サービス業	16	2	11	1.5
その他	267	46	26	3.4
未記載（業種空欄）	196	0	0	0.0
合計	5,610	1,000	758	100.0

5 報告書の見方

- (1) 図表の中の n とは回答者総数（または該当質問の該当者数）を表している。
- (2) 比率は n を 100%とした百分比で算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入した。そのため、百分比の合計が 100%に満たない、または上回ることがある。
- (3) 1人の回答者が複数回答を行う設問では、その比率の合計が 100%を上回ることがある。
- (4) 本文や図表中の選択肢表記では、語句を短縮・省略化していることがある。
- (5) クロス集計時に n が 30 以下となる場合は、統計的誤差が生じる可能性が高いため、本文中の記載を省略することがある。
- (6) 集計では、平均のほかに中央値を表記している設問がある。例えば企業の従業員数の中央値が 50 人だという場合、全体の半分の企業は 50 人より少なく、半分の企業はそれより多いことを示している。平均値と似ているが、平均値が異常値の影響を受けやすいのに対して、中央値ではその影響がない。回答の分布が中央を頂点とした左右均等の山型分布（正規分布）であれば、中央値も平均値も同一となる。

第1章 事業所の概要について

1-1 産業分類

図表1-1 事業所常用労働者数別

(単位: %)

		調査数	産業分類							
事業所 者所 数常 別用 労	農業 ・林業		建設業	製造業	供電 給気 ・水 ガ道ス 業・熱	情報 通信業	運輸業 ・郵便業	卸売業 ・小売業	金融業 ・保険業	
	全 体	758	0.1	12.0	22.6	1.5	0.5	4.4	15.3	3.0
	4人以下	143	0.7	7.7	13.3	0.7	-	-	17.5	5.6
	5~9人	119	-	14.3	26.1	-	-	4.2	23.5	0.8
	10~19人	95	-	12.6	17.9	3.2	1.1	6.3	18.9	4.2
	20~29人	39	-	20.5	17.9	2.6	-	12.8	12.8	7.7
	30人以上	46	-	19.6	17.4	2.2	-	23.9	4.3	2.2
	無回答	316	-	10.8	28.2	1.6	0.9	1.9	12.0	1.9

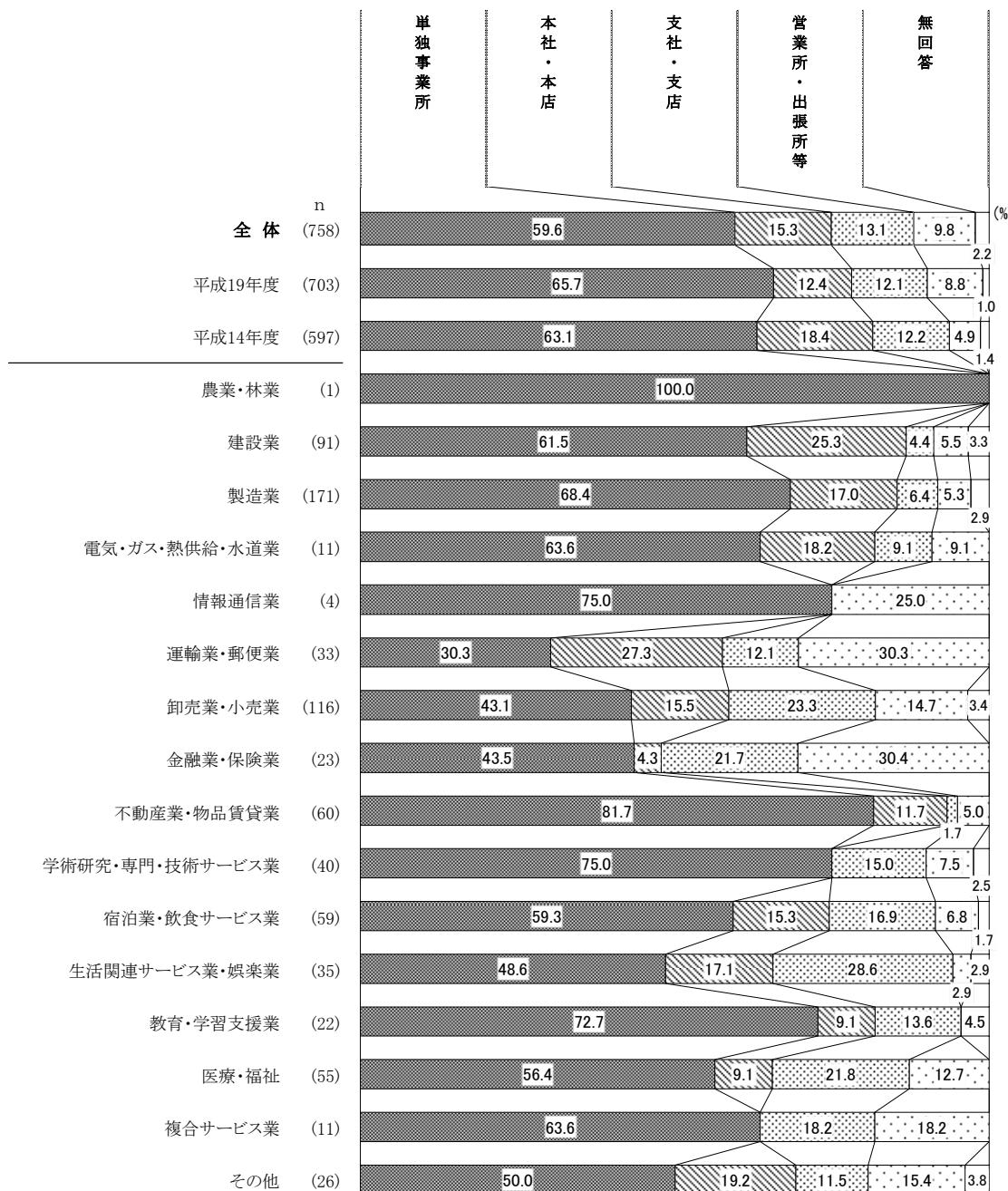
		調査数	産業分類							
事業所 者所 数常 別用 労	賃不 動産 業・ 物品		門學 業・ 技術 研究 サ・ 専 ビ	サ宿 泊 ビ ス・ 業飲 食	生業 活・ 娛連 樂サ ー ビ	業教 育・ 學習 支援	医療 ・福 祉	複合 サ ー ビ ス業	その 他	
	全 体	758	7.9	5.3	7.8	4.6	2.9	7.3	1.5	3.4
	4人以下	143	12.6	9.1	8.4	8.4	3.5	8.4	1.4	2.8
	5~9人	119	5.0	5.0	1.7	5.0	-	11.8	1.7	0.8
	10~19人	95	3.2	5.3	2.1	3.2	5.3	8.4	2.1	6.3
	20~29人	39	-	-	2.6	2.6	7.7	7.7	2.6	2.6
	30人以上	46	-	2.2	4.3	2.2	2.2	10.9	-	8.7
	無回答	316	10.4	4.7	12.7	3.8	2.5	4.1	1.3	3.2

事業所の業種は、「製造業」が22.6%で最も多く、「卸売・小売業」15.3%、「建設業」12.0%の順に続いている。

事業所常用労働者数別にみると、4人以下で「卸売・小売業」が17.5%、5~9人で「製造業」が26.1%、30人以上では「運輸業・郵便業」が23.9%で最も多い。

1-2 事業所の形態

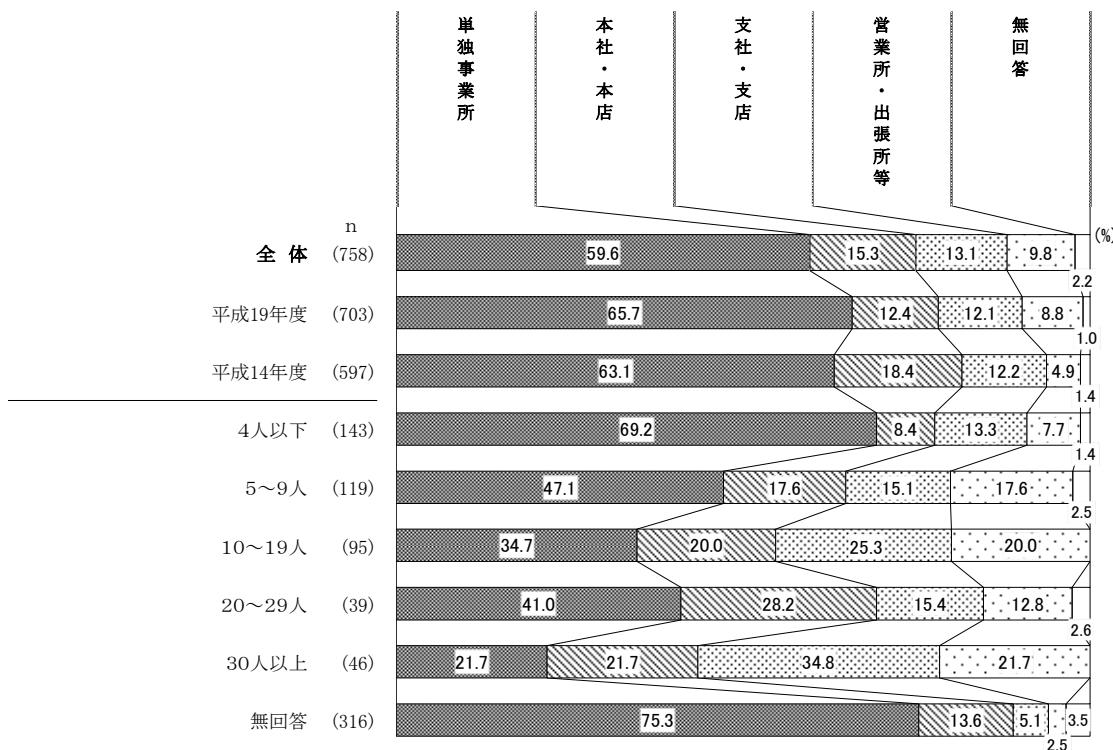
図表1-2-1 産業分類別



事業所の形態は、「単独事業所」が59.6%で最も多く、「本社・本店」15.3%、「支社・支店」13.1%、等の順に続いている。

過去調査と比べて、「単独事業所」は平成19年度から6.1%減少し、今回調査で初めて6割を下回った。一方、「営業所・出張所等」は平成14年度から4.9%増加、平成19年度から1.0%増加し、増加の傾向がみられる。

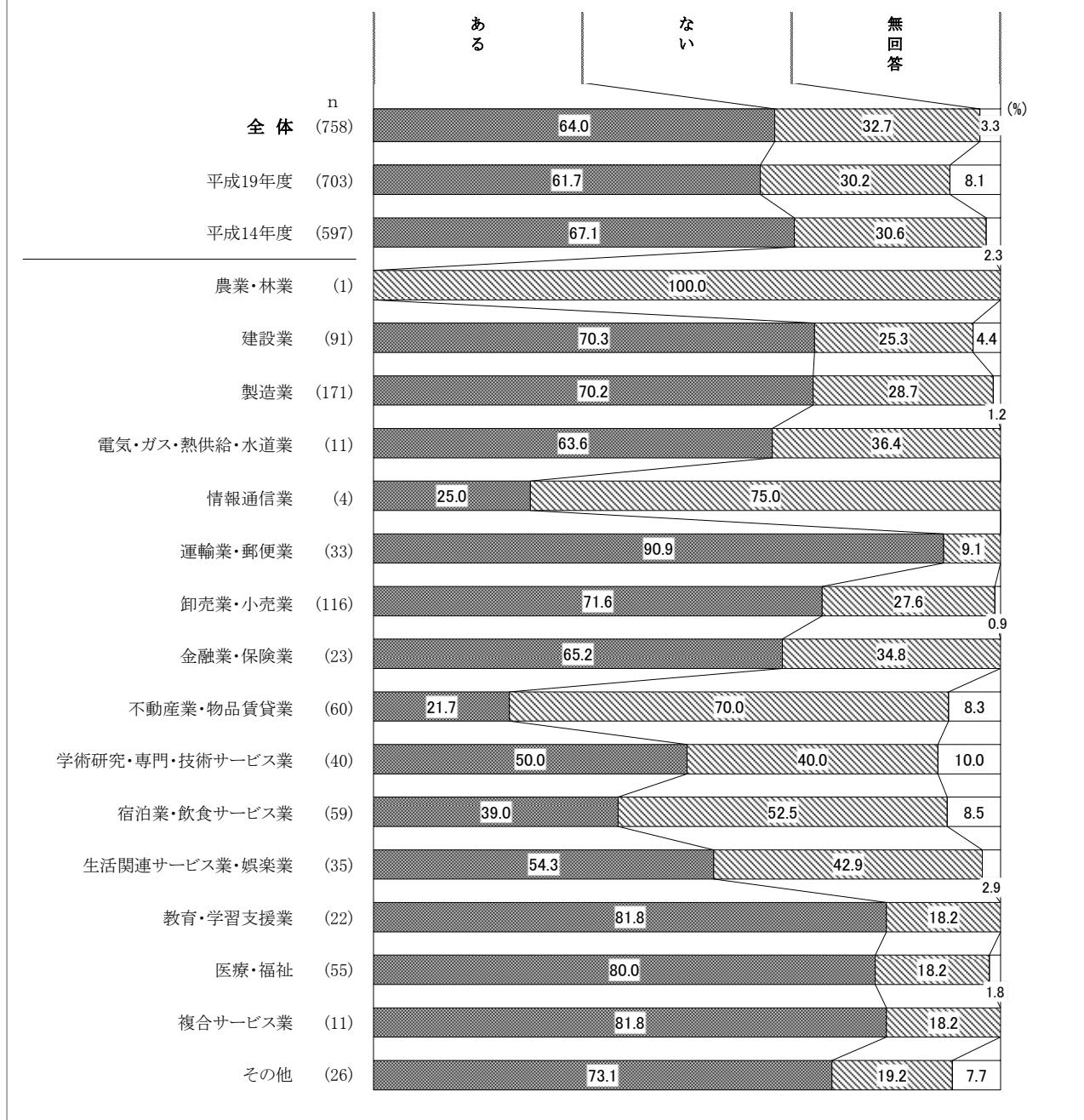
図表1-2-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、4人以下で「単独事業所」が69.2%、5~9人で47.1%と多い。30人以上では「支社・支店」が34.8%で最も多い。

1－3 就業規則の有無

図表1－3－1 産業分類別

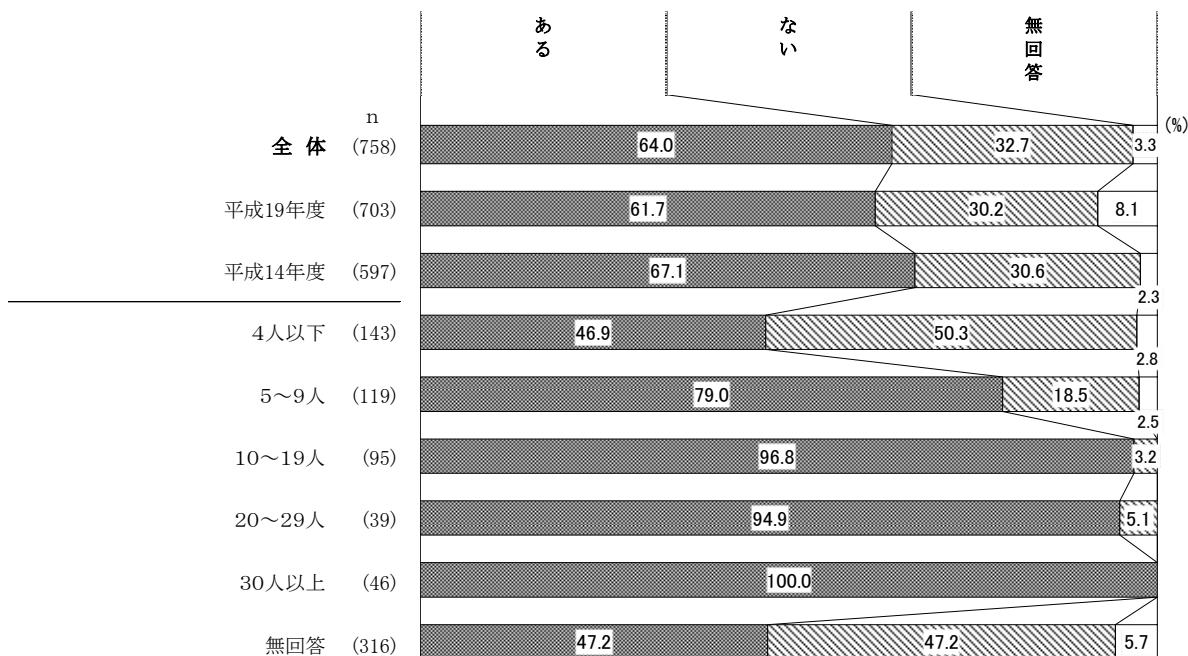


就業規則は、「ある」が64.0%、「ない」は32.7%である。

過去調査と比べて、「ある」は平成14年度から3.1%減少した。一方、「ない」は平成14年度から2.1%増加している。

産業分類別にみると、「ある」は運輸業・郵便業が90.9%で最も多く、一方、「ない」は不動産業・物品賃貸業が70.0%と多くなっている。

図表1-3-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「ある」は労働者数が多い層ほど多い傾向にあり、30人以上では全ての事業所が「ある」と回答している。

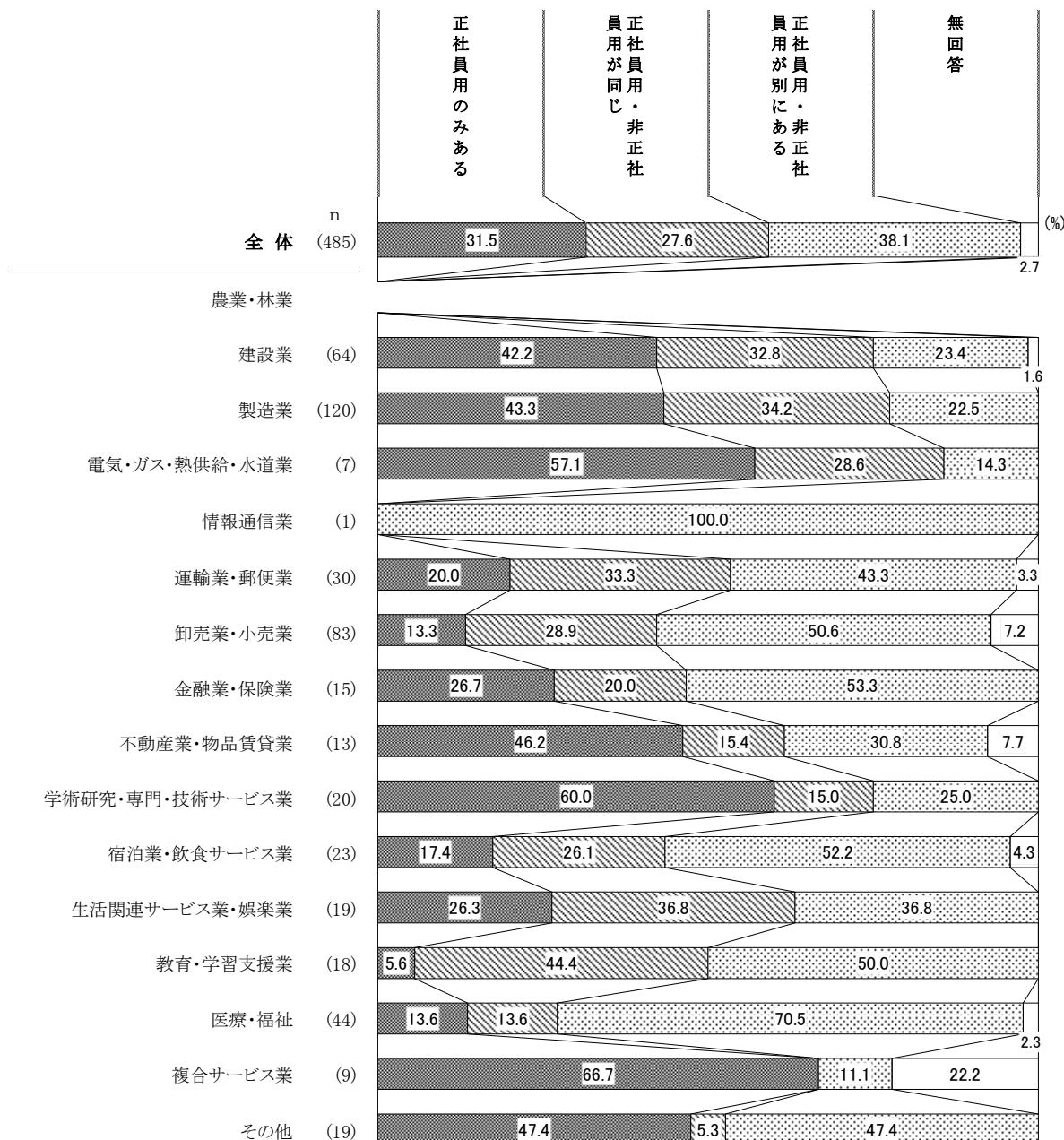
就業規則は、会社が経営を行うにあたり、労働者が守るべき規律や労働条件等について定めたものです。会社が作成し、労働者に知らせて事業所へ備え付ける必要があります。

常時10人以上の労働者がいる事業所は、就業規則を作成し、労働者の代表者から意見を聞いた上で労働基準監督署に届け出ることが義務付けられています。

就業規則は、労働者が常時確認できる場所への掲示、書面で配布、閲覧可能なパソコン機器の設置等の方法により、労働者へ周知することが義務付けられています。

1-4 就業規則の種類

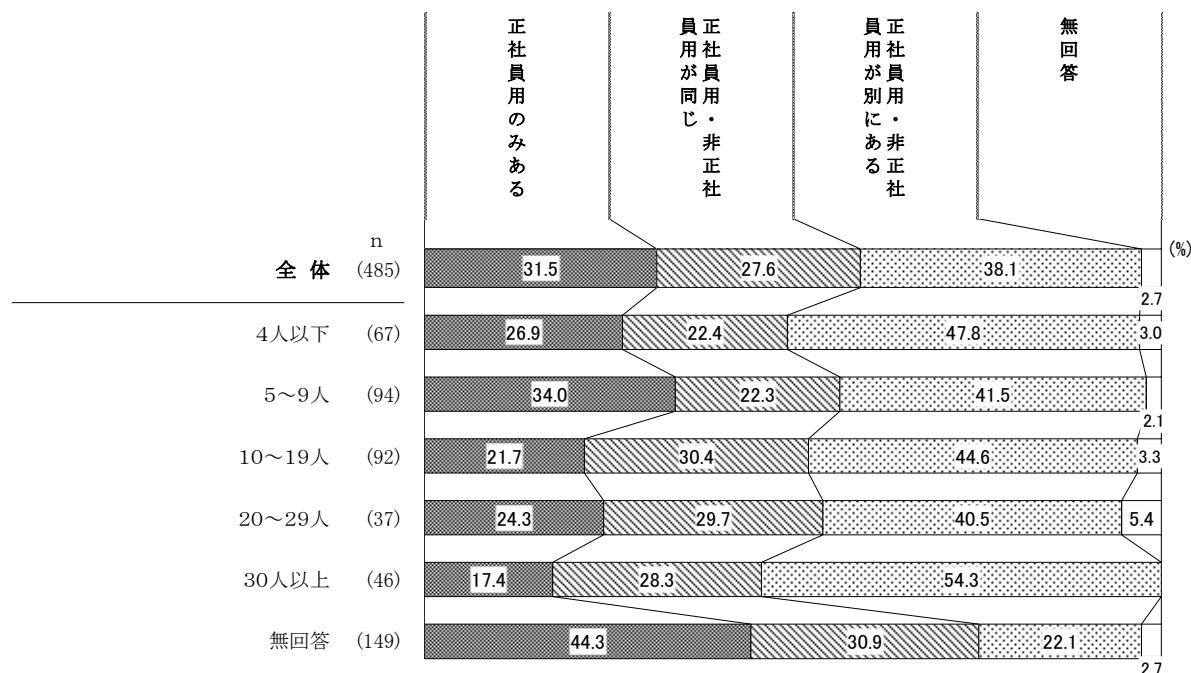
図表1-4-1 産業分類別



「1-3 就業規則の有無」で就業規則が「ある」と回答した485事業所にその内容を聞いたところ、「正社員用・非正社員用が別にある」が38.1%と最も多く、「正社員用のみある」31.5%、「正社員用・非正社員用が同じ」27.6%の順に続いている。

産業分類別にみると、医療・福祉は「正社員用・非正社員用が別にある」が70.5%で特に高い。

図表1-4-2 事業所常用労働者数別

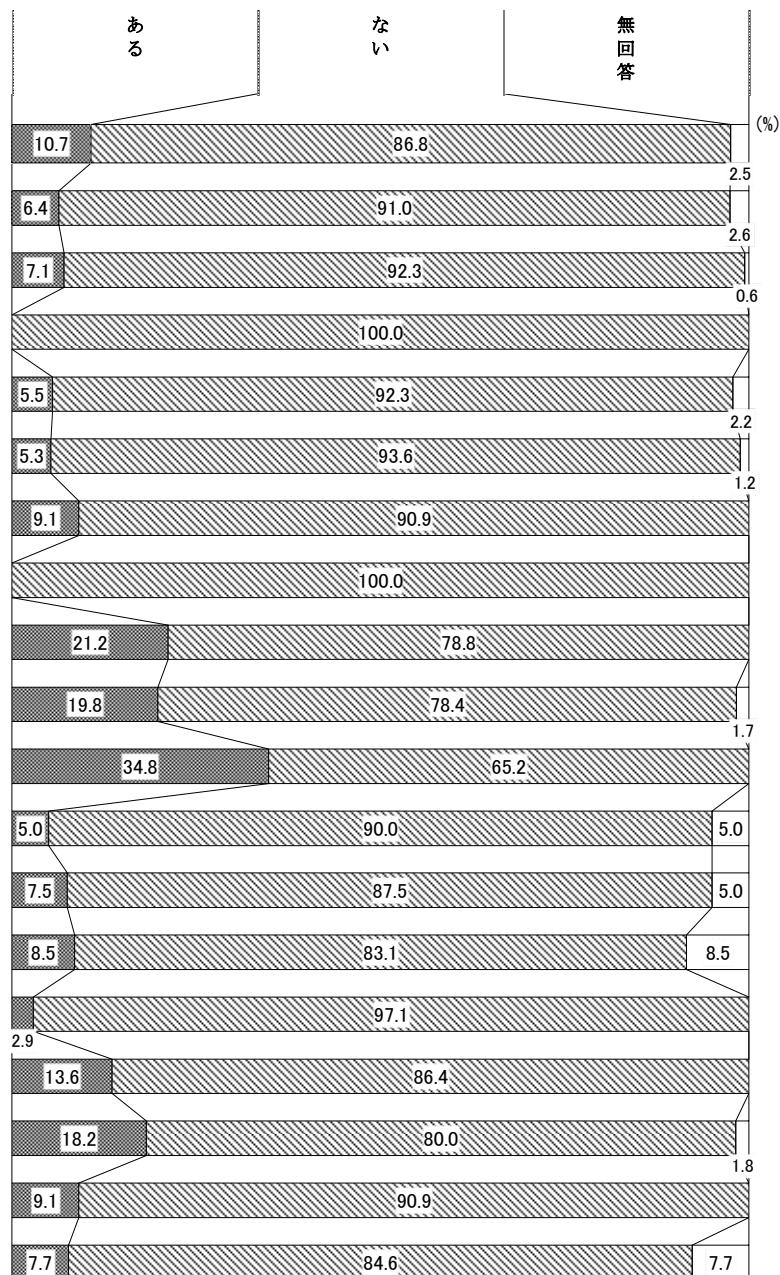


事業所常用労働者数別にみると、「正社員用・非正社員用が別にある」は労働者数に関らず4割を超えており、無回答を除いて最も多い。

労働者数が無回答の事業所では、「正社員用のみある」が44.3%で最も多くなっている。

1-5 労働組合の有無

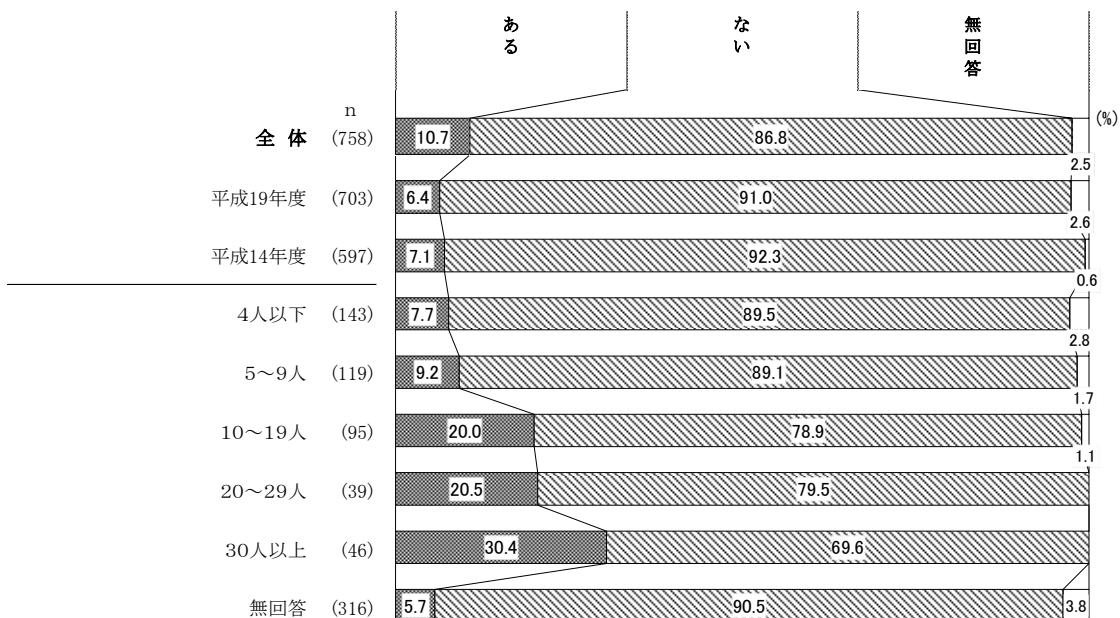
図表1-5-1 産業分類別



労働組合は、「ない」が86.8%で特に高く、ほとんどの事業所で労働組合が組織されていないことがわかる。

過去調査と比べて、「ある」は平成19年度から4.3%増加し、今回調査で初めて1割を上回った。一方、「ない」は平成14年度から5.5%減少し、今回調査で初めて9割を下回った。

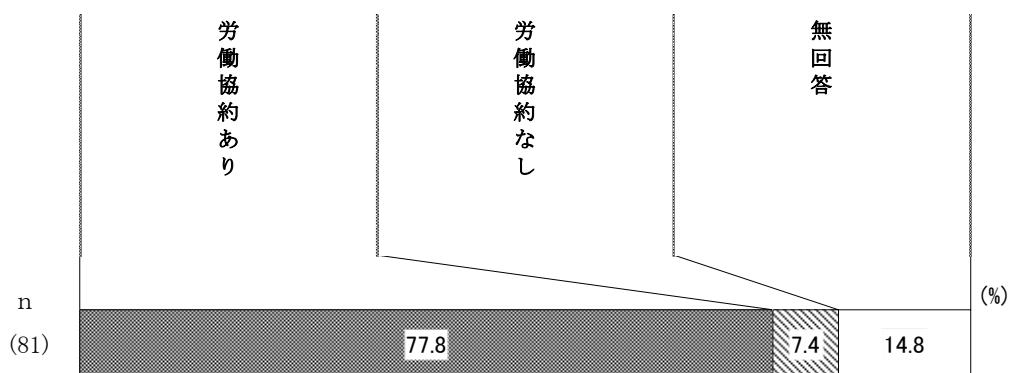
図表1-5-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「ない」は労働者数が少ないほど多い傾向にあり、9人以下では約9割が「ない」と回答している。

1-6 労働協約の有無

図表1-6 労働協約の有無



※産業分類別、事業所常用労働者数別は基準が少ないとグラフを掲載していない。

「1-5 労働組合の有無」で労働組合が「ある」と回答した81事業所に労働協約の有無を聞いたところ、「労働協約あり」が77.8%、「労働協約なし」は7.4%である。

1－7 企業の常用労働者数

図表1－7－1－1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

調査数	企業の常用労働者数(全体)	平均値(人)	中央値(人)								
	9人以下	10人	20人	30人	40人	60人以上	無回答				
全 体	758	48.9	12.7	4.6	3.0	2.6	10.7	17.4	118.0	7.0	
平成19年度	703	54.6	18.1	5.8	3.0	1.8	10.1	6.5	115.3	7.0	
農業・林業	1	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	
建設業	91	50.5	14.3	12.1	6.6	2.2	5.5	8.8	16.5	9.0	
製造業	171	52.0	20.5	3.5	3.5	3.5	6.4	10.5	46.0	8.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	45.5	27.3	9.1	—	—	18.2	—	27.8	10.0	
情報通信業	4	50.0	—	—	—	—	25.0	25.0	81.3	2.0	
運輸業・郵便業	33	12.1	12.1	6.1	12.1	9.1	33.3	15.2	643.7	38.5	
卸売業・小売業	116	46.6	9.5	3.4	2.6	1.7	17.2	19.0	257.9	7.0	
金融業・保険業	23	39.1	4.3	—	—	—	17.4	39.1	266.7	3.5	
不動産業・物品販賣業	60	65.0	1.7	—	1.7	—	5.0	26.7	39.2	3.0	
学術研究・専門・技術サービス業	40	55.0	17.5	—	—	—	7.5	20.0	24.0	6.0	
宿泊業・飲食サービス業	59	66.1	3.4	1.7	3.4	—	3.4	22.0	8.3	3.0	
生活関連サービス業・娯楽業	35	51.4	2.9	8.6	—	—	11.4	25.7	94.7	4.5	
教育・学習支援業	22	36.4	18.2	13.6	—	4.5	9.1	18.2	273.8	14.0	
医療・福祉	55	40.0	10.9	7.3	1.8	5.5	16.4	18.2	94.5	10.0	
複合サービス業	11	36.4	18.2	—	—	—	—	45.5	6.2	5.0	
その他	26	38.5	23.1	—	—	11.5	15.4	11.5	188.1	11.0	
事 動業	4人以下	143	69.2	2.1	0.7	—	1.4	5.6	21.0	44.7	3.0
業 所	5~9人	119	58.0	10.1	0.8	2.5	2.5	14.3	11.8	178.8	8.0
常 別	10~19人	95	3.2	50.5	5.3	5.3	2.1	21.1	12.6	179.5	18.0
用 労	20~29人	39	—	—	46.2	7.7	10.3	17.9	17.9	231.8	29.0
	30人以上	46	—	—	—	19.6	13.0	52.2	15.2	652.9	75.0
	無回答	316	63.3	10.4	3.2	0.9	0.9	1.6	19.6	8.8	4.0

企業の常用労働者数（全体）は、「9人以下」が48.9%で最も多く、中央値は7人である。

過去調査と比べて、「9人以下」は平成19年度から5.7%減少し、今回調査では5割を下回った。平均値及び中央値の差は、上記のとおり僅少である。

産業分類別にみると、運輸業・郵便業の中央値が38.5人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は75人となっている。

図表1-7-1-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位:%)

産業分類別	調査数	企業の常用労働者数(全体)							平均値 (人)	中央値 (人)
		9人以下	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	60人以上	無回答		
全 体	758	61.2	7.8	1.7	1.1	0.9	1.2	26.1	7.0	3.0
農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
建設業	91	62.6	12.1	4.4	2.2	-	-	18.7	6.6	4.0
製造業	171	69.0	9.4	1.2	1.2	0.6	0.6	18.1	6.0	3.5
電気・ガス・熱供給・水道業	11	72.7	18.2	-	-	-	-	9.1	6.0	4.5
情報通信業	4	75.0	-	-	-	-	-	25.0	4.0	2.0
運輸業・郵便業	33	45.5	18.2	3.0	-	6.1	6.1	21.2	15.6	8.0
卸売業・小売業	116	60.3	6.9	0.9	0.9	-	0.9	30.2	6.1	3.0
金融業・保険業	23	47.8	-	-	4.3	4.3	-	43.5	7.2	2.0
不動産業・物品販貸業	60	66.7	-	-	-	-	1.7	31.7	8.1	2.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	67.5	2.5	-	-	-	-	30.0	3.4	2.0
宿泊業・飲食サービス業	59	62.7	1.7	-	1.7	-	-	33.9	3.3	2.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	48.6	-	2.9	-	5.7	-	42.9	8.2	2.5
教育・学習支援業	22	50.0	22.7	4.5	-	4.5	-	18.2	9.3	7.0
医療・福祉	55	52.7	9.1	5.5	1.8	-	5.5	25.5	10.7	3.0
複合サービス業	11	63.6	-	-	-	-	-	36.4	4.4	3.0
その他	26	53.8	15.4	-	-	-	3.8	26.9	10.6	5.0
事 動 業	4人以下	143	71.3	0.7	-	-	-	0.7	27.3	2.4
者 所	5~9人	119	68.9	4.2	1.7	0.8	-	0.8	23.5	5.3
数 常 別	10~19人	95	58.9	16.8	1.1	2.1	1.1	1.1	18.9	9.2
用 労	20~29人	39	38.5	33.3	10.3	2.6	2.6	-	12.8	11.9
	30人以上	46	19.6	23.9	8.7	6.5	10.9	6.5	23.9	25.6
	無回答	316	63.3	4.1	0.6	0.3	-	0.9	30.7	5.5
										3.0

三郷市民の企業の常用労働者数（全体）は、「9人以下」が61.2%で最も多く、中央値は3人である。

産業分類別にみると、左ページ図表1-7-1-1（従業員の住所を問わず）と同様に、運輸業・郵便業の中央値が8人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表1-7-1-1（従業員の住所を問わず）の30人以上の中央値75人に対して、うち三郷市民の従業員数の中央値は17人となっている。

第1章 事業所の概要について

図表1-7-2-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	企業の常用労働者数(男性)							平均値 (人)	中央値 (人)	
		9人以下	10人	20人	30人	40人	60人以上	無回答			
全 体	758	54.9	8.0	4.5	1.5	2.1	7.7	21.4	69.0	4.0	
平成19年度	703	63.2	12.8	4.8	1.4	1.7	8.1	8.0	69.8	6.0	
農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
建設業	91	49.5	16.5	9.9	3.3	4.4	2.2	14.3	13.8	7.5	
製造業	171	60.2	13.5	6.4	0.6	2.3	4.7	12.3	26.3	5.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	72.7	-	9.1	-	-	18.2	-	24.7	8.0	
情報通信業	4	50.0	-	-	-	-	25.0	25.0	54.7	1.0	
運輸業・郵便業	33	15.2	9.1	15.2	9.1	3.0	33.3	15.2	531.1	35.5	
卸売業・小売業	116	50.0	5.2	4.3	-	2.6	11.2	26.7	109.2	5.0	
金融業・保険業	23	43.5	-	-	-	-	17.4	39.1	164.6	2.0	
不動産業・物品販賣業	60	63.3	-	1.7	-	-	5.0	30.0	25.2	2.0	
学術研究・専門・技術サービス業	40	65.0	2.5	-	-	-	5.0	27.5	16.3	3.0	
宿泊業・飲食サービス業	59	67.8	1.7	-	-	1.7	1.7	27.1	4.9	2.0	
生活関連サービス業・娯楽業	35	54.3	2.9	2.9	-	-	8.6	31.4	40.2	2.0	
教育・学習支援業	22	63.6	4.5	-	4.5	-	4.5	22.7	102.9	3.0	
医療・福祉	55	56.4	10.9	1.8	1.8	3.6	5.5	20.0	24.1	3.0	
複合サービス業	11	45.5	-	-	-	-	-	54.5	4.2	3.0	
その他	26	46.2	15.4	-	7.7	3.8	15.4	11.5	159.2	8.0	
事 働 業 者 所 数 常 別 用 労	4人以下	143	65.7	2.1	0.7	0.7	1.4	3.5	25.9	14.6	2.0
	5~9人	119	62.2	5.9	4.2	-	0.8	9.2	17.6	42.3	6.0
	10~19人	95	30.5	26.3	7.4	1.1	2.1	15.8	16.8	121.8	13.0
	20~29人	39	5.1	25.6	23.1	5.1	10.3	10.3	20.5	108.8	25.0
	30人以上	46	-	2.2	8.7	15.2	13.0	43.5	17.4	550.9	64.5
	無回答	316	68.7	4.7	2.5	-	0.3	0.9	22.8	6.1	3.0

企業の常用労働者数（男性）は、「9人以下」が54.9%で最も多く、中央値は4人である。

過去調査と比べて、「9人以下」は平成19年度から8.3%減少し、今回調査では6割を下回った。中央値は平成19年度から2人減少した。平均値の差は、上記のとおり僅少である。

産業分類別にみると、運輸業・郵便業の中央値が35.5人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は64.5人となっている。

図表1-7-2-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位: %)

産業分類別	調査数	企業の常用労働者数(男性)							平均値 (人)	中央値 (人)
		9人以下	10人	20人	30人	40人	60人以上	無回答		
全 体	758	64.9	4.6	1.5	0.3	0.5	0.4	27.8	4.4	2.0
農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
建設業	91	61.5	11.0	4.4	-	-	-	23.1	5.6	3.0
製造業	171	74.3	5.8	0.6	-	0.6	0.6	18.1	4.2	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	11	81.8	9.1	-	-	-	-	9.1	4.5	3.5
情報通信業	4	75.0	-	-	-	-	-	25.0	2.3	1.0
運輸業・郵便業	33	51.5	12.1	3.0	6.1	3.0	3.0	21.2	12.7	6.0
卸売業・小売業	116	62.9	2.6	2.6	-	-	-	31.9	3.2	2.0
金融業・保険業	23	47.8	4.3	4.3	-	-	-	43.5	3.7	1.0
不動産業・物品販賣業	60	63.3	-	-	-	-	1.7	35.0	7.3	1.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	60.0	2.5	-	-	-	-	37.5	1.8	1.0
宿泊業・飲食サービス業	59	66.1	-	-	-	-	-	33.9	1.4	1.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	48.6	2.9	2.9	-	2.9	-	42.9	5.5	2.0
教育・学習支援業	22	77.3	-	-	-	-	-	22.7	2.1	2.0
医療・福祉	55	70.9	3.6	-	-	-	-	25.5	2.3	0.0
複合サービス業	11	54.5	-	-	-	-	-	45.5	2.2	1.0
その他	26	61.5	7.7	-	-	3.8	-	26.9	6.9	3.0
事業所常別用労	4人以下	143	67.8	1.4	-	-	-	30.8	1.1	1.0
	5~9人	119	72.3	0.8	0.8	-	-	26.1	2.7	2.0
	10~19人	95	69.5	8.4	2.1	-	-	20.0	4.5	3.0
	20~29人	39	56.4	20.5	7.7	-	-	15.4	7.2	5.0
	30人以上	46	30.4	23.9	8.7	4.3	6.5	2.2	23.9	18.0
	無回答	316	65.5	1.6	0.3	-	0.3	0.6	31.6	4.0
										2.0

三郷市民の企業の常用労働者数(男性)は、「9人以下」が64.9%で最も多く、中央値は2人である。

産業分類別にみると、左ページ図表1-7-2-1（従業員の住所を問わず）と同様に、運輸業・郵便業の中央値が6人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表1-7-2-1（従業員の住所を問わず）の30人以上の中央値64.5人に対して、うち三郷市民の従業員数の中央値は13人となっている。

第1章 事業所の概要について

図表1-7-3-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	企業の常用労働者数(女性)							平均値 (人)	中央値 (人)
		9人以下	10人	20人	30人	40人	60人以上	無回答		
全 体	758	66.6	4.9	1.7	0.4	0.5	4.7	21.1	28.0	2.0
平成19年度	703	82.5	3.1	0.7	0.7	0.6	4.3	8.1	25.9	1.0
農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-
建設業	91	85.7	-	-	-	-	-	14.3	1.8	1.0
製造業	171	78.4	5.3	1.8	-	0.6	1.2	12.9	5.9	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	11	100.0	-	-	-	-	-	-	2.7	2.0
情報通信業	4	50.0	-	-	-	-	25.0	25.0	26.7	1.0
運輸業・郵便業	33	54.5	15.2	3.0	-	3.0	9.1	15.2	112.4	5.0
卸売業・小売業	116	57.8	5.2	0.9	0.9	-	9.5	25.9	44.0	2.0
金融業・保険業	23	43.5	-	-	4.3	-	13.0	39.1	102.1	2.0
不動産業・物品販貸業	60	63.3	-	-	-	-	5.0	31.7	22.0	1.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	67.5	2.5	-	-	-	2.5	27.5	5.7	2.0
宿泊業・飲食サービス業	59	69.5	1.7	5.1	-	-	-	23.7	2.7	1.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	54.3	2.9	2.9	-	-	5.7	34.3	16.0	1.0
教育・学習支援業	22	50.0	18.2	4.5	-	-	9.1	18.2	175.1	7.5
医療・福祉	55	49.1	16.4	3.6	1.8	1.8	10.9	16.4	41.3	5.5
複合サービス業	11	45.5	-	-	-	-	-	54.5	2.4	2.0
その他	26	65.4	3.8	3.8	-	3.8	7.7	15.4	30.0	3.0
事業所常別用労	4人以下	143	66.4	2.8	-	0.7	-	2.8	27.3	21.4
	5~9人	119	68.9	4.2	2.5	0.8	-	5.9	17.6	18.8
	10~19人	95	54.7	10.5	4.2	-	1.1	12.6	16.8	44.5
	20~29人	39	48.7	15.4	5.1	-	2.6	7.7	20.5	124.7
	30人以上	46	39.1	17.4	2.2	-	4.3	19.6	17.4	118.9
	無回答	316	75.6	1.3	0.9	0.3	-	0.3	21.5	3.2
										1.0

企業の常用労働者数（女性）は、「9人以下」が66.6%で最も多く、中央値は2人である。

過去調査と比べて、「9人以下」は平成19年度から15.9%減少し、今回調査では7割を下回った。中央値は平成19年度から1人増加し、平均値も2.1人増加している。

産業分類別にみると、教育・学習支援業の中央値が7.5人で最も多く、医療・福祉5.5人、運輸業・郵便業5人の順に続いている。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は10人となっている。

図表1-7-3-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位:%)

産業分類別	調査数	企業の常用労働者数(女性)							平均値（人）	中央値（人）	
		9人以下 109人	119人	229人	339人	449人	60人以上	無回答			
全 体	758	68.7	2.0	0.7	0.3	0.3	0.3	27.8	2.8	1.0	
農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	
建設業	91	75.8	-	-	-	-	-	24.2	1.0	1.0	
製造業	171	79.5	0.6	0.6	-	-	-	19.3	1.7	1.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	90.9	-	-	-	-	-	9.1	1.5	1.0	
情報通信業	4	75.0	-	-	-	-	-	25.0	1.7	1.0	
運輸業・郵便業	33	72.7	6.1	-	-	-	-	21.2	2.4	1.0	
卸売業・小売業	116	69.0	1.7	-	-	-	-	29.3	1.5	1.0	
金融業・保険業	23	47.8	4.3	4.3	-	-	-	43.5	3.5	1.0	
不動産業・物品販貸業	60	63.3	-	-	-	-	1.7	35.0	7.3	1.0	
学術研究・専門・技術サービス業	40	62.5	-	-	-	-	-	37.5	1.6	1.0	
宿泊業・飲食サービス業	59	64.4	1.7	-	-	-	-	33.9	1.4	0.0	
生活関連サービス業・娯楽業	35	42.9	8.6	-	-	-	-	48.6	2.9	1.0	
教育・学習支援業	22	63.6	13.6	4.5	-	-	-	18.2	5.4	3.5	
医療・福祉	55	61.8	3.6	3.6	1.8	3.6	1.8	23.6	8.5	2.0	
複合サービス業	11	54.5	-	-	-	-	-	45.5	2.7	2.0	
その他	26	69.2	-	-	3.8	-	-	26.9	3.7	2.0	
事業所常用労働者数別	4人以下	143	67.1	-	-	0.7	-	32.2	1.2	0.0	
	5~9人	119	71.4	-	0.8	0.8	0.8	-	26.1	2.4	1.0
	10~19人	95	74.7	5.3	1.1	-	-	-	18.9	3.0	2.0
	20~29人	39	71.8	7.7	5.1	-	-	-	15.4	4.6	2.0
	30人以上	46	63.0	6.5	2.2	2.2	-	2.2	23.9	6.7	2.0
	無回答	316	67.1	1.3	-	-	-	0.3	31.3	2.6	1.0

三郷市民の企業の常用労働者数（女性）は、「9人以下」が68.7%で最も多く、中央値は1人である。

産業分類別にみると、左ページ図表1-7-3-1（従業員の住所を問わず）と同様に、教育・学習支援業の中央値が3.5人で最も多いものの、他産業分類との差は僅少である。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表1-7-3-1（従業員の住所を問わず）の30人以上の中の中央値10人に対して、うち三郷市民の従業員数の中央値は2人となっている。

1-8 事業所の常用労働者数

図表1-8-1-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	事業所の常用労働者数(全体)									平均値(人)	中央値(人)
		0人	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～59人	60人以上	無回答		
全 体	758	2.2	16.6	15.7	12.5	5.1	2.4	1.3	2.4	41.7	13.7	7.0
平成19年度	703	1.0	33.1	27.2	19.2	5.1	2.1	1.0	1.4	9.8	11.9	6.0
農業・林業	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	3.0	3.0
建設業	91	1.1	11.0	18.7	13.2	8.8	5.5	2.2	2.2	37.4	15.8	10.0
製造業	171	1.2	9.9	18.1	9.9	4.1	1.2	0.6	2.9	52.0	14.9	7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	11	-	9.1	-	27.3	9.1	-	-	9.1	45.5	23.5	14.5
情報通信業	4	-	-	-	25.0	-	-	-	-	75.0	18.0	18.0
運輸業・郵便業	33	-	-	15.2	18.2	15.2	12.1	9.1	12.1	18.2	30.7	25.0
卸売業・小売業	116	2.6	19.0	24.1	15.5	4.3	1.7	-	-	32.8	8.7	7.0
金融業・保険業	23	4.3	30.4	4.3	17.4	13.0	4.3	-	-	26.1	10.5	9.0
不動産業・物品販賣業	60	11.7	18.3	10.0	5.0	-	-	-	-	55.0	3.8	3.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	-	32.5	15.0	12.5	-	-	2.5	-	37.5	7.4	4.0
宿泊業・飲食サービス業	59	1.7	18.6	3.4	3.4	1.7	1.7	-	1.7	67.8	9.9	3.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	2.9	31.4	17.1	8.6	2.9	-	-	2.9	34.3	10.8	3.0
教育・学習支援業	22	4.5	18.2	-	22.7	13.6	-	4.5	-	36.4	13.6	15.0
医療・福祉	55	-	21.8	25.5	14.5	5.5	3.6	-	5.5	23.6	15.3	6.0
複合サービス業	11	-	18.2	18.2	18.2	9.1	-	-	-	36.4	8.3	6.0
その他	26	-	15.4	3.8	23.1	3.8	3.8	7.7	3.8	38.5	30.3	13.0
事業所常用労働者数別	4人以下	143	11.9	88.1	-	-	-	-	-	-	2.1	2.0
	5～9人	119	-	-	100.0	-	-	-	-	-	6.6	6.0
	10～19人	95	-	-	-	100.0	-	-	-	-	13.8	14.0
	20～29人	39	-	-	-	-	100.0	-	-	-	23.2	23.0
	30人以上	46	-	-	-	-	-	39.1	21.7	39.1	-	60.0
	無回答	316	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-

事業所の常用労働者数（全体）は、「1～4人」が16.6%で最も多く、「5～9人」15.7%、「10～19人」12.5%の順に続いており、中央値は7人である。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度から1人増加し、平均値も1.8人増加している。

産業分類別にみると、運輸業・郵便業の中央値が25人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は43.5人となっている。

図表1-8-1-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位: %)

	調査数	事業所の常用労働者数(全体)									平均値 (人)	中央値 (人)
		0人	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～59人	60人以上	無回答		
全 体	758	7.5	25.2	8.8	5.5	1.5	0.3	0.5	0.3	50.4	5.5	2.0
産業分類別	農業・林業	1	-	100.0	-	-	-	-	-	-	3.0	3.0
	建設業	91	5.5	26.4	11.0	11.0	2.2	2.2	-	-	41.8	7.1
	製造業	171	2.9	18.7	12.3	3.5	1.2	-	0.6	0.6	60.2	6.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	9.1	18.2	9.1	18.2	-	-	-	-	45.5	6.2
	情報通信業	4	-	25.0	-	-	-	-	-	-	75.0	2.0
	運輸業・郵便業	33	-	24.2	21.2	18.2	12.1	-	-	-	24.2	9.4
	卸売業・小売業	116	11.2	31.9	8.6	1.7	0.9	-	-	-	45.7	3.1
	金融業・保険業	23	4.3	39.1	-	8.7	4.3	-	-	-	43.5	5.1
	不動産業・物品販貸業	60	10.0	25.0	3.3	-	-	-	-	-	61.7	2.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	7.5	32.5	7.5	2.5	-	-	-	-	50.0	2.8
	宿泊業・飲食サービス業	59	10.2	13.6	3.4	1.7	-	-	-	-	71.2	2.8
	生活関連サービス業・娯楽業	35	14.3	25.7	5.7	5.7	-	-	2.9	-	45.7	6.1
	教育・学習支援業	22	13.6	22.7	4.5	13.6	-	-	4.5	-	40.9	6.7
	医療・福祉	55	9.1	30.9	9.1	9.1	-	-	1.8	1.8	38.2	7.3
	複合サービス業	11	18.2	36.4	-	-	-	-	-	-	45.5	1.3
	その他	26	7.7	23.1	11.5	7.7	3.8	-	-	-	46.2	6.3
事業所常用労働者数別用労	4人以下	143	26.6	52.4	-	-	-	-	-	-	21.0	1.3
	5～9人	119	7.6	48.7	22.7	-	-	-	-	-	21.0	3.1
	10～19人	95	8.4	36.8	26.3	14.7	-	-	-	-	13.7	5.2
	20～29人	39	2.6	30.8	17.9	30.8	5.1	-	-	-	12.8	8.4
	30人以上	46	2.2	13.0	6.5	34.8	19.6	4.3	8.7	4.3	6.5	20.3
	無回答	316	-	1.6	1.6	-	-	-	-	-	96.8	4.0

三郷市民の事業所の常用労働者数（全体）は、「1～4人」が25.2%で最も多く、「5～9人」8.8%、「0人」7.5%の順に続いており、中央値は2人である。

産業分類別にみると、左ページ図表1-8-1-1（従業員の住所を問わず）と同様に、運輸業・郵便業の中央値が7人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表1-8-1-1（従業員の住所を問わず）の30人以上の中央値43.5人に対して、うち三郷市民の従業員数の中央値は17人となっている。

第1章 事業所の概要について

図表1-8-2-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	事業所の常用労働者数(男性)					平均値（人）	中央値（人）
		9人以下	10~19人	20~29人	30人以上	無回答		
全 体	758	40.2	9.4	2.6	4.1	43.7	10.3	5.0
平成19年度	703	69.3	13.7	3.4	3.6	10.1	9.2	5.0
農業・林業	1	100.0	—	—	—	—	2.0	2.0
建設業	91	27.5	16.5	6.6	7.7	41.8	14.8	10.0
製造業	171	32.7	10.5	1.8	3.5	51.5	12.7	6.0
電気・ガス・熱供給・水道業	11	27.3	9.1	9.1	9.1	45.5	21.0	12.5
情報通信業	4	—	25.0	—	—	75.0	11.0	11.0
運輸業・郵便業	33	21.2	15.2	21.2	24.2	18.2	27.2	22.0
卸売業・小売業	116	49.1	12.9	1.7	—	36.2	6.4	5.0
金融業・保険業	23	60.9	13.0	—	—	26.1	3.9	1.0
不動産業・物品賃貸業	60	41.7	—	—	—	58.3	2.1	2.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	52.5	2.5	—	2.5	42.5	5.1	2.0
宿泊業・飲食サービス業	59	25.4	1.7	—	1.7	71.2	6.1	2.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	54.3	8.6	—	2.9	34.3	7.3	2.0
教育・学習支援業	22	59.1	—	—	4.5	36.4	4.6	3.0
医療・福祉	55	67.3	3.6	1.8	1.8	25.5	4.7	2.0
複合サービス業	11	45.5	9.1	—	—	45.5	5.5	2.5
その他	26	26.9	19.2	—	15.4	38.5	26.3	10.5
事業所常用労働者数別	4人以下	143	93.7	—	—	6.3	1.3	1.0
	5~9人	119	96.6	—	—	3.4	4.7	5.0
	10~19人	95	47.4	51.6	—	1.1	9.5	10.0
	20~29人	39	15.4	53.8	28.2	—	16.1	18.0
	30人以上	46	6.5	2.2	19.6	67.4	4.3	41.0
	無回答	316	0.6	—	—	—	99.4	3.5

事業所の常用労働者数（男性）は、「9人以下」が40.2%で最も多く、中央値は5人である。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度と変わりなく、平均値は1.1人増加している。

産業分類別にみると、運輸業・郵便業の中央値が22人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は41人となっている。

図表1-8-2-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位: %)

産業分類別	調査数	事業所の常用労働者数(男性)					平均値（人）	中央値（人）
		9人以下 10人 11人 19人	10人 11人 29人	20人 22人	30人以上	無回答		
全 体	758	44.3	3.2	0.9	0.4	51.2	3.5	1.0
農業・林業	1	100.0	-	-	-	-	2.0	2.0
建設業	91	42.9	9.9	3.3	-	44.0	6.0	3.0
製造業	171	36.3	1.8	0.6	1.2	60.2	5.3	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	11	45.5	9.1	-	-	45.5	4.5	3.5
情報通信業	4	25.0	-	-	-	75.0	0.0	0.0
運輸業・郵便業	33	48.5	18.2	9.1	-	24.2	8.0	5.0
卸売業・小売業	116	53.4	-	-	-	46.6	1.6	1.0
金融業・保険業	23	56.5	-	-	-	43.5	0.3	0.0
不動産業・物品販貸業	60	36.7	-	-	-	63.3	1.0	1.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	45.0	2.5	-	-	52.5	1.5	1.0
宿泊業・飲食サービス業	59	30.5	-	-	-	69.5	1.0	1.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	48.6	2.9	-	2.9	45.7	4.4	1.0
教育・学習支援業	22	59.1	-	-	-	40.9	1.5	1.0
医療・福祉	55	60.0	-	-	-	40.0	1.4	0.0
複合サービス業	11	45.5	-	-	-	54.5	0.4	0.0
その他	26	42.3	11.5	-	-	46.2	4.3	1.5
事 動 業 者 所 数 常 別 用 労	4人以下	143	76.2	-	-	23.8	0.7	1.0
	5~9人	119	77.3	-	-	22.7	1.9	2.0
	10~19人	95	82.1	5.3	-	12.6	2.9	2.0
	20~29人	39	69.2	12.8	2.6	-	15.4	5.0
	30人以上	46	41.3	30.4	13.0	6.5	8.7	12.0
	無回答	316	3.5	-	-	-	96.5	3.4

三郷市民の事業所の常用労働者数（男性）は、「9人以下」が44.3%で最も多く、中央値は1人である。

産業分類別にみると、左ページ図表1-8-2-1（従業員の住所を問わず）と同様に、運輸業・郵便業の中央値が5人で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表1-8-2-1（従業員の住所を問わず）の30人以上の中央値41人に対して、うち三郷市民の従業員数の中央値は12人となっている。

第1章 事業所の概要について

図表1-8-3-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	事業所の常用労働者数(女性)					平均値(人)	中央値(人)	比率性・労中労者央者値の
		9人以下	10人	20人	30人以上	無回答			
全 体	758	51.7	3.6	0.7	0.4	43.7	3.4	2.0	22.7
平成19年度	703	87.2	1.8	0.3	0.4	10.2	2.6	1.0	20.0
農業・林業	1	100.0	-	-	-	-	1.0	1.0	33.3
建設業	91	58.2	-	-	-	41.8	1.7	1.0	10.7
製造業	171	45.6	2.3	-	-	52.0	2.6	2.0	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	11	54.5	-	-	-	45.5	2.5	3.0	10.5
情報通信業	4	25.0	-	-	-	75.0	7.0	7.0	38.9
運輸業・郵便業	33	78.8	3.0	-	-	18.2	3.5	3.0	11.4
卸売業・小売業	116	61.2	2.6	-	-	36.2	2.2	1.0	17.1
金融業・保険業	23	60.9	4.3	4.3	4.3	26.1	6.6	2.0	63.9
不動産業・物品賃貸業	60	41.7	1.7	-	-	56.7	1.9	1.0	50.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	55.0	-	-	-	45.0	2.5	1.0	34.5
宿泊業・飲食サービス業	59	25.4	3.4	-	-	71.2	2.9	1.0	27.5
生活関連サービス業・娯楽業	35	57.1	2.9	-	2.9	37.1	3.6	1.0	34.2
教育・学習支援業	22	36.4	27.3	4.5	-	31.8	8.3	9.0	77.8
医療・福祉	55	61.8	9.1	3.6	1.8	23.6	6.9	4.0	66.7
複合サービス業	11	45.5	9.1	-	-	45.5	4.0	1.0	51.7
その他	26	50.0	7.7	3.8	-	38.5	5.5	3.0	14.7
事業所常用労働者数別	4人以下	143	92.3	-	-	7.7	0.8	1.0	33.3
	5~9人	119	95.8	-	-	4.2	1.9	1.0	20.0
	10~19人	95	87.4	11.6	-	1.1	4.3	3.0	22.3
	20~29人	39	74.4	20.5	5.1	-	7.0	6.0	24.0
	30人以上	46	65.2	17.4	6.5	6.5	4.3	10.0	6.0
	無回答	316	1.3	-	-	-	98.7	3.0	1.5

事業所の常用労働者数（女性）は、「9人以下」が51.7%で最も多く、中央値は2人である。女性の割合の中央値は22.7%となっている。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度から1人増加し、平均値も0.8人増加している。女性の割合の中央値は、平成19年度から2.7%増加した。

産業分類別にみると、女性の割合の中央値は、教育・学習支援業が77.8%で最も多く、医療・福祉66.7%、金融業・保険業63.9%等の順に続いている。

事業所常用労働者数別にみると、女性の割合の中央値は、4人以下で33.3%、30人以上で10.9%となっている。

図表1-8-3-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位: %)

産業分類別	調査数	事業所の常用労働者数(女性)					平均値（人）	中央値（人）	比率性・労働者数の中央値の
		9人以下	10人	20人	30人以上	無回答			
全 体	758	46.6	1.5	0.3	0.1	51.6	1.7	1.0	31.7
農業・林業	1	100.0	—	—	—	—	1.0	1.0	33.3
建設業	91	56.0	—	—	—	44.0	0.9	1.0	11.3
製造業	171	39.2	—	—	—	60.8	1.4	1.0	22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	11	54.5	—	—	—	45.5	1.7	1.5	40.0
情報通信業	4	25.0	—	—	—	75.0	2.0	2.0	100.0
運輸業・郵便業	33	75.8	—	—	—	24.2	1.2	1.0	16.7
卸売業・小売業	116	50.0	1.7	0.9	—	47.4	1.4	0.0	18.4
金融業・保険業	23	43.5	8.7	4.3	—	43.5	4.8	2.0	100.0
不動産業・物品賃貸業	60	38.3	—	—	—	61.7	1.1	1.0	50.0
学術研究・専門・技術サービス業	40	47.5	—	—	—	52.5	1.2	1.0	37.5
宿泊業・飲食サービス業	59	27.1	1.7	—	—	71.2	1.8	0.0	50.0
生活関連サービス業・娯楽業	35	42.9	5.7	—	—	51.4	1.8	0.0	11.0
教育・学習支援業	22	54.5	9.1	—	—	36.4	2.6	0.5	68.4
医療・福祉	55	56.4	1.8	—	1.8	40.0	3.9	2.0	89.2
複合サービス業	11	45.5	—	—	—	54.5	1.0	1.0	100.0
その他	26	50.0	3.8	—	—	46.2	2.0	1.0	31.8
事業所常用労働者数別	4人以下	143	74.1	—	—	25.9	0.5	0.0	50.0
	5~9人	119	77.3	—	—	22.7	1.1	1.0	25.0
	10~19人	95	82.1	4.2	—	13.7	2.2	1.0	33.3
	20~29人	39	74.4	10.3	—	15.4	3.1	2.0	50.0
	30人以上	46	78.3	6.5	4.3	2.2	8.7	4.4	14.3
	無回答	316	3.8	—	—	—	96.2	1.2	1.0
									27.8

三郷市民の事業所の常用労働者数（女性）は、「9人以下」が46.6%で最も多く、中央値は1人である。女性の割合の中央値は、図表1-8-3-1（従業員の住所を問わず）の22.7%に対して、31.7%と9%増加している。

産業分類別にみると、女性の割合の中央値は、金融業・保険業が平均値と併せて高い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表1-8-3-1（従業員の住所を問わず）の女性の割合の中央値4人以下33.3%、30人以上10.9%に対して、4人以下50.0%、30人以上14.3%と、女性労働者の占める割合が増加する傾向にある。

第1章 事業所の概要について

1-9 管理職人数

図表1-9-1-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	うち管理職人数(全体)							平均値 (人)	中央値 (人)	
		0人	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上	無回答			
全 体	758	8.2	33.2	12.7	5.5	1.7	0.7	38.0	3.0	2.0	
平成19年度	703	3.1	40.4	14.2	4.7	1.1	0.6	35.8	2.8	2.0	
農業・林業	1	-	-	100.0	-	-	-	-	3.0	3.0	
建設業	91	7.7	36.3	16.5	12.1	3.3	-	24.2	3.0	2.0	
製造業	171	5.3	24.6	16.4	7.6	2.9	0.6	42.7	3.5	2.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	9.1	45.5	9.1	-	-	-	36.4	1.7	2.0	
情報通信業	4	-	50.0	-	-	-	-	50.0	2.0	2.0	
運輸業・郵便業	33	6.1	30.3	27.3	6.1	3.0	-	27.3	2.9	2.5	
卸売業・小売業	116	15.5	31.9	8.6	6.0	-	1.7	36.2	3.8	1.5	
金融業・保険業	23	4.3	56.5	8.7	-	-	-	30.4	1.6	1.0	
不動産業・物品販賣業	60	8.3	31.7	8.3	1.7	-	-	50.0	1.6	1.0	
学術研究・専門・技術サービス業	40	-	47.5	10.0	5.0	-	2.5	35.0	4.5	2.0	
宿泊業・飲食サービス業	59	5.1	30.5	5.1	-	1.7	-	57.6	2.0	1.0	
生活関連サービス業・娯楽業	35	14.3	22.9	14.3	-	-	-	48.6	1.6	1.0	
教育・学習支援業	22	9.1	45.5	18.2	9.1	-	-	18.2	2.2	1.5	
医療・福祉	55	7.3	40.0	12.7	5.5	3.6	-	30.9	2.6	1.5	
複合サービス業	11	9.1	45.5	9.1	-	-	-	36.4	1.3	1.0	
その他	26	15.4	34.6	3.8	3.8	3.8	3.8	34.6	3.6	2.0	
事 働 業 者 所 数 常 別 用 労	4人以下	143	25.2	35.7	4.9	1.4	-	0.7	32.2	1.6	1.0
	5～9人	119	11.8	47.9	15.1	3.4	-	0.8	21.0	2.9	2.0
	10～19人	95	7.4	43.2	24.2	11.6	1.1	1.1	11.6	3.3	2.0
	20～29人	39	7.7	30.8	33.3	23.1	2.6	-	2.6	3.3	3.0
	30人以上	46	2.2	26.1	19.6	17.4	23.9	4.3	6.5	7.6	4.0
	無回答	316	0.3	25.0	8.2	2.5	-	-	63.9	2.2	2.0

管理職人数（全体）は、「1～2人」が33.2%で最も多く、「3～4人」12.7%、「0人」8.2%等の順に続いており、中央値は2人である。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度と変わりなく、平均値の差は上記のとおり僅少である。

産業分類別にみると、運輸業・郵便業の中央値が2.5人と多いものの、他産業分類との差は僅少である。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は4人となっている。

図表1-9-1-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位: %)

	調査数	うち管理職人数(全体)							平均値(人)	中央値(人)
		0人	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上	無回答		
全 体	758	17.0	20.8	5.8	1.2	0.1	—	55.0	1.3	1.0
産業分類別	農業・林業	1	—	—	100.0	—	—	—	3.0	3.0
	建設業	91	9.9	30.8	11.0	3.3	—	—	45.1	1.8
	製造業	171	10.5	21.1	10.5	1.8	—	—	56.1	1.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	27.3	9.1	9.1	—	—	—	54.5	1.0
	情報通信業	4	25.0	25.0	—	—	—	—	50.0	1.0
	運輸業・郵便業	33	27.3	18.2	6.1	—	—	—	48.5	0.8
	卸売業・小売業	116	29.3	12.1	0.9	—	—	—	57.8	0.5
	金融業・保険業	23	21.7	26.1	—	—	—	—	52.2	0.6
	不動産業・物品賃貸業	60	11.7	23.3	5.0	1.7	—	—	58.3	1.4
	学術研究・専門・技術サービス業	40	15.0	25.0	2.5	—	—	—	57.5	0.9
	宿泊業・飲食サービス業	59	6.8	18.6	—	1.7	—	—	72.9	1.3
	生活関連サービス業・娯楽業	35	22.9	11.4	5.7	—	—	—	60.0	0.8
	教育・学習支援業	22	22.7	36.4	—	4.5	—	—	36.4	1.4
	医療・福祉	55	20.0	18.2	7.3	—	—	—	54.5	1.1
	複合サービス業	11	18.2	27.3	9.1	—	—	—	45.5	1.2
	その他	26	26.9	23.1	—	—	3.8	—	46.2	1.5
事業所常用労働者数別	4人以下	143	29.4	21.0	3.5	—	—	—	46.2	0.7
	5～9人	119	25.2	21.8	5.0	1.7	—	—	46.2	1.1
	10～19人	95	29.5	29.5	8.4	—	—	—	32.6	1.1
	20～29人	39	28.2	28.2	15.4	2.6	—	—	25.6	1.3
	30人以上	46	32.6	21.7	13.0	8.7	2.2	—	21.7	2.0
	無回答	316	0.9	16.8	4.1	0.6	—	—	77.5	1.9

三郷市民の管理職人数（全体）は、「1～2人」が20.8%で最も多く、「0人」17.0%、「3～4人」5.8%等の順に続いており、中央値は1人である。

産業分類別にみると、建設業の中央値が2人と多いものの、他産業分類との差は僅少である。

事業所常用労働者数別にみると、5人以上の中央値は1人となっている。

第1章 事業所の概要について

図表1-9-2-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	うち管理職人数(男性)							平均値 (人)	中央値 (人)	
		0人	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上	無回答			
全 体	758	11.6	31.9	8.3	4.0	1.3	0.5	42.3	2.4	1.0	
平成19年度	703	5.7	40.8	10.1	2.7	1.0	0.4	39.3	2.4	1.0	
農業・林業	1	—	100.0	—	—	—	—	—	2.0	2.0	
建設業	91	7.7	33.0	12.1	9.9	3.3	—	34.1	2.9	2.0	
製造業	171	6.4	28.7	12.9	6.4	1.8	0.6	43.3	3.1	2.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	18.2	45.5	—	—	—	—	36.4	1.1	1.0	
情報通信業	4	—	50.0	—	—	—	—	50.0	1.5	1.5	
運輸業・郵便業	33	6.1	39.4	21.2	6.1	3.0	—	24.2	2.7	2.0	
卸売業・小売業	116	18.1	33.6	5.2	2.6	—	0.9	39.7	2.0	1.0	
金融業・保険業	23	13.0	43.5	8.7	—	—	—	34.8	1.3	1.0	
不動産業・物品販貸業	60	11.7	25.0	3.3	—	—	—	60.0	1.0	1.0	
学術研究・専門・技術サービス業	40	5.0	40.0	7.5	2.5	—	2.5	42.5	4.3	1.0	
宿泊業・飲食サービス業	59	6.8	20.3	3.4	—	1.7	—	67.8	1.9	1.0	
生活関連サービス業・娯楽業	35	14.3	22.9	8.6	2.9	—	—	51.4	1.6	1.0	
教育・学習支援業	22	22.7	50.0	4.5	—	—	—	22.7	1.2	1.0	
医療・福祉	55	21.8	34.5	5.5	3.6	1.8	—	32.7	1.5	1.0	
複合サービス業	11	18.2	27.3	9.1	—	—	—	45.5	1.0	1.0	
その他	26	19.2	34.6	—	3.8	3.8	3.8	34.6	3.1	1.0	
事 働 業	4人以下	143	32.9	29.4	0.7	—	—	0.7	36.4	1.1	0.0
者 所	5～9人	119	16.0	45.4	11.8	2.5	—	—	24.4	1.5	1.0
数 常	10～19人	95	10.5	50.5	17.9	7.4	—	1.1	12.6	2.9	2.0
別 用	20～29人	39	12.8	41.0	20.5	17.9	2.6	—	5.1	2.8	2.0
労	30人以上	46	2.2	23.9	19.6	21.7	19.6	4.3	8.7	7.2	4.5
	無回答	316	1.9	22.5	4.4	0.9	—	—	70.3	1.7	1.0

管理職人数（男性）は、「1～2人」が31.9%で最も多く、中央値は1人である。

過去調査と比べて、平成19年度と変わりなく、中央値は1人、平均値は2.4人である。

産業分類別にみると、管理職人数（全体）と同様に、各産業分類の差は僅少である。

事業所常用労働者数別にみると、30人以上の中央値は4.5人となっている。

図表1-9-2-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位:%)

	調査数	うち管理職人数(男性)							平均値 (人)	中央値 (人)
		0人	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上	無回答		
全 体	758	20.1	20.1	2.5	0.7	0.1	－	56.6	0.9	1.0
産業分類別	農業・林業	1	－	100.0	－	－	－	－	2.0	2.0
	建設業	91	12.1	29.7	5.5	2.2	－	－	50.5	1.6
	製造業	171	14.0	22.2	6.4	1.8	－	－	55.6	1.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	27.3	18.2	－	－	－	－	54.5	0.6
	情報通信業	4	25.0	25.0	－	－	－	－	50.0	0.5
	運輸業・郵便業	33	27.3	21.2	3.0	－	－	－	48.5	0.7
	卸売業・小売業	116	30.2	12.9	－	－	－	－	56.9	0.4
	金融業・保険業	23	21.7	21.7	－	－	－	－	56.5	0.5
	不動産業・物品販貸業	60	13.3	23.3	1.7	－	－	－	61.7	0.9
	学術研究・専門・技術サービス業	40	17.5	20.0	－	－	－	－	62.5	0.6
	宿泊業・飲食サービス業	59	15.3	11.9	－	－	－	－	72.9	0.6
	生活関連サービス業・娯楽業	35	22.9	17.1	－	－	－	－	60.0	0.5
	教育・学習支援業	22	27.3	36.4	－	－	－	－	36.4	0.8
	医療・福祉	55	27.3	14.5	1.8	－	－	－	56.4	0.6
	複合サービス業	11	27.3	9.1	－	－	－	－	63.6	0.3
	その他	26	30.8	15.4	－	－	3.8	－	50.0	1.2
事業所常用労働者数別	4人以下	143	35.7	16.8	－	－	－	－	47.6	0.4
	5～9人	119	27.7	22.7	2.5	－	－	－	47.1	0.7
	10～19人	95	33.7	27.4	6.3	－	－	－	32.6	0.8
	20～29人	39	33.3	33.3	5.1	2.6	－	－	25.6	1.0
	30人以上	46	32.6	23.9	10.9	8.7	2.2	－	21.7	1.9
	無回答	316	2.5	16.1	0.9	－	－	－	80.4	1.3

三郷市民の管理職人数（男性）は、「0人」「1～2人」が20.1%で最も多く、中央値は1人である。

産業分類別及び事業所常用労働者数別の平均値及び中央値の差は、上記のとおり僅少である。

第1章 事業所の概要について

図表1-9-3-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

(単位: %)

産業分類別	調査数	うち管理職人数(女性)							平均値 (人)	中央値 (人)	合め管 ・る理 中女職 央性全 値の体 割に 占
		0人	1~2人	3~4人	5~9人	10~19人	20人以上	無回答			
全 体	758	36.8	18.2	1.7	0.4	—	—	42.9	0.5	0.0	0.0
平成19年度	703	39.8	19.9	0.6	0.1	0.1	—	39.4	0.4	0.0	0.0
事業者所別用労	農業・林業	1	—	100.0	—	—	—	—	1.0	1.0	33.3
	建設業	91	50.5	12.1	2.2	—	—	—	35.2	0.3	0.0
	製造業	171	32.7	21.1	0.6	—	—	—	45.6	0.5	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	45.5	18.2	—	—	—	—	36.4	0.3	0.0
	情報通信業	4	25.0	25.0	—	—	—	—	50.0	0.5	25.0
	運輸業・郵便業	33	60.6	12.1	—	—	—	—	27.3	0.2	0.0
	卸売業・小売業	116	44.0	11.2	0.9	1.7	—	—	42.2	0.4	0.0
	金融業・保険業	23	52.2	13.0	—	—	—	—	34.8	0.3	0.0
	不動産業・物品販貸業	60	25.0	13.3	1.7	—	—	—	60.0	0.6	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	27.5	32.5	—	—	—	—	40.0	0.6	1.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	23.7	8.5	—	—	—	—	67.8	0.3	0.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	31.4	17.1	—	—	—	—	51.4	0.4	0.0
	教育・学習支援業	22	40.9	27.3	9.1	4.5	—	—	18.2	1.1	0.5
	医療・福祉	55	20.0	41.8	9.1	—	—	—	29.1	1.1	1.0
	複合サービス業	11	45.5	9.1	—	—	—	—	45.5	0.2	0.0
	その他	26	46.2	19.2	3.8	—	—	—	30.8	0.6	0.0
事業者所別用労	4人以下	143	42.7	19.6	1.4	0.7	—	—	35.7	0.5	0.0
	5~9人	119	46.2	24.4	1.7	—	—	—	27.7	0.4	0.0
	10~19人	95	58.9	24.2	2.1	1.1	—	—	13.7	0.5	0.0
	20~29人	39	66.7	28.2	2.6	—	—	—	2.6	0.4	0.0
	30人以上	46	69.6	15.2	6.5	—	—	—	8.7	0.5	0.0
	無回答	316	15.5	12.7	0.9	0.3	—	—	70.6	0.7	0.0

管理職人数（女性）は、「0人」が36.8%で最も多く、中央値も0人である。平均値は0.5人となってい

る。

過去調査と比べて、女性の割合の中央値は平成19年度と変わりなく、平均値の差は上記のとおり僅少である。

産業分類別にみると、女性の割合の中央値は、医療・福祉が50.0%で最も多い。各産業分類の平均値及び中央値の差は、上記のとおり僅少である。

事業所常用労働者数別にみると、女性の割合の中央値は4人以下で33.3%となっているものの、平均値の差は僅少で、中央値は全ての層で0人となっている。

図表1-9-3-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

(単位: %)

	調査数	うち管理職人数(女性)							平均値 (人)	中央値 (人)	合め管 ・る理 中女職 央性全 値の体 割に 占
		0人	1~2人	3~4人	5~9人	10~19人	20人以上	無回答			
全 体	758	30.9	11.6	0.3	0.1	—	—	57.1	0.4	0.0	0.0
産業分類別	農業・林業	1	—	100.0	—	—	—	—	1.0	1.0	33.3
	建設業	91	37.4	11.0	—	—	—	51.6	0.3	0.0	0.0
	製造業	171	27.5	15.2	—	—	—	57.3	0.4	0.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	27.3	18.2	—	—	—	54.5	0.4	0.0	41.7
	情報通信業	4	25.0	25.0	—	—	—	50.0	0.5	0.5	50.0
	運輸業・郵便業	33	45.5	6.1	—	—	—	48.5	0.1	0.0	0.0
	卸売業・小売業	116	37.1	5.2	—	—	—	57.8	0.1	0.0	0.0
	金融業・保険業	23	39.1	4.3	—	—	—	56.5	0.1	0.0	0.0
	不動産業・物品販貸業	60	23.3	11.7	1.7	—	—	63.3	0.6	0.0	33.3
	学術研究・専門・技術サービス業	40	27.5	10.0	—	—	—	62.5	0.3	0.0	0.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	15.3	8.5	1.7	—	—	74.6	0.7	0.0	50.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	31.4	8.6	—	—	—	60.0	0.3	0.0	16.7
	教育・学習支援業	22	45.5	18.2	—	4.5	—	31.8	0.6	0.0	50.0
	医療・福祉	55	25.5	20.0	—	—	—	54.5	0.5	0.0	50.0
	複合サービス業	11	27.3	9.1	—	—	—	63.6	0.3	0.0	50.0
	その他	26	38.5	15.4	—	—	—	46.2	0.4	0.0	7.7
事業所別用労	4人以下	143	39.9	12.6	—	—	—	47.6	0.3	0.0	33.3
	5~9人	119	37.8	14.3	0.8	—	—	47.1	0.3	0.0	25.0
	10~19人	95	50.5	16.8	—	—	—	32.6	0.3	0.0	0.0
	20~29人	39	61.5	12.8	—	—	—	25.6	0.2	0.0	0.0
	30人以上	46	71.7	6.5	—	—	—	21.7	0.1	0.0	0.0
	無回答	316	8.5	9.2	0.3	0.3	—	81.6	0.7	1.0	33.3

三郷市民の管理職人数（女性）は、「0人」が30.9%で最も多く、中央値も0人である。平均値は0.4人となっている。

産業分類別及び事業所常用労働者数別の平均値及び中央値の差は、上記のとおり僅少である。

第1章 事業所の概要について

1-10 パートタイマー数

図表1-10-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

産業分類別	調査数	全体			男性			女性			
		平均値 (人)	中央値 (人)	(「%いる」) の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	(「%いる」) の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	(「%いる」) の割合	
全 体	758	28.4	4.0	59.3	7.8	1.0	33.1	20.4	3.0	55.0	
平成19年度	703	179.4	3.0	57.3	38.4	1.0	32.5	141.3	2.0	49.2	
農業・林業	1	15.0	15.0	100.0	3.0	3.0	100.0	12.0	12.0	100.0	
建設業	91	3.2	1.0	39.6	0.9	0.0	15.4	2.3	1.0	33.0	
製造業	171	7.1	4.0	61.4	1.6	1.0	39.7	5.5	2.0	59.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	1.0	1.0	36.4	0.2	0.0	9.1	1.0	1.0	36.4	
情報通信業	4	0.5	0.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.0	50.0	
運輸業・郵便業	33	147.1	4.0	54.5	69.5	1.0	39.5	80.4	2.5	45.5	
卸売業・小売業	116	73.8	5.0	68.9	15.1	1.0	48.3	60.9	3.5	55.2	
金融業・保険業	23	2.5	1.0	47.8	0.4	0.0	4.3	1.5	1.0	47.7	
不動産業・物品販賣業	60	12.5	1.0	21.7	0.6	0.0	5.0	12.6	1.0	18.4	
学術研究・専門・技術サービス業	40	6.2	2.0	57.5	1.0	0.0	22.5	4.7	1.0	60.0	
宿泊業・飲食サービス業	59	23.8	8.0	81.3	7.5	1.0	47.5	15.3	5.0	83.1	
生活関連サービス業・娯楽業	35	19.6	6.0	74.3	4.3	1.0	37.2	15.4	3.0	74.2	
教育・学習支援業	22	8.3	10.0	72.6	1.9	0.0	31.8	6.2	3.5	68.1	
医療・福祉	55	18.3	11.0	87.3	2.3	1.0	47.3	15.1	9.5	83.6	
複合サービス業	11	2.8	1.5	54.6	0.3	0.0	18.2	2.5	1.0	45.5	
その他	26	30.5	5.0	49.9	11.2	2.0	38.5	17.9	4.5	49.9	
事 働 業 者 所 数 常 別 用 労	4人以下	143	44.5	4.0	61.6	6.6	0.0	28.7	37.7	3.0	58.1
	5~9人	119	28.4	3.0	69.7	8.9	1.0	47.0	19.3	1.0	57.1
	10~19人	95	18.4	5.0	63.1	2.6	1.0	42.1	15.9	3.0	60.0
	20~29人	39	17.1	3.0	58.9	3.7	0.0	30.7	13.3	2.0	56.4
	30人以上	46	106.0	5.0	67.3	47.1	1.0	43.4	60.1	2.5	65.1
	無回答	316	7.3	4.0	51.8	1.7	1.0	26.4	4.9	3.0	49.7

パートタイマー数は、全体の中央値が4人で、男性は1人、女性は3人である。パートタイマーが「いる」割合は全体で59.3%となっており、男性（33.1%）より女性（55.0%）の方が多い。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度から全体と女性で1人増加し、「いる」の割合も全体、男性、女性それぞれ微増の傾向にある。

産業分類別にみると、医療・福祉の中央値が全体で11人と多い。男性は1人、女性は9.5人となっており、他産業分類と比較しても女性の割合が特に高い。

事業所常用労働者数別にみると、全体では、30人以上の中央値は5人である。男性では30人以上の中央値は1人、女性では30人以上の中央値は2.5人となっている。

図表1-10-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

	調査数	全体			男性			女性			
		平均値 (人)	中央値 (人)	(「%いる」) の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	(「%いる」) の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	(「%いる」) の割合	
全 体	758	7.0	3.0	46.4	1.6	0.0	22.1	5.4	2.0	44.2	
産業分類別	農業・林業	1	12.0	12.0	100.0	1.0	1.0	100.0	11.0	11.0	100.0
	建設業	91	2.2	1.0	33.0	0.4	0.0	9.9	1.7	1.0	27.5
	製造業	171	5.5	2.0	46.8	0.8	0.0	21.6	4.7	2.0	48.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	1.0	1.0	45.5	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	36.4
	情報通信業	4	0.5	0.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.0	50.0
	運輸業・郵便業	33	16.9	2.5	33.3	5.7	1.0	33.4	10.9	0.5	30.3
	卸売業・小売業	116	8.9	3.0	55.2	2.6	0.0	31.9	6.1	2.5	47.4
	金融業・保険業	23	0.7	0.5	21.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.5	21.7
	不動産業・物品販賣業	60	1.1	1.0	18.3	0.3	0.0	5.0	0.8	1.0	13.4
	学術研究・専門・技術サービス業	40	2.1	1.5	32.5	0.4	0.0	12.5	1.7	1.0	35.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	10.0	7.0	71.3	2.7	1.0	35.7	7.1	4.0	76.3
	生活関連サービス業・娯楽業	35	12.0	4.0	60.0	1.8	0.5	34.3	9.8	3.0	57.1
	教育・学習支援業	22	5.1	5.0	63.6	1.6	0.5	31.8	3.5	3.0	54.5
	医療・福祉	55	11.3	7.5	70.9	1.7	0.0	34.5	9.6	6.0	69.2
	複合サービス業	11	2.5	1.0	27.3	0.0	0.0	0.0	2.5	1.0	27.3
	その他	26	4.1	2.0	46.1	1.2	0.0	23.1	3.0	1.0	38.4
事業所常用労働者数別	4人以下	143	4.6	2.5	50.4	1.2	0.0	23.8	3.3	2.0	49.7
	5~9人	119	8.6	2.5	54.5	1.8	0.0	29.5	6.4	1.0	47.9
	10~19人	95	8.9	3.0	47.3	1.5	0.0	23.3	7.6	2.0	44.3
	20~29人	39	5.8	1.0	43.6	0.9	0.0	23.2	5.0	0.5	35.8
	30人以上	46	13.4	2.0	52.2	4.4	0.0	28.2	9.1	1.5	49.9
	無回答	316	5.6	3.0	40.7	1.2	0.0	17.4	4.4	2.0	40.5

三郷市民のパートタイマー数は、全体の中央値が3人で、男性は0人、女性は2人である。パートタイマーが「いる」割合は全体で46.4%となっており、左ページ図表1-10-1（従業員の住所を問わず）と同様に、男性（22.1%）より女性（44.2%）の方が多い。

産業分類別にみると、医療・福祉の中央値が全体で7.5人と多い。男性は0人、女性は6人となっており、左ページ図表1-10-1（従業員の住所を問わず）と同様に、他産業分類と比較しても女性の割合が特に高い。

事業所常用労働者数別にみると、全体では、30人以上の中央値は2人である。男性では全ての層で中央値は0人、女性では各層の中央値は0.5~2人となっている。

1-11 契約社員・嘱託社員数

図表1-11-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

	調査数	全体			男性			女性		
		平均値 (人)	中央値 (人)	(「いる」) の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	(「いる」) の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	(「いる」) の割合
全 体	758	5.2	1.0	15.0	3.5	0.0	12.5	1.6	0.0	8.3
平成19年度	703	14.2	1.0	13.9	6.9	0.0	12.5	7.3	0.0	4.1
産業分類別	農業・林業	1	-	-	0.0	-	-	0.0	-	-
	建設業	91	1.0	0.0	11.0	0.8	0.0	11.0	0.3	0.0
	製造業	171	5.9	1.0	13.4	5.1	1.0	13.4	0.6	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	3.5	3.0	27.3	2.5	1.0	18.2	1.0	0.0
	情報通信業	4	5.0	5.0	25.0	1.5	1.5	50.0	3.0	3.0
	運輸業・郵便業	33	21.7	3.0	33.3	18.6	1.5	36.4	1.9	0.0
	卸売業・小売業	116	3.2	1.0	20.7	1.8	0.0	14.7	1.4	0.0
	金融業・保険業	23	1.3	1.0	17.3	0.7	0.0	4.3	0.6	1.0
	不動産業・物品販賣業	60	13.0	0.0	1.7	2.6	0.0	1.7	10.4	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	5.1	1.0	12.5	4.3	0.5	10.0	0.9	0.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	1.7	0.0	5.1	0.7	0.0	3.4	1.0	0.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	1.0	0.5	11.5	0.4	0.0	5.7	0.6	0.0
	教育・学習支援業	22	4.2	1.0	27.2	1.2	0.0	18.1	2.8	0.0
	医療・福祉	55	6.3	5.0	23.6	1.8	0.0	18.2	4.6	2.0
	複合サービス業	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	26	3.4	0.0	19.1	3.1	0.0	19.1	0.3	0.0
事業所 労働者 別用 数常	4人以下	143	1.3	0.0	6.3	0.4	0.0	4.9	0.9	0.0
	5~9人	119	3.5	0.5	20.2	1.9	0.0	15.9	1.6	0.0
	10~19人	95	4.4	1.0	26.4	1.7	0.0	23.2	2.8	0.0
	20~29人	39	1.9	0.0	33.4	1.1	0.0	23.1	0.7	0.0
	30人以上	46	15.8	3.0	54.2	13.8	2.0	49.9	2.1	0.0
	無回答	316	3.3	1.5	5.3	2.5	1.0	4.6	0.7	0.0

契約社員・嘱託社員数は、全体の中央値が1人で、男性女性ともに0人である。契約社員・嘱託社員が「いる」割合は全体で15.0%となっており、男性（12.5%）の方が女性（8.3%）より僅かに多い。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度から変わりなく、「いる」の割合は女性で4.2%増加しているものの、その他の差は上記のとおり僅少である。

産業分類別にみると、医療・福祉の中央値が全体で5人と多い。男性女性ともに各産業分類の中央値の差は僅少である。

事業所常用労働者数別にみると、全体では、30人以上の中央値は3人である。男性女性それぞれの中央値は、ほとんどの層で0人となっている。

図表1-11-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

	調査数	全体			男性			女性		
		平均値 (人)	中央値 (人)	「いる」の割合 (%)	平均値 (人)	中央値 (人)	「いる」の割合 (%)	平均値 (人)	中央値 (人)	「いる」の割合 (%)
全 体	758	1.1	0.0	7.5	0.7	0.0	6.0	0.5	0.0	3.8
産業分類別	農業・林業	1	-	-	0.0	-	0.0	-	-	0.0
	建設業	91	0.2	0.0	4.4	0.2	0.0	4.4	0.0	0.0
	製造業	171	1.2	0.0	8.8	0.9	0.0	8.8	0.2	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.7	0.0	9.1	0.7	0.0	9.1	0.0	0.0
	情報通信業	4	4.0	4.0	25.0	2.0	2.0	25.0	2.0	25.0
	運輸業・郵便業	33	2.8	0.0	18.2	2.4	0.5	21.2	0.2	0.0
	卸売業・小売業	116	1.3	0.0	9.5	0.9	0.0	6.1	0.4	0.0
	金融業・保険業	23	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業・物品賃貸業	60	0.3	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	0.6	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	1.2	0.0	5.8	0.2	0.0	2.9	1.0	0.0
	教育・学習支援業	22	0.9	0.0	13.6	0.1	0.0	4.5	0.6	0.0
	医療・福祉	55	2.8	0.0	14.5	0.8	0.0	9.1	2.1	0.0
	複合サービス業	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	26	0.7	0.0	11.5	0.4	0.0	11.5	0.2	0.0
事業所別用労働者数	4人以下	143	0.3	0.0	3.5	0.1	0.0	2.1	0.2	0.0
	5~9人	119	1.4	0.0	10.8	0.5	0.0	8.3	0.8	0.0
	10~19人	95	0.7	0.0	12.7	0.4	0.0	9.5	0.4	0.0
	20~29人	39	0.9	0.0	15.5	0.5	0.0	12.8	0.4	0.0
	30人以上	46	2.1	0.0	26.0	1.8	0.0	24.0	0.3	0.0
	無回答	316	2.9	1.0	2.8	2.1	0.5	2.2	0.7	0.0

三郷市民の契約社員・嘱託社員数は、全体、男性、女性ともに中央値が0人である。契約社員・嘱託社員が「いる」割合は全体で7.5%となっており、左ページ図表1-11-1（従業員の住所を問わず）と同様に、男性（6.0%）の方が女性（3.8%）より僅かに多い。

産業分類別にみると、運輸業の「いる」割合が全体で18.2%と多い。男性女性ともに中央値はほとんどの層で0人となっている。

事業所常用労働者数別にみても、全体、男性、女性ともに中央値はほとんどの層で0人である。

1-12 派遣社員数

図表1-12-1 産業分類別、事業所常用労働者数別（従業員の住所を問わず）

	調査数	全体			男性			女性		
		平均値 (人)	中央値 (人)	(「いる」の割合 %)	平均値 (人)	中央値 (人)	(「いる」の割合 %)	平均値 (人)	中央値 (人)	(「いる」の割合 %)
全 体	758	13.0	0.0	6.9	6.2	0.0	4.5	6.9	0.0	4.3
平成19年度	703	2.8	0.0	9.3	1.1	0.0	6.1	1.8	0.0	6.1
産業分類別	農業・林業	1	-	-	0.0	-	-	0.0	-	-
	建設業	91	0.1	0.0	3.3	0.1	0.0	1.1	0.1	0.0
	製造業	171	4.0	0.0	7.7	1.2	0.0	5.9	2.7	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	4	3.0	3.0	25.0	2.0	2.0	25.0	1.0	1.0
	運輸業・郵便業	33	142.9	0.0	18.2	70.7	0.0	15.1	72.2	0.0
	卸売業・小売業	116	0.3	0.0	5.2	0.2	0.0	2.6	0.1	0.0
	金融業・保険業	23	1.0	0.0	4.3	0.5	0.0	4.3	0.5	0.0
	不動産業・物品販賣業	60	4.8	0.0	3.4	1.9	0.0	1.7	3.3	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	0.4	0.0	7.5	0.3	0.0	5.0	0.0	0.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	1.4	0.0	3.4	0.3	0.0	1.7	0.3	0.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	0.9	0.0	5.8	0.4	0.0	5.7	0.5	0.0
	教育・学習支援業	22	5.1	1.0	22.7	1.3	0.0	13.5	3.4	0.0
	医療・福祉	55	3.4	0.0	10.9	0.8	0.0	5.4	2.7	0.0
	複合サービス業	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	26	0.7	0.0	7.6	0.4	0.0	3.8	0.2	0.0
事業所常用労働者数別	4人以下	143	0.2	0.0	2.1	0.1	0.0	0.7	0.1	0.0
	5~9人	119	1.4	0.0	9.2	0.7	0.0	6.7	0.7	0.0
	10~19人	95	2.1	0.0	11.8	0.7	0.0	8.5	1.4	0.0
	20~29人	39	2.0	0.0	15.4	0.5	0.0	7.8	1.4	0.0
	30人以上	46	70.6	0.0	26.0	33.7	0.0	17.3	36.9	0.0
	無回答	316	2.1	2.0	2.8	1.0	0.0	1.9	0.6	0.0

派遣社員数は、全体、男性、女性ともに中央値が0人である。派遣社員が「いる」割合は全体で6.9%となっており、男性(4.5%)と女性(4.3%)の差はほとんどない。

過去調査と比べて、中央値は平成19年度と変わりなく、「いる」の割合は全体、男性、女性それぞれ微減の傾向にある。

産業分類別にみると、運輸業・郵便業、教育・学習支援業の「いる」割合が比較的多い。男性女性ともに中央値はほとんどの層で0人となっている。

事業所常用労働者数別にみると、全体、男性、女性ともに中央値はほとんどの層で0人である。

図表1-12-2 産業分類別、事業所常用労働者数別（うち、三郷市民の従業員数）

	調査数	全体			男性			女性		
		平均値 (人)	中央値 (人)	「%いる」の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	「%いる」の割合	平均値 (人)	中央値 (人)	「%いる」の割合
全 体	758	0.5	0.0	2.9	0.3	0.0	1.7	0.2	0.0	1.5
産業分類別	農業・林業	1	-	-	0.0	-	-	0.0	-	-
	建設業	91	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
	製造業	171	1.2	0.0	4.7	0.8	0.0	3.5	0.4	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業・郵便業	33	0.8	0.0	6.0	0.1	0.0	3.0	0.7	0.0
	卸売業・小売業	116	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0
	金融業・保険業	23	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業・物品賃貸業	60	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	0.4	0.0	7.5	0.2	0.0	5.0	0.0	0.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	0.2	0.0	2.9	0.2	0.0	2.9	0.0	0.0
	教育・学習支援業	22	1.7	0.0	9.0	0.7	0.0	4.5	0.9	0.0
	医療・福祉	55	0.7	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
	複合サービス業	11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	26	0.6	0.0	7.6	0.5	0.0	3.8	0.1	0.0
事業所別用労働者数	4人以下	143	0.1	0.0	0.7	0.1	0.0	0.7	0.0	0.0
	5~9人	119	0.4	0.0	5.0	0.1	0.0	4.2	0.2	0.0
	10~19人	95	0.1	0.0	3.2	0.0	0.0	1.1	0.1	0.0
	20~29人	39	0.6	0.0	10.3	0.2	0.0	2.6	0.5	0.0
	30人以上	46	1.4	0.0	13.1	0.9	0.0	8.7	0.5	0.0
	無回答	316	1.4	0.0	0.6	0.7	0.0	0.3	0.4	0.0

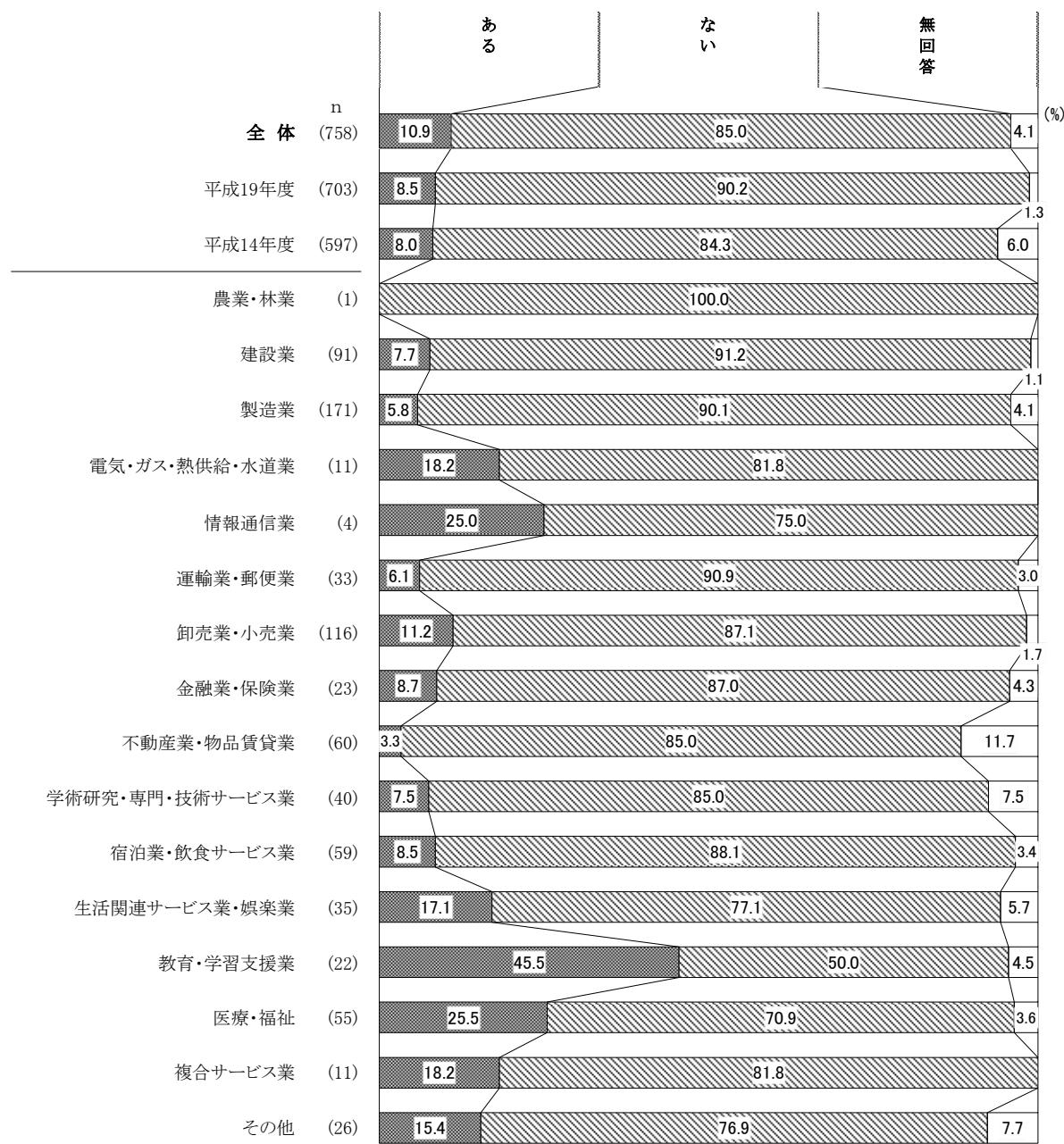
三郷市民の派遣社員数は、全体、男性、女性ともに中央値が0人である。派遣社員が「いる」割合は、全体で2.9%となっており、男性（1.7%）と女性（1.5%）の差はほとんどない。

産業分類別及び事業所常用労働者数別の平均値と中央値については、上記のとおり0人～1.7人となっており、その差は僅少である。

第2章 従業員の雇用状況について

2-1 新卒（正社員）採用実績の有無

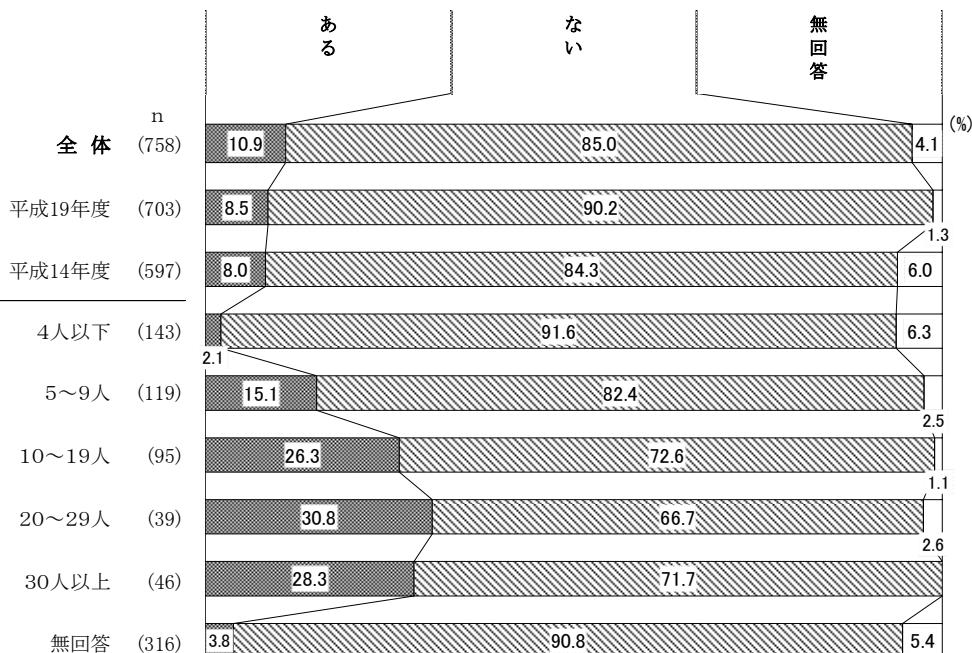
図表2-1-1 産業分類別



平成31年3月卒業の新卒採用は「ない」が85.0%でほとんどを占めており、「ある」は10.9%である。

過去調査と比べて、「ある」は平成19年度から2.4%増加し、今回調査で初めて1割を上回った。一方、「ない」は平成19年度から5.2%減少し、今回調査で再び9割を下回った。

図表2-1-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「ある」は20~29人が30.8%で最も多く、30人以上28.3%、10~19人26.3%等の順に続いている。

図表2-1-3 産業分類別、事業所常用労働者数別

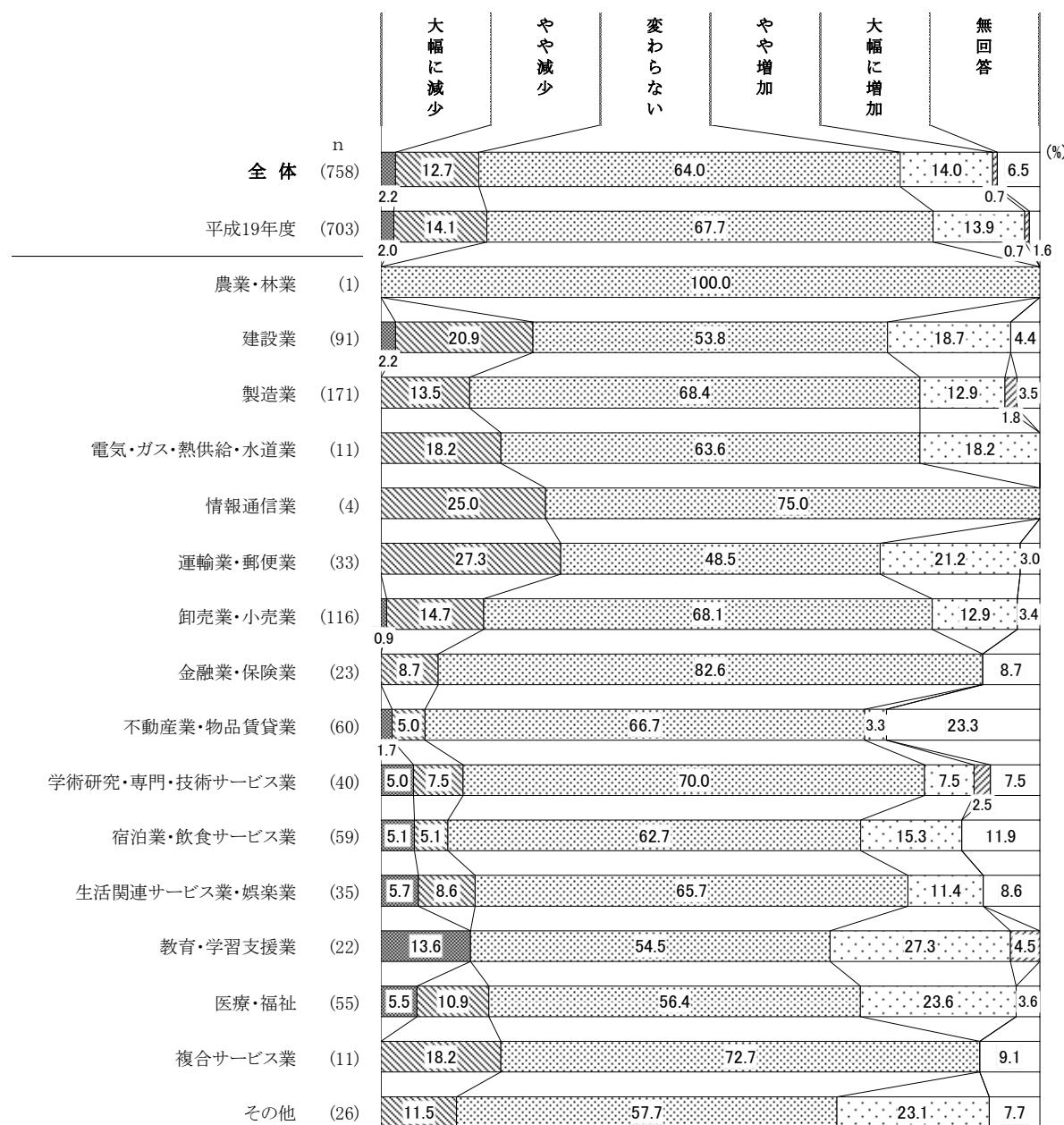
	調査数	平成31年3月学卒者の新卒(正社員)採用者数						平均値(人)	中央値(人)
		5人未満	5~9人	10~19人	20~49人	50人以上	無回答		
全 体	83	67.5	6.0	4.8	3.6	8.4	9.6	11.3	2.0
産業分類別	農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	7	85.7	14.3	-	-	-	2.6	2.0
	製造業	10	70.0	-	-	-	10.0	20.0	10.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	50.0	-	-	-	-	50.0	3.0
	情報通信業	1	-	-	100.0	-	-	14.0	14.0
	運輸業・郵便業	2	50.0	-	-	-	-	50.0	1.0
	卸売業・小売業	13	53.8	-	7.7	-	23.1	15.4	24.8
	金融業・保険業	2	-	-	-	50.0	50.0	-	61.5
	不動産業・物品賃貸業	2	50.0	-	-	50.0	-	-	20.0
	学術研究・専門・技術サービス業	3	66.7	-	33.3	-	-	-	5.3
	宿泊業・飲食サービス業	5	80.0	20.0	-	-	-	-	2.6
	生活関連サービス業・娯楽業	6	50.0	16.7	-	16.7	-	16.7	6.2
	教育・学習支援業	10	100.0	-	-	-	-	-	1.0
	医療・福祉	14	78.6	14.3	-	-	7.1	-	6.8
	複合サービス業	2	50.0	-	-	-	-	50.0	1.0
	その他	4	50.0	-	25.0	-	25.0	-	29.3
事業所常用労働者数別	4人以下	3	100.0	-	-	-	-	-	1.3
	5~9人	18	66.7	5.6	-	-	11.1	16.7	15.1
	10~19人	25	64.0	4.0	12.0	12.0	8.0	-	11.2
	20~29人	12	91.7	-	-	-	-	8.3	1.9
	30人以上	13	38.5	23.1	7.7	-	15.4	15.4	18.5
	無回答	12	75.0	-	-	-	8.3	16.7	10.9

「ある」と回答した83事業所にその採用人数を聞いたところ、「5人未満」が67.5%で最も多く、中央値は2人である。

産業分類別及び事業所常用労働者数別の数値については、回答数(n)が少ないため、参考までに掲載する。

2-2 過去1年間の正社員の増減状況

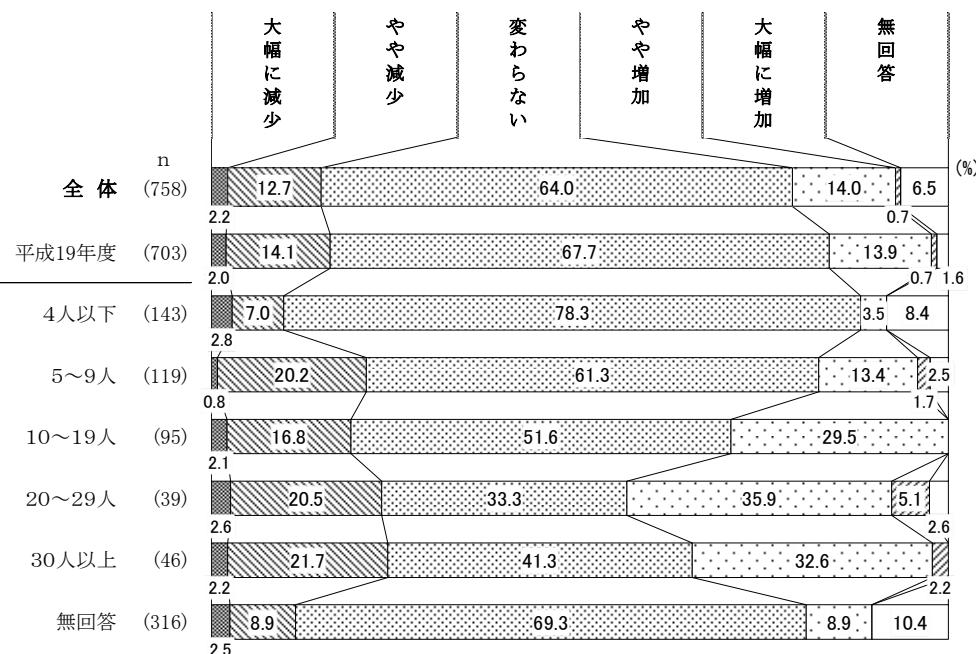
図表2-2-1 産業分類別



過去1年間の正社員の増減は、「変わらない」が64.0%で最も多く、<減少>（「大幅に減少」+「やや減少」）14.9%、<増加>（「大幅に増加」+「やや増加」）14.7%の順に続いている。

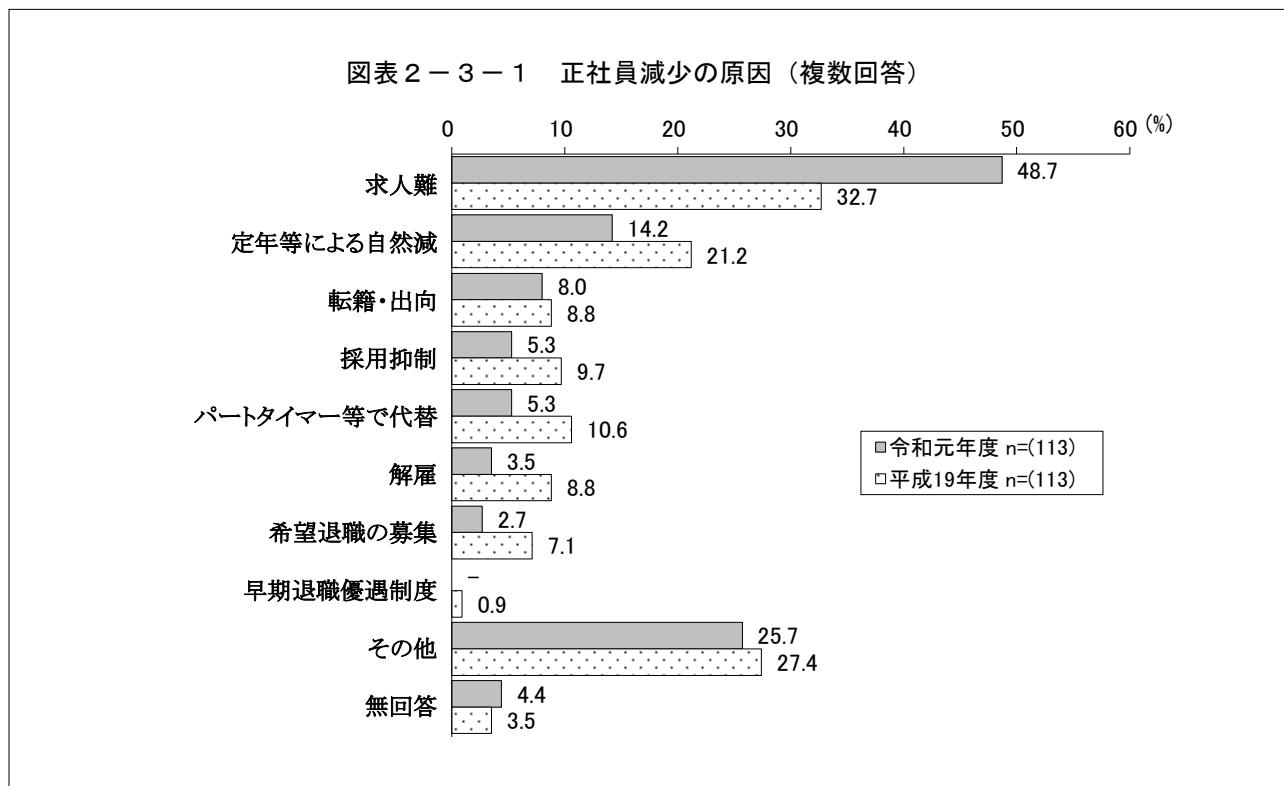
過去調査と比べて、「変わらない」は平成19年度から3.7%減少しているものの、<減少><増加>ともにその差は僅少である。

図表2-2-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、9人以下では「変わらない」が6割を超えており、20~29人の事業所では「減少」「増加」とともに割合が高く、「変わらない」は33.3%と低い。

2-3 正社員減少の原因



「2-2 過去1年間の正社員の増減状況」で正社員が＜減少＞したと回答した113事業所にその原因を聞いたところ、「求人難」が48.7%と最も多く、「定年等による自然減」14.2%、「転籍・出向」8.0%等の順に続いている。

過去調査と比べて、「求人難」が平成19年度から16.0%増加し、「定年等による自然減」は7.0%減少している。「求人難」と「定年等による自然減」の割合からは、採用した正社員が自己都合により退職し、その後の採用に苦慮している事業所が一定数あることが窺える。

図表2-3-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

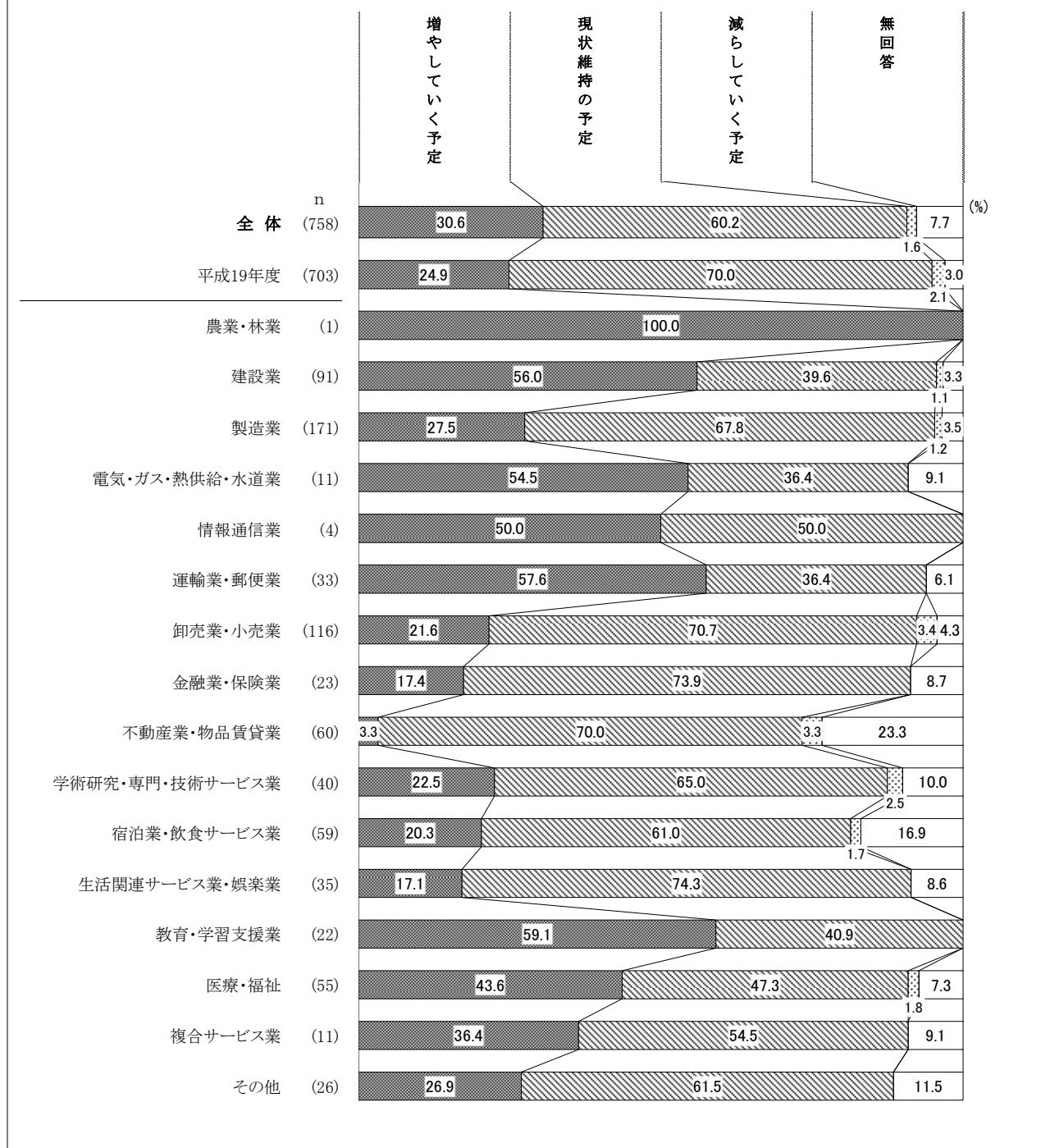
(単位:%)

	調査数	正社員減少の原因(複数回答)									
		求人難	然定減年等による自	転籍・出向	採用抑制	等パートタイマーで代替	解雇	希望退職の募集	度早期退職優遇制	その他	無回答
全 体	113	48.7	14.2	8.0	5.3	5.3	3.5	2.7	-	25.7	4.4
平成19年度	113	32.7	21.2	8.8	9.7	10.6	8.8	7.1	0.9	27.4	3.5
産業分類別	農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	21	33.3	9.5	9.5	4.8	-	14.3	-	-	42.9
	製造業	23	56.5	30.4	4.3	4.3	-	-	4.3	-	21.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報通信業	1	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	運輸業・郵便業	9	66.7	-	-	-	-	-	11.1	-	33.3
	卸売業・小売業	18	38.9	-	33.3	5.6	11.1	-	-	-	22.2
	金融業・保険業	2	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-
	不動産業・物品賃貸業	4	-	25.0	-	-	25.0	-	-	-	25.0
	学術研究・専門・技術サービス業	5	20.0	40.0	-	-	40.0	-	-	-	-
	宿泊業・飲食サービス業	6	66.7	16.7	-	16.7	-	16.7	-	-	16.7
	生活関連サービス業・娯楽業	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育・学習支援業	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療・福祉	9	22.2	11.1	-	22.2	11.1	-	11.1	-	33.3
	複合サービス業	2	50.0	-	-	-	-	-	-	50.0	-
	その他	3	66.7	66.7	-	-	-	-	-	-	-
事業所別用労	4人以下	14	35.7	21.4	7.1	14.3	-	7.1	7.1	-	7.1
	5~9人	25	24.0	8.0	8.0	4.0	4.0	-	4.0	-	48.0
	10~19人	18	72.2	11.1	11.1	5.6	-	5.6	-	-	27.8
	20~29人	9	100.0	-	-	-	-	-	11.1	-	11.1
	30人以上	11	54.5	36.4	-	9.1	18.2	-	-	-	18.2
	無回答	36	44.4	13.9	11.1	2.8	8.3	5.6	-	-	22.2
											5.6

産業分類別及び事業所常用労働者数別の数値については、回答数(n)が少ないため、参考までに掲載する。

2-4 今後の正社員の採用予定

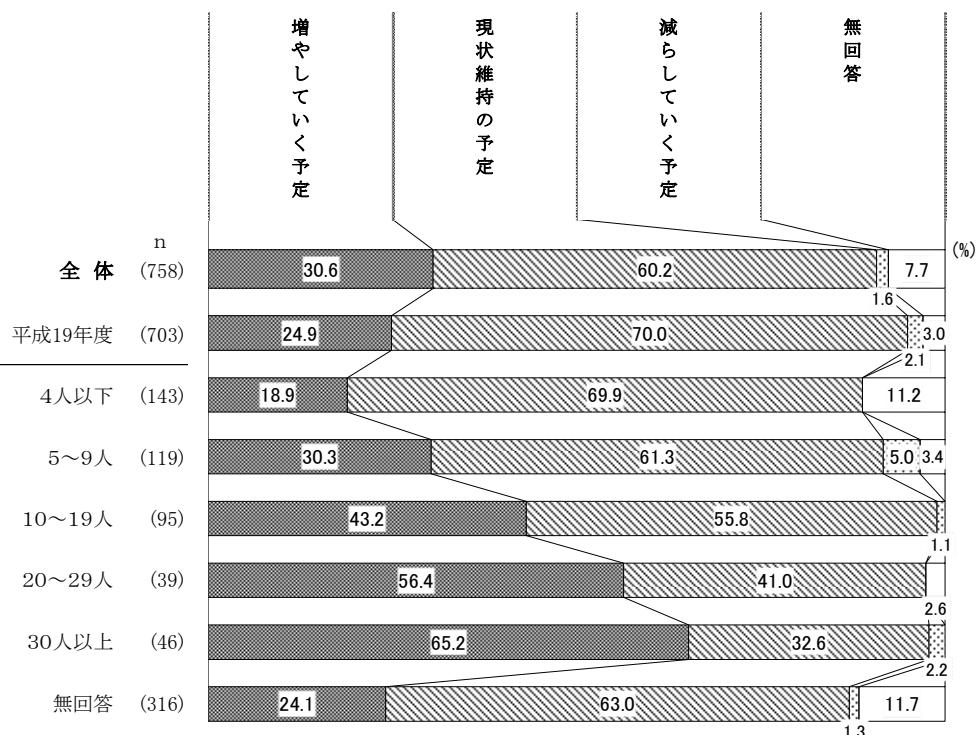
図表2-4-1 産業分類別



今後の正社員の採用予定は、「現状維持の予定」が60.2%で最も多く、「増やしていく予定」30.6%、「減らしていく予定」1.6%の順に続いている。

過去調査と比べて、「現状維持の予定」は平成19年度から9.8%減少した一方、「増やしていく予定」が5.7%増加しており、正社員の増加を検討する事業所が増えていることが分かる。

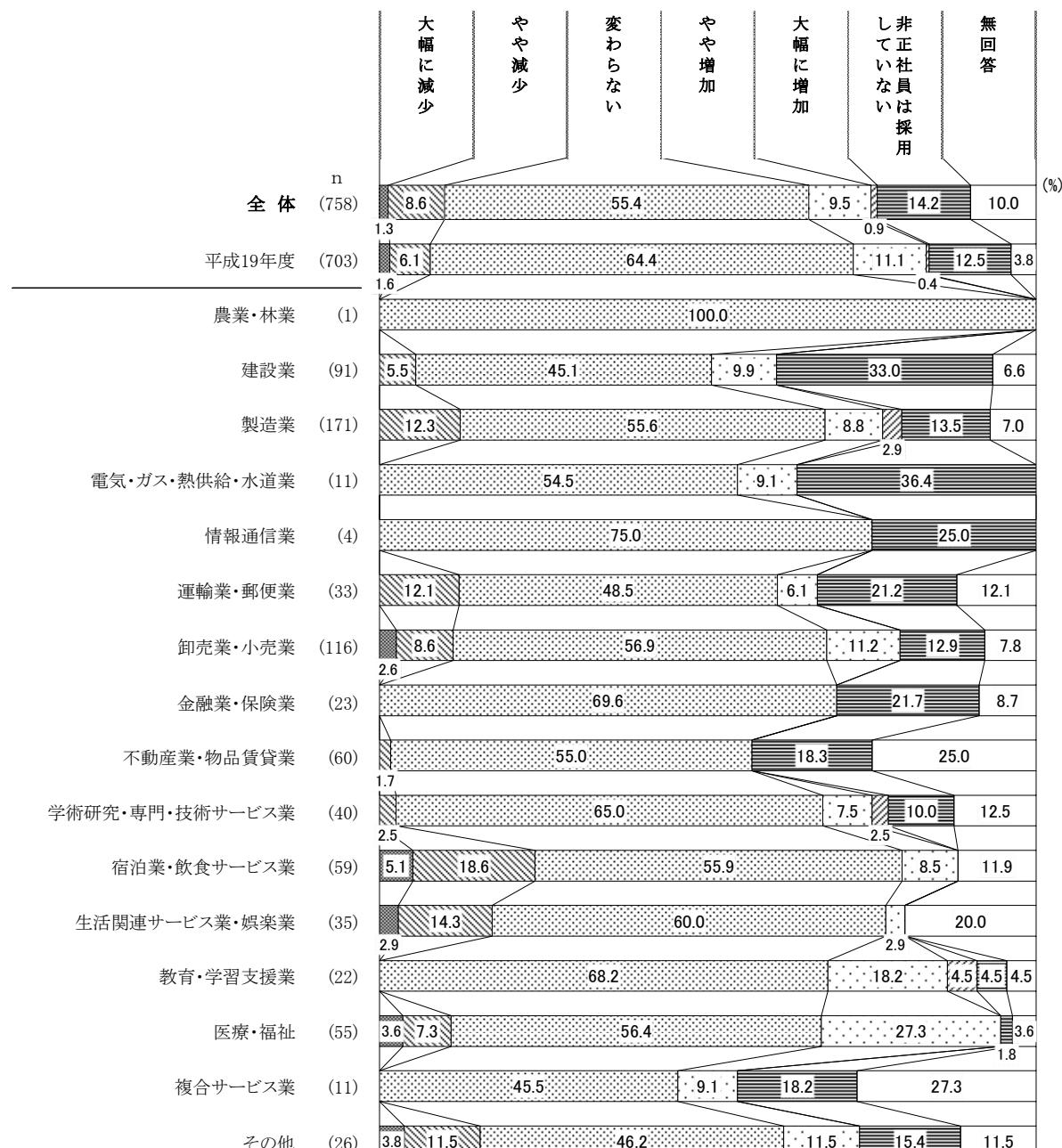
図表2-4-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「現状維持の予定」は4人以下で69.9%と最も多く、労働者数が多い事業所ほど減少している。「増やしていく予定」は30人以上で65.2%と最も多く、労働者数が多い事業所ほど割合が高い傾向にある。

2-5 過去1年間の非正社員の増減状況

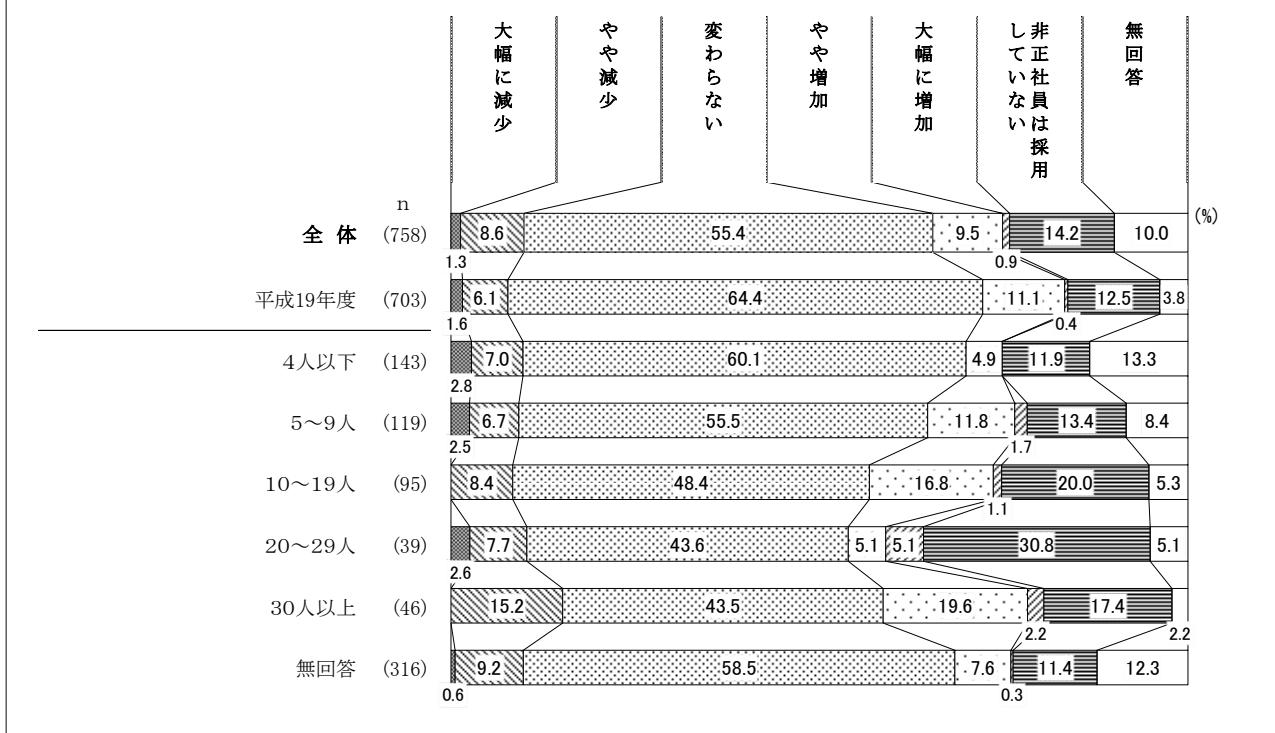
図表2-5-1 産業分類別



過去1年間の非正社員の増減は、「変わらない」が55.4%で最も多く、<増加>（「大幅に増加」+「やや増加」）10.4%、<減少>（「大幅に減少」+「やや減少」）9.9%の順に続いている。「非正社員は採用していない」は14.2%である。

過去調査と比べて、「変わらない」は平成19年度から9.0%減少しているものの、<減少><増加>ともにその差は僅少である。

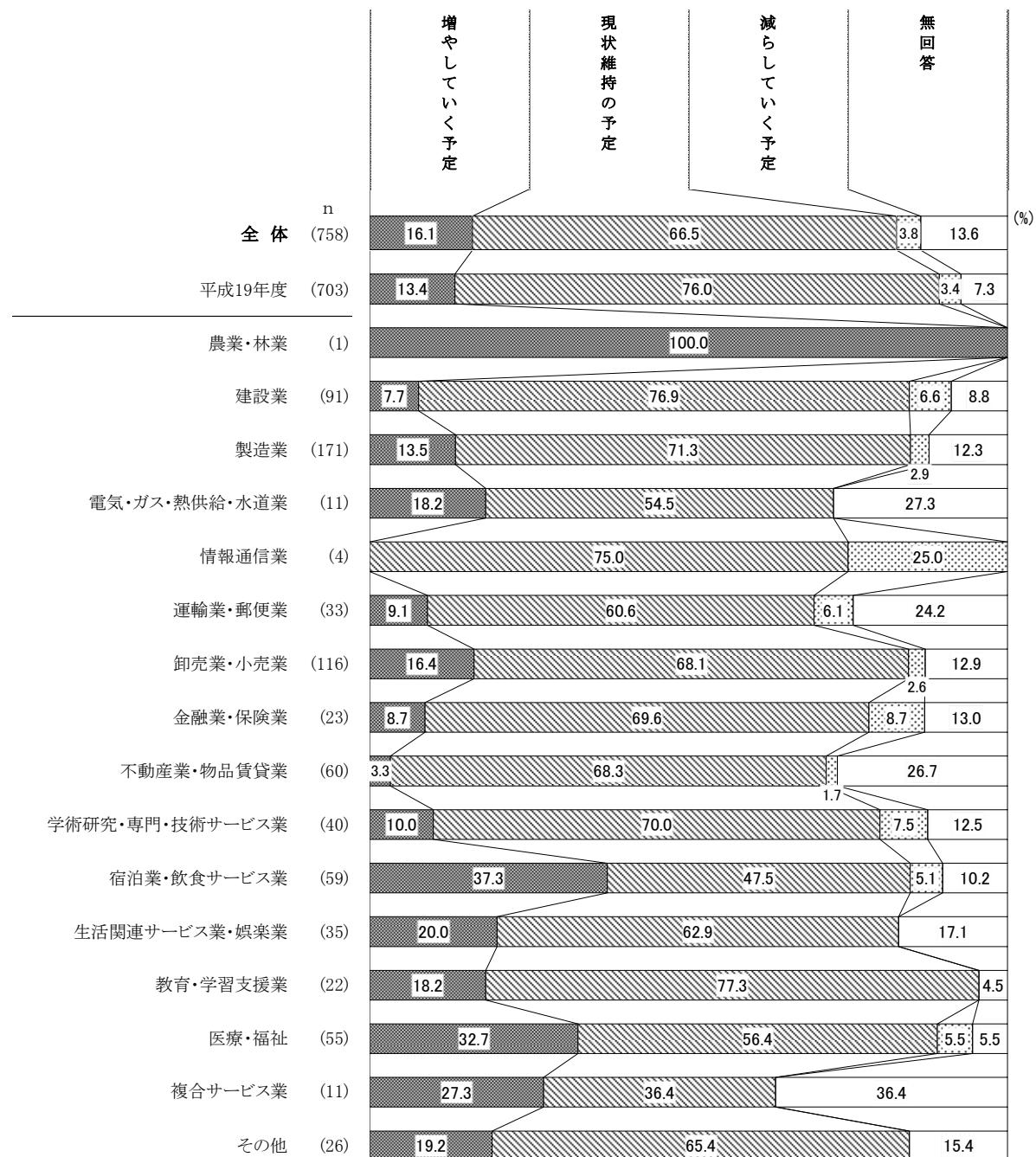
図表2-5-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、<増加>は30人以上で2割を超えており、「非正社員は採用していない」の割合は、20~29人で3割を超えている。

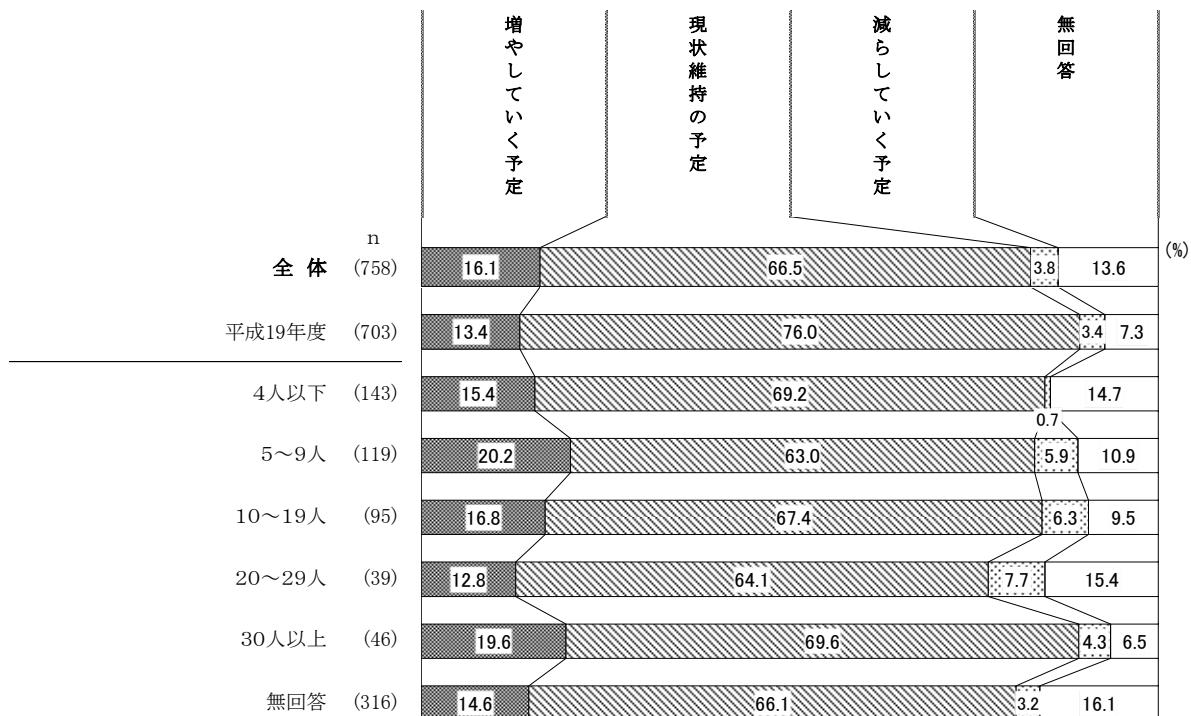
2-6 今後の非正社員の採用予定

図表2-6-1 産業分類別



今後の非正社員の採用予定は、「現状維持の予定」が66.5%で平成19年度より9.5%減少している。また、「増やしていく予定」が16.1%で平成19年度より2.7%増加している。

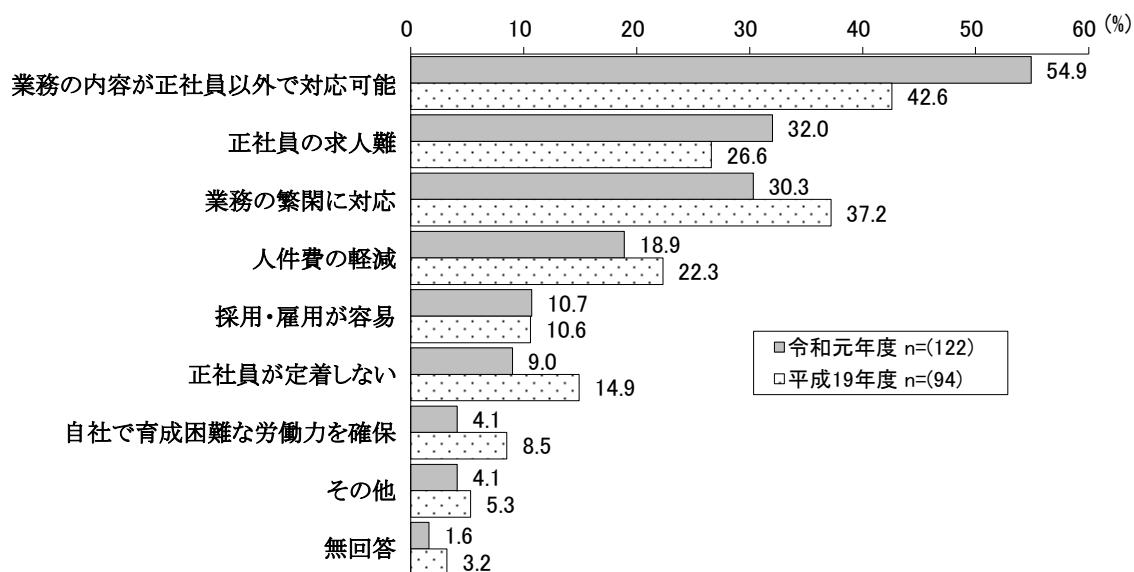
図表2-6-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「現状維持の予定」は4人以下と30人以上で約7割と多い。「増やしていく予定」は5~9人と30人以上の事業所で約2割となっている。

2-7 非正社員増加の原因

図表2-7-1 非正社員増加の原因（複数回答）



「2-6 今後の非正社員の採用予定」で「増やしていく予定」と回答した122事業所にその理由を聞いたところ、「業務の内容が正社員以外で対応可能」が54.9%と最も多く、「正社員の求人難」32.0%、「業務の繁閑に対応」30.3%等の順に続いている。

図表2-7-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	非正社員増加の理由(複数回答)								(単位: %)
			可社業務以外で容対が応正	正社員の求人難	応業務の繁閑に対	人件費の軽減	易採用・雇用が容	ない社員が定着し	な自労で力育を成確困保難	その他	
全 体	122	54.9	32.0	30.3	18.9	10.7	9.0	4.1	4.1	1.6	
平成19年度	94	42.6	26.6	37.2	22.3	10.6	14.9	8.5	5.3	3.2	
産業分類別	農業・林業	1	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	7	28.6	42.9	14.3	—	14.3	—	14.3	—	14.3
	製造業	23	60.9	30.4	26.1	26.1	8.7	21.7	8.7	—	4.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	100.0	—	—	50.0	50.0	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸業・郵便業	3	66.7	33.3	33.3	66.7	33.3	—	—	—	—
	卸売業・小売業	19	68.4	21.1	21.1	31.6	—	5.3	5.3	15.8	—
	金融業・保険業	2	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業・物品販賣業	2	100.0	50.0	—	50.0	—	—	—	—	—
	学術研究・専門・技術サービス業	4	—	—	75.0	—	25.0	25.0	—	—	—
	宿泊業・飲食サービス業	22	45.5	36.4	40.9	13.6	13.6	9.1	—	4.5	—
	生活関連サービス業・娯楽業	7	57.1	—	71.4	—	14.3	—	14.3	—	—
	教育・学習支援業	4	50.0	50.0	50.0	25.0	—	—	—	—	—
	医療・福祉	18	61.1	50.0	16.7	11.1	11.1	5.6	—	5.6	—
	複合サービス業	3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	—	—	—	—
	その他	5	80.0	—	40.0	20.0	—	—	—	—	—
事業者所数常別用労	4人以下	22	59.1	22.7	27.3	22.7	9.1	4.5	4.5	4.5	4.5
	5~9人	24	70.8	20.8	41.7	20.8	12.5	4.2	8.3	4.2	—
	10~19人	16	43.8	43.8	37.5	25.0	6.3	6.3	—	—	—
	20~29人	5	40.0	60.0	—	40.0	—	—	—	—	—
	30人以上	9	55.6	33.3	22.2	22.2	—	—	—	11.1	—
	無回答	46	50.0	34.8	28.3	10.9	15.2	17.4	4.3	4.3	2.2

産業分類別及び事業所常用労働者数別の数値については、回答数(n)が少ないため、参考までに掲載する。

2-8 1日の所定労働時間

図表2-8-1 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	1日の所定労働時間(男性)								(単位: %)
			7時間未満	7時間以上	上7時間 30分以	8時間	8時間超	上8時間 30分以	9時間以上	無回答	
産業分類別	全 体	758	1.3	4.6	14.9	31.7	0.1	0.5	3.3	43.5	7.9
	農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	建設業	91	2.2	7.7	15.4	50.5	-	-	3.3	20.9	7.8
	製造業	171	0.6	5.3	25.7	32.2	0.6	0.6	-	35.1	7.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	-	9.1	27.3	45.5	-	-	9.1	9.1	7.9
	情報通信業	4	-	-	25.0	50.0	-	-	-	25.0	7.9
	運輸業・郵便業	33	-	6.1	21.2	45.5	-	-	-	27.3	7.8
	卸売業・小売業	116	2.6	4.3	10.3	37.9	-	2.6	2.6	39.7	7.9
	金融業・保険業	23	-	13.0	17.4	21.7	-	-	4.3	43.5	8.1
	不動産業・物品賃貸業	60	-	-	1.7	10.0	-	-	8.3	80.0	8.5
	学術研究・専門・技術サービス業	40	-	7.5	12.5	12.5	-	-	2.5	65.0	7.7
	宿泊業・飲食サービス業	59	-	1.7	5.1	11.9	-	-	10.2	71.2	8.7
	生活関連サービス業・娯楽業	35	2.9	5.7	11.4	20.0	-	-	8.6	51.4	8.2
	教育・学習支援業	22	-	4.5	-	54.5	-	-	4.5	36.4	8.0
	医療・福祉	55	1.8	-	12.7	36.4	-	-	1.8	47.3	7.9
	複合サービス業	11	-	9.1	9.1	36.4	-	-	-	45.5	7.8
	その他	26	7.7	-	26.9	26.9	-	-	-	38.5	7.7
事業所常用労働者数別	4人以下	143	-	3.5	6.3	24.5	0.7	-	9.8	55.2	8.3
	5~9人	119	3.4	3.4	15.1	45.4	-	1.7	0.8	30.3	7.8
	10~19人	95	1.1	8.4	27.4	40.0	-	-	2.1	21.1	7.8
	20~29人	39	2.6	7.7	35.9	33.3	-	2.6	-	17.9	7.7
	30人以上	46	-	2.2	37.0	47.8	-	-	2.2	10.9	7.9
	無回答	316	1.3	4.4	9.2	24.7	-	0.3	2.2	57.9	7.9

男性の1日の所定労働時間は、「8時間」が3割を超え、平均で7.9時間となっている。

産業分類別にみると、宿泊業・飲食サービス業の平均が8.7時間で最も長い。

事業所常用労働者数別にみると、労働者数の少ない事業所は無回答が多い。回答いただいた事業所の中では、「8時間」が30人以上で47.8%、5~9人で45.4%と多くなっている。

図表2-8-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

(単位:%)

	調査数	1日の所定労働時間(女性)								平均値 (時間) —
		7時間未満	7時間以上	上7時間30分以	8時間	8時間超	上8時間30分以	9時間以上	無回答	
全 体	758	5.3	6.7	12.3	22.8	—	0.4	1.7	50.8	7.6
産業分類別	農業・林業	1	—	—	—	—	—	—	100.0	—
	建設業	91	8.8	8.8	7.7	30.8	—	—	1.1	42.9
	製造業	171	5.8	9.9	18.1	19.9	—	—	—	46.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	9.1	9.1	18.2	45.5	—	—	9.1	9.1
	情報通信業	4	25.0	—	25.0	—	—	—	—	50.0
	運輸業・郵便業	33	3.0	6.1	21.2	33.3	—	—	—	36.4
	卸売業・小売業	116	6.9	6.9	8.6	24.1	—	1.7	1.7	50.0
	金融業・保険業	23	4.3	13.0	21.7	17.4	—	—	—	43.5
	不動産業・物品販賣業	60	3.3	1.7	1.7	11.7	—	—	5.0	76.7
	学術研究・専門・技術サービス業	40	5.0	5.0	10.0	12.5	—	—	—	67.5
	宿泊業・飲食サービス業	59	—	3.4	5.1	6.8	—	—	5.1	79.7
	生活関連サービス業・娯楽業	35	5.7	8.6	8.6	14.3	—	—	5.7	57.1
	教育・学習支援業	22	—	4.5	—	50.0	—	—	4.5	40.9
	医療・福祉	55	1.8	3.6	20.0	40.0	—	1.8	—	32.7
	複合サービス業	11	9.1	9.1	9.1	27.3	—	—	—	45.5
	その他	26	7.7	—	26.9	23.1	—	—	—	42.3
事業所常用労働者数別	4人以下	143	4.2	3.5	7.0	16.1	—	0.7	3.5	65.0
	5~9人	119	11.8	6.7	10.1	32.8	—	0.8	0.8	37.0
	10~19人	95	3.2	10.5	24.2	34.7	—	—	1.1	26.3
	20~29人	39	2.6	10.3	28.2	33.3	—	—	—	25.6
	30人以上	46	—	2.2	34.8	50.0	—	—	—	13.0
	無回答	316	5.1	7.3	6.6	13.3	—	0.3	1.9	65.5

女性の1日の所定労働時間は、「8時間」が2割を超え、平均で7.6時間となっている。

産業分類別にみると、左ページ図表2-8-1（男性）と同様に、宿泊業・飲食サービス業の平均が8.6時間で最も長い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表2-8-1（男性）と同様に、労働者数の少ない事業所は無回答が多い。回答いただいた事業所の中では、「8時間」が30人以上で半数、また「7時間30分以上」も34.8%と多くなっている。

2-9 1週の所定労働時間

図表2-9-1 産業分類別、事業所常用労働者数別

	調査数	1週の所定労働時間(男性)					(単位:%)
		40時間未満	40時間	40時間超	46時間以上	無回答	
全 体	758	12.1	24.8	4.0	5.8	53.3	41.2
産業分類別	農業・林業	1	-	-	-	100.0	-
	建設業	91	7.7	39.6	6.6	9.9	36.3
	製造業	171	17.5	24.6	2.9	4.1	50.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	18.2	27.3	9.1	9.1	36.4
	情報通信業	4	25.0	50.0	-	-	39.7
	運輸業・郵便業	33	15.2	39.4	3.0	6.1	36.4
	卸売業・小売業	116	10.3	29.3	5.2	6.9	48.3
	金融業・保険業	23	30.4	21.7	-	4.3	43.5
	不動産業・物品貯蔵業	60	1.7	6.7	3.3	3.3	85.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	15.0	10.0	2.5	-	72.5
	宿泊業・飲食サービス業	59	1.7	6.8	5.1	11.9	74.6
	生活関連サービス業・娯楽業	35	14.3	8.6	2.9	11.4	62.9
	教育・学習支援業	22	-	45.5	4.5	-	50.0
	医療・福祉	55	10.9	36.4	-	3.6	49.1
事業者所数常別用労	複合サービス業	11	27.3	18.2	-	9.1	45.5
	その他	26	23.1	23.1	11.5	-	42.3
	4人以下	143	7.7	15.4	7.0	7.7	62.2
	5~9人	119	10.9	37.0	5.0	5.0	42.0
	10~19人	95	26.3	35.8	3.2	4.2	30.5
	20~29人	39	28.2	33.3	5.1	5.1	28.2
	30人以上	46	26.1	54.3	-	4.3	15.2
	無回答	316	6.3	15.8	2.8	6.0	69.0
							41.7

男性の1週の所定労働時間は、「40時間」が24.8%で最も多く、「40時間未満」が12.1%となっている。平均は41.2時間である。

産業分類別にみると、宿泊業・飲食サービス業の平均が49.1時間で最も長い。

事業所常用労働者数別にみると、労働者数の少ない事業所は無回答が多い。回答いただいた事業所の中では、「46時間以上」は4人以下の事業所で7.7%となっており、平均も43時間を超えている。「40時間」は30人以上で過半数に達している。

図表2-9-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	1週の所定労働時間(女性)					平均値 (時間)
産業分類別	事業所常用労働者数別		40時間未満	40時間	40時間超	46時間以上	無回答	
	全体	758	17.4	18.5	2.9	2.4	58.8	38.5
	農業・林業	1	-	-	-	-	100.0	-
	建設業	91	22.0	22.0	3.3	-	52.7	35.3
	製造業	171	21.6	16.4	2.9	0.6	58.5	37.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	27.3	36.4	-	-	36.4	37.0
	情報通信業	4	50.0	-	-	-	50.0	24.6
	運輸業・郵便業	33	21.2	30.3	3.0	3.0	42.4	38.7
	卸売業・小売業	116	13.8	18.1	5.2	5.2	57.8	40.1
	金融業・保険業	23	34.8	21.7	-	-	43.5	38.4
	不動産業・物品販貸業	60	3.3	6.7	3.3	3.3	83.3	42.7
	学術研究・専門・技術サービス業	40	15.0	10.0	2.5	-	72.5	35.6
	宿泊業・飲食サービス業	59	1.7	6.8	-	6.8	84.7	51.3
	生活関連サービス業・娯楽業	35	20.0	5.7	2.9	5.7	65.7	43.1
	教育・学習支援業	22	4.5	40.9	4.5	-	50.0	37.5
	医療・福祉	55	21.8	38.2	-	3.6	36.4	39.5
	複合サービス業	11	36.4	18.2	-	-	45.5	33.6
	その他	26	23.1	23.1	7.7	-	46.2	39.0
事業所常用労働者数別	4人以下	143	11.9	7.0	4.9	4.2	72.0	40.4
	5~9人	119	16.8	26.9	4.2	2.5	49.6	38.6
	10~19人	95	30.5	30.5	3.2	-	35.8	37.7
	20~29人	39	33.3	28.2	5.1	-	33.3	38.9
	30人以上	46	26.1	54.3	-	2.2	17.4	39.6
	無回答	316	13.0	10.4	1.6	2.5	72.5	37.3

女性の1週の所定労働時間は、「40時間」が18.5%、「40時間未満」が17.4%と多い。平均は38.5時間である。

産業分類別にみると、左ページ図表2-9-1（男性）と同様に、宿泊業・飲食サービス業の平均が51.3時間で最も長い。

事業所常用労働者数別にみると、左ページ図表2-9-1（男性）と同様に、労働者数の少ない事業所は無回答が多い。回答いただいた事業所の中では、「46時間以上」は4人以下の事業所で4.2%となっており、平均も40時間を超えている。「40時間」は30人以上で過半数に達している。

2-10 年間所定労働日数

図表2-10-1 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	年間所定労働日数(男性)							(単位:%)
産業分類別	事業所常用労働者数別		239日以下	240日	250日	260日	270日	280日以上	無回答	
	全体	758	9.6	12.3	13.2	12.0	4.6	10.2	38.1	250.3
	農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	建設業	91	6.6	9.9	16.5	17.6	8.8	15.4	25.3	255.8
	製造業	171	14.0	17.0	11.7	17.0	5.8	7.6	26.9	250.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	-	18.2	27.3	18.2	9.1	9.1	18.2	262.1
	情報通信業	4	-	25.0	-	-	-	-	75.0	248.0
	運輸業・郵便業	33	6.1	3.0	15.2	27.3	9.1	12.1	27.3	260.3
	卸売業・小売業	116	11.2	9.5	20.7	9.5	2.6	12.1	34.5	246.1
	金融業・保険業	23	-	34.8	13.0	4.3	-	4.3	43.5	249.7
	不動産業・物品販貸業	60	13.3	5.0	3.3	3.3	-	5.0	70.0	209.4
	学術研究・専門・技術サービス業	40	7.5	15.0	5.0	7.5	12.5	7.5	45.0	255.3
	宿泊業・飲食サービス業	59	5.1	-	8.5	3.4	3.4	18.6	61.0	256.2
	生活関連サービス業・娯楽業	35	2.9	11.4	8.6	8.6	-	20.0	48.6	263.4
事業所常用労働者数別	教育・学習支援業	22	18.2	18.2	9.1	13.6	-	4.5	36.4	230.0
	医療・福祉	55	9.1	16.4	23.6	5.5	1.8	3.6	40.0	252.2
	複合サービス業	11	9.1	9.1	9.1	27.3	9.1	-	36.4	254.4
	その他	26	11.5	19.2	7.7	15.4	3.8	11.5	30.8	251.2
	4人以下	143	11.2	5.6	14.0	9.1	0.7	13.3	46.2	245.1
	5~9人	119	12.6	17.6	14.3	12.6	5.0	9.2	28.6	248.4
事業所常用労働者数別	10~19人	95	10.5	24.2	22.1	14.7	3.2	3.2	22.1	241.6
	20~29人	39	2.6	17.9	20.5	23.1	10.3	10.3	15.4	260.3
	30人以上	46	6.5	19.6	21.7	23.9	8.7	8.7	10.9	255.2
	無回答	316	8.9	7.9	7.6	9.2	5.4	11.4	49.7	254.6

男性の年間所定労働日数は、「250～259日」が13.2%で最も多く、「240～249日」12.3%、「260～269日」12.0%等の順に続いている。平均は250.3日である。

産業分類別にみると、「280日以上」が生活関連サービス業・娯楽業で20.0%、宿泊業・飲食サービス業で18.6%となっている。平均値では、生活関連サービス業・娯楽業が263.4日で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、「280日以上」が4人以下で13.3%となっている。「240～249日」は10～19人で24.2%と最も多く、「260～269日」は20～29人で23.1%、30人以上でも23.9%と多い。

労働基準法では、原則1日8時間まで、1週40時間までと労働時間が定められています。1年間(約52週間×40時間)の労働時間を日数(8時間)で計算すると、労働基準法上の年間労働日数は、260日までとなります。

※ 週40時間を超える労働や休日出勤を同意する協定(36協定)が締結されている場合は、その限りではありません。

図表2-10-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

	調査数	年間所定労働日数(女性)							(単位: %)
		239日以下	240～249日	250～259日	260～269日	270～279日	280日以上	無回答	
全 体	758	12.0	11.9	10.9	9.9	2.1	6.2	47.0	241.8
産業分類別	農業・林業	1	—	—	—	—	—	—	100.0
	建設業	91	15.4	14.3	7.7	12.1	2.2	3.3	45.1
	製造業	171	14.6	12.3	9.4	12.9	2.9	4.1	43.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	9.1	9.1	27.3	9.1	18.2	—	27.3
	情報通信業	4	—	25.0	—	—	—	—	248.0
	運輸業・郵便業	33	9.1	3.0	18.2	24.2	6.1	9.1	30.3
	卸売業・小売業	116	12.1	8.6	13.8	7.8	0.9	10.3	46.6
	金融業・保険業	23	4.3	39.1	13.0	4.3	—	—	39.1
	不動産業・物品販賣業	60	13.3	8.3	3.3	5.0	—	3.3	66.7
	学術研究・専門・技術サービス業	40	10.0	15.0	5.0	7.5	5.0	5.0	52.5
	宿泊業・飲食サービス業	59	3.4	1.7	8.5	—	—	10.2	266.0
	生活関連サービス業・娯楽業	35	5.7	8.6	8.6	8.6	—	20.0	48.6
	教育・学習支援業	22	22.7	13.6	9.1	13.6	—	—	223.7
	医療・福祉	55	14.5	18.2	27.3	7.3	1.8	7.3	250.7
	複合サービス業	11	18.2	9.1	9.1	27.3	—	—	36.4
	その他	26	7.7	19.2	7.7	15.4	3.8	3.8	42.3
事業所常用労働者数別	4人以下	143	10.5	6.3	9.1	7.7	0.7	11.2	54.5
	5～9人	119	15.1	13.4	12.6	8.4	3.4	6.7	40.3
	10～19人	95	11.6	24.2	20.0	13.7	1.1	1.1	28.4
	20～29人	39	10.3	17.9	23.1	17.9	2.6	5.1	23.1
	30人以上	46	6.5	21.7	19.6	28.3	2.2	6.5	15.2
	無回答	316	12.7	7.9	5.7	6.6	2.5	5.4	239.6

女性の年間所定労働日数は、「239日以下」が12.0%で最も多く、「240～249日」11.9%、「250～259日」10.9%の順に続いている。平均は241.8日である。

産業分類別にみると、「250～259日」が医療・福祉で27.3%、「280日以上」が生活関連サービス業・娯楽業で20.0%となっている。平均値では、宿泊業・飲食サービス業が266日と最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、「280日以上」が4人以下で11.2%となっている。「240～249日」は10～19人で24.2%と最も多く、「260～269日」は30人以上で28.3%が多い。

2-11 一人平均月間超過労働時間

図表2-11-1 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	平成30年度の一人平均月間所定外労働時間(男性)						(単位: %)
産業分類別	事業所常用労働者数別		5時間未満	満5~10時間未満	未満10~20時間未満	未満20~30時間未満	30時間以上	無回答	
	全 体	758	15.4	5.0	6.1	7.3	12.9	53.3	32.2
	農業・林業	1	-	-	-	-	-	100.0	-
	建設業	91	18.7	13.2	6.6	5.5	13.2	42.9	28.3
	製造業	171	18.1	4.1	7.0	12.3	12.9	45.6	36.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	9.1	9.1	9.1	9.1	27.3	36.4	47.9
	情報通信業	4	25.0	-	-	25.0	-	50.0	14.0
	運輸業・郵便業	33	6.1	-	6.1	9.1	30.3	48.5	31.2
	卸売業・小売業	116	14.7	4.3	6.9	6.0	15.5	52.6	38.4
	金融業・保険業	23	8.7	4.3	8.7	4.3	4.3	69.6	34.3
	不動産業・物品販賣業	60	16.7	-	3.3	-	5.0	75.0	21.3
	学術研究・専門・技術サービス業	40	12.5	2.5	5.0	12.5	15.0	52.5	42.1
	宿泊業・飲食サービス業	59	5.1	1.7	3.4	-	15.3	74.6	49.4
	生活関連サービス業・娯楽業	35	20.0	2.9	5.7	2.9	11.4	57.1	37.9
	教育・学習支援業	22	18.2	-	-	27.3	9.1	45.5	24.5
	医療・福祉	55	21.8	10.9	7.3	5.5	7.3	47.3	10.6
	複合サービス業	11	27.3	-	-	-	18.2	54.5	15.0
	その他	26	7.7	11.5	11.5	3.8	7.7	57.7	16.2
事業所常用労働者数別	4人以下	143	16.8	4.9	4.2	7.7	9.1	57.3	28.4
	5~9人	119	17.6	5.0	10.1	9.2	16.8	41.2	31.5
	10~19人	95	21.1	9.5	8.4	8.4	18.9	33.7	31.2
	20~29人	39	10.3	7.7	10.3	10.3	20.5	41.0	28.1
	30人以上	46	13.0	8.7	10.9	15.2	21.7	30.4	29.9
	無回答	316	13.3	2.8	3.5	4.4	9.2	66.8	37.0

男性の平成30年度の一人当たりの平均月間所定外労働時間は、「5時間未満」が15.4%で最も多く、「30時間以上」は12.9%となっている。平均は32.2時間である。

産業分類別にみると、宿泊業・飲食サービス業の平均が49.4時間で最も長い。

事業所常用労働者数別にみると、5~9人と10~19人の平均は30時間を超えている。

図表2-11-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

(単位: %)

産業分類別	調査数	平成30年度の一人平均月間所定外労働時間(女性)						平均値 (時間)	
		5時間未満	満5~10時間未満	未10~20時間未満	未20~30時間未満	30時間以上	無回答		
全 体	758	23.2	5.1	2.9	3.3	7.5	57.9	21.9	
農業・林業	1	-	-	-	-	-	100.0	-	
建設業	91	33.0	2.2	3.3	2.2	2.2	57.1	11.2	
製造業	171	25.1	4.7	1.2	4.1	9.4	55.6	27.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	18.2	27.3	-	-	18.2	36.4	25.6	
情報通信業	4	25.0	-	-	25.0	-	50.0	11.0	
運輸業・郵便業	33	18.2	3.0	9.1	3.0	15.2	51.5	16.3	
卸売業・小売業	116	20.7	4.3	4.3	1.7	11.2	57.8	35.8	
金融業・保険業	23	13.0	26.1	-	-	4.3	56.5	15.5	
不動産業・物品販賣業	60	20.0	-	3.3	-	1.7	75.0	4.8	
学術研究・専門・技術サービス業	40	20.0	7.5	5.0	7.5	7.5	52.5	19.1	
宿泊業・飲食サービス業	59	5.1	1.7	-	-	6.8	86.4	59.0	
生活関連サービス業・娯楽業	35	28.6	-	-	2.9	8.6	60.0	25.8	
教育・学習支援業	22	22.7	-	4.5	13.6	13.6	45.5	33.5	
医療・福祉	55	40.0	10.9	5.5	7.3	3.6	32.7	7.1	
複合サービス業	11	45.5	-	-	-	9.1	45.5	6.2	
その他	26	7.7	15.4	3.8	3.8	3.8	65.4	12.5	
事業所別用労	4人以下	143	22.4	5.6	-	4.2	3.5	64.3	13.9
	5~9人	119	30.3	4.2	6.7	3.4	5.9	49.6	12.4
	10~19人	95	31.6	9.5	4.2	3.2	13.7	37.9	22.2
	20~29人	39	28.2	12.8	2.6	5.1	7.7	43.6	18.1
	30人以上	46	23.9	8.7	10.9	13.0	10.9	32.6	23.1
	無回答	316	17.7	2.5	1.3	1.3	7.6	69.6	32.5

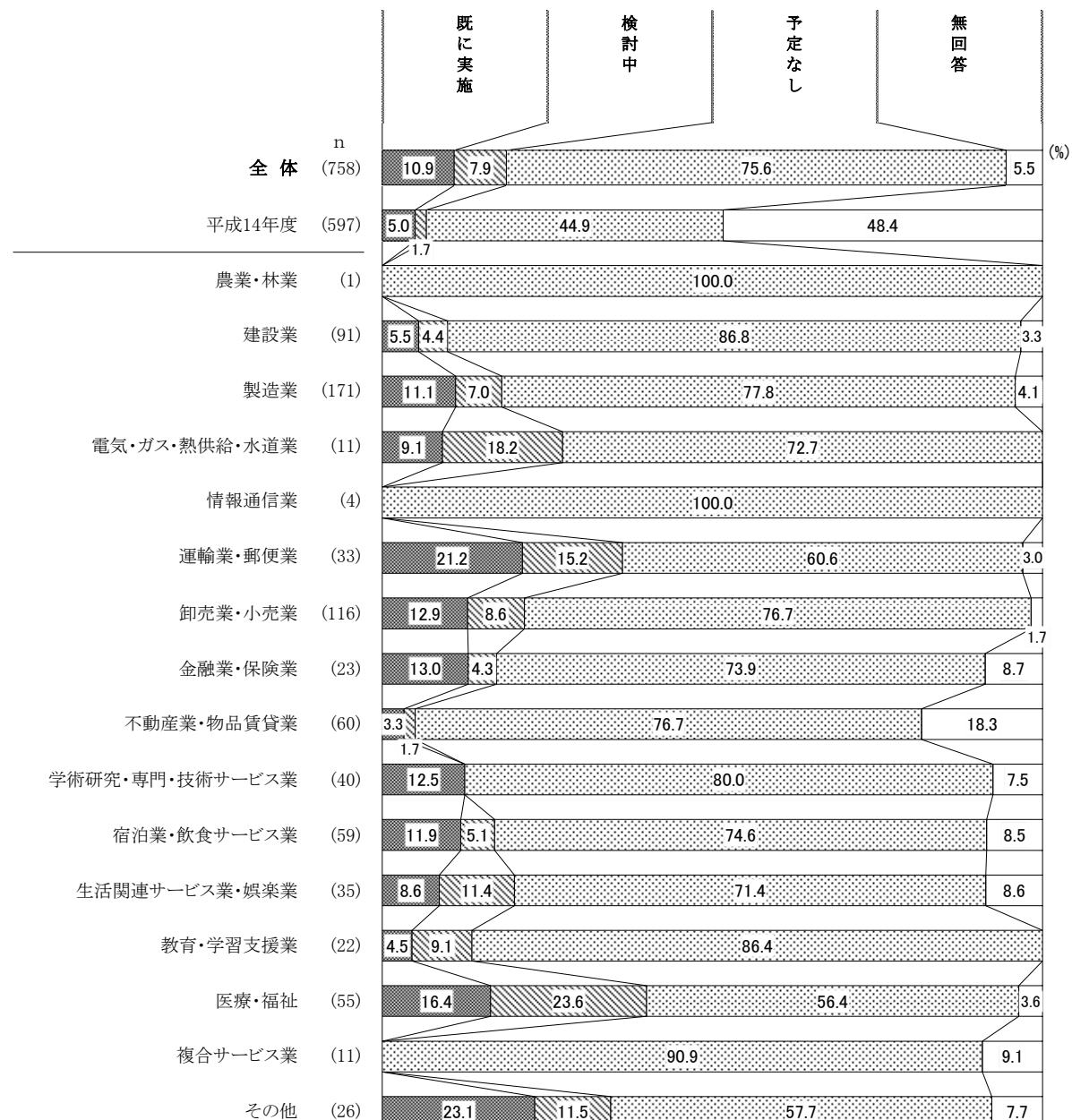
女性の平成30年度の一人当たりの平均月間所定外労働時間は、「5時間未満」が23.2%で最も多く、「30時間以上」は7.5%となっている。平均は21.9時間である。

産業分類別にみると、左ページ図表2-11-1（男性）と同様に、宿泊業・飲食サービス業の平均が59時間で最も長い。

事業所常用労働者数別にみると、10~19人と30人以上の平均は20時間を超えている。

2-12 障がい者の雇用

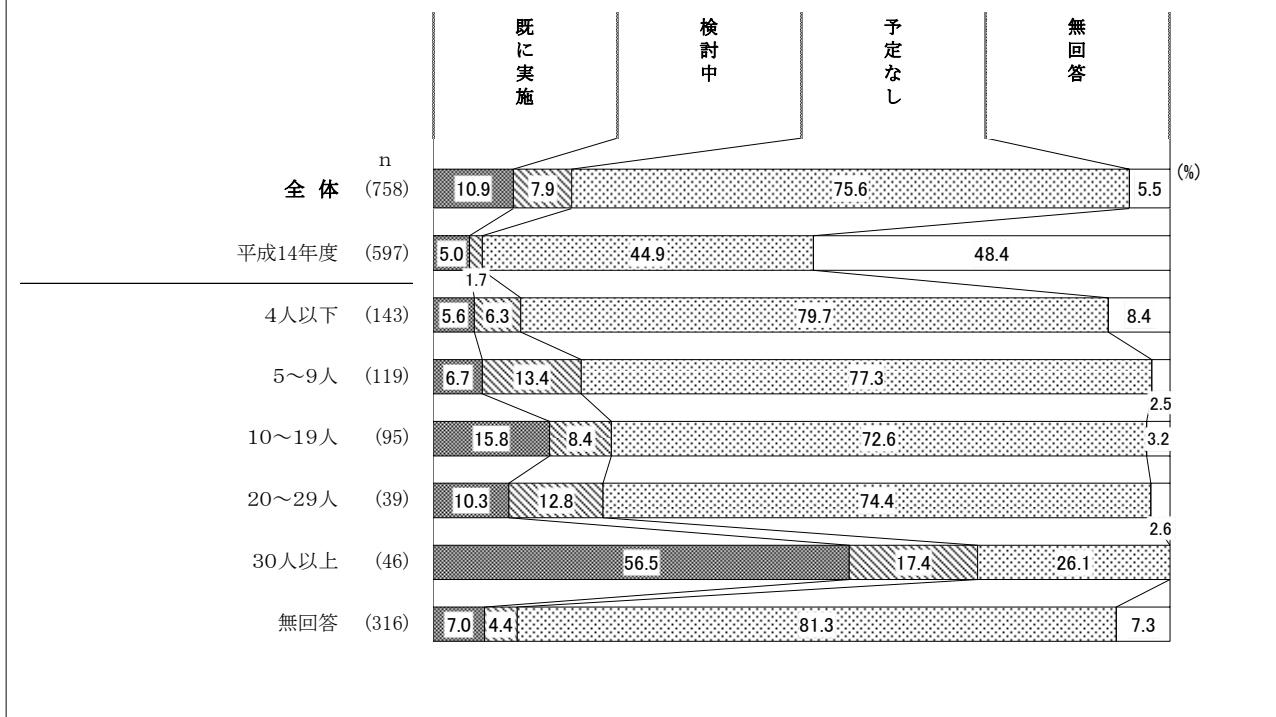
図表2-12-1 産業分類別



障がい者の雇用は、「予定なし」が75.6%でほとんどを占めており、「既に実施」が10.9%、「検討中」が7.9%となっている。

過去調査と比べて、「予定なし」は平成14年度から30.7%増加し、「既に実施」が5.9%、「検討中」が6.2%増加している。一方、無回答は42.9%減少しており、障がい者雇用促進法の法定雇用率の影響等から、障がい者の雇用に関する意識付けが進んできているものと考えられる。

図表2-12-2 事業所常用労働者数別



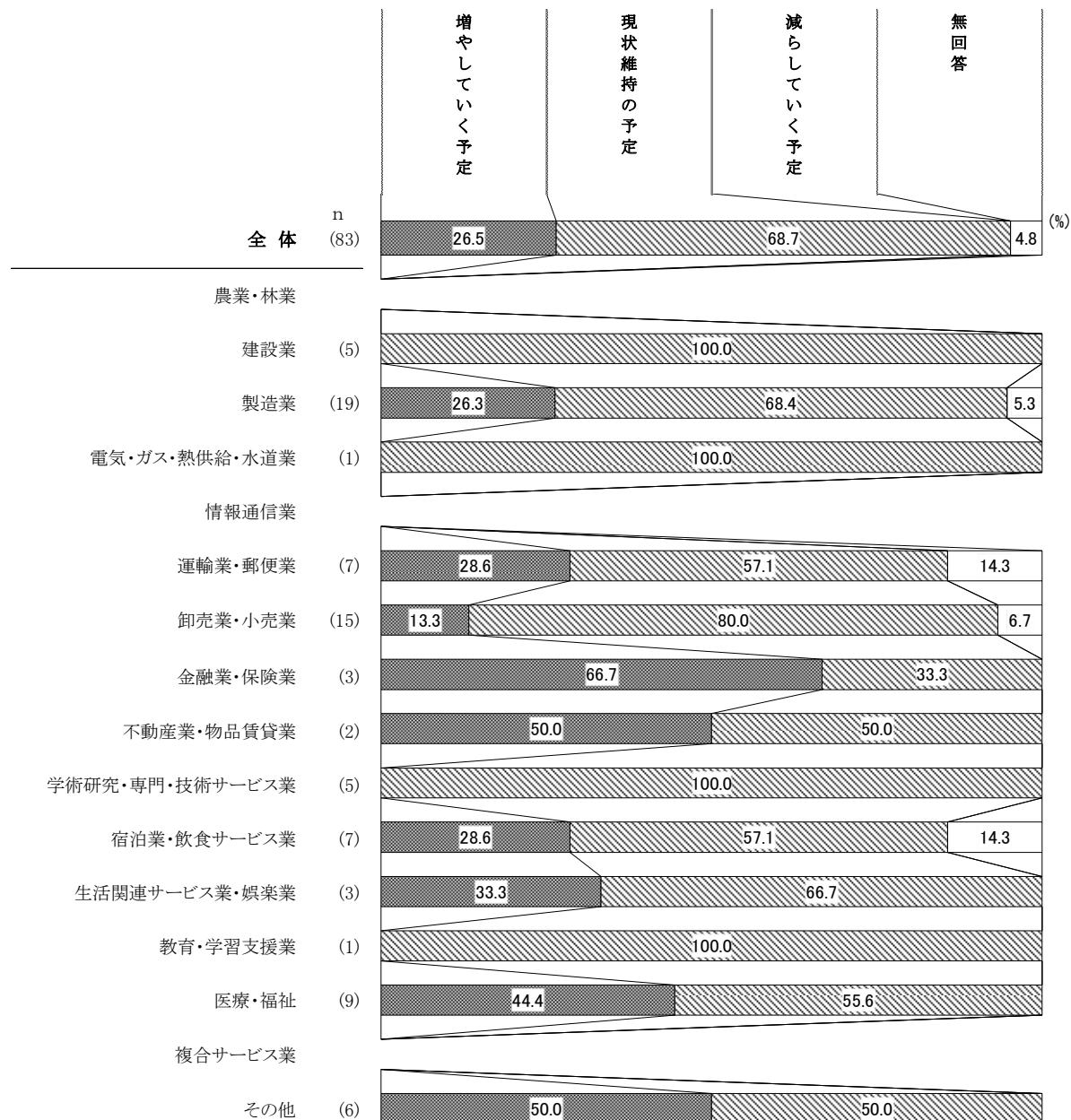
事業所常用労働者数別にみると、「既に実施」は30人以上で過半数に達しており、10~19人で15.8%となっている。

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念のもと、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられています。

民間企業の法定雇用率は2.2%です（平成30年4月1日現在）。従業員45.5人以上の事業主には障がい者の雇用が義務付けられています。

2-13 今後の障がい者の雇用予定

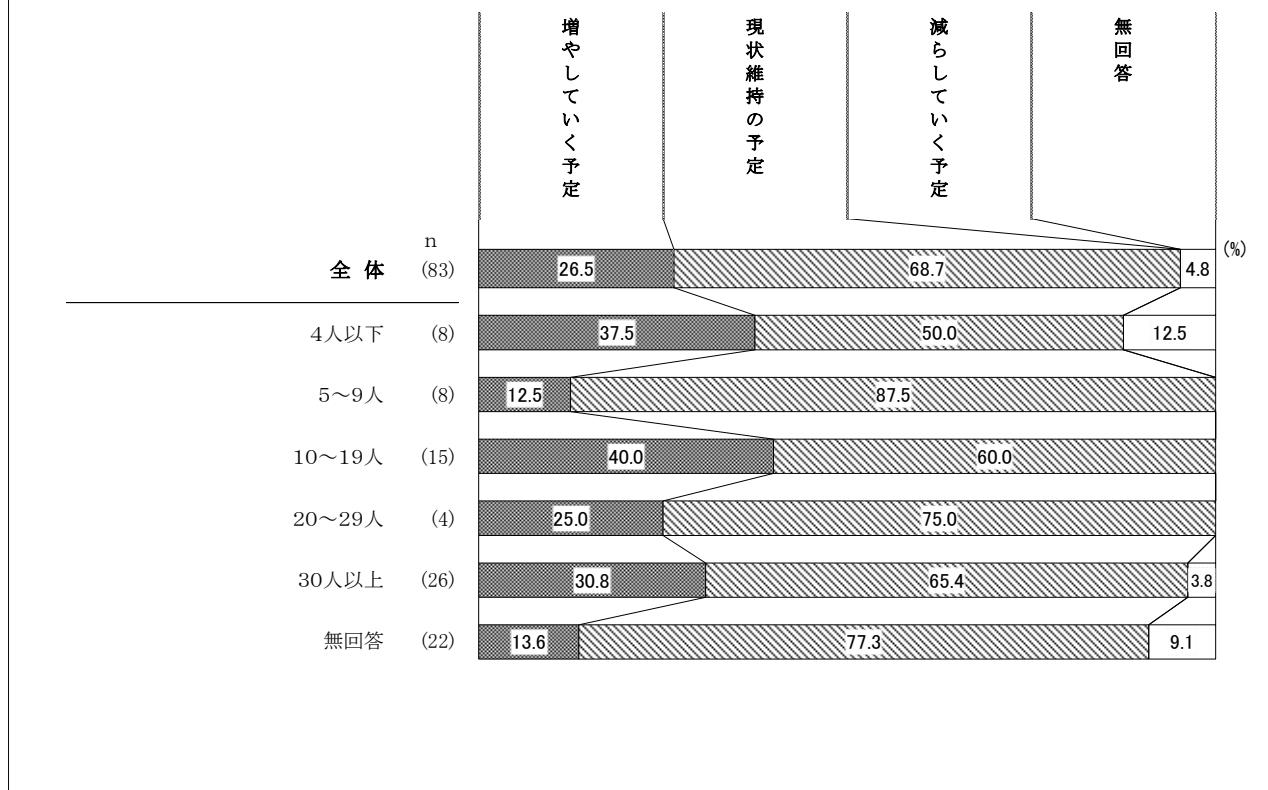
図表2-13-1 産業分類別



「2-12 障がい者の雇用」で雇用を「既に実施」していると回答した83事業所に今後の障がい者の雇用予定を聞いたところ、「現状維持の予定」が68.7%と最も多く、「増やしていく予定」は26.5%となっている。「減らしていく予定」と回答した事業所はなかった。

産業分類別の数値については、回答数（n）が少ないため、参考までに掲載する。

図表2-13-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別の数値についても、回答数（n）が少ないため、参考までに掲載する。

2-14 障がい者 事業所の雇用者数・雇用率

図表2-14-1 事業所の雇用者数

調査数	全体		男性		女性	
	平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)
全 体	83	3.2	1.0	1.6	1.0	0.6

障がい者の事業所の雇用者数は、平均値は全体3.2人で、男性1.6人、女性0.6人である。また、中央値は全体1人で、男性は1人、女性は0人となっている。

図表2-14-2 事業所の雇用率

(単位:%)

調査数	事業所内の雇用率						平均値 (%)	中央値 (%)
	1%未満	2%未満	雇用率2%～(法定)	2.2%超	3%以上	無回答		
全 体	83	22.9	6.0	2.4	3.6	21.7	43.4	5.0

障がい者の事業所の雇用率は、「1%未満」が22.9%で最も多く、「3%以上」21.7%、「2.2%未満」6.0%等の順に続いている。中央値は2%、平均値は5%となっている。

図表2-14-3 実雇用率(企業全体の雇用率)

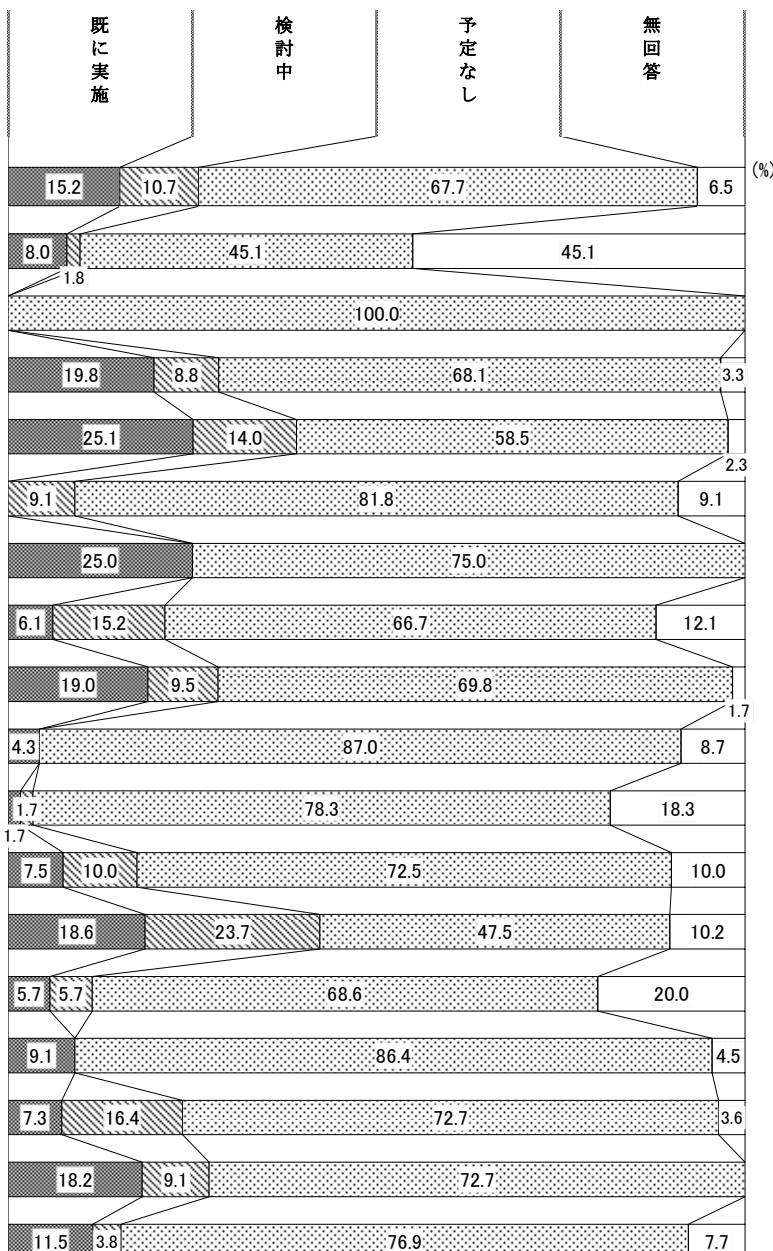
(単位:%)

調査数	実雇用率(企業全体の雇用率)						平均値 (%)	中央値 (%)
	1%未満	2%未満	雇用率2%～(法定)	2.2%超	3%以上	無回答		
全 体	83	8.4	12.0	2.4	6.0	16.9	54.2	5.1

障がい者の企業全体の実雇用率は、「3%以上」が16.9%で最も多く、「2.2%未満」12.0%、「1%未満」8.4%等の順に続いている。中央値は2.3%、平均値は5.1%となっている。

2-15 外国人の雇用

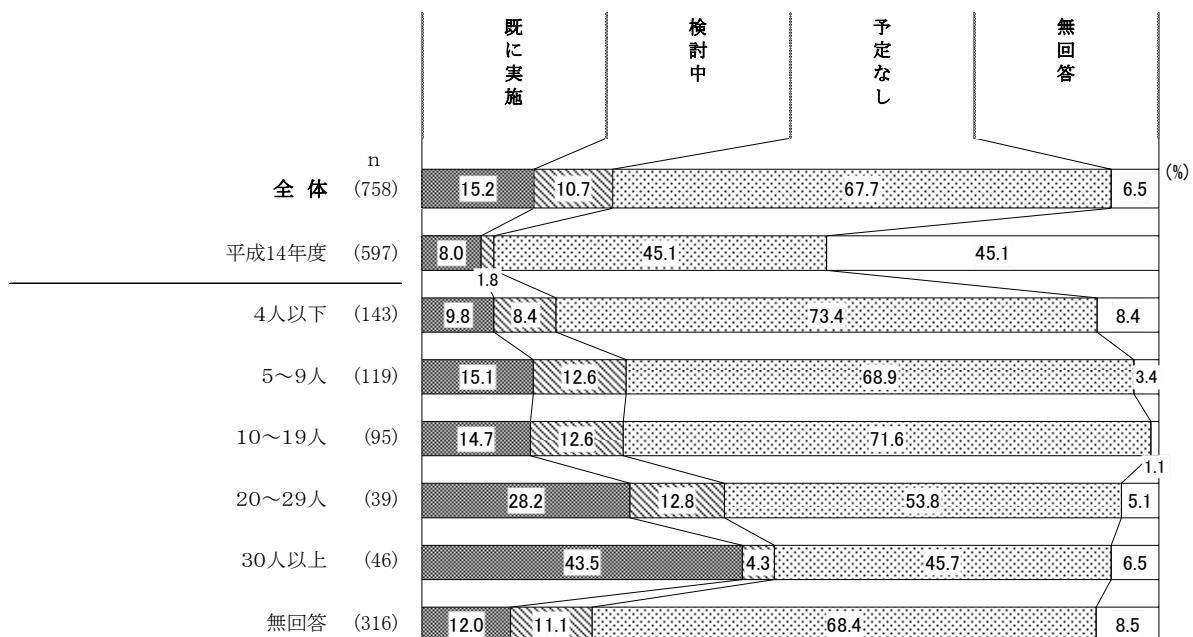
図表2-15-1 産業分類別



外国人の雇用は、「予定なし」が67.7%でほとんどを占めており、「既に実施」が15.2%、「検討中」が10.7%となっている。

過去調査と比べて、「予定なし」は平成14年度から22.6%増加し、「既に実施」が7.2%、「検討中」が8.9%増加している。一方、無回答は38.6%減少しており、労働力人口の減少に伴う人手不足の影響等から、外国人の雇用に関しても関心が高まっているものと考えられる。

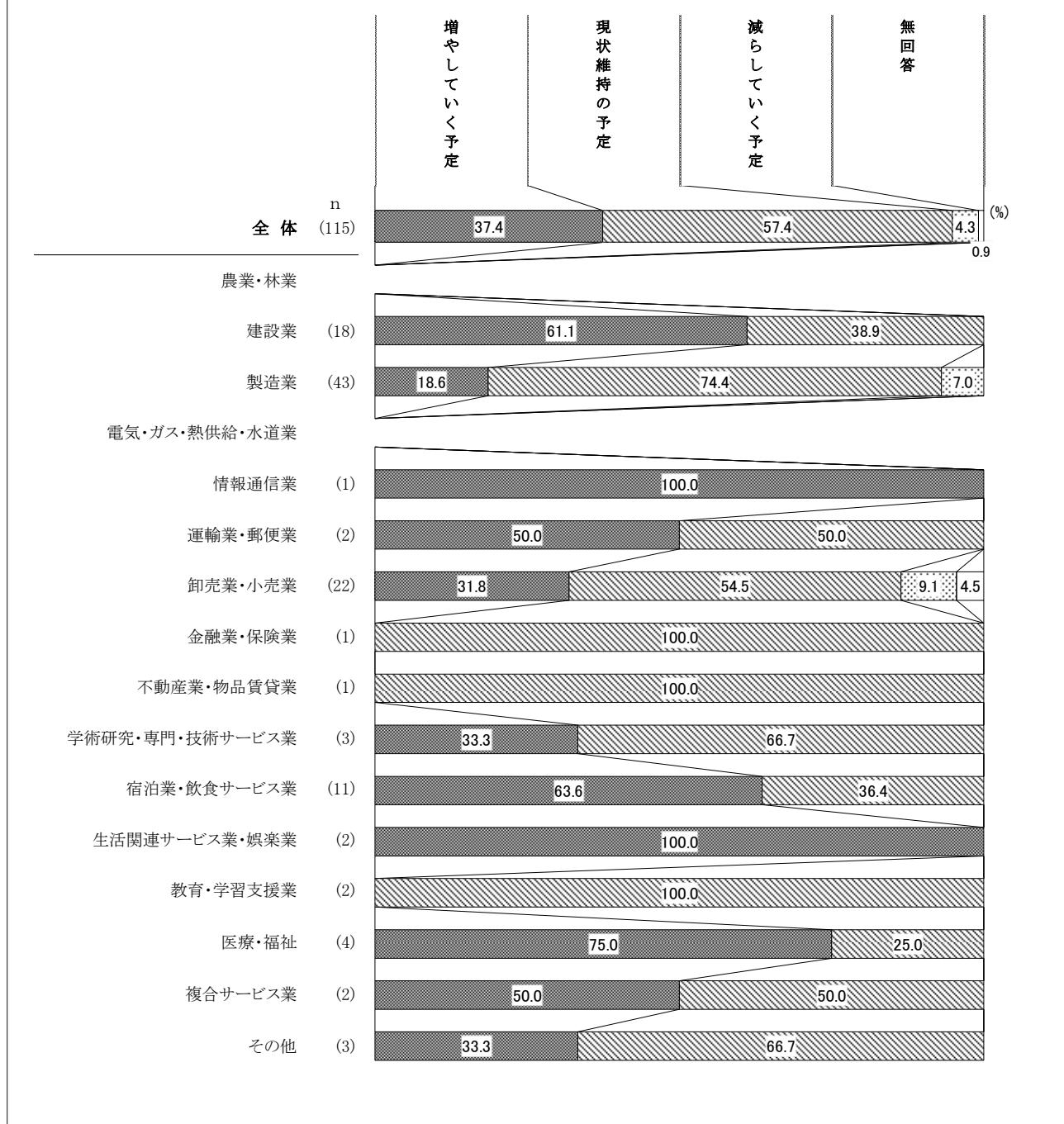
図表2-15-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「既に実施」は30人以上で4割を超えており、20~29人で28.2%となっている。

2-16 今後の外国人の雇用予定

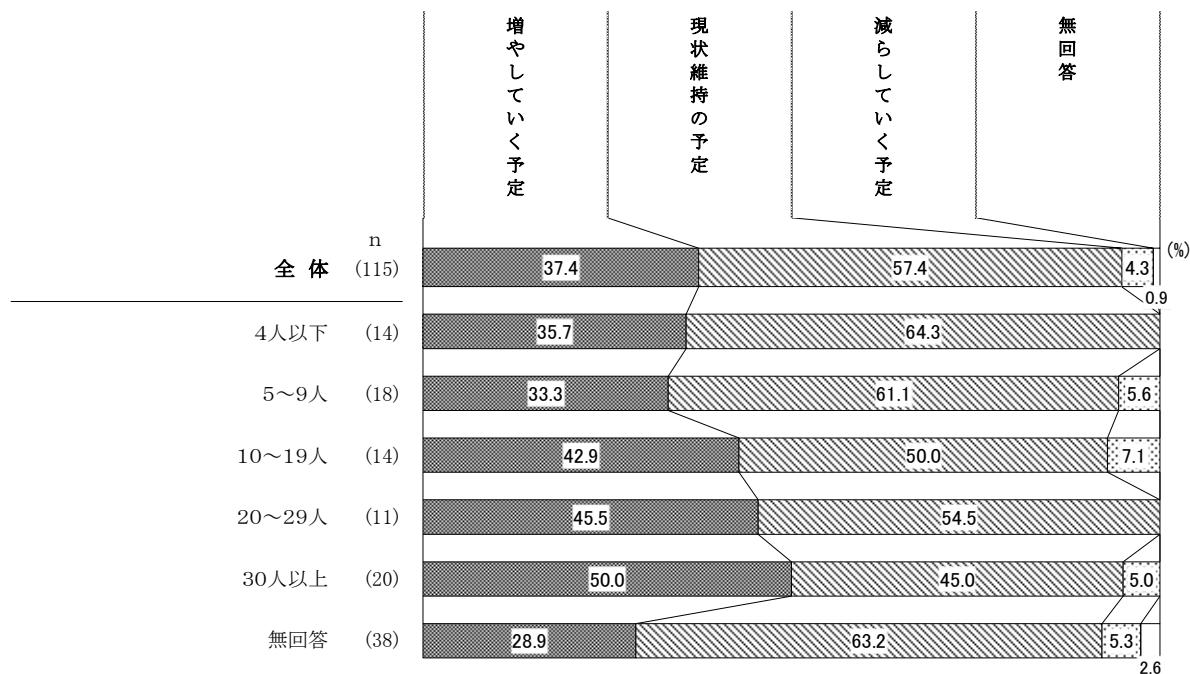
図表2-16-1 産業分類別



「2-15 外国人の雇用」で雇用を「既に実施」していると回答した115事業所に今後の外国人の雇用予定を聞いたところ、「現状維持の予定」が57.4%と最も多く、「増やしていく予定」は37.4%となっている。

産業分類別の数値については、回答数（n）が少ないため、参考までに掲載する。

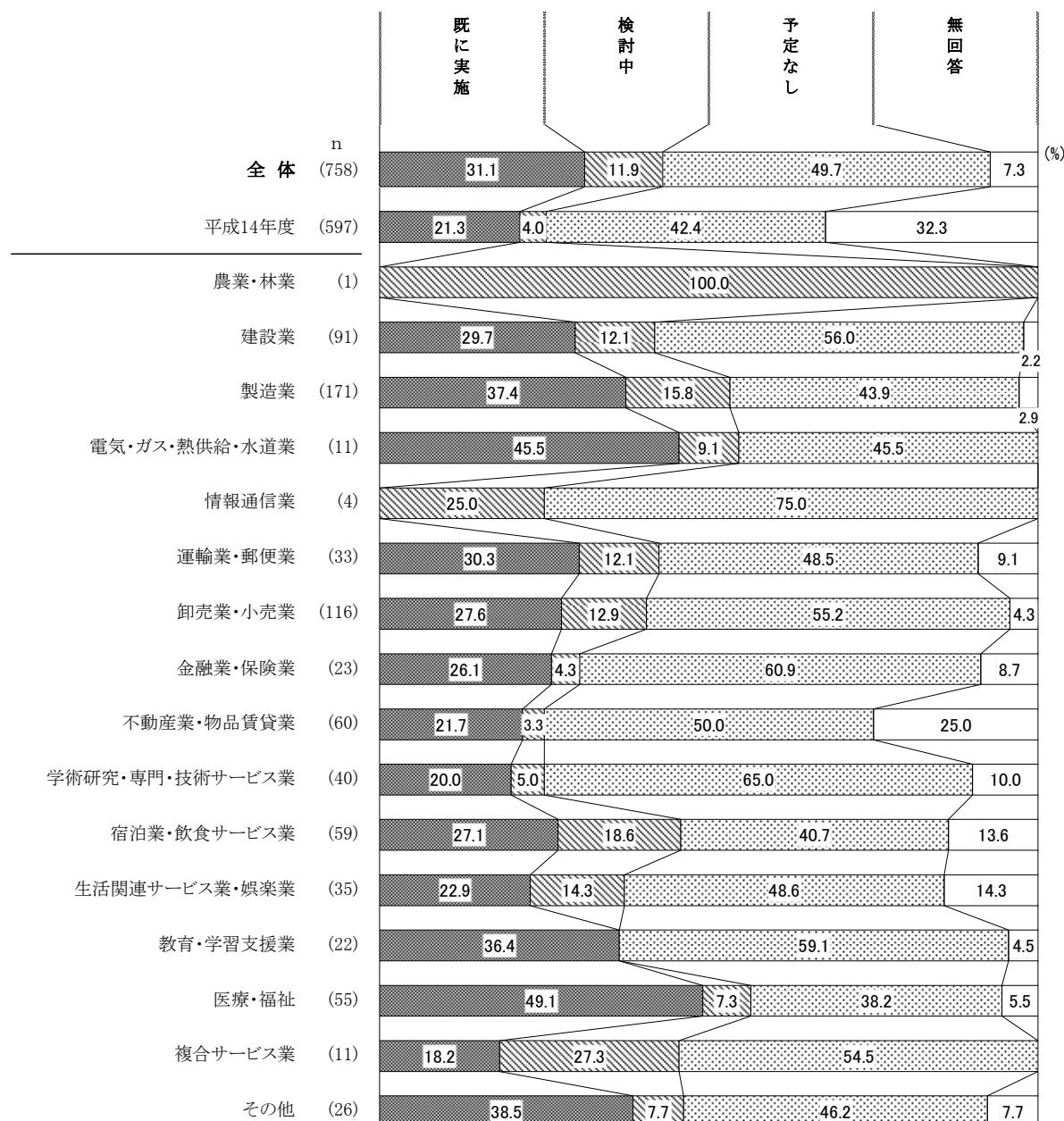
図表 2-16-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別の数値についても、回答数（n）が少ないため、参考までに掲載する。

2-17 65歳以上の高齢者の雇用

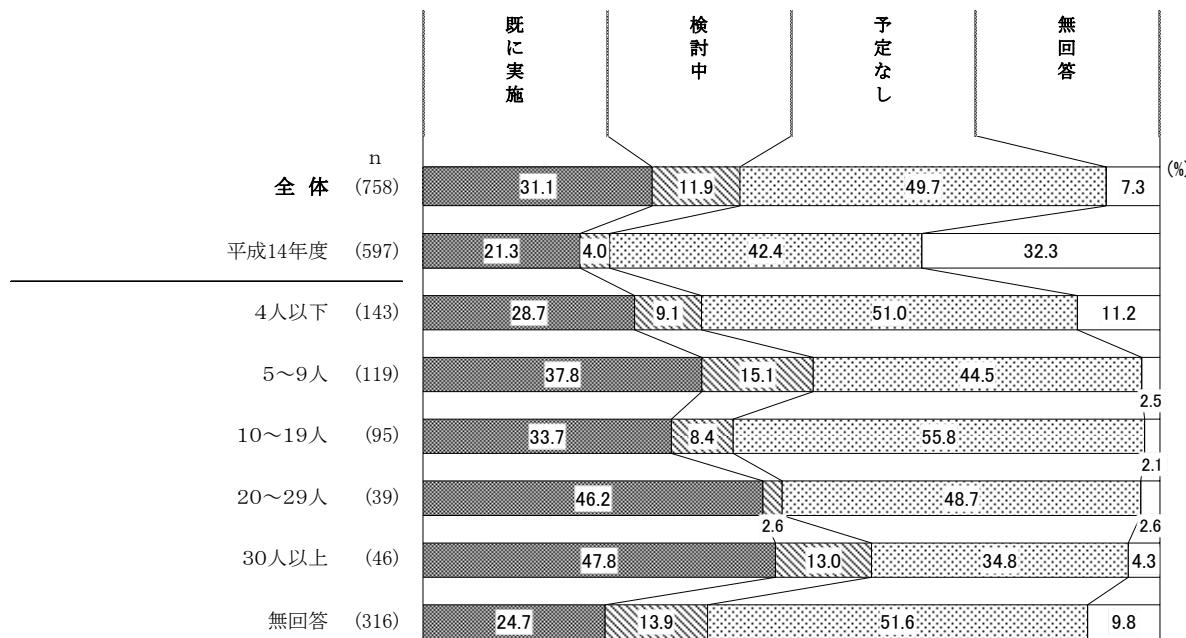
図表2-17-1 産業分類別



65歳以上の高齢者の雇用は、「予定なし」が約半数を占めており、「既に実施」が31.1%、「検討中」が11.9%となっている。

過去調査と比べて、「予定なし」は平成14年度から7.3%増加し、「既に実施」が9.8%、「検討中」が7.9%増加している。一方、無回答は25.0%減少しており、高齢者の比率上昇、高年齢者雇用安定法の影響等から、65歳以上の高齢者の雇用に関しても関心が高まっているものと考えられる。

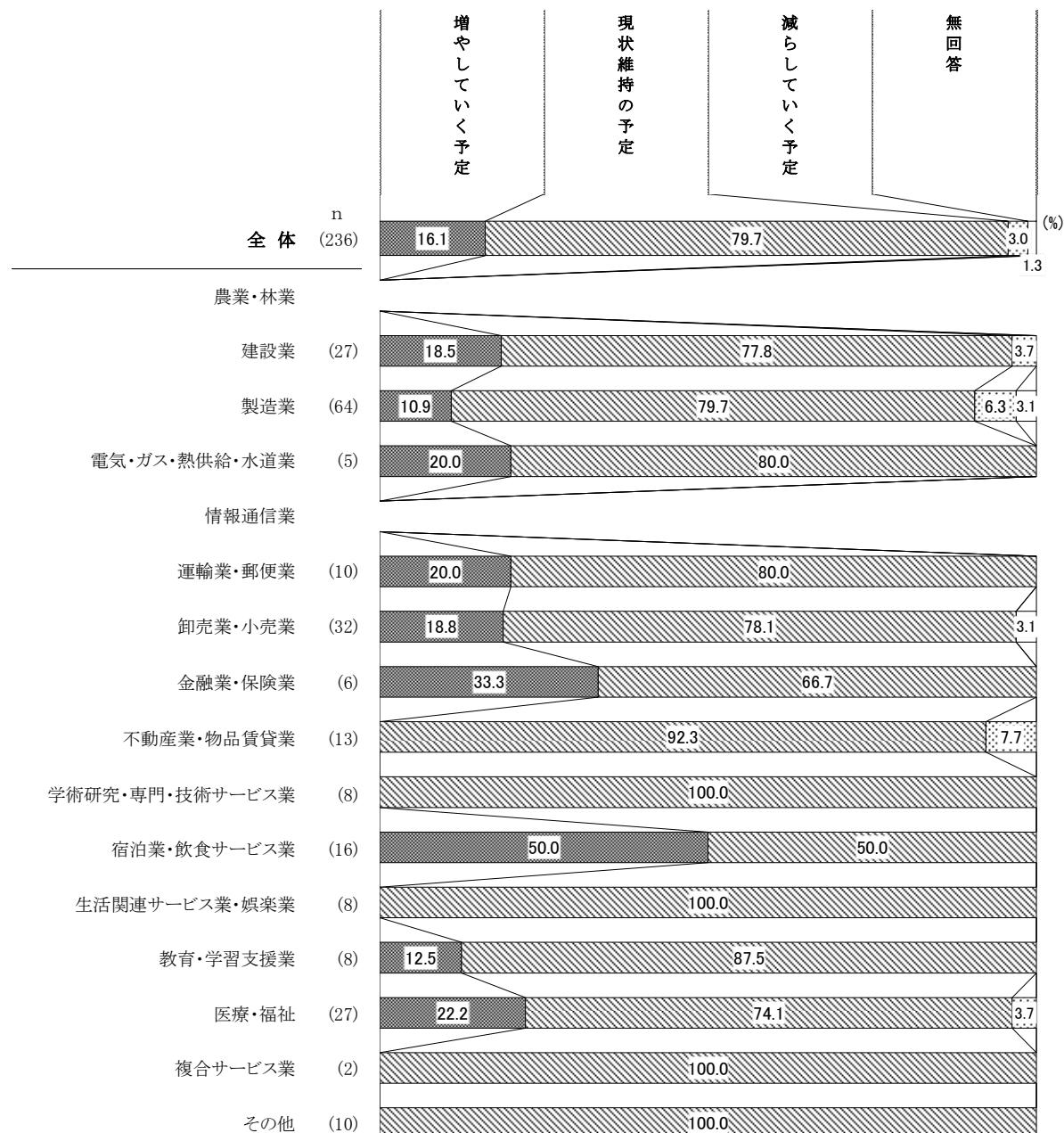
図表2-17-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「既に実施」は20人以上で約半数となっている。

2-18 今後の65歳以上の高齢者雇用予定

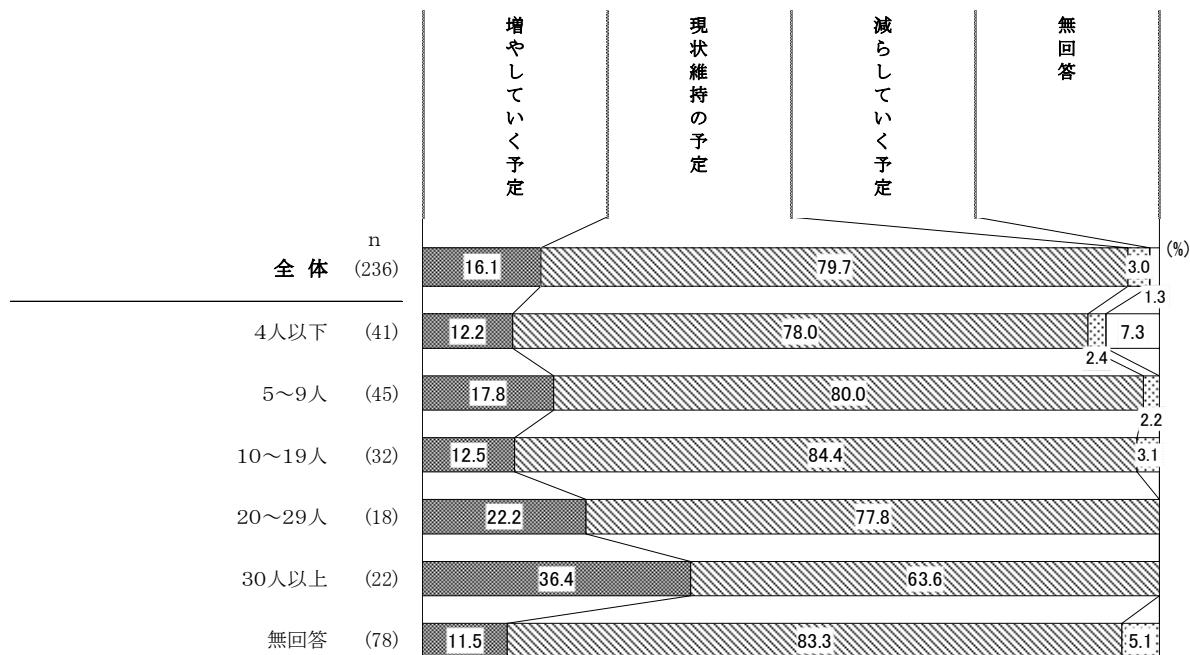
図表2-18-1 産業分類別



「2-17 65歳以上の高齢者の雇用」で雇用を「既に実施」していると回答した236事業所に今後の高齢者の雇用予定を聞いたところ、「現状維持の予定」が79.7%と最も多く、「増やしていく予定」は16.1%となっている。

産業分類別の数値については、回答数(n)が少ないため、参考までに掲載する。

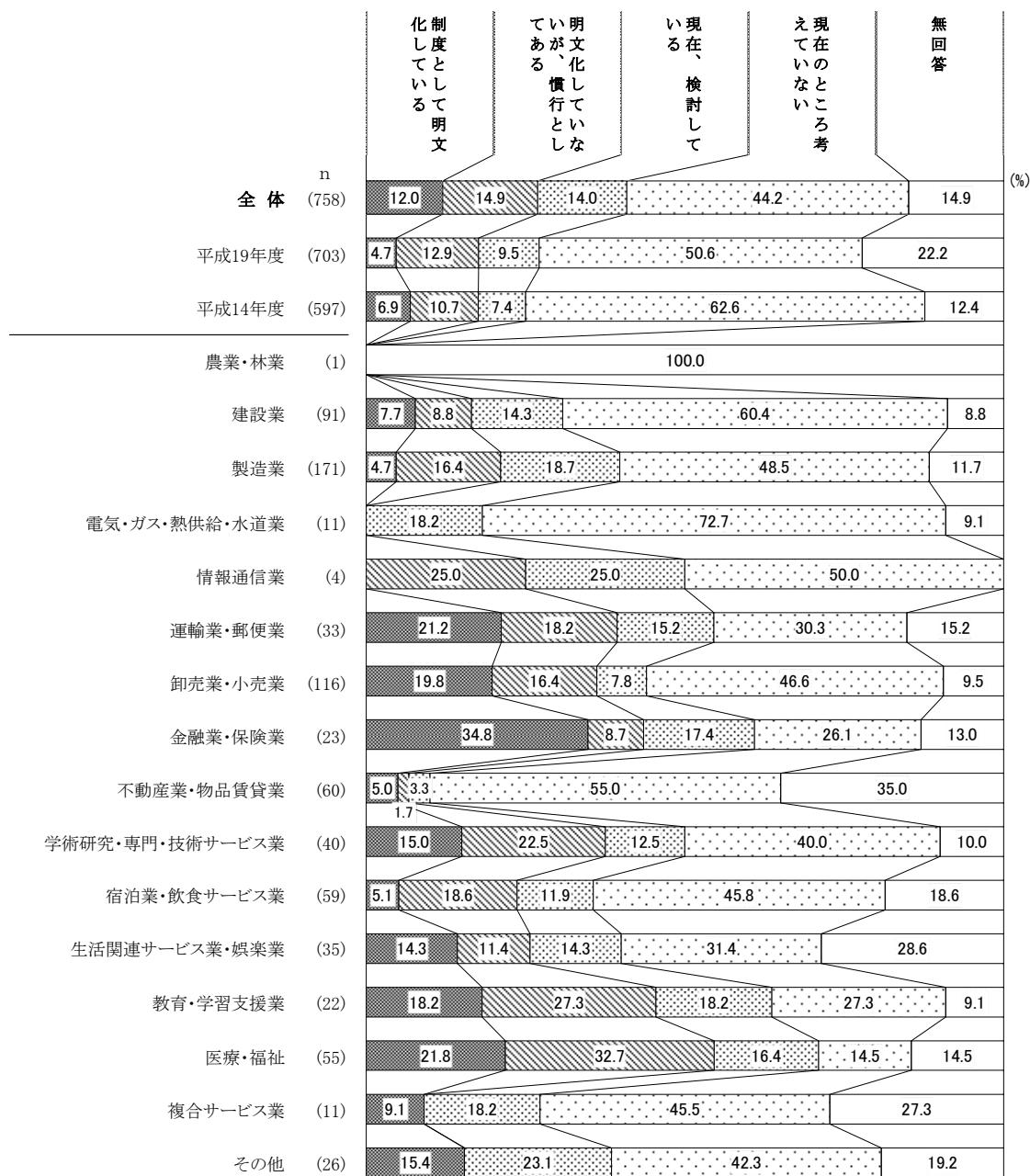
図表2-18-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「増やしていく予定」は30人以上で3割を超えており、「現状維持の予定」は30人以上以外の事業所で約8割となっている。

2-19 結婚・出産・育児・介護等で退職した社員の再雇用制度

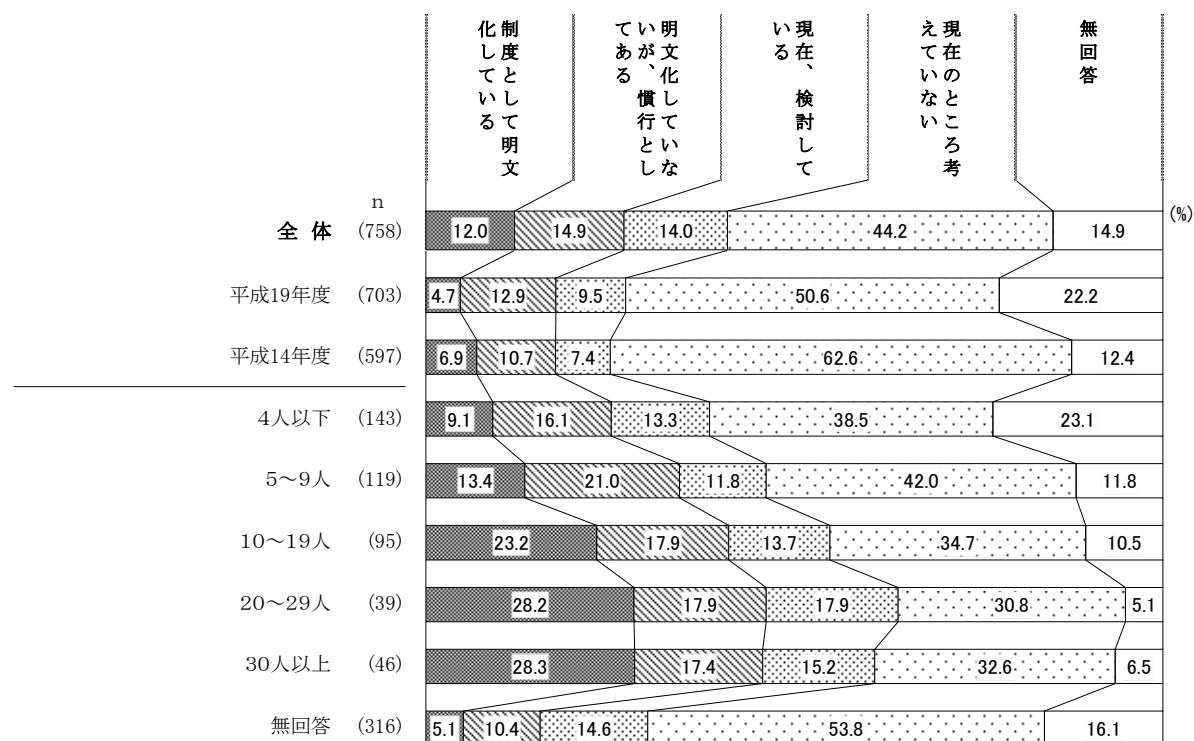
図表2-19-1 産業分類別



結婚・出産・育児・介護等で退職した社員の再雇用制度は、「現在のところ考へていない」が44.2%で最も多く、「明文化していないが、慣行としてある」14.9%、「現在、検討している」14.0%、「制度として明文化している」12.0%の順に続いている。

過去調査と比べて、「制度として明文化している」は平成19年度から7.3%増加し、今回調査で初めて1割を上回った。また、「明文化していないが、慣行としてある」も平成14年度から4.2%増加している。一方、「現在のところ考へていない」は平成14年度から18.4%、平成19年度から6.4%減少し、今回調査で初めて5割を下回った。

図表2-19-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「制度として明文化している」は20人以上で約3割となっている。「明文化していないが、慣行としてある」は5~9人で2割を超えており、「現在のところ考えていない」は9人以下の事業所で約4割と多い。

第3章 賃金について

3-1 平均賃金

図表3-1-1

1か月の基準内賃金（平均）

		入社1年目							平均値 (千円)	中央値 (千円)
性別	年度	10万円未満	1150万円以上満	2105万円以上満	2250万円以上満	3205万円以上満	30万円以上	無回答		
男性	令和元年度	0.7	1.1	8.3	9.0	4.9	2.9	73.2	216.1	205.0
	平成19年度	0.4	1.1	7.0	13.1	8.8	2.6	67.0	222.1	220.0
女性	令和元年度	0.4	1.7	8.8	7.9	1.5	0.9	78.8	195.1	196.0
	平成19年度	2.6	2.7	9.5	6.1	0.9	0.4	77.8	169.5	177.5

		全従業員平均							平均値 (千円)	中央値 (千円)
性別	年度	10万円未満	1150万円以上満	2105万円以上満	2250万円以上満	3205万円以上満	30万円以上	無回答		
男性	令和元年度	0.1	0.9	2.8	6.6	11.9	26.1	51.6	304.4	300.0
	平成19年度	0.4	0.7	2.4	7.3	13.8	37.4	38.0	361.8	305.0
女性	令和元年度	6.1	3.6	6.3	13.7	7.4	5.4	57.5	205.3	214.0
	平成19年度	4.6	5.5	11.2	11.4	6.5	3.7	57.0	209.3	200.0

過去調査と比べて、入社1年目の中央値は、男性が平成19年度から15,000円減少した一方、女性は18,500円増加している。全従業員平均では、男性が5,000円減少した一方で女性は14,000円増加した。

1か月の基準内賃金は、男性の方が女性より高いものの、男性は減少、女性は増加の傾向にある。

図表3-1-2

1か月の基準外賃金（平均）

		入社1年目		全従業員平均			
性別	年度	平均値	中央値	平均値	中央値		
	令和元年度	26.6	10.0	38.0	20.0		
男性	平成19年度	36.6	20.0	60.1	28.5		
	令和元年度	18.2	1.0	24.1	6.0		
女性	平成19年度	21.9	0.0	46.9	5.0		

※女性の基準外賃金には、入社1年目と全従業員平均ともに、極端に高い回答がそれぞれ十数件含まれていたため、平均値と中央値の差が開いている。

過去調査と比べて、入社1年目の中央値は、男性が平成19年度から10,000円減少した一方、女性は1,000円増加している。全従業員平均では、男性が8,500円減少した一方で女性は1,000円増加した。1か月の基準外賃金についても、男性の方が女性より高いものの、男性は減少、女性は微増の傾向にある。

3-2 初任給

図表3-2 初任給

	事務系		技術系		その他		
	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (円)	中央値 (円)	
中学卒	令和元年度	174,234	175,000	183,313	180,000	188,465	183,750
	平成14年度	150,900	-	158,100	-	148,400	-
高校卒	令和元年度	178,706	177,000	195,498	187,500	188,673	180,000
	平成14年度	161,700	-	172,500	-	174,100	-
短大・専門卒	令和元年度	185,771	183,325	204,205	200,000	198,398	190,000
	平成14年度	172,100	-	186,600	-	177,000	-
大学卒	令和元年度	200,335	200,000	212,654	207,490	207,935	206,150
	平成14年度	194,700	-	203,600	-	195,500	-

事務系の平均は、中学卒 174,234 円、高校卒 178,706 円、短大・専門卒 185,771 円、大学卒 200,335 円で、中央値は中学卒 175,000 円、高校卒 177,000 円、短大・専門卒 183,325 円、大学卒 200,000 円となっている。

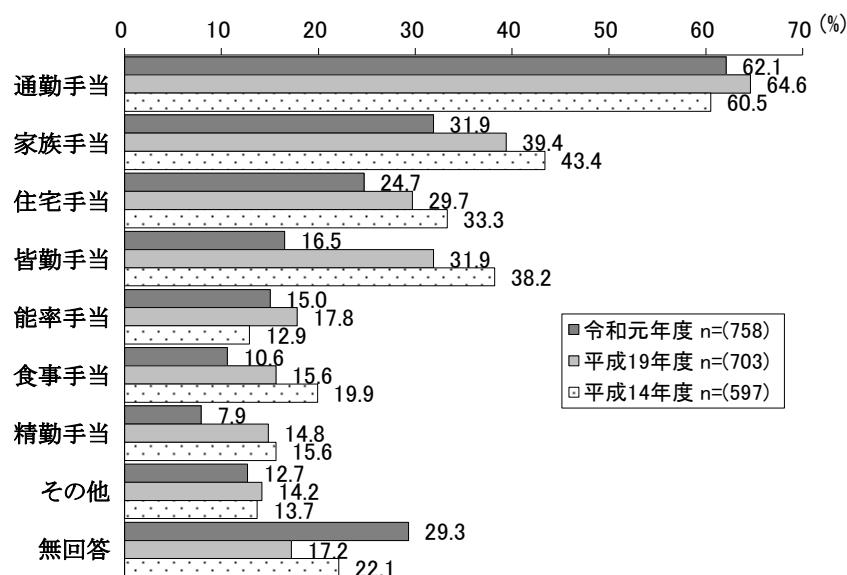
技術系の平均は、中学卒 183,313 円、高校卒 195,498 円、短大・専門卒 204,205 円、大学卒 212,654 円で、中央値は中学卒 180,000 円、高校卒 187,500 円、短大・専門卒 200,000 円、大学卒 207,490 円となっている。

その他の平均は、中学卒 188,465 円、高校卒 188,673 円、短大・専門卒 198,398 円、大学卒 207,935 円で、中央値は中学卒 183,750 円、高校卒 180,000 円、短大・専門卒 190,000 円、大学卒 206,150 円となっている。

過去調査と比べて、平均値は全ての層において増加しており、高校卒では事務系 17,006 円、技術系 22,998 円、その他 14,573 円の増加となっている。

3-3 基本給部分以外で支給している手当

図表3-3-1 基本給部分以外で支給している手当（複数回答）



基本給部分以外で支給している手当は、「通勤手当」が62.1%で最も多く、「家族手当」31.9%、「住宅手当」24.7%等の順に続いている。

過去調査と比べて、微減の「通勤手当」「能率手当」の他、手当は減少の傾向にある。「家族手当」は平成14年度から11.5%減少し31.9%、「住宅手当」は平成14年度から8.6%減少し24.7%となっている。また、「皆勤手当」は平成14年度から21.7%と大きく減少し16.5%となっている。

- 「通勤手当」・・・通勤に要する費用を支給する手当
- 「家族手当」・・・扶養家族がいる場合に支給する手当
- 「住宅手当」・・・住宅に要する費用を支給する手当
- 「皆勤手当」・・・欠勤がない場合等に支給する手当
- 「能率手当」・・・業務の実績が規定以上の能率を達成している場合に支給する手当
- 「食事手当」・・・就業時の食事に要する費用を支給する手当
- 「精勤手当」・・・欠勤や遅刻が規定より少ない場合に支給する手当

第3章 賃金について

図表3-3-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

(単位: %)

	調査数	基本給部分以外で支給している手当(複数回答)								
		通勤手当	家族手当	住宅手当	皆勤手当	能率手当	食事手当	精勤手当	その他	無回答
全 体	758	62.1	31.9	24.7	16.5	15.0	10.6	7.9	12.7	29.3
平成19年度	703	64.6	39.4	29.7	31.9	17.8	15.6	14.8	14.2	17.2
平成14年度	597	60.5	43.4	33.3	38.2	12.9	19.9	15.6	13.7	22.1
産業分類別	農業・林業	1	-	-	-	-	-	-	-	100.0
	建設業	91	60.4	35.2	25.3	19.8	23.1	6.6	7.7	22.0
	製造業	171	71.9	40.9	26.3	28.7	16.4	18.1	11.7	9.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	72.7	54.5	36.4	27.3	27.3	-	27.3	45.5
	情報通信業	4	50.0	25.0	25.0	-	-	-	-	50.0
	運輸業・郵便業	33	84.8	51.5	12.1	21.2	33.3	9.1	18.2	9.1
	卸売業・小売業	116	71.6	34.5	31.9	15.5	15.5	11.2	5.2	8.6
	金融業・保険業	23	56.5	30.4	17.4	-	8.7	13.0	-	8.7
	不動産業・物品販賣業	60	20.0	1.7	3.3	1.7	1.7	1.7	1.7	5.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	67.5	27.5	25.0	22.5	25.0	12.5	10.0	20.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	30.5	6.8	11.9	3.4	5.1	11.9	3.4	1.7
	生活関連サービス業・娯楽業	35	51.4	20.0	14.3	8.6	14.3	5.7	2.9	8.6
	教育・学習支援業	22	72.7	50.0	45.5	9.1	9.1	9.1	4.5	13.6
	医療・福祉	55	74.5	32.7	45.5	10.9	7.3	3.6	10.9	25.5
	複合サービス業	11	54.5	18.2	9.1	18.2	18.2	9.1	18.2	45.5
	その他	26	80.8	57.7	34.6	19.2	15.4	11.5	7.7	19.2
事業所労働者数別	4人以下	143	47.6	18.2	17.5	14.0	14.0	11.9	4.9	7.7
	5~9人	119	73.1	40.3	33.6	20.2	17.6	7.6	11.8	13.4
	10~19人	95	84.2	50.5	40.0	21.1	13.7	11.6	10.5	22.1
	20~29人	39	89.7	48.7	33.3	23.1	20.5	7.7	10.3	23.1
	30人以上	46	91.3	60.9	41.3	19.6	17.4	8.7	15.2	28.3
	無回答	316	50.3	23.1	16.5	13.6	13.9	11.4	5.7	8.2
										39.6

産業分類別にみると、「通勤手当」は運輸業・郵便業で84.8%が支給している他、各産業分類共通で最も多い。「家族手当」は運輸業・郵便業と教育・学習支援業で約半数、「住宅手当」は教育・学習支援業と医療・福祉で45.5%となっている。

事業所常用労働者数別にみると、概ね人数が多くなるほど各手当が支給されている割合が多い。「通勤手当」は10人以上で8割を超え、「家族手当」は5人以上で4割を超えている。

3-4 賞与の支給実績

図表3-4-1 賞与の支給実績（夏季賞与）

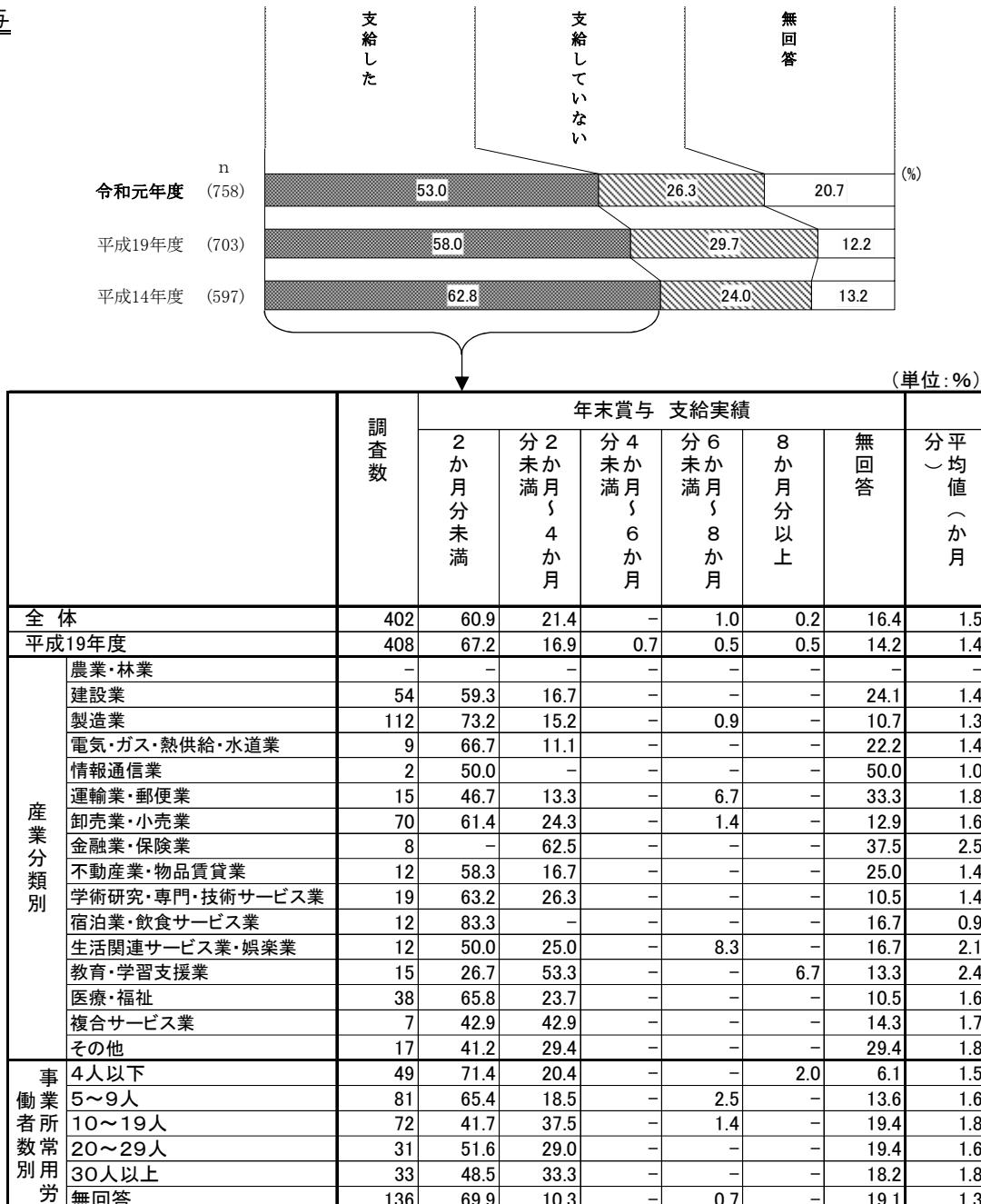


平成30年の夏季賞与は、「支給した」が51.6%、「支給していない」は27.6%である。「支給した」と回答した391事業所の支給実績は、「2か月分未満」が63.9%で最も多い。平均は1.4か月分となっている。

過去調査と比べて、「支給した」は平成14年度から9.2%減少し、今回調査では約半数となった。

図表3-4-2 賞与の支給実績（年末賞与）

年末賞与



平成30年の年末賞与は、「支給した」が53.0%、「支給していない」は26.3%である。「支給した」と回答した402事業所の支給実績は、「2か月分未満」が60.9%で最も多い。平均は1.5か月分となっている。

過去調査と比べて、「支給した」は平成14年度から9.8%減少し、夏季賞与と同様に今回調査では約半数となった。

図表3-4-3 賞与の支給実績（その他賞与）

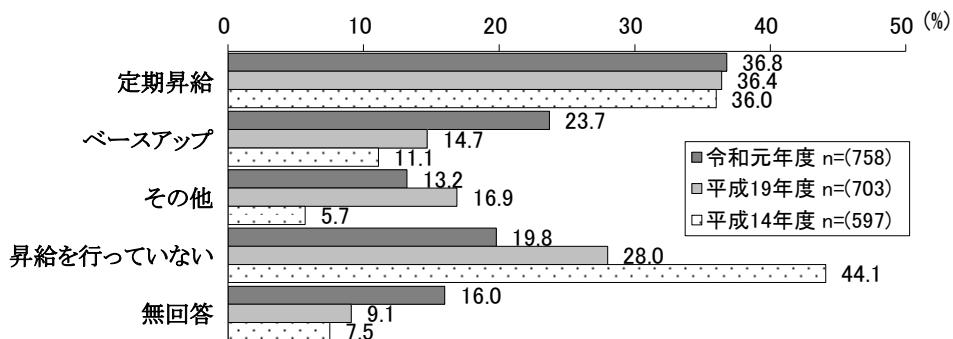
その他賞与

平成30年のその他賞与は、「支給した」が9.1%、「支給していない」は33.4%である。「支給した」と回答した69事業所の支給実績は、「2か月分未満」が56.5%で最も多い。平均は1.3か月分となっている。

過去調査と比べて、「支給した」は平成14年度から3.2%増加し、今回調査では約1割となった。

3-5 昇給の実施形態

図表3-5-1 昇給の実施形態（複数回答）



昇給の実施形態は、「定期昇給」が36.8%で最も多く、「ベースアップ」23.7%、「その他」16.9%の順に続いている。「昇給を行っていない」は、19.8%となっている。

過去調査と比べて、「定期昇給」は3割台半ばで横ばいだが、「ベースアップ」は平成14年度から12.6%増加し、今回調査で初めて2割を上回った。一方、「昇給を行っていない」は平成14年度から24.3%減少し、今回調査で初めて2割を下回った。

「定期昇給」・・・年齢や勤続年数等の時間経過によって上がるもの
 「ベースアップ（ベア）」・・・基本給の底上げ

図表3-5-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	昇給の実施形態(複数回答)				
			定期昇給	ベースアップ	その他	な昇給を行っていない	無回答
全 体	758	758	36.8	23.7	13.2	19.8	16.0
平成19年度	703	703	36.4	14.7	16.9	28.0	9.1
平成14年度	597	597	36.0	11.1	5.7	44.1	7.5
産業分類別	農業・林業	1	-	-	-	-	100.0
	建設業	91	48.4	26.4	15.4	12.1	11.0
	製造業	171	31.6	32.2	14.6	17.0	11.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	45.5	18.2	18.2	18.2	9.1
	情報通信業	4	-	-	25.0	50.0	25.0
	運輸業・郵便業	33	36.4	24.2	12.1	24.2	12.1
	卸売業・小売業	116	47.4	25.0	11.2	23.3	6.9
	金融業・保険業	23	17.4	17.4	21.7	26.1	30.4
	不動産業・物品賃貸業	60	6.7	6.7	6.7	40.0	40.0
	学術研究・専門・技術サービス業	40	32.5	25.0	17.5	15.0	17.5
	宿泊業・飲食サービス業	59	23.7	15.3	13.6	23.7	30.5
	生活関連サービス業・娯楽業	35	25.7	17.1	17.1	31.4	20.0
	教育・学習支援業	22	59.1	22.7	9.1	9.1	13.6
	医療・福祉	55	61.8	23.6	10.9	7.3	10.9
	複合サービス業	11	45.5	18.2	-	18.2	18.2
	その他	26	50.0	34.6	11.5	7.7	11.5
事業者所別用労	4人以下	143	25.2	16.1	17.5	24.5	23.1
	5~9人	119	51.3	26.9	11.8	14.3	8.4
	10~19人	95	56.8	35.8	13.7	3.2	8.4
	20~29人	39	48.7	30.8	17.9	10.3	5.1
	30人以上	46	54.3	47.8	17.4	4.3	2.2
	無回答	316	26.6	18.0	10.4	28.2	21.2

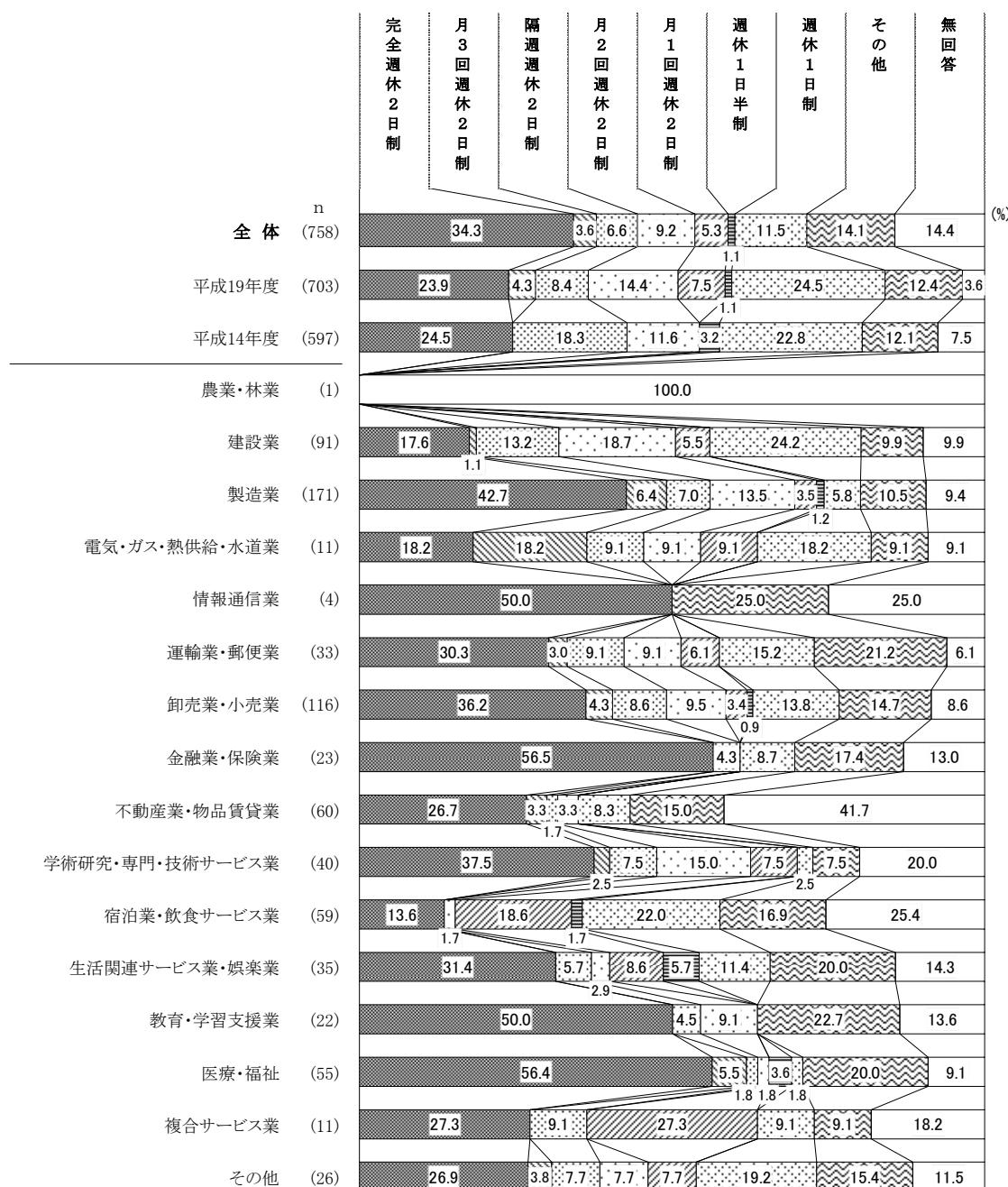
産業分類別にみると、「定期昇給」は医療・福祉が61.8%で最も多く、教育・学習支援業59.1%等の順に続いている。「ベースアップ」は製造業が32.2%で最も多く、「昇給を行っていない」は不動産業・物品賃貸業で40.0%と多い。

事業所常用労働者数別にみると、「定期昇給」は5~19人と30人以上で半数を超えており、「昇給を行っていない」は4人以下で2割台半ばとなっている。

第4章 休暇制度について

4-1 週休形態

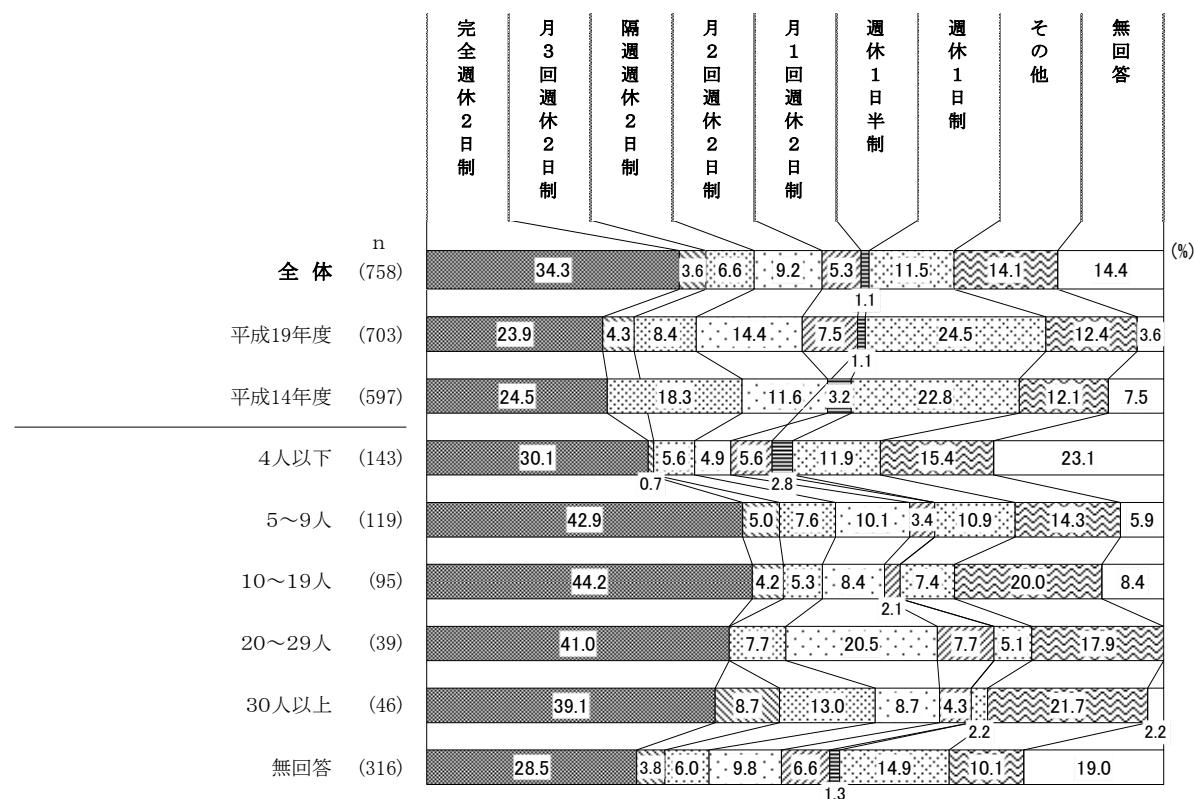
図表4-1-1 産業分類別



週休形態は、「完全週休2日制」が34.3%で最も多く、「週休1日制」11.5%、「月2回週休2日制」9.2%等の順に続いている。

過去調査と比べて、「完全週休2日制」は平成19年度から10.4%増加し、今回調査で初めて3割を上回った。一方、「週休1日制」は平成19年度から13.0%減少し、今回調査で初めて2割を下回った。「隔週週休2日制」も減少傾向にあり、平成14年度から11.7%減少し6.6%となっている。

図表 4-1-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「週休1日制」は4人以下で11.9%、5~9人で10.9%となっており、人数が多くなるほど割合が少なくなっている。「完全週休2日制」は5~29人で4割を超えており、30人以上でも4割近い。

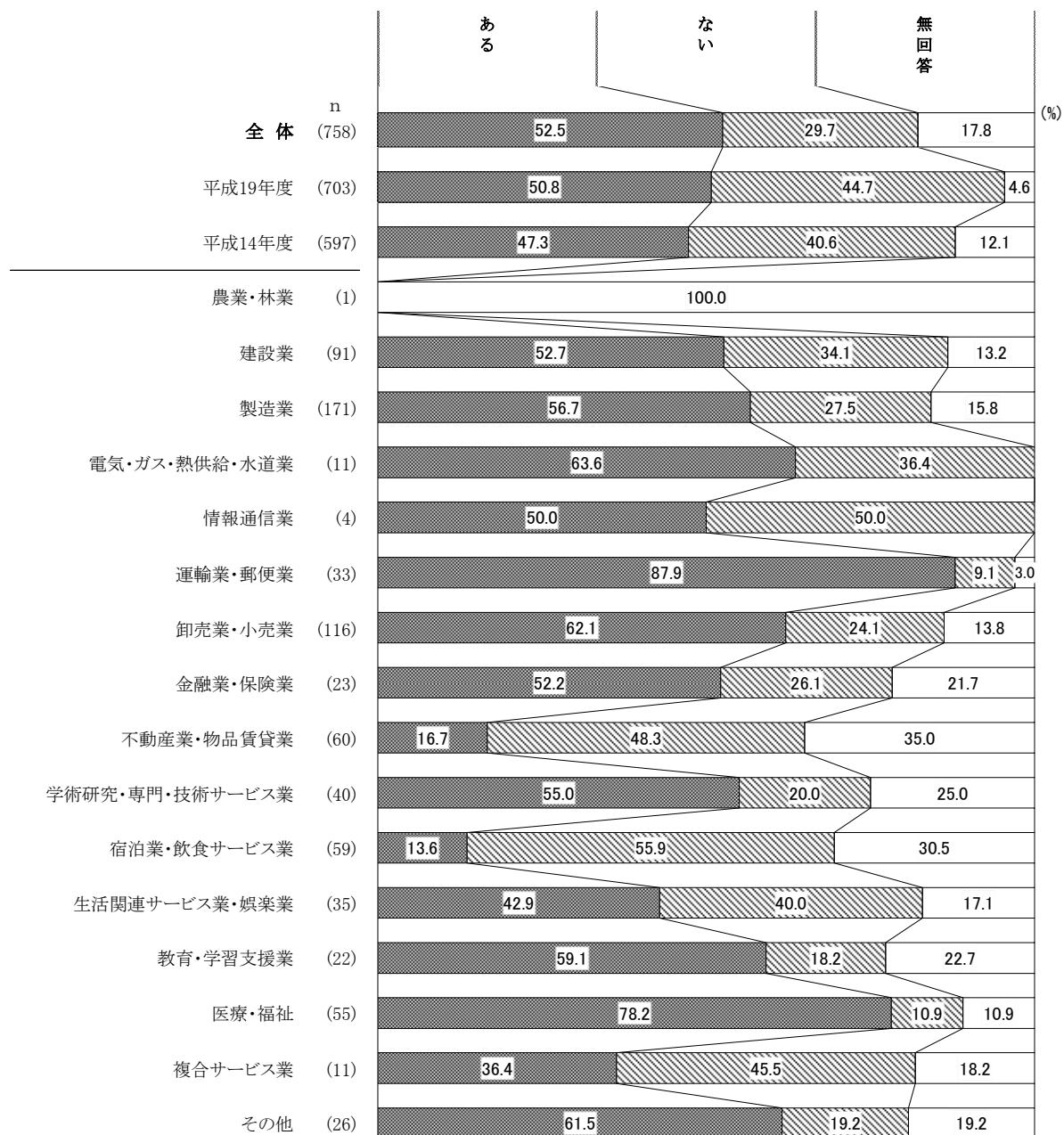
労働基準法では、毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日の休日を与えなければならぬと規定されています。

その他に、原則として1日8時間、1週40時間という労働時間の制限があるため、労働時間が1日8時間の事業所は、毎週1日の休日では40時間を超えてしまうことになります。

※ 週40時間を超える労働や休日出勤を同意する協定（36協定）が締結されている場合、変形労働時間制を採用している場合は、その限りではありません。

4-2 年次有給休暇制度の有無

図表4-2-1 産業分類別

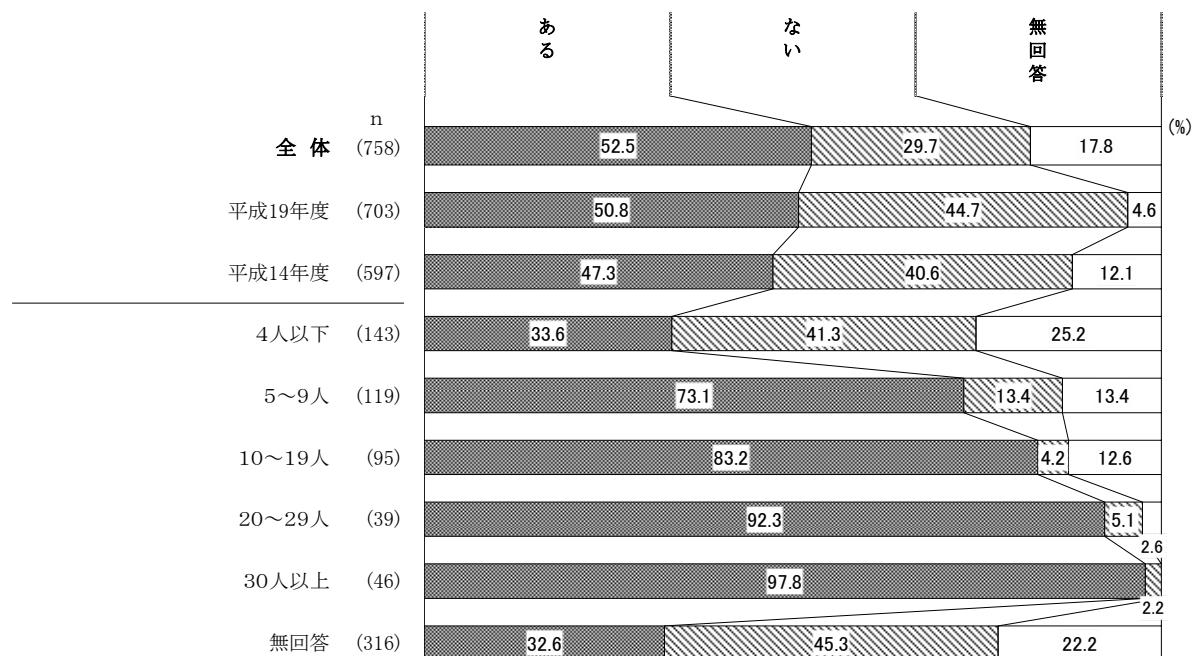


年次有給休暇制度は、「ある」が52.5%、「ない」は29.7%である。

過去調査と比べて、「ある」は平成14年度から5.2%、平成19年度から1.7%それぞれ増加している。

産業分類別にみると、「ある」は運輸業・郵便業で約9割、医療・福祉で約8割となっている。

図表 4-2-2 事業所常用労働者数別



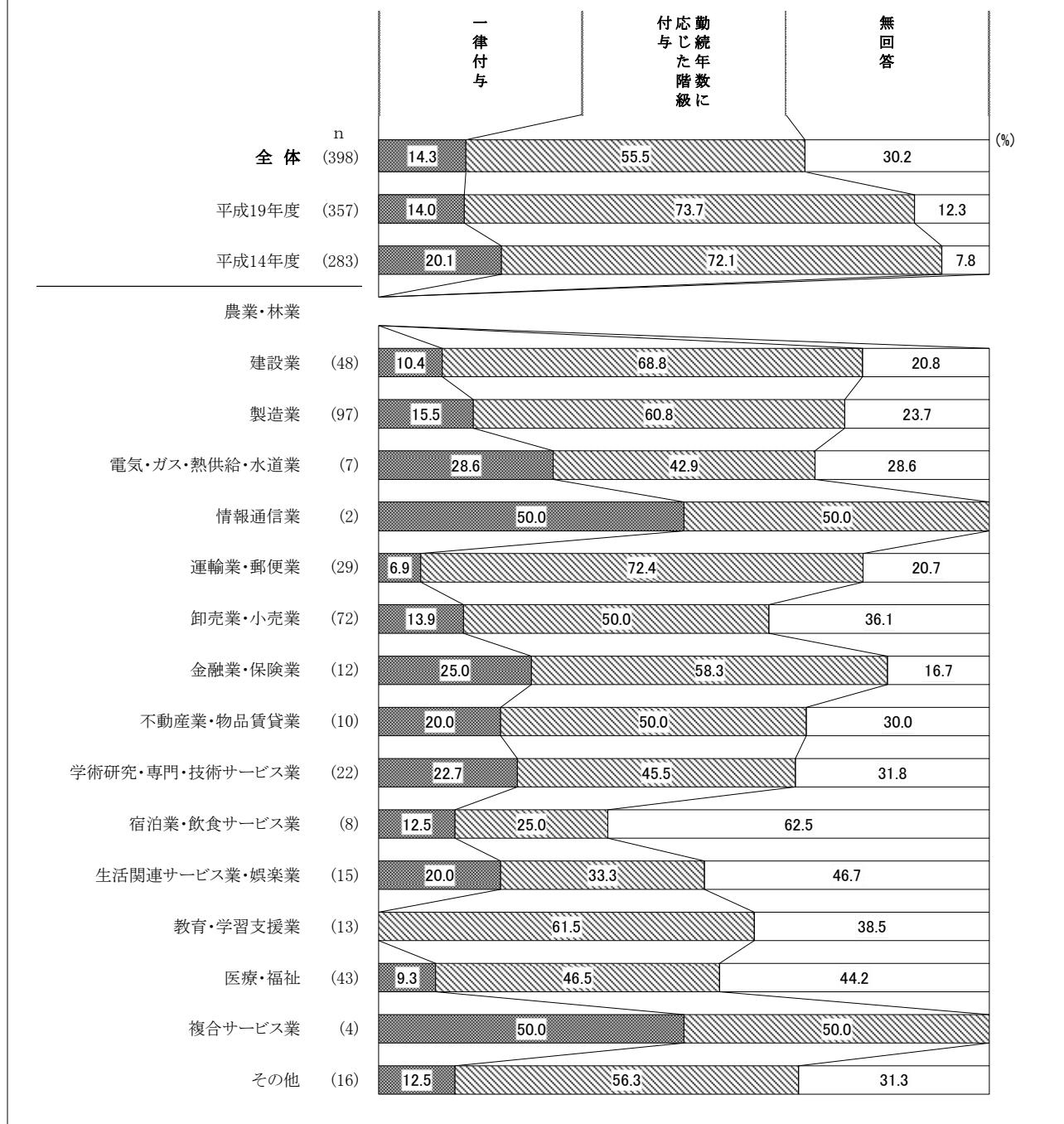
事業所常用労働者数別にみると、「ある」は4人以下では約3割と少ないが、人数が多くなるほど割合が多くなっている。

年次有給休暇は、①6か月間継続勤務し、②所定労働日の8割以上出勤していれば、10日間の休暇を付与しなければなりません。

また、所定労働日数の少ないパートタイム労働者（アルバイト含む）であっても、所定労働日数に応じて定められている日数の年次有給休暇を付与しなければならないものとなっています。

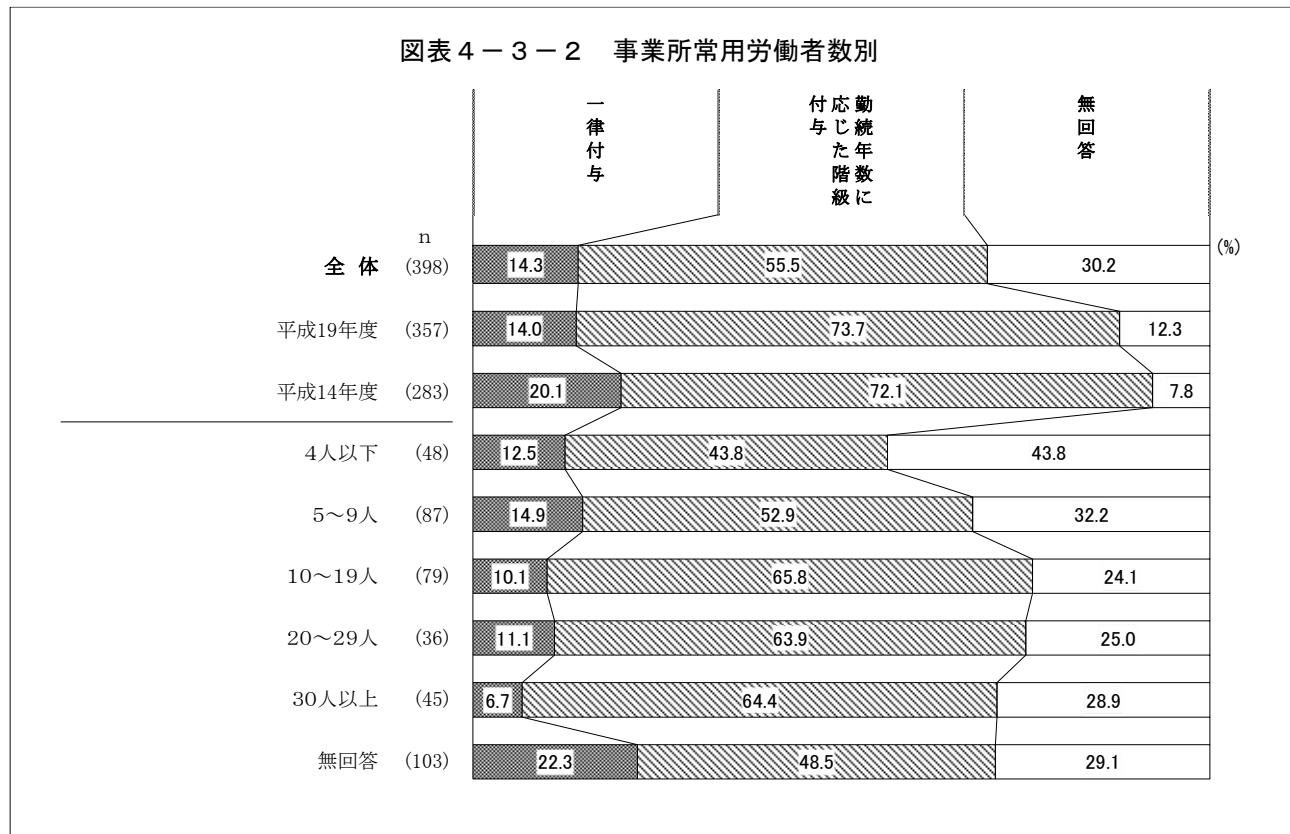
4-3 年次有給休暇制度の方式

図表4-3-1 産業分類別



「4-2 年次有給休暇制度の有無」で年次有給休暇制度を「ある」と回答した398事業所にその方式を聞いたところ、「勤続年数に応じた階級付与」が55.5%と最も多く、「一律付与」は14.3%となっている。

過去調査と比べて、「一律付与」は平成19年度から横ばいの1割台半ばである。一方、「勤続年数に応じた階級付与」は平成19年度から18.2%減少し、今回調査では5割台半ばとなっている。



事業所常用労働者数別にみると、「一律付与」は5～9人で1割台半ばである。「勤続年数に応じた階級付与」は10人以上の事業所で6割を超えており。

年次有給休暇の付与日数は、その勤続勤務年数に応じて下記表のとおり定められています。
所定労働日数の少ないパートタイム労働者（アルバイト含む）であっても、その継続勤務年数に応じて定められている下記表の年次有給休暇を付与しなければならないものとなっています。

[表1 年次有給休暇の付与日数（一般の労働者）]

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

[表2 年次有給休暇の付与日数（週所定労働時間が30時間未満の労働者）]

週所定 労働日数	年間所定 労働日数	勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

図表4-3-3 産業分類別、事業所常用労働者数別

	一律付与(日)	勤続年数に応じた階級付与日数(日)					(平均付与日数)	(平均取得日数)	(平均取得率)
		1年	3年	5年	10年	最高			
全 体	12.4	10.1	13.1	16.7	19.8	21.7	15.6	7.9	51.7
平成19年度	12.8	9.4	12.2	15.2	19.1	21.1	15.9	8.3	49.1
産業分類別	農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	9.4	10.0	12.9	16.7	19.3	20.0	15.5	8.6
	製造業	10.9	9.9	12.6	16.5	19.5	21.8	16.5	7.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	10.7	14.0	18.0	20.0	20.0	14.5	7.8
	情報通信業	20.0	10.0	12.0	16.0	20.0	20.0	20.0	15.0
	運輸業・郵便業	30.0	10.4	13.7	17.1	19.9	21.3	14.3	8.6
	卸売業・小売業	13.0	10.1	12.8	16.4	20.3	23.4	15.4	6.7
	金融業・保険業	14.7	11.0	15.9	18.0	19.0	20.0	17.8	9.5
	不動産業・物品賃貸業	10.0	10.4	13.8	17.8	20.0	24.0	16.2	6.0
	学術研究・専門・技術サービス業	7.0	9.8	13.7	18.3	21.9	23.3	14.2	8.2
	宿泊業・飲食サービス業	8.0	10.0	12.0	16.0	20.0	30.0	11.0	11.0
	生活関連サービス業・娯楽業	13.3	10.8	13.6	17.2	20.0	25.0	10.8	7.6
	教育・学習支援業	-	10.3	13.1	16.6	20.1	21.4	15.5	6.7
	医療・福祉	10.8	9.9	12.6	16.1	19.6	20.0	13.4	8.9
	複合サービス業	10.0	10.0	15.0	18.0	20.0	20.0	15.4	8.6
	その他	17.0	10.0	12.9	16.7	19.8	22.5	21.3	6.5
事業者所数常用労	4人以下	12.8	9.8	12.6	16.5	19.7	21.1	12.0	6.0
	5~9人	11.1	10.1	13.1	16.5	19.2	22.0	16.9	8.5
	10~19人	14.0	10.4	13.2	16.9	20.4	22.2	17.4	7.9
	20~29人	20.0	10.3	13.3	17.0	19.5	21.8	14.6	7.3
	30人以上	15.0	10.6	13.6	17.0	20.0	20.0	17.3	8.2
	無回答	10.7	9.4	12.5	16.5	19.7	22.4	13.1	8.0
									60.7

年次有給休暇の一律付与の平均日数は、12.4日である。勤続年数に応じた階級付与の平均日数は、1年で10.1日、最高で21.7日である。また、平均付与日数は15.6日、平均取得日数は7.9日、平均取得率は51.7%となっている。

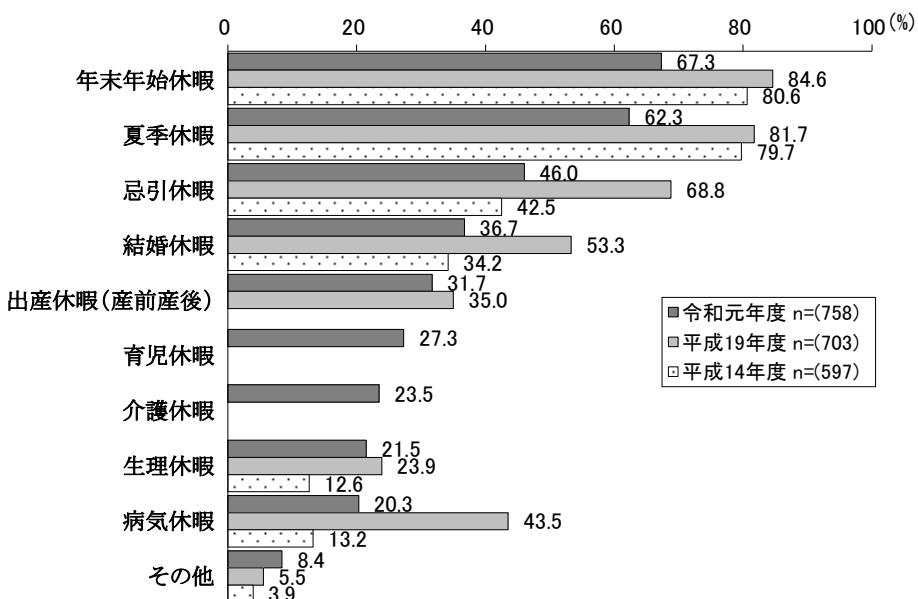
過去調査と比べて、平均付与日数及び平均取得日数の差は上記のとおり僅少である。平均取得率は平成19年度から2.6%増加し、今回調査では5割を上回った。

産業分類別にみると、平均取得率は宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉で高くなっている。

事業所常用労働者数別にみると、平均付与日数は10~19人の事業所で17.4日、30人以上で17.3日と比較的多い。平均取得率は9人以下で約6割となっている。

4-4 各種休暇の有無

図表4-4-1 各種休暇の有無（「ある」の割合）



年次有給休暇以外の実施している休暇制度は、「年末年始休暇」が67.3%で最も多く、「夏季休暇」62.3%、「忌引休暇」46.0%、「結婚休暇」36.7%等の順に続いている。

過去調査と比べて、全ての休暇において平成19年度から減少していることが分かる。特に「忌引休暇」「病気休暇」は2割以上、「年末年始休暇」「夏季休暇」「結婚休暇」は1割以上減少している。

「出産休暇（産前産後）」

労働基準法では、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性から申出があった場合は、就業させてはならないと規定されています。

また、原則産後8週間を経過しない女性を就業させてはならないことも規定されています。

「介護休暇」

育児・介護休業法で定められている制度で、要介護状態にある家族等の介護を行う労働者から申出があった場合、年度毎に5労働日（対象家族が2人以上の場合は10労働日）を限度として取得できる休暇です。

※ 育児休暇は法で定められた制度ではなく、育児休業が取得できない労働者や育児休業と合わせて利用するものとして、各企業が定めるものとなっています。

「生理休暇」

労働基準法では、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を申し出た場合、生理日に就業させてはならないことが規定されています。

図表4-4-2 産業分類別、事業所常用労働者数別

(単位: %)

	調査数	各種休暇制度の有無(「ある」の割合)									
		年末年始休暇	夏季休暇	忌引休暇	結婚休暇	産出後産（産前）	育児休暇	介護休暇	生理休暇	病気休暇	その他
全 体	758	67.3	62.3	46.0	36.7	31.7	27.3	23.5	21.5	20.3	8.4
平成19年度	703	84.6	81.7	68.8	53.3	35.0	—	—	23.9	43.5	5.5
平成14年度	597	80.6	79.7	42.5	34.2	—	—	—	12.6	13.2	3.9
産業分類別	農業・林業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	91	85.7	82.4	44.0	31.9	28.6	24.2	22.0	20.9	23.1
	製造業	171	82.5	79.5	48.5	36.8	29.8	25.7	21.6	20.5	18.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	72.7	72.7	72.7	72.7	36.4	27.3	27.3	18.2	63.6
	情報通信業	4	75.0	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	—
	運輸業・郵便業	33	63.6	60.6	81.8	60.6	54.5	51.5	48.5	36.4	18.2
	卸売業・小売業	116	65.5	62.9	49.1	44.8	37.1	35.3	25.9	25.9	27.6
	金融業・保険業	23	52.2	26.1	60.9	52.2	47.8	34.8	43.5	39.1	21.7
	不動産業・物品販賣業	60	30.0	31.7	8.3	8.3	5.0	5.0	5.0	3.3	1.7
	学術研究・専門・技術サービス業	40	70.0	60.0	47.5	32.5	37.5	25.0	15.0	15.0	25.0
	宿泊業・飲食サービス業	59	45.8	40.7	30.5	15.3	15.3	11.9	5.1	5.1	15.3
	生活関連サービス業・娯楽業	35	48.6	40.0	22.9	17.1	14.3	14.3	8.6	8.6	11.4
	教育・学習支援業	22	63.6	54.5	54.5	59.1	50.0	27.3	40.9	36.4	27.3
	医療・福祉	55	76.4	65.5	61.8	56.4	56.4	52.7	52.7	43.6	23.6
	複合サービス業	11	63.6	63.6	27.3	36.4	9.1	9.1	9.1	27.3	—
	その他	26	69.2	65.4	73.1	46.2	42.3	38.5	26.9	30.8	23.1
事業者所別用労	4人以下	143	59.4	51.0	26.6	22.4	19.6	18.9	15.4	11.2	15.4
	5~9人	119	79.8	77.3	52.9	47.1	35.3	31.9	24.4	24.4	24.4
	10~19人	95	71.6	66.3	74.7	67.4	60.0	53.7	46.3	45.3	27.4
	20~29人	39	82.1	74.4	74.4	69.2	56.4	46.2	46.2	43.6	20.5
	30人以上	46	67.4	54.3	91.3	76.1	80.4	69.6	67.4	56.5	30.4
	無回答	316	63.0	60.1	33.5	20.3	17.1	13.0	10.8	10.1	17.4

産業分類別にみると、「年末年始休暇」と「夏季休暇」は建設業と製造業で8割を超えており、「忌引休暇」は運輸業・郵便業で8割を超えている。

事業所常用労働者数別にみると、「年末年始休暇」は5~9人と20~29人で約8割となっている。30人以上の事業所では「忌引休暇」は9割を超え、「出産休暇(産前産後)」も8割を超えている。

4-5 各種休暇の日数

図表4-5 各種休暇の日数

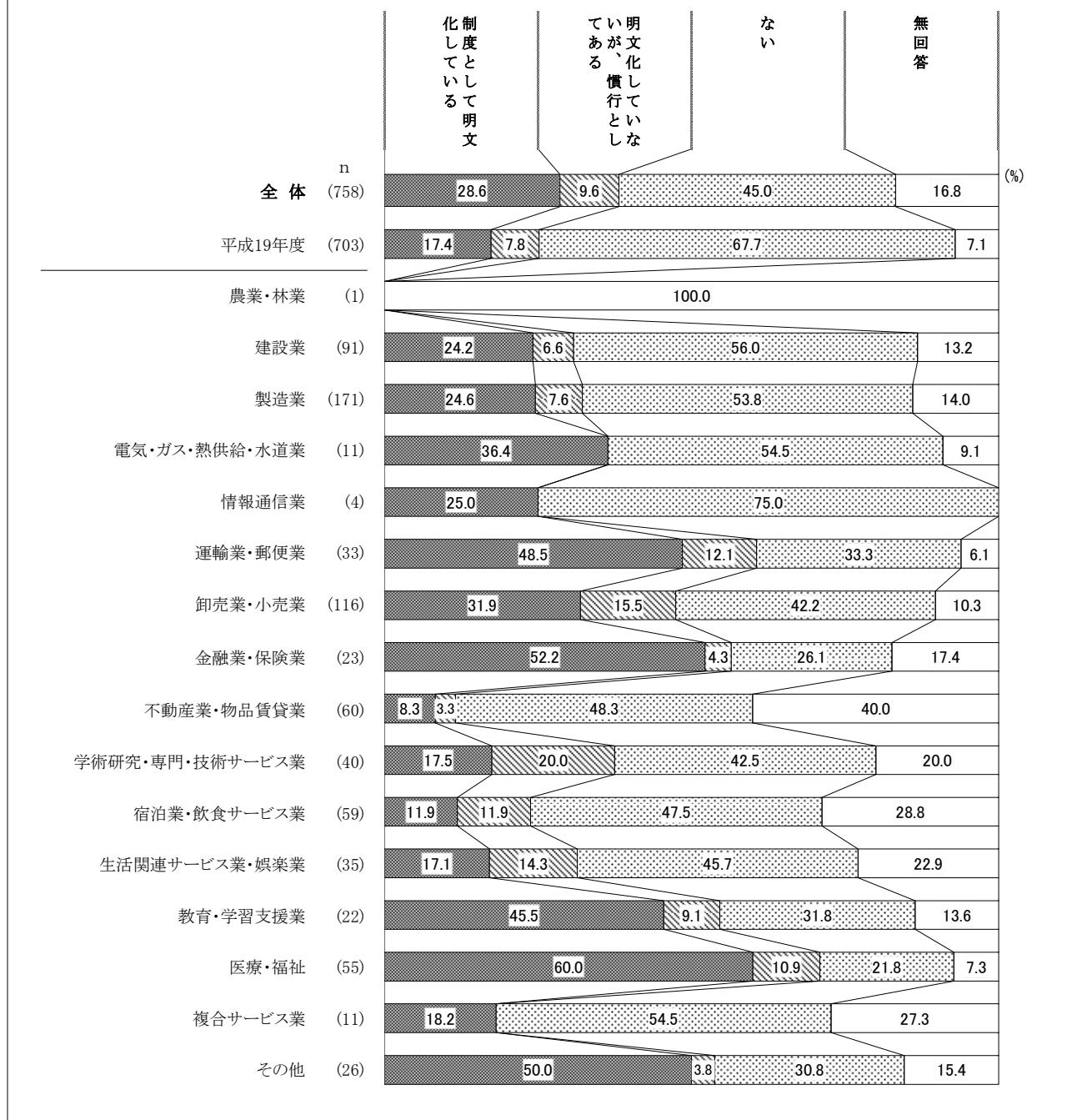
(単位: %)

	調査数	各種休暇の日数						平均値 (日)	中央値 (日)
		1 5 2 日	3 5 4 日	5 9 日	1 0 日 1 4 日	1 5 日 以上	無回答		
夏季休暇	472	6.1	34.5	46.2	1.1	0.6	11.4	4.8	5.0
年末年始休暇	510	2.4	20.6	62.5	3.1	-	11.4	5.6	5.0
結婚休暇	278	5.8	15.5	57.2	-	-	21.6	4.9	5.0
病気休暇	154	4.5	9.1	7.1	0.6	10.4	68.2	46.7	5.0
忌引休暇	349	12.9	31.5	24.9	0.3	-	30.4	4.0	3.0
生理休暇	163	17.8	3.7	-	1.2	2.5	74.8	4.2	1.0
出産休暇(産前産後)	240	2.1	1.3	0.8	0.8	44.2	50.8	83.7	98.0
育児休暇	207	-	0.5	5.3	1.4	21.3	71.5	250.9	309.0
介護休暇	178	0.6	1.1	15.7	2.2	25.8	54.5	71.5	90.0
その他	64	15.6	7.8	31.3	7.8	3.1	34.4	7.7	5.0

各種休暇の日数は、夏季休暇、年末年始休暇、結婚休暇は「5～9日」の割合が多く、中央値はいずれも5日である。出産休暇（産前産後）、育児休暇、介護休暇は「15日以上」の割合が多く、中央値出産休暇（産前産後）が98日、育児休暇が309日、介護休暇が90日となっている。

4-6 育児休業制度の整備状況

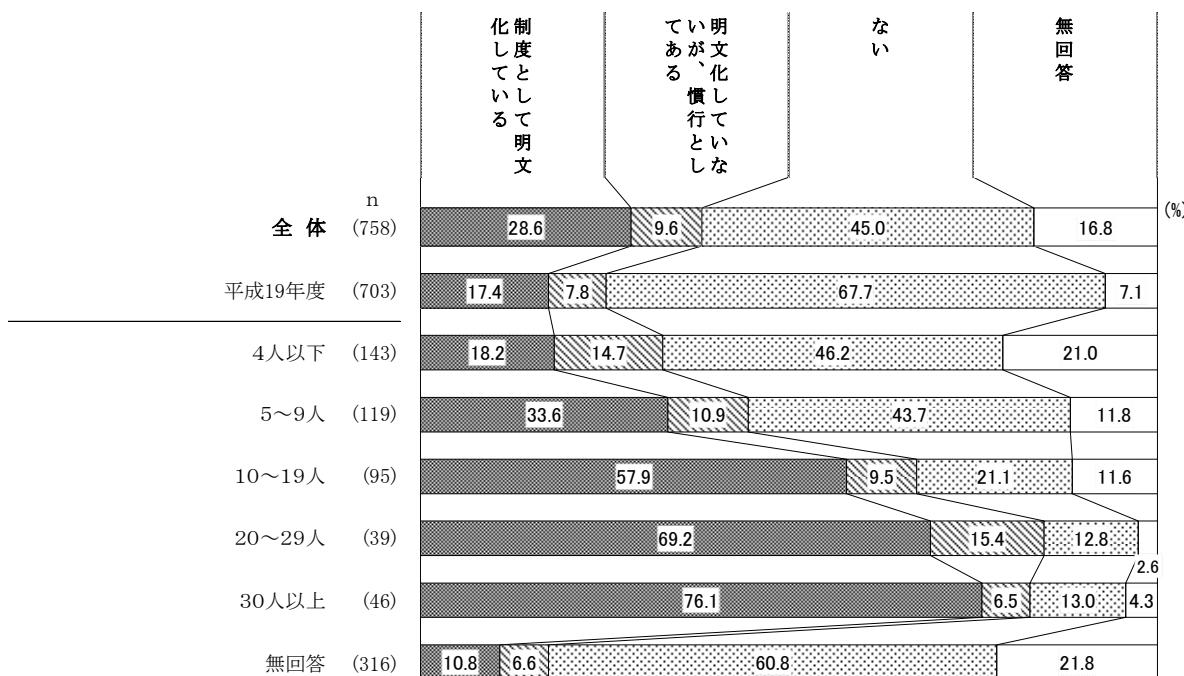
図表4-6-1 産業分類別



育児休業制度の整備状況は、「ない」が45.0%で最も多く、「制度として明文化している」28.6%、「明文化していないが、慣行としてある」9.6%の順に続いている。

過去調査と比べて、「ない」は平成19年度から22.7%減少した。一方、「制度として明文化している」は平成19年度から11.2%増加している。

図表4-6-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「制度として明文化している」は30人以上で約8割、20~29人で約7割と多い。「ない」は9人以下の事業所で4割を超えており。

育児休業は、育児・介護休業法によって定められた休業制度です。

対象は、原則1歳に満たない子どもを養育する労働者（男性含む）です。期間は、条件により最長2歳になるまで延長することができます。雇用保険の加入者は、原則として、休業開始時の賃金から一定割合の育児休業給付金を受けることができます。

対象者が育児休業を申し出た場合は、原則として、正当な理由がない限り拒否することはできません。また、育児休業を申請したことを理由に解雇や配置転換の強要などの不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

図表4-6-3 産業分類別、事業所常用労働者数別（育児休業の取得状況）

		調査数	合計			男性			女性		
			0人	1人以上	無回答	0人	1人以上	無回答	0人	1人以上	無回答
全 体		290	51.0	23.8	25.2	71.7	3.1	25.2	53.1	22.5	24.5
平成19年度		177	51.4	10.8	37.9	62.1	-	37.9	51.4	11.3	37.3
産業分類別	農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	28	75.0	14.3	10.7	89.3	-	10.7	75.0	14.3	10.7
	製造業	55	61.8	16.3	21.8	78.2	-	21.8	61.8	16.3	21.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	75.0	25.0	-	75.0	25.0	-	100.0	-	-
	情報通信業	1	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-
	運輸業・郵便業	20	65.0	20.0	15.0	75.0	10.0	15.0	75.0	10.0	15.0
	卸売業・小売業	55	52.7	18.2	29.1	67.3	3.6	29.1	56.4	16.3	27.3
	金融業・保険業	13	38.5	15.4	46.2	46.2	7.7	46.2	38.5	15.4	46.2
	不動産業・物品販貸業	7	42.9	28.6	28.6	71.4	-	28.6	42.9	28.6	28.6
	学術研究・専門・技術サービス業	15	20.0	26.7	53.3	40.0	6.7	53.3	20.0	26.7	53.3
	宿泊業・飲食サービス業	14	35.7	21.4	42.9	57.1	-	42.9	35.7	21.4	42.9
	生活関連サービス業・娯楽業	11	18.2	45.5	36.4	63.6	-	36.4	18.2	45.5	36.4
	教育・学習支援業	12	66.7	8.3	25.0	75.0	-	25.0	66.7	16.6	16.7
	医療・福祉	39	35.9	48.7	15.4	84.6	-	15.4	35.9	48.7	15.4
	複合サービス業	2	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
	その他	14	42.9	28.5	28.6	64.3	7.1	28.6	50.0	21.3	28.6
事業所常用労働者数別	4人以下	47	48.9	25.5	25.5	72.3	2.1	25.5	51.1	23.3	25.5
	5~9人	53	54.7	20.8	24.5	75.5	-	24.5	54.7	20.8	24.5
	10~19人	64	45.3	32.9	21.9	71.9	6.3	21.9	48.4	29.8	21.9
	20~29人	33	54.5	27.2	18.2	78.8	3.0	18.2	54.5	27.3	18.2
	30人以上	38	63.2	26.4	10.5	81.6	7.9	10.5	71.1	18.4	10.5
	無回答	55	45.5	10.9	43.6	56.4	-	43.6	45.5	14.5	40.0

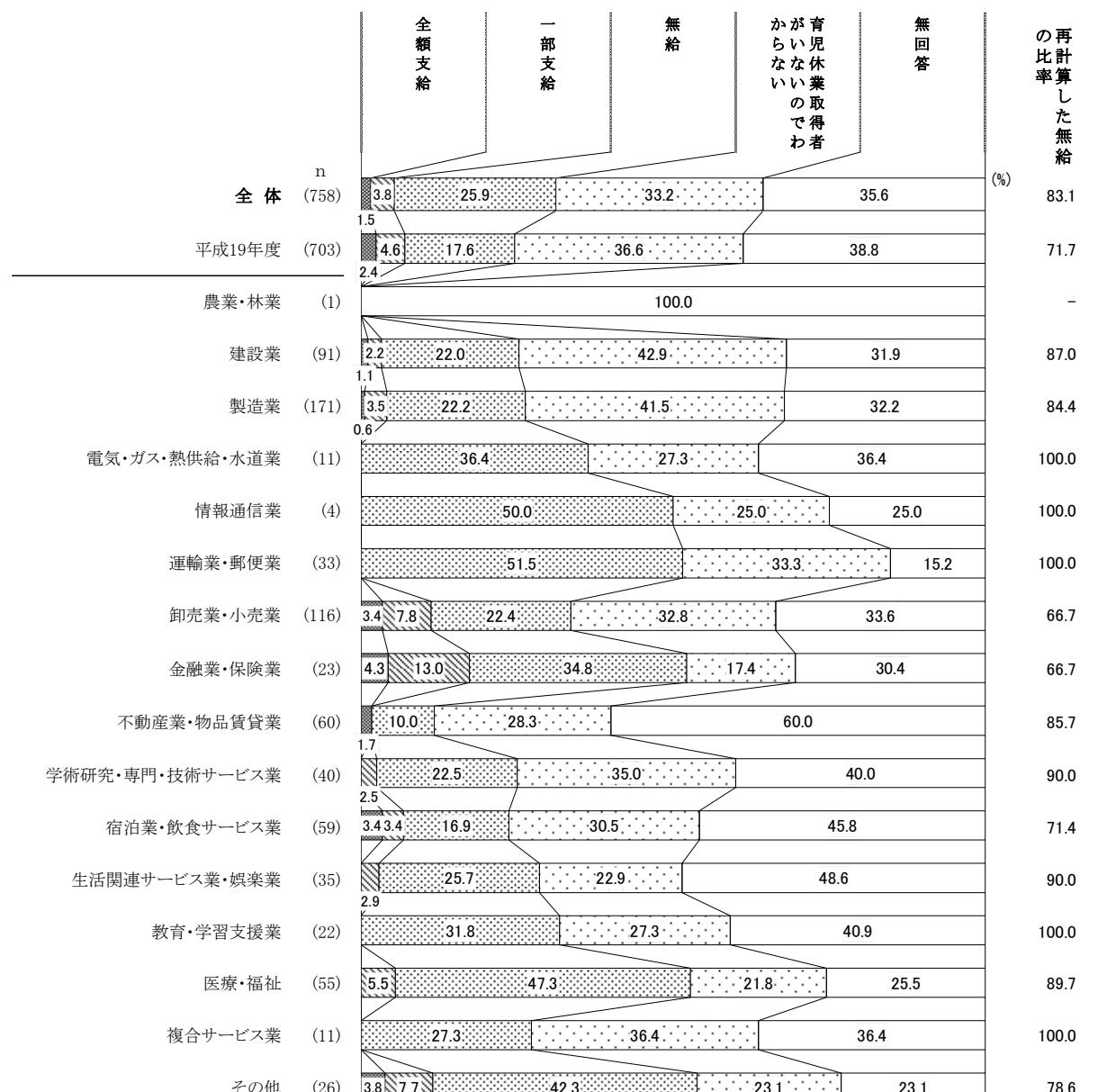
育児休業があると回答した290事業所にその取得状況を聞いたところ、取得者の1人以上の比率は、男性が3.1%、女性が22.5%である。

過去調査と比べて、全体の1人以上取得は平成19年度から13.0%増加し、女性の1人以上取得も11.2%増加した。男性の1人以上取得は平成19年度の該当なしから3.1%に増加し、今回調査で初めて該当があった。

産業分類別にみると、女性取得者の1人以上の比率は、医療・福祉で約半数となっている。

事業所常用労働者数別にみると、女性取得者の1人以上の比率は、10~19人の事業所で約3割となっている。

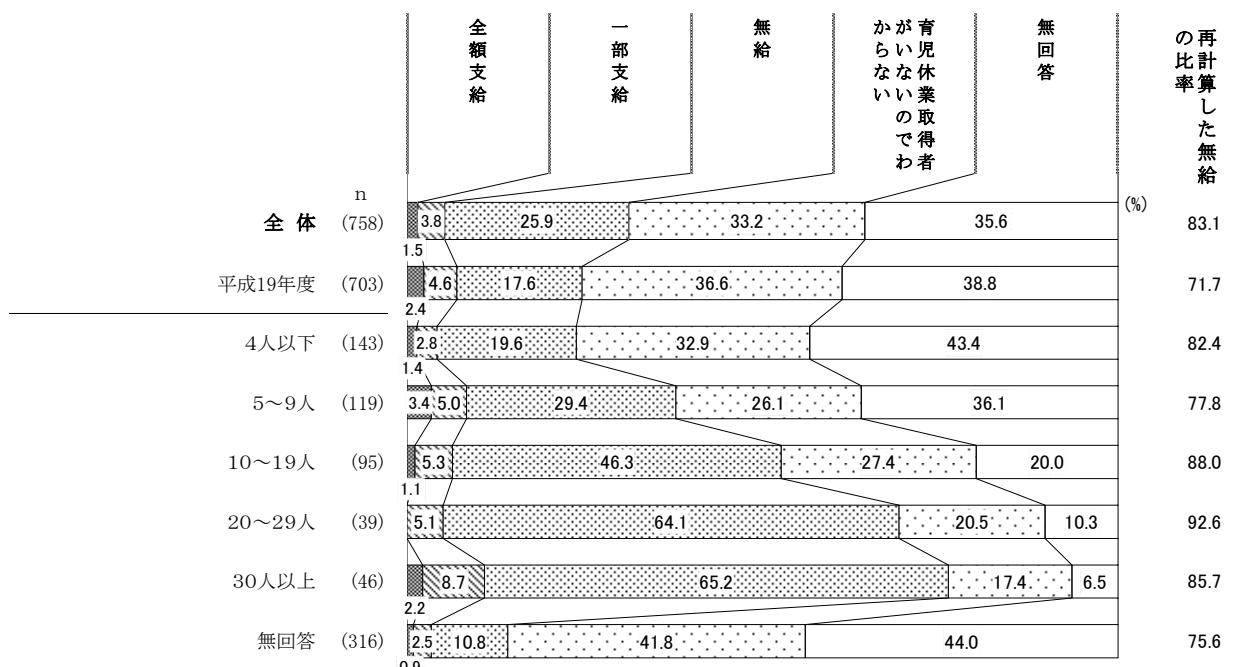
図表4-6-4 産業分類別（育児休業中の給与の取扱い）



育児休業を取得した場合の休業期間中の給与の取扱いを聞いたところ、「全額支給」が1.5%、「一部支給」は3.8%、「無給」は25.9%である。「育児休業取得者がいないのでわからない」と「無回答」の割合が多く、これらが回答の明瞭さを失わせているため、参考までにそれらを除外して「無給」の割合を再計算した。「無給」の再計算の結果は83.1%であり、実際には「無給」がほとんどを占めているものと考えられる。

過去調査と比べて、再計算した「無給」は平成19年度から11.4%増加している。

図表4-6-5 事業所常用労働者数別（育児休業中の給与の取扱い）



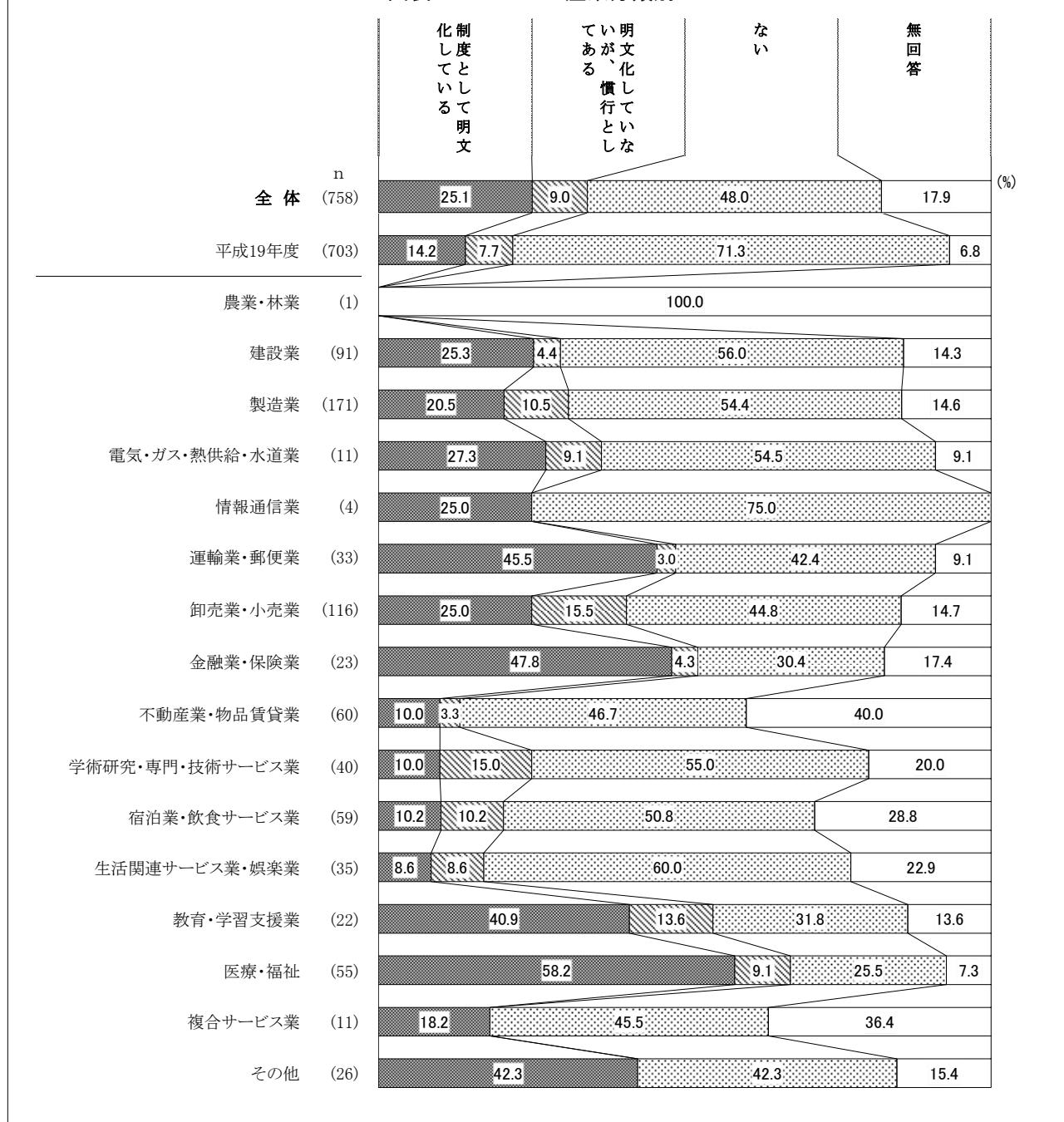
事業所常用労働者数別にみると、再計算した「無給」の割合は10人以上で約9割となっている。

育児休業を取得した場合、雇用保険の加入者であれば、原則として、休業開始時賃金の一定割合の育児休業給付金を受けることができます。

雇用保険からの育児休業給付金の支給割合は、休業開始時賃金の67%（6ヶ月以降は50%）です。

4-7 介護休業制度の整備状況

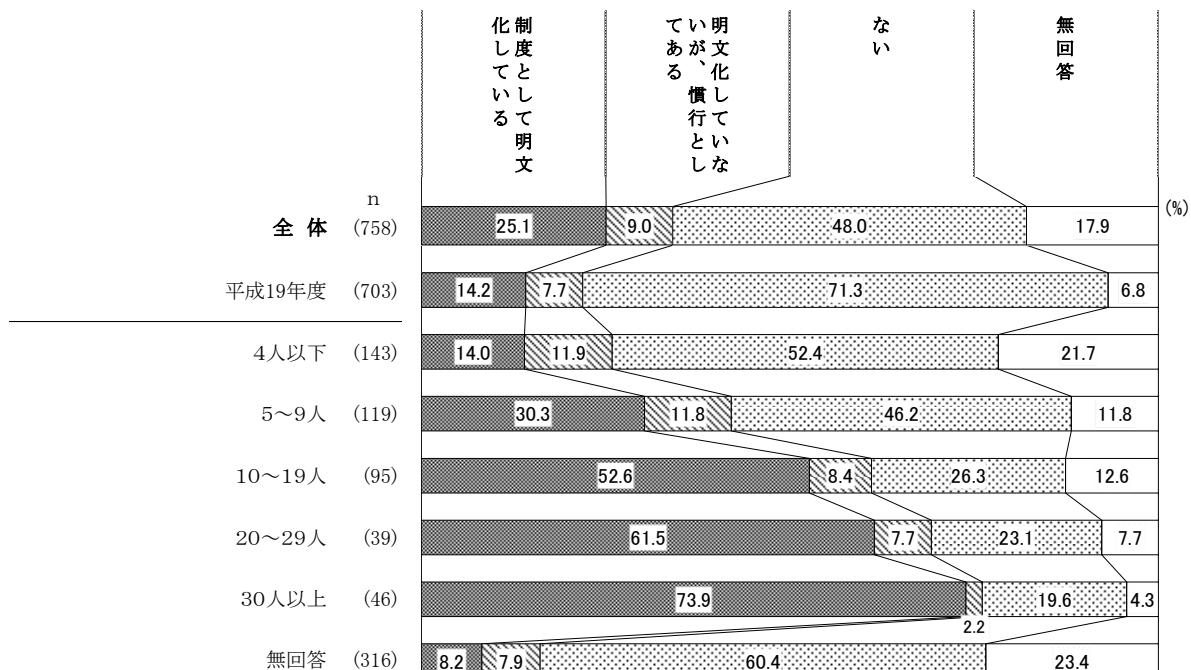
図表4-7-1 産業分類別



介護休業制度の整備状況は、「ない」が48.0%で最も多く、「制度として明文化している」25.1%、「明文化していないが、慣行としてある」9.0%の順に続いている。

過去調査と比べて、「ない」は平成19年度から23.3%減少した。一方、「制度として明文化している」は平成19年度から10.9%増加している。

図表4-7-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「制度として明文化している」は労働者数が多い層ほど増える傾向にあり、30人以上で73.9%となっている。「ない」は4人以下の事業所で半数を超えてい。

介護休業は、育児・介護休業法によって定められた休業制度です。

対象は、2週間以上の期間にわたり介護が必要な家族がいる労働者です。期間は、家族1人につき3回を上限として、継続又は分割して93日まで取得することができます。雇用保険の加入者は、原則として、休業開始時の賃金から一定割合の介護休業給付金を受けることができます。

対象者が介護休業を申し出た場合は、原則として、正当な理由がない限り拒否することはできません。また、介護休業を申請したことを理由に解雇や配置転換の強要などの不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

図表4-7-3 産業分類別、事業所常用労働者数別（介護休業の取得状況）

(単位: %)

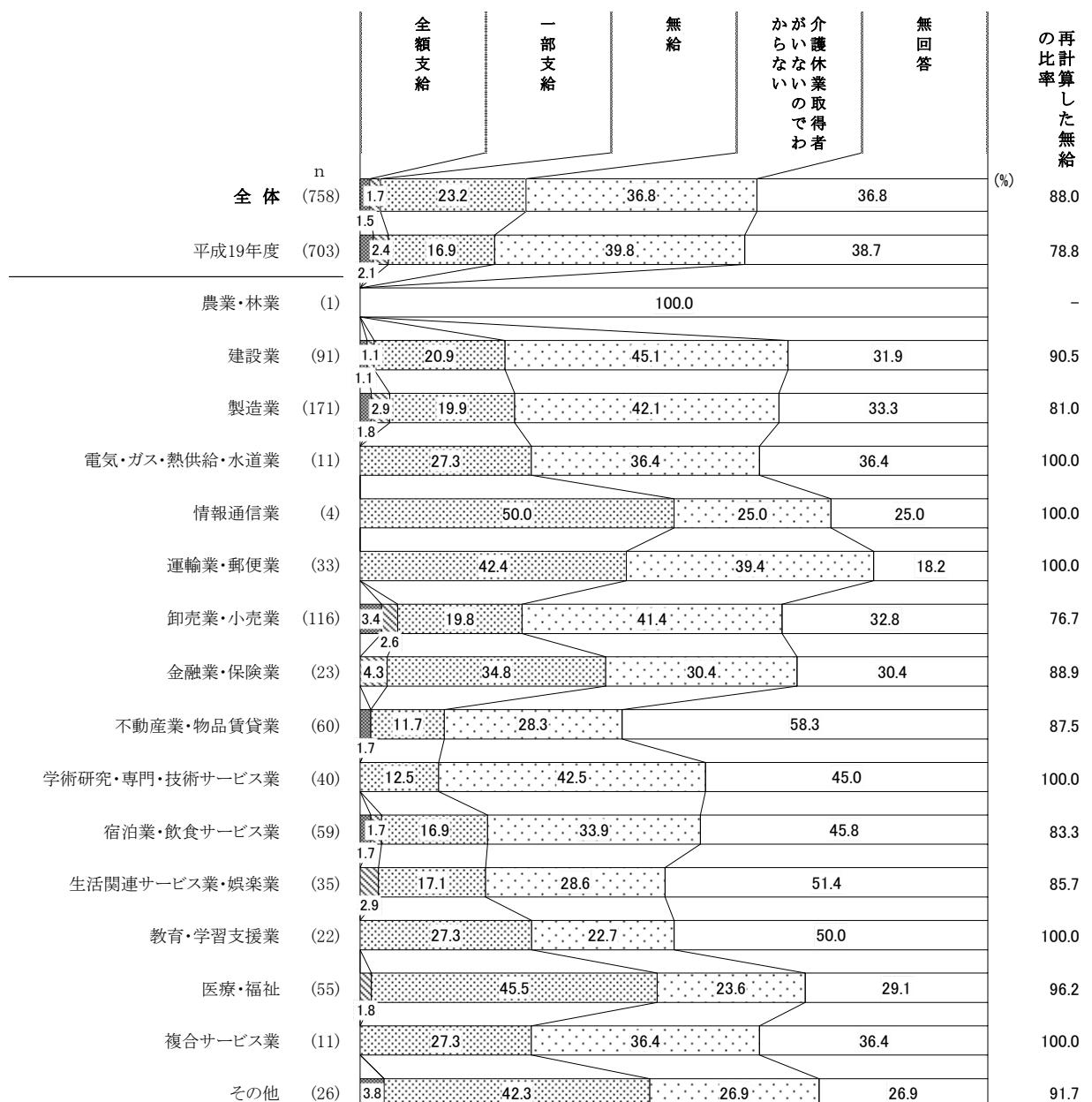
	調査数	合計			男性			女性		
		0人	1人以上	無回答	0人	1人以上	無回答	0人	1人以上	無回答
全 体	258	67.4	3.1	29.5	69.4	1.2	29.5	68.2	2.3	29.5
平成19年度	154	61.7	1.2	37.0	62.3	0.6	37.0	62.3	1.2	36.4
産業分類別	農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	27	88.9	-	11.1	88.9	-	11.1	88.9	-
	製造業	53	67.9	3.8	28.3	69.8	1.9	28.3	69.8	1.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-
	情報通信業	1	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-
	運輸業・郵便業	16	87.5	-	12.5	87.5	-	12.5	87.5	-
	卸売業・小売業	47	59.6	2.1	38.3	59.6	2.1	38.3	61.7	-
	金融業・保険業	12	58.3	-	41.7	58.3	-	41.7	58.3	-
	不動産業・物品販賣業	8	62.5	-	37.5	62.5	-	37.5	62.5	-
	学術研究・専門・技術サービス業	10	50.0	-	50.0	50.0	-	50.0	50.0	-
	宿泊業・飲食サービス業	12	41.7	-	58.3	41.7	-	58.3	41.7	-
	生活関連サービス業・娯楽業	6	50.0	16.7	33.3	66.7	-	33.3	50.0	16.7
	教育・学習支援業	12	66.7	8.3	25.0	75.0	-	25.0	66.7	8.3
	医療・福祉	37	67.6	5.4	27.0	73.0	-	27.0	64.9	8.1
	複合サービス業	2	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-
	その他	11	63.6	9.1	27.3	63.6	9.1	27.3	72.7	-
事業所常用労働者数別	4人以下	37	75.7	5.4	18.9	78.4	2.7	18.9	78.4	2.7
	5~9人	50	62.0	2.0	36.0	62.0	2.0	36.0	64.0	-
	10~19人	58	70.7	3.4	25.9	72.4	1.7	25.9	72.4	1.7
	20~29人	27	77.8	3.7	18.5	81.5	-	18.5	74.1	7.4
	30人以上	35	88.6	2.9	8.6	91.4	-	8.6	88.6	2.9
	無回答	51	43.1	2.0	54.9	45.1	-	54.9	43.1	2.0

介護休業があると回答した258事業所にその取得状況を聞いたところ、取得者の1人以上の比率は、男性が1.2%、女性が2.3%である。

過去調査と比べて、合計、男性、女性それぞれの取得者の1人以上の比率は、上記のとおり微増となっている。

産業分類別及び事業所常用労働者数別の数値については、ほとんどの事業所で回答が「0人」又は無回答のため、参考までに掲載する。

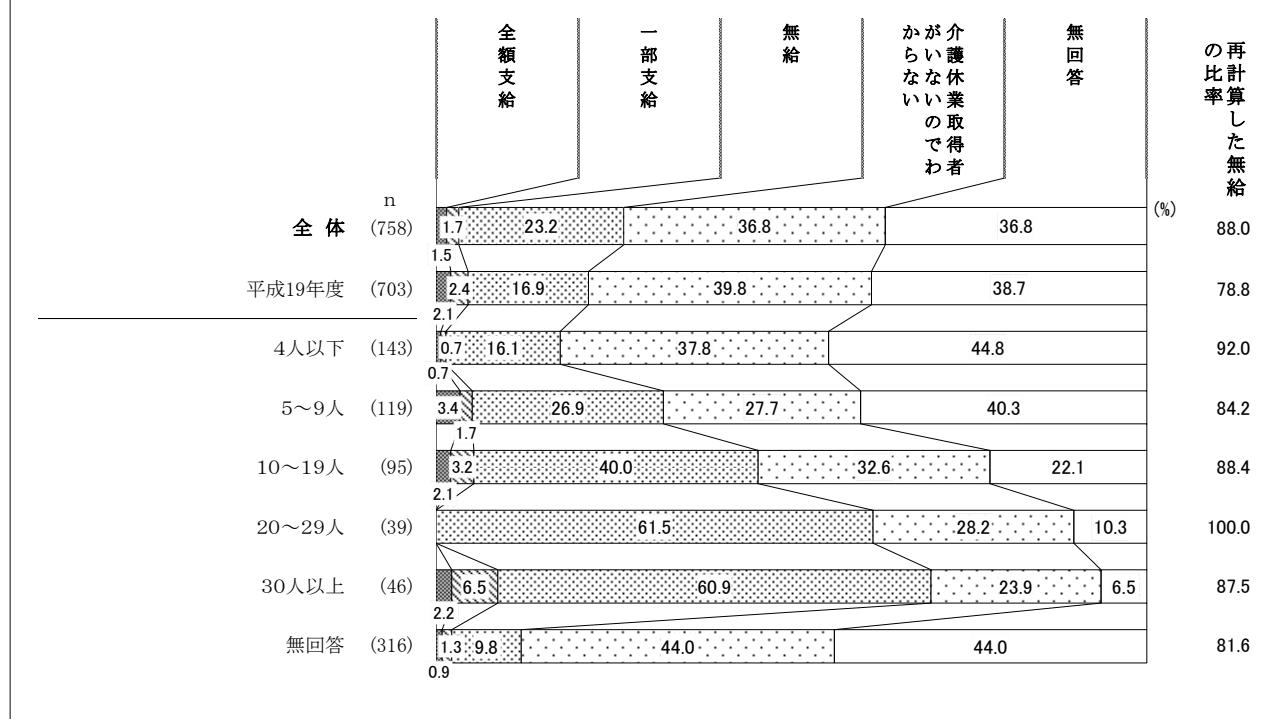
図表4-7-4 産業分類別（介護休業中の給与の取扱い）



介護休業を取得した場合の休業期間中の給与の取扱いを聞いたところ、「全額支給」が1.5%、「一部支給」は1.7%、「無給」は23.2%である。「介護休業取得者がいないのでわからない」と「無回答」の割合が多く、これらが回答の明瞭さを失わせているため、参考までにそれらを除外して「無給」の割合を再計算した。「無給」の再計算の結果は88.0%であり、実際には「無給」がほとんどを占めているものと考えられる。

過去調査と比べて、再計算した「無給」は平成19年度から9.2%増加している。

図表4－7－5 事業所常用労働者数別（介護休業中の給与の取扱い）



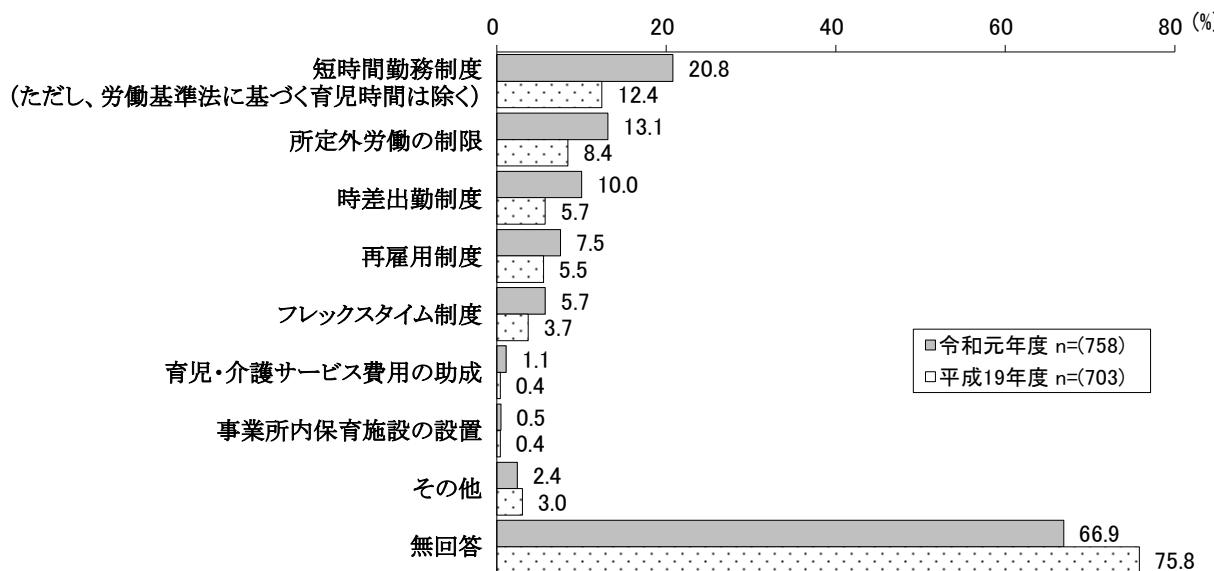
事業所常用労働者数別にみると、再計算した「無給」の割合は、20～29人では全ての事業所が「無給」と回答している。

介護休業を取得した場合、雇用保険の加入者であれば、原則として、休業開始時賃金の一定割合の介護休業給付金を受けることができます。

雇用保険からの介護休業給付金の支給割合は、休業開始時賃金の67%です。

4-8 育児や介護のために実施している制度

図表4-8-1 育児や介護のために実施している制度（複数回答）



育児や介護のために実施している制度は、「短時間勤務制度（ただし、労働基準法に基づく育児時間は除く）」が20.8%で最も多く、「所定外労働の制限」13.1%、「時差出勤制度」10.0%等の順に続いている。

過去調査と比べて、平成19年度からそれぞれ微増となっており、企業の取り組みは緩やかな伸びに留まっていることが窺える。

労働基準法には、1歳に満たない子どもを育てる女性を対象に、「育児時間」として休憩時間の他に1日2回各30分以上の育児時間を請求できることが規定されています。

時差出勤は、企業が決めた1日の実働時間の中から出退勤時間を選ぶことができる制度です。

フレックスタイムは、予め総労働時間を決めた上で、日々の出退勤時刻や働く長さを労働者が自由に決定することができる制度です。

第4章 休暇制度について

図表4－8－2 産業分類別、事業所常用労働者数別

		調査数	育児や介護のために実施している制度(複数回答)								(単位: %)
産業分類別	事業所常用労働者数別		くじ短育、時児労働時間基準は準制度に基づいたづだ	所定外労働の制限	時差出勤制度	再雇用制度	フレックスタイム制度	用育の助・成介護サービス費	置事業所内保育施設の設	その他	
全 体		758	20.8	13.1	10.0	7.5	5.7	1.1	0.5	2.4	66.9
平成19年度		703	12.4	8.4	5.7	5.5	3.7	0.4	0.4	3.0	75.8
農業・林業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
建設業		91	11.0	16.5	11.0	4.4	2.2	-	-	4.4	69.2
製造業		171	16.4	8.2	8.8	4.1	5.3	0.6	-	1.8	70.8
電気・ガス・熱供給・水道業		11	27.3	36.4	-	-	9.1	-	-	9.1	45.5
情報通信業		4	25.0	-	-	-	-	-	-	-	75.0
運輸業・郵便業		33	21.2	18.2	9.1	12.1	-	-	-	-	60.6
卸売業・小売業		116	27.6	15.5	12.1	12.9	7.8	1.7	-	3.4	62.9
金融業・保険業		23	43.5	21.7	4.3	21.7	8.7	13.0	-	4.3	47.8
不動産業・物品販賣業		60	3.3	1.7	3.3	-	-	-	-	1.7	91.7
学術研究・専門・技術サービス業		40	22.5	7.5	17.5	10.0	12.5	-	-	2.5	62.5
宿泊業・飲食サービス業		59	11.9	5.1	6.8	5.1	5.1	-	-	-	83.1
生活関連サービス業・娯楽業		35	20.0	14.3	14.3	5.7	5.7	-	2.9	-	71.4
教育・学習支援業		22	18.2	27.3	13.6	4.5	9.1	4.5	-	4.5	59.1
医療・福祉		55	47.3	21.8	14.5	16.4	10.9	1.8	5.5	3.6	38.2
複合サービス業		11	9.1	-	9.1	18.2	9.1	-	-	-	72.7
その他		26	42.3	26.9	11.5	3.8	3.8	-	-	-	53.8
事業所常用労働者数別	4人以下	143	17.5	11.2	14.0	9.1	6.3	0.7	-	3.5	69.9
	5～9人	119	23.5	13.4	12.6	7.6	5.0	1.7	1.7	2.5	61.3
	10～19人	95	35.8	26.3	13.7	10.5	7.4	-	1.1	4.2	47.4
	20～29人	39	43.6	35.9	15.4	12.8	7.7	5.1	-	-	38.5
	30人以上	46	52.2	34.8	13.0	21.7	13.0	2.2	2.2	4.3	26.1
	無回答	316	9.5	3.8	5.1	3.2	3.8	0.6	-	1.3	82.9

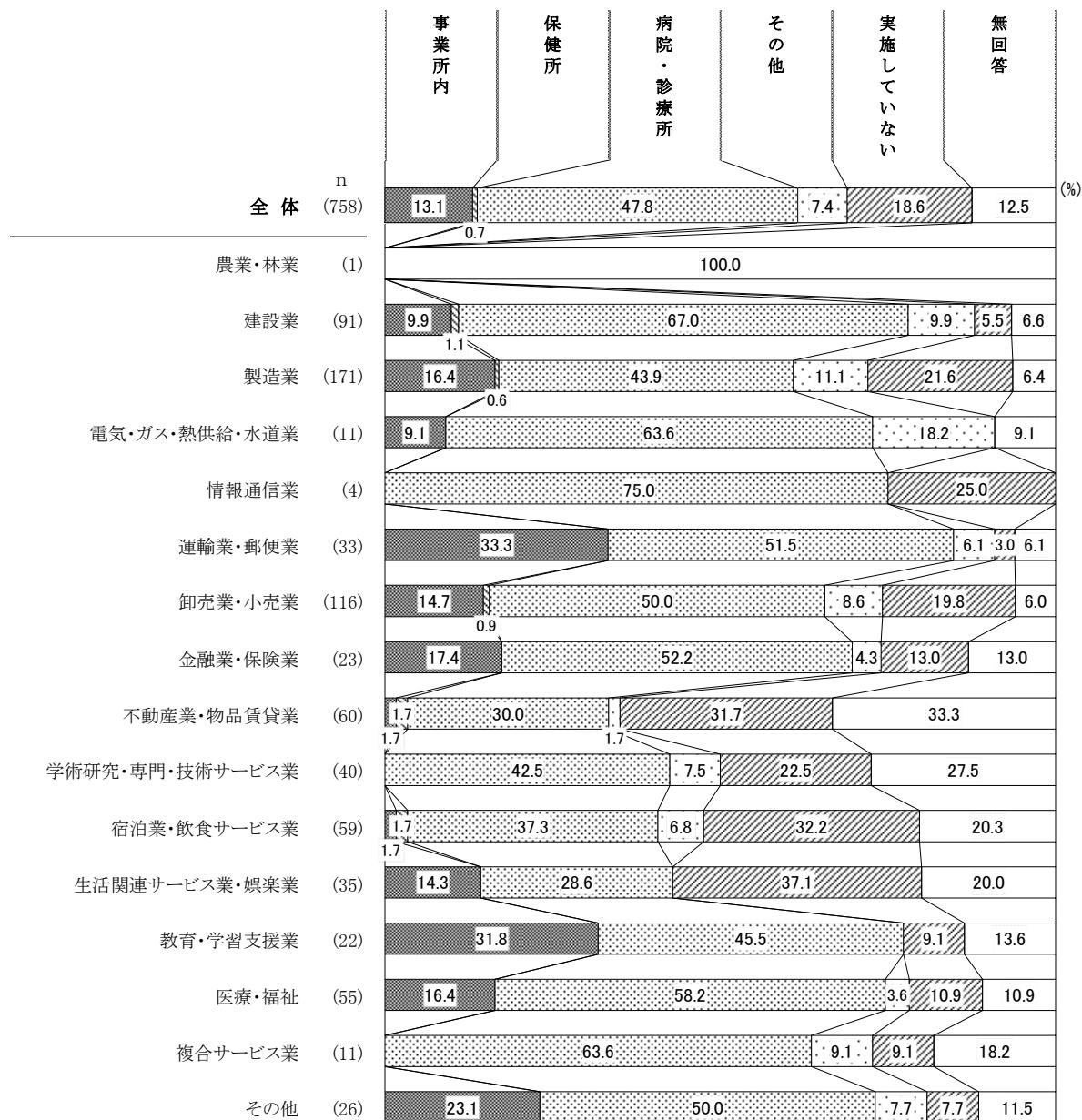
産業分類別にみると、「短時間勤務制度（ただし、労働基準法に基づく育児時間は除く）」は金融業・保険業と医療・福祉で4割を超えている。

事業所常用労働者数別にみると、「短時間勤務制度（ただし、労働基準法に基づく育児時間は除く）」は30人以上で半数を超える、20～29人で4割を超えている。「所定外労働の制限」は20人以上で3割を超えている。

第5章 福利厚生について

5-1 定期健康診断の実施場所

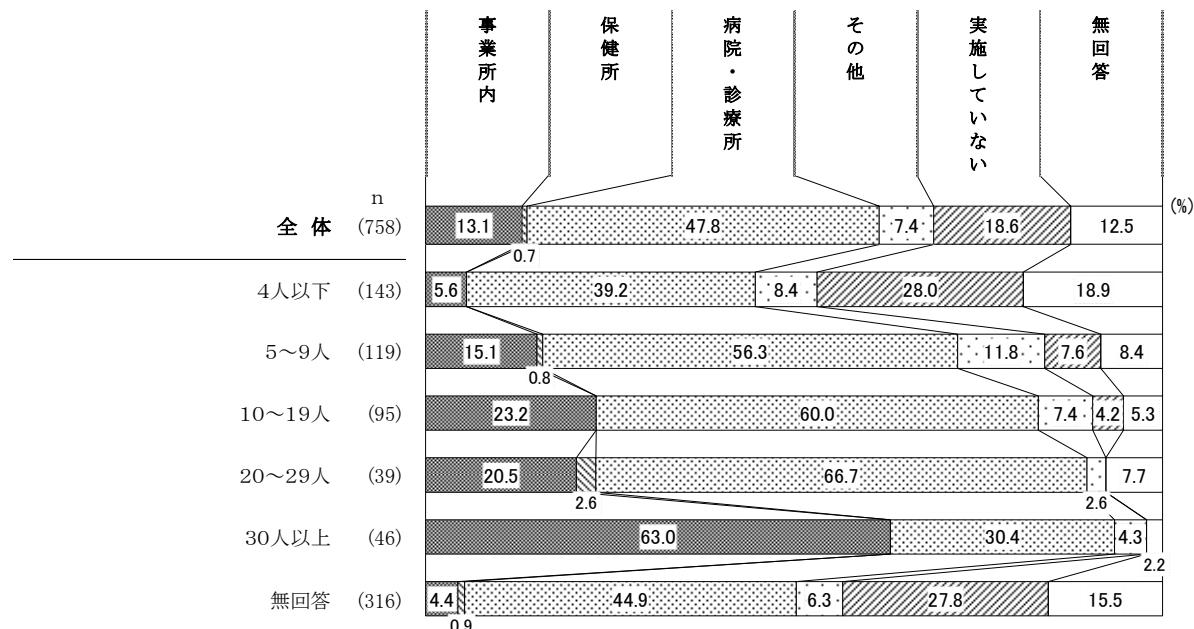
図表5-1-1 産業分類別



定期健康診断の実施場所は、「病院・診療所」が47.8%で最も多く、「事業所内」は13.1%である。また、「実施していない」は18.6%となっている。

産業分類別にみると、「事業所内」が運輸業・郵便業、教育・学習支援業で3割を超えており、「実施していない」は生活関連サービス業・娯楽業が37.1%で最も多く、宿泊業・飲食サービス業32.2%、不動産業・物品賃貸業31.7%等の順に続いている。

図表5-1-2 事業所常用労働者数別

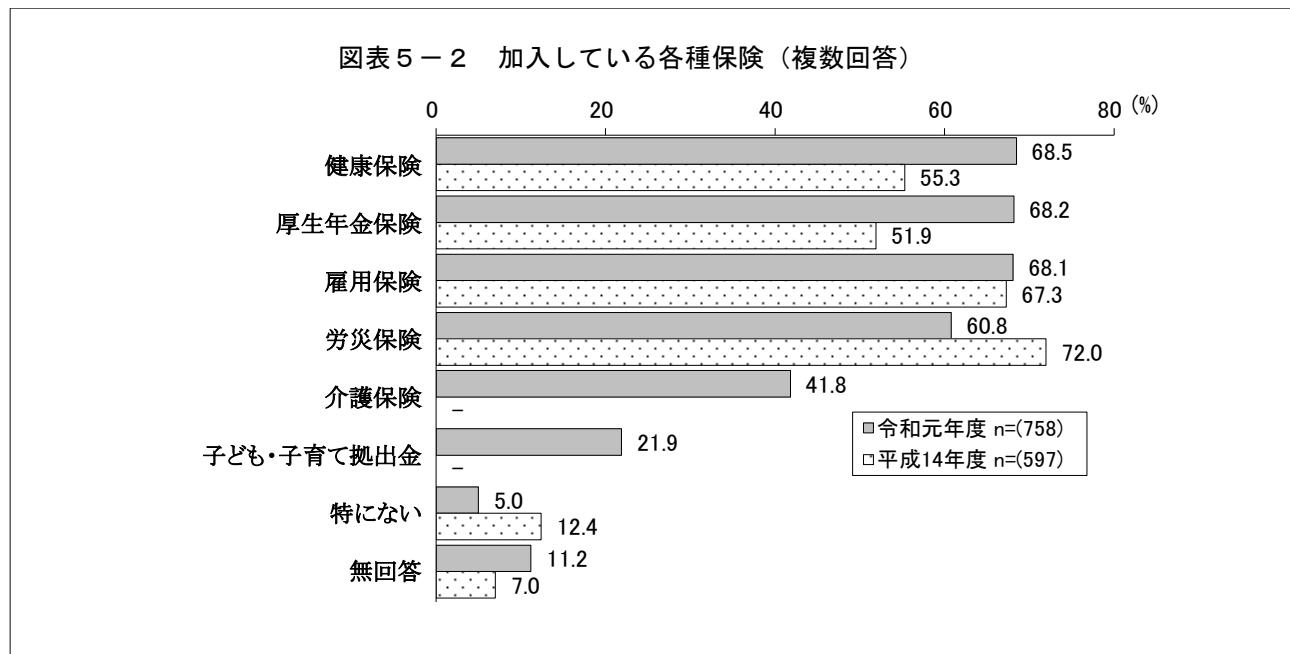


事業所常用労働者数別にみると、「病院・診療所」は5~29人の事業所で半数を超えており、「事業所内」は30人以上の事業所で6割を超えている。4人以下の事業所では「実施していない」が約3割となっている。

定期健康診断は、労働安全衛生法において実施の義務が規定されています。

事業者は、常時使用する労働者を雇用するときは、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行わなければなりません。

5-2 加入している各種保険



加入している各種保険は、「健康保険」が68.5%で最も多く、「厚生年金保険」68.2%、「雇用保険」68.1%、「労災保険」60.8%、「介護保険」41.8%等の順に続いている。

過去調査と比べて、「健康保険」が平成14年度から13.2%増加し、「厚生年金保険」も16.3%増加した。一方、「労災保険」は平成14年度から11.2%減少した。労災保険は原則労働者を一人でも雇用する全ての事業所に適用されるため、今回調査では約4割の事業所が未加入となっている。

「健康保険」「厚生年金保険」「介護保険」「子ども・子育て拠出金」・・・(社会保険)

原則、常時5人以上の従業員を使用する事業所には加入が義務付けられています。パートやアルバイトも、正社員の4分の3以上の労働日数がある場合は加入が義務付けられます。介護保険は、40歳以上65歳未満が対象です。費用は、事業所と労働者が折半して負担します。

子ども・子育て拠出金は、厚生年金に加入する事業所に支払う義務が生じるもので、費用は、全額事業所が負担します。

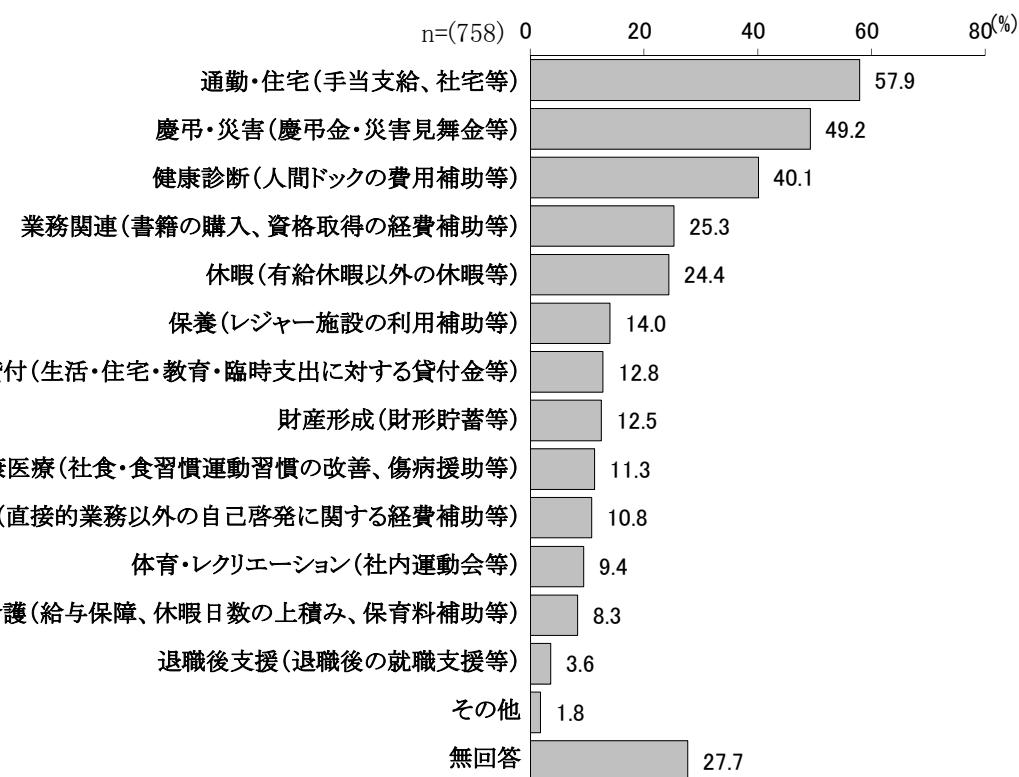
「雇用保険」「労災保険」・・・(労働保険)

雇用保険は、事業所の規模にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上の雇用見込がある人を雇用した場合は、加入が義務付けられています。費用は、事業所と労働者の双方で負担します。

労災保険は、原則労働者を一人でも雇用する事業所の全てに適用されます。パートやアルバイトも含む、全ての労働者が対象です。費用は、全額事業所が負担します。

5－3 実施している福利厚生制度

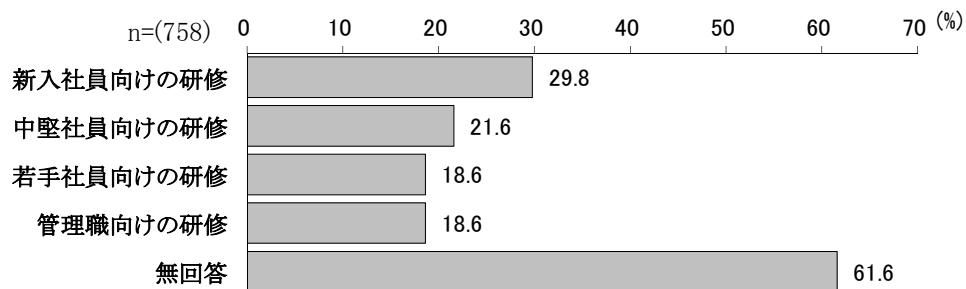
図表5－3 実施している福利厚生制度（複数回答）



実施している福利厚生制度は、「通勤・住宅（手当支給、社宅等）」が57.9%で最も多く、「慶弔・災害（慶弔金・災害見舞金等）」49.2%、「健康診断（人間ドックの費用補助等）」40.1%等の順に続いている。

5-4 従業員の能力向上のための研修制度の実施（階層別）

図表5-4 従業員の能力向上のための研修制度（階層別）（複数回答）

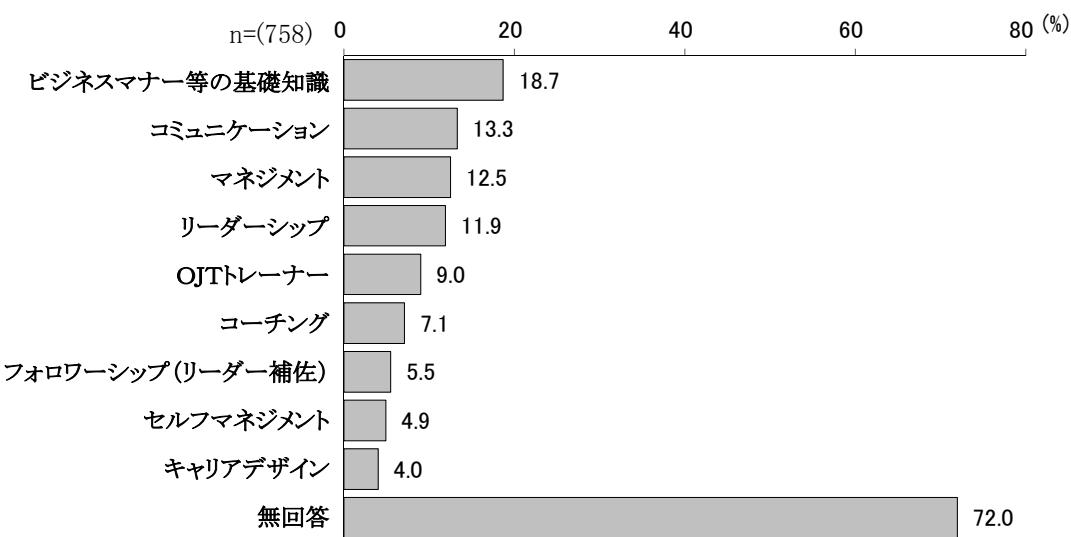


従業員の能力向上のための研修制度の実施状況について、階層別にみると、「新入社員向けの研修」が29.8%で最も多く、「中堅社員向けの研修」21.6%、「若手社員向けの研修」と「管理職向けの研修」がともに18.6%の順に続いている。

約7割の事業所は、研修を実施していない。新入社員向けの研修を除くと、約8割の事業所は定期的な研修の機会を設けていないのが現状である。

5-5 従業員の能力向上のための研修制度の実施（内容別）

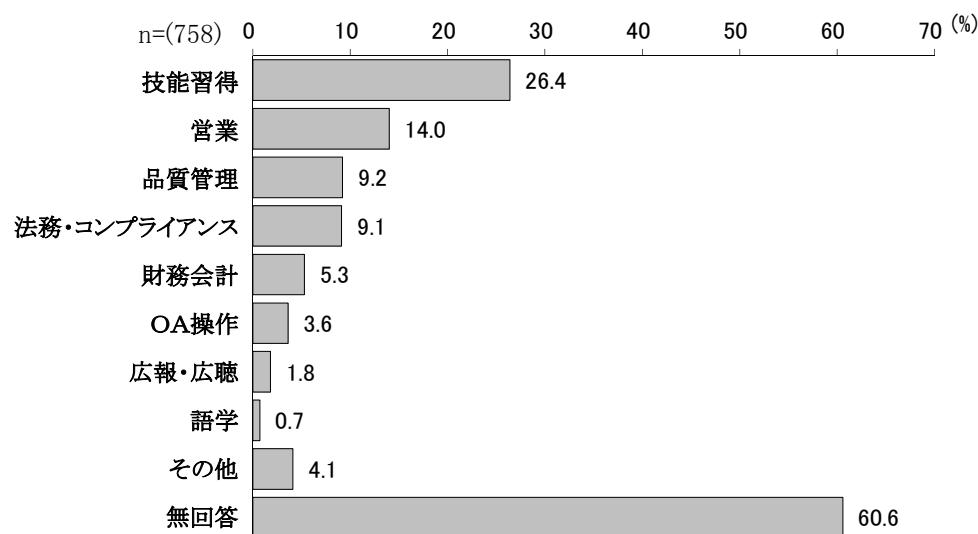
図表5-5 従業員の能力向上のための研修制度（内容別）（複数回答）



従業員の能力向上のための研修制度の実施状況について、内容別にみると、「ビジネスマナー等の基礎知識」が18.7%で最も多く、「コミュニケーション」13.3%、「マネジメント」12.5%、「リーダーシップ」11.9%等の順に続いている。

5-6 従業員の能力向上のための研修制度の実施（目的別）

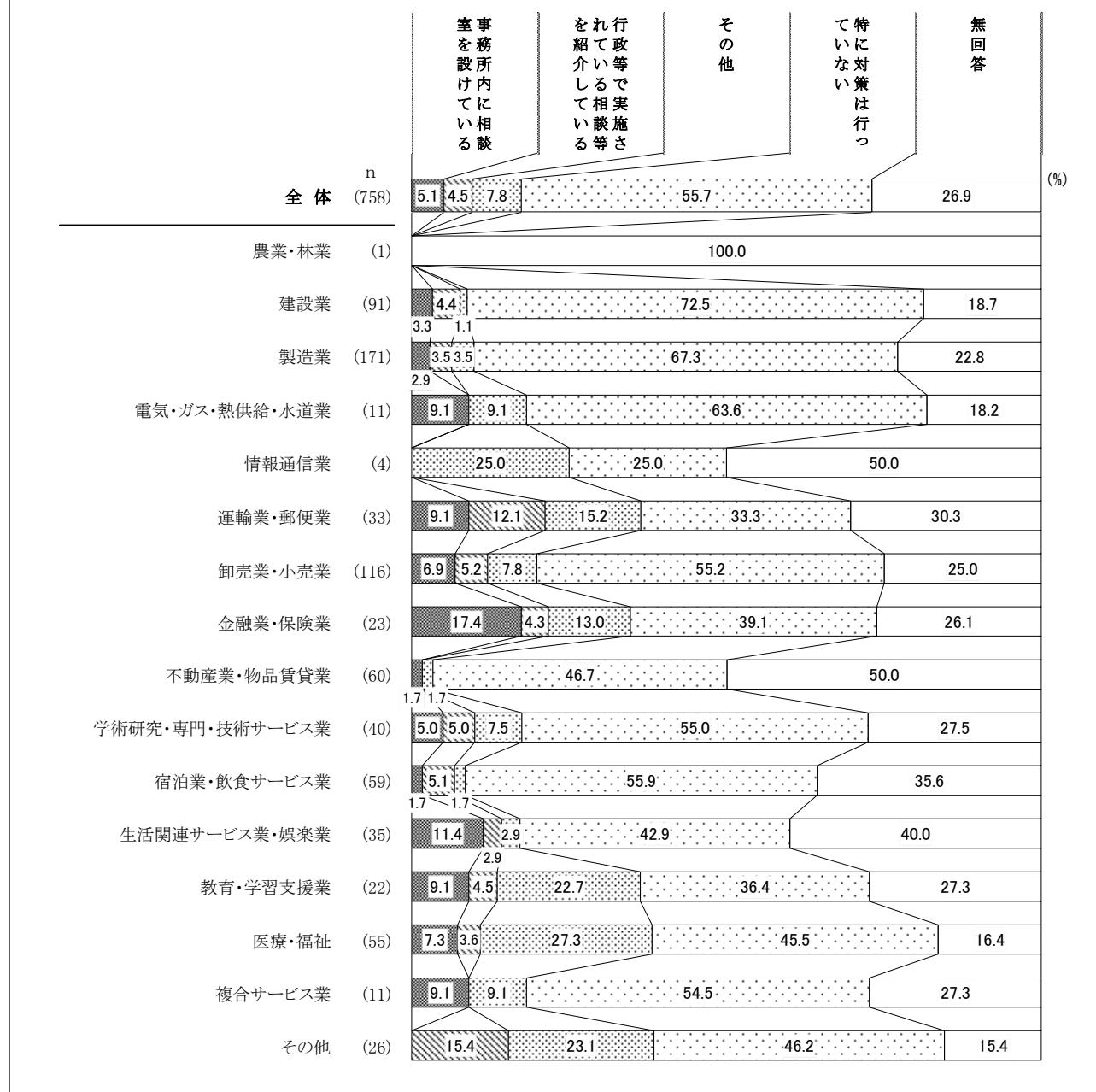
図表5-6 従業員の能力向上のための研修制度（目的別）（複数回答）



従業員の能力向上のための研修制度の実施状況について、目的別にみると、「技能習得」が26.4%で最も多く、「営業」14.0%、「品質管理」9.2%、「法務・コンプライアンス」9.1%等の順に続いている。

5-7 職場のメンタルヘルス対策の実施状況

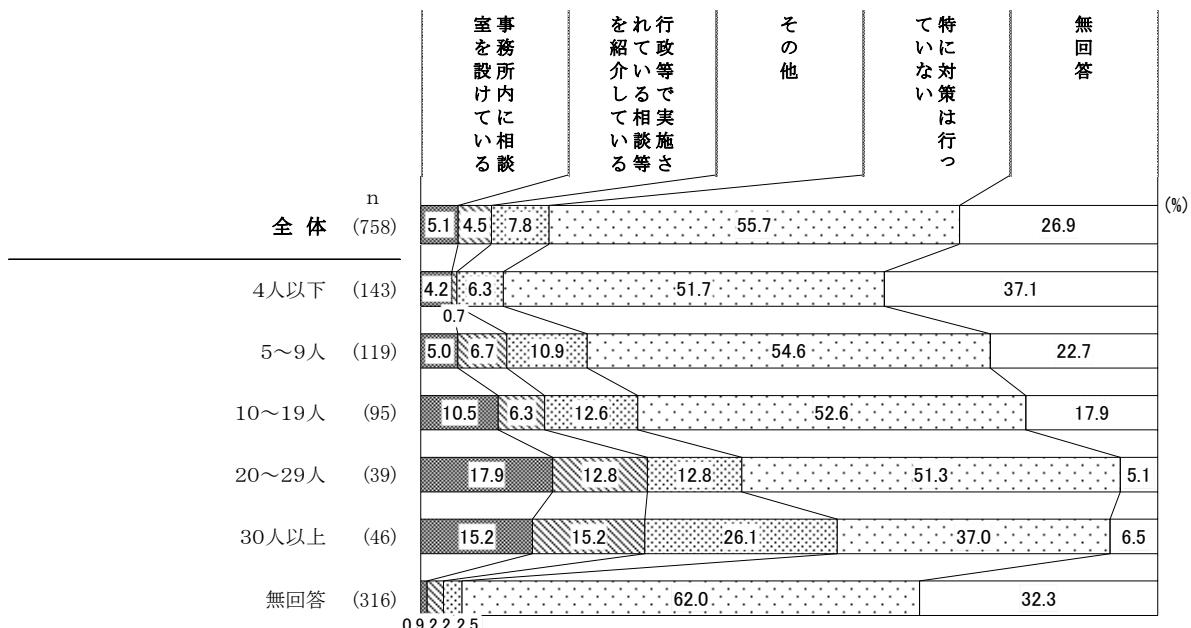
図表5-7-1 産業分類別



職場のメンタルヘルス対策の実施状況は、「特に対策は行っていない」が55.7%で最も多く、「事務所内に相談室を設けている」5.1%、「行政等で実施されている相談等を紹介している」4.5%の順に続いている。

産業分類別にみると、「特に対策は行っていない」は建設業が72.5%で最も多く、製造業67.3%等の順に続いている。「事務所内に相談室を設けている」は金融業・保険業が17.4%で最も多く、生活関連サービス業・娯楽業11.4%等の順に続いている。

図表5-7-2 事業所常用労働者数別

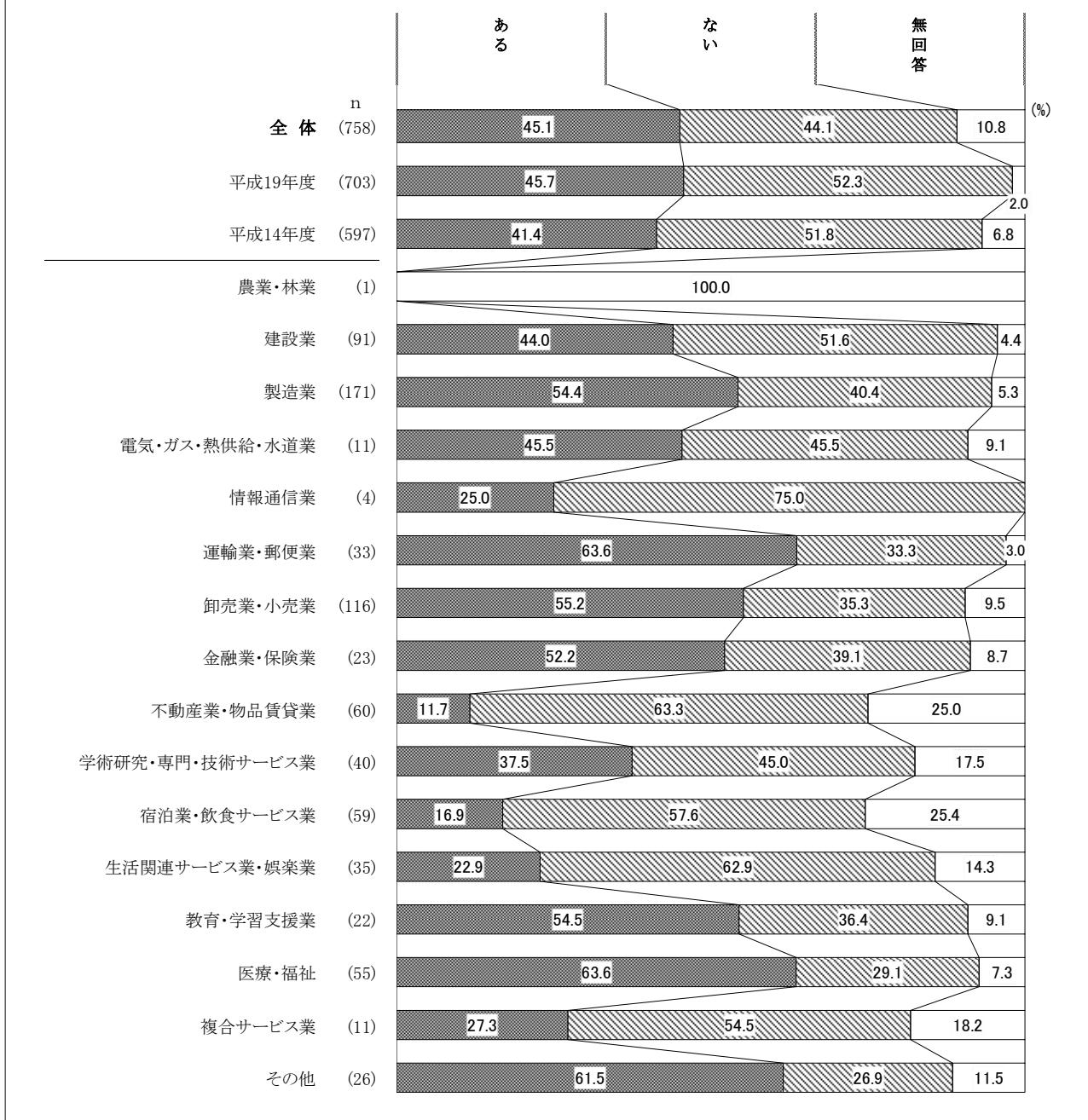


事業所常用労働者数別にみると、「特に対策は行っていない」は29人以下で半数を超えており、「事務所内に相談室を設けている」は10人以上で1割を超えている。「行政等で実施されている相談等を紹介している」は20人以上で1割を超えている。

第6章 定年制について

6-1 定年制の有無

図表6-1-1 産業分類別

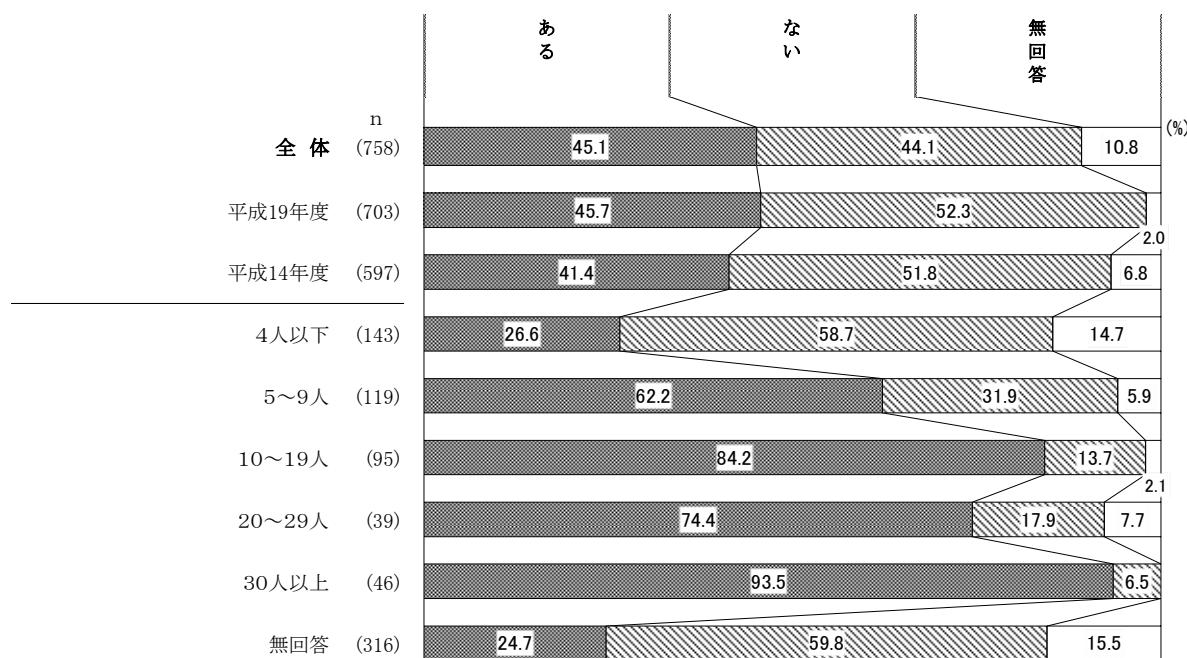


定年制は、「ある」が45.1%、「ない」は44.1%である。

過去調査と比べて、「ある」は平成19年度から横ばいの45.1%である。「ない」は平成19年度から8.2%減少し、今回調査ではその差は僅少であるものの「ある」が「ない」を上回った。

産業分類別にみると、「ある」は運輸業・郵便業と医療・福祉が63.6%で最も多く、「ない」は不動産業・物品賃貸業、生活関連サービス業・娯楽業等で6割を超えており。

図表6-1-2 事業所常用労働者数別



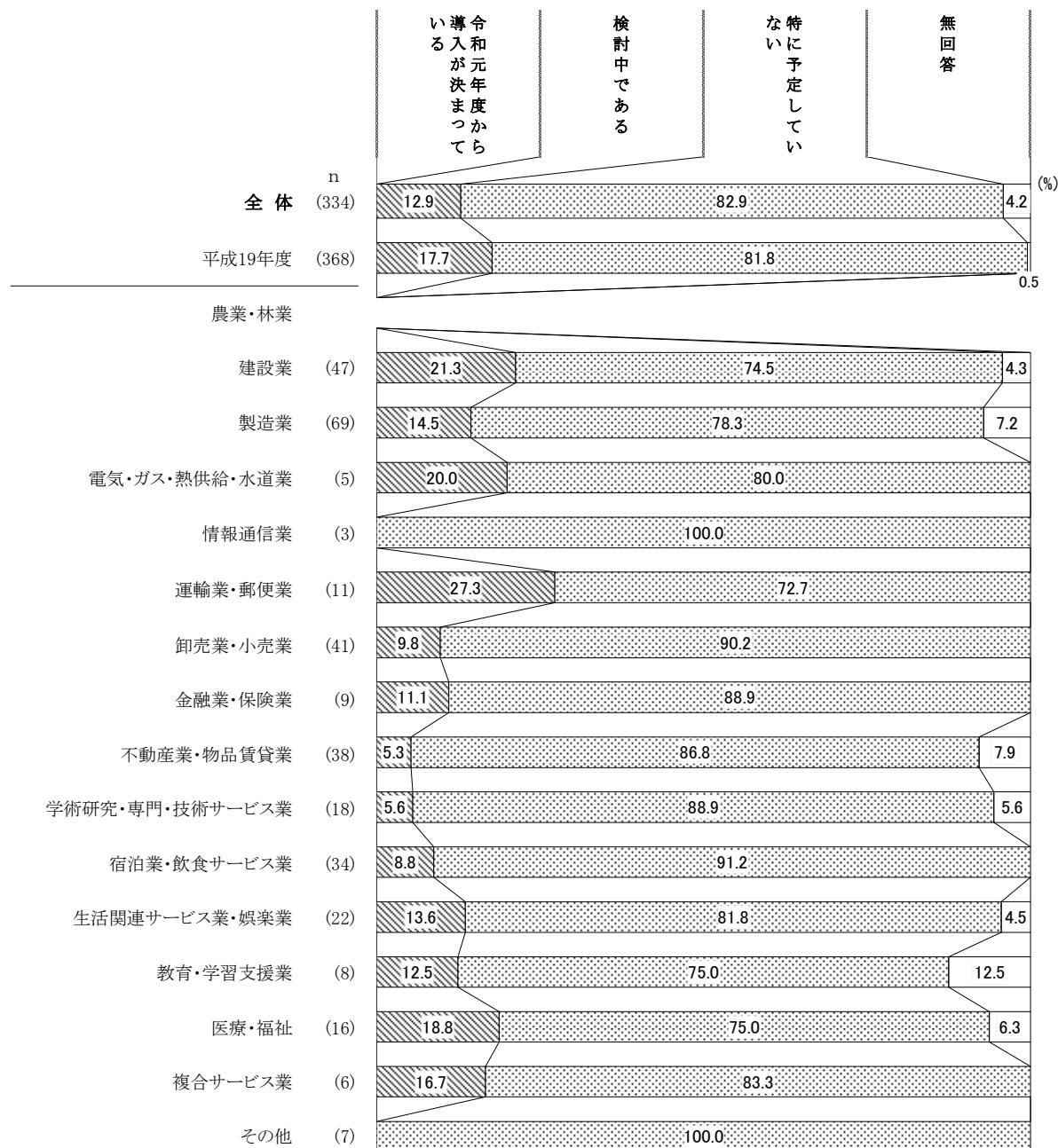
事業所常用労働者数別にみると、「ある」は人数が多い層ほど多く、30人以上で9割を超えてい。

定年は、労働者が一定の年齢に達したことを退職の理由とする制度です。定年の年齢は、高年齢者雇用安定法の規定により、60歳を下回ることはできません。

また、同法では65歳までの雇用確保措置が義務付けられているため、65歳未満の定年を定めている事業所は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止のいずれかの措置を講じなければなりません。

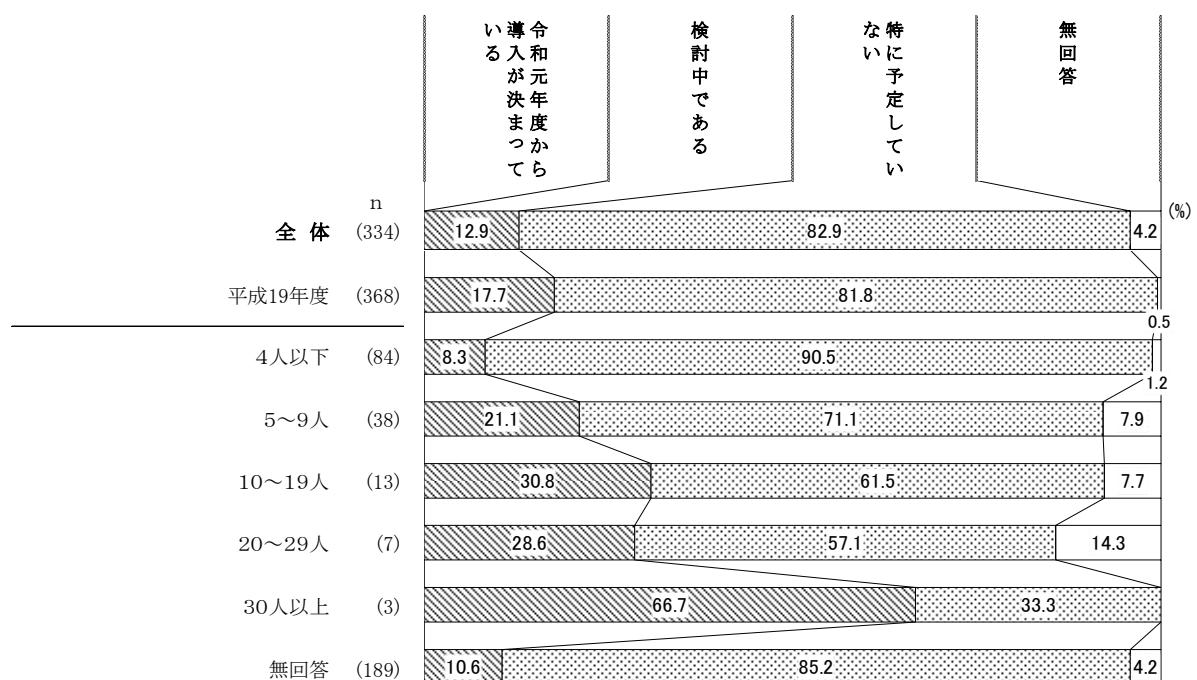
6-2 定年制度の導入予定（定年制がない事業所）

図表6-2-1 産業分類別



「6-1 定年制の有無」で定年制が「ない」と回答した334事業所に今後の導入予定を聞いたところ、「特に予定していない」が82.9%とほとんどを占めており、「検討中である」は12.9%となっている。「令和元年度から導入が決まっている」と回答した事業所はなかった。

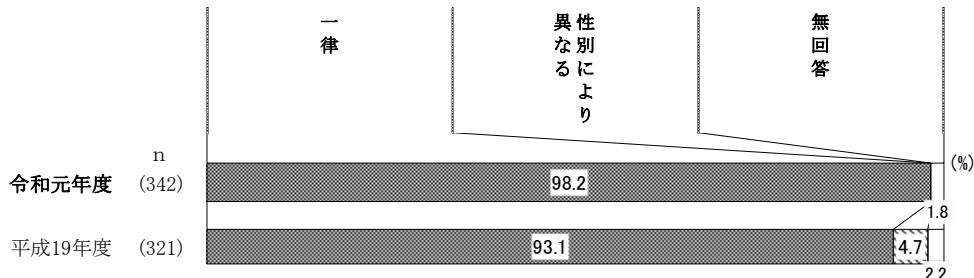
図表6-2-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「検討中である」は人数が多い層ほど多く、30人以上で6割を超えている。

6-3 定年年齢の設定

図表 6-3 定年年齢の設定



(単位: %)

産業分類別	調査数	定年年齢(一律)					平均値 (歳)	
		60歳未満	60歳	61歳	65歳	66歳以上		
全 体	336	-	59.8	2.4	33.3	4.5	62.2	
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	40	-	45.0	2.5	42.5	10.0	63.1	
製造業	92	-	62.0	3.3	29.3	5.4	62.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	5	-	40.0	-	60.0	-	63.0	
情報通信業	1	-	100.0	-	-	-	60.0	
運輸業・郵便業	21	-	66.7	4.8	23.8	4.8	61.8	
卸売業・小売業	62	-	67.7	-	32.3	-	61.6	
金融業・保険業	12	-	41.7	-	50.0	8.3	63.1	
不動産業・物品賃貸業	7	-	57.1	-	28.6	14.3	63.6	
学術研究・専門・技術サービス業	14	-	78.6	7.1	14.3	-	60.9	
宿泊業・飲食サービス業	10	-	40.0	-	50.0	10.0	63.5	
生活関連サービス業・娯楽業	7	-	100.0	-	-	-	60.0	
教育・学習支援業	12	-	66.7	-	33.3	-	61.7	
医療・福祉	35	-	42.9	5.7	45.7	5.7	62.8	
複合サービス業	3	-	100.0	-	-	-	60.0	
その他	15	-	66.7	-	33.3	-	61.7	
事 動業者所数常別用労	4人以下	38	-	47.4	2.6	42.1	7.9	63.0
	5~9人	73	-	64.4	1.4	24.7	9.6	62.2
	10~19人	80	-	66.3	3.8	30.0	-	61.6
	20~29人	29	-	55.2	3.4	41.4	-	62.1
	30人以上	43	-	69.8	-	27.9	2.3	61.6
	無回答	73	-	50.7	2.7	41.1	5.5	62.6

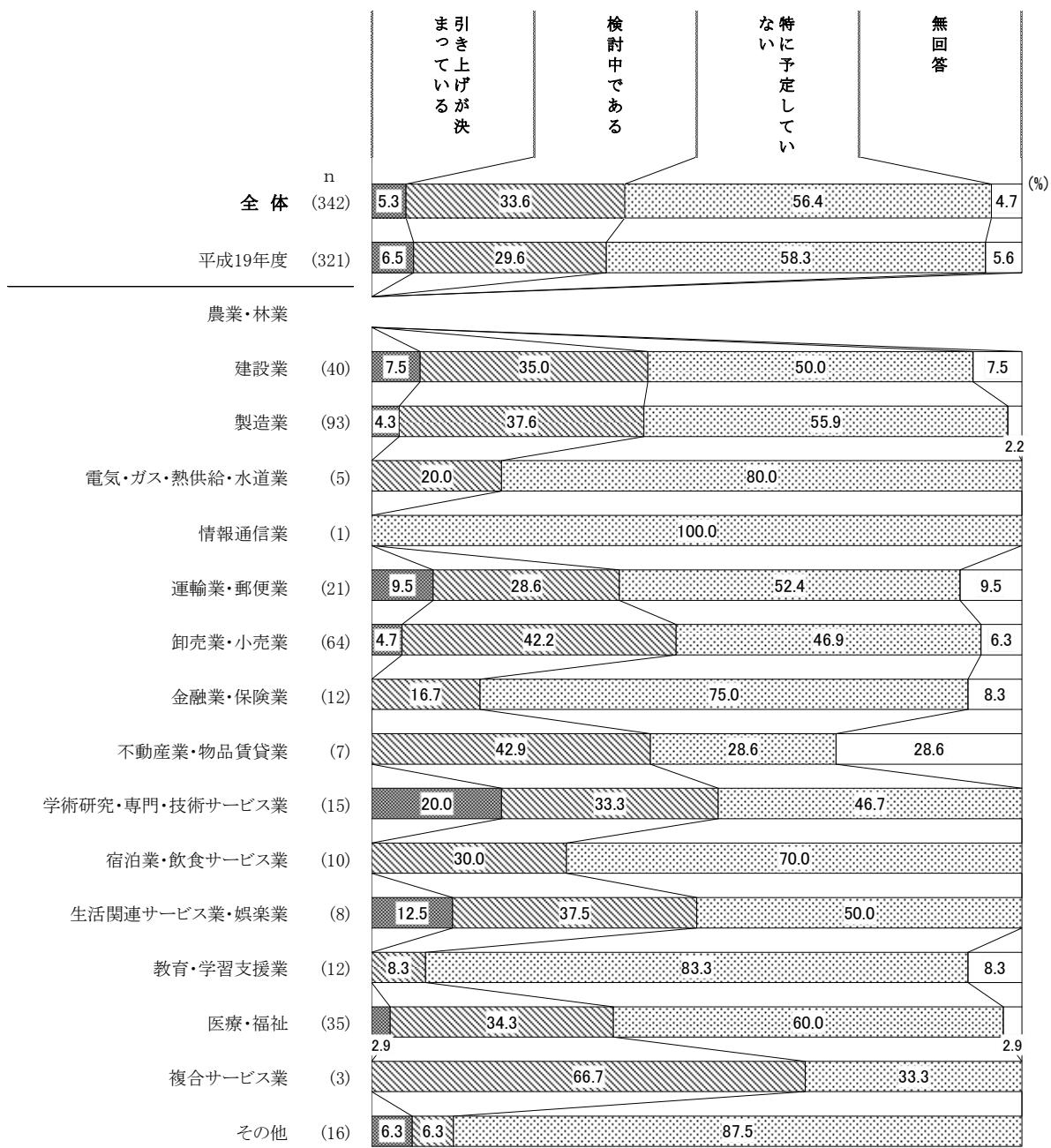
「6-1 定年制の有無」で定年制が「ある」と回答した342事業所に定年年齢の設定を聞いたところ、「一律」が98.2%となっており、「性別により異なる」とした事業所はなかった。

「一律」と回答した336事業所の場合、「60歳」が59.8%で最も多く、「65歳」は33.3%である。平均は62.2歳となっている。

過去調査と比べて、「一律」は平成19年度から5.1%増加した。一方、「性別により異なる」は平成19年度から4.7%減少し、上記のとおり今回調査では該当がなかった。

6-4 定年年齢の引き上げ予定

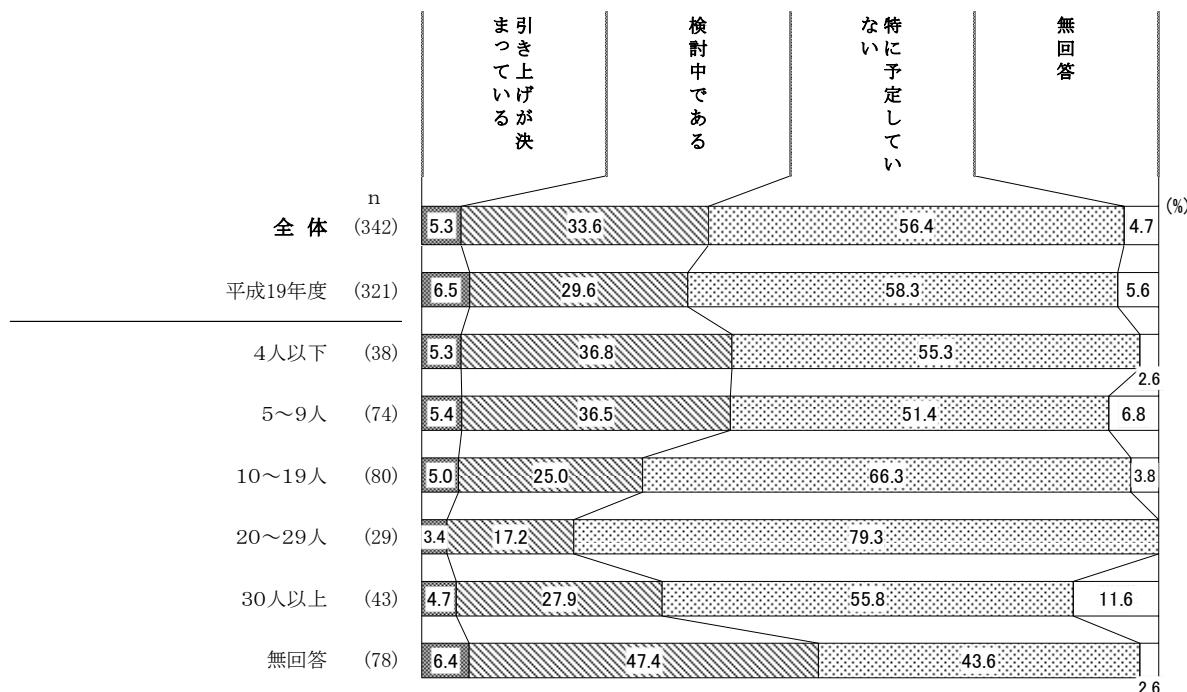
図表6-4-1 産業分類別



「6-1 定年制の有無」で定年制が「ある」と回答した342事業所に定年年齢の引き上げ予定を聞いたところ、「特に予定していない」が56.4%と最も多く、「検討中である」33.6%、「引き上げが決まっている」5.3%の順に続いている。

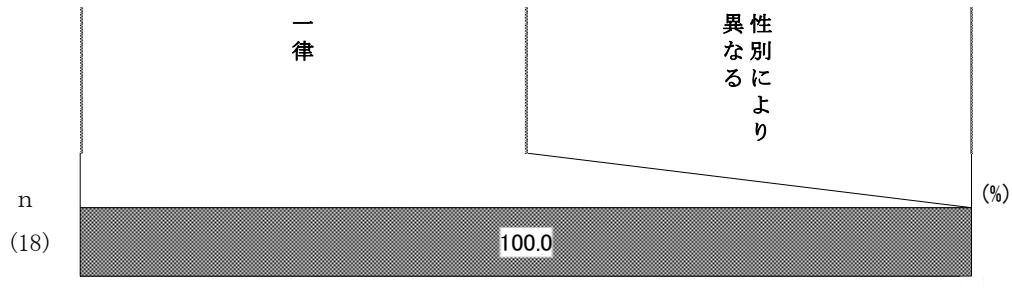
産業分類別にみると、「検討中である」は卸売業・小売業等で4割を超えており、「特に予定していない」は医療・福祉等で6割を超えており、

図表 6-4-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「特に予定していない」が20~29人では約8割と特に多い。「検討中である」は、9人以下で3割台半ばを超えており。

図表6-4-3 引き上げ後の定年年齢



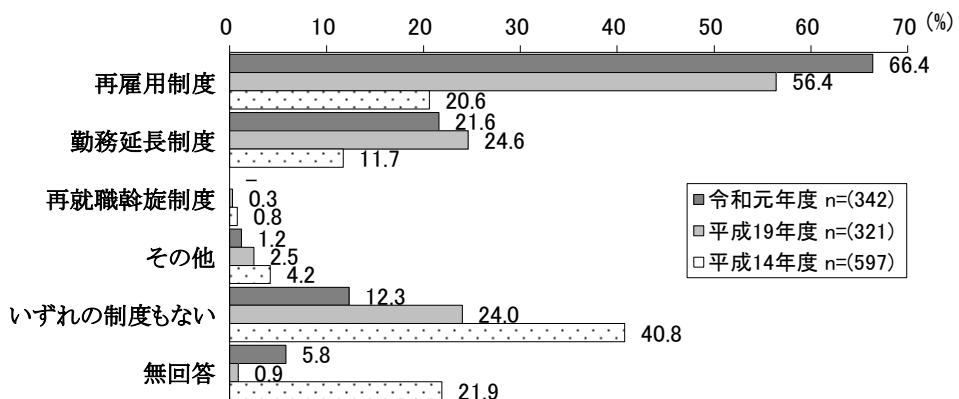
	調査数	定年年齢(一律)					平均値 (歳)
		61歳	65歳	66歳	70歳	71歳以上	
全 体	18	16.7	61.1	-	16.7	5.6	66.1

定年年齢の「引き上げが決まっている」と回答した18事業所に聞いたところ、引き上げ後の定年年齢は全ての事業所が「一律」としており、「性別により異なる」とした事業所はなかった。

「一律」の場合の引き上げ後の定年年齢は、「65歳」が61.1%で最も多く、「61歳～64歳」と「70歳」がともに16.7%で続いている。平均は66.1歳となっている。

6-5 定年到達者の雇用・斡旋制度等の有無

図表 6-5-1 定年到達者の雇用・斡旋制度等の有無（複数回答）



(注1)「再雇用制度」・・・定年到達時点でいったん退職させた後、再び雇用する制度

(注2)「勤務延長制度」・・・定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度

定年到達者の雇用・斡旋制度として実施されているのは、「再雇用制度」が66.4%で最も多く、「勤務延長制度」21.6%、「いずれの制度もない」12.3%等の順に続いている。

過去調査と比べて、「再雇用制度」は平成19年度から10.0%、平成14年度から45.8%増加した。一方、「いずれの制度もない」は平成19年度から11.7%、平成14年度から28.5%減少しており、高年齢者雇用安定法の雇用確保措置の影響等から取り組みが進んできているものと考えられる。

高年齢者雇用安定法では65歳までの雇用機会の確保が求められており、従業員の定年を定める場合、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

また、定年年齢を65歳未満に定めている場合は、「65歳までの定年の引上げ」「65歳までの継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置（雇用確保措置）を実施する必要があります。

図表6－5－2 産業分類別、事業所常用労働者数別

(単位: %)

	調査数	定年到達者の再雇用制度・勤務延長制度等の有無(複数回答)					
		再雇用制度	勤務延長制度	再就職斡旋制度	その他	ないいずれの制度も	無回答
全 体	342	66.4	21.6	—	1.2	12.3	5.8
平成19年度	321	56.4	24.6	0.3	2.5	24.0	0.9
平成14年度	597	20.6	11.7	0.8	4.2	40.8	21.9
産業分類別	農業・林業	—	—	—	—	—	—
	建設業	40	60.0	35.0	—	—	12.5
	製造業	93	71.0	17.2	—	2.2	9.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	80.0	—	—	—	20.0
	情報通信業	1	100.0	—	—	—	—
	運輸業・郵便業	21	81.0	33.3	—	—	4.8
	卸売業・小売業	64	68.8	21.9	—	3.1	10.9
	金融業・保険業	12	83.3	8.3	—	—	8.3
	不動産業・物品賃貸業	7	57.1	—	—	—	14.3
	学術研究・専門・技術サービス業	15	46.7	26.7	—	—	26.7
	宿泊業・飲食サービス業	10	40.0	30.0	—	—	30.0
	生活関連サービス業・娯楽業	8	87.5	—	—	—	12.5
	教育・学習支援業	12	41.7	41.7	—	—	16.7
	医療・福祉	35	57.1	22.9	—	—	20.0
	複合サービス業	3	100.0	33.3	—	—	—
	その他	16	68.8	6.3	—	—	18.8
事業者数別用労	4人以下	38	57.9	18.4	—	2.6	21.1
	5~9人	74	62.2	21.6	—	2.7	14.9
	10~19人	80	75.0	21.3	—	—	10.0
	20~29人	29	75.9	20.7	—	—	6.9
	30人以上	43	76.7	25.6	—	—	4.7
	無回答	78	56.4	21.8	—	1.3	14.1

産業分類別にみると、「再雇用制度」は全ての分類で多く、運輸業・郵便業等で8割を超えており、「勤務延長制度」は建設業等で3割を超えている。「いずれの制度もない」は宿泊業・飲食サービス業が30.0%で最も多い。

事業所常用労働者数別にみると、「再雇用制度」は10人以上で7割を超えている。「勤務延長制度」は30人以上で2割台半ばである。「いずれの制度もない」は4人以下で2割を超えている。

6-6 定年到達者に占める制度適用者数

図表6-6 産業分類別、事業所常用労働者数別

産業分類別	定年到達者数と各制度適用率						
	平均(人)				適用率(%)		
	定年到達者数	うち再雇用者	者うち勤務延長	旋うち再就職斡旋	再雇用適用率	率勤務延長適用	用再就職斡旋適用率
全 体	0.7	0.4	0.3	0.0	67.6	26.4	1.2
平成19年度	0.5	0.3	0.2	0.0	52.0	31.1	2.0
産業分類別	農業・林業	-	-	-	-	-	-
	建設業	0.5	0.1	0.4	0.0	33.3	66.7
	製造業	0.8	0.6	0.1	0.0	68.3	20.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.3	0.3	0.0	0.0	100.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	運輸業・郵便業	2.9	0.7	1.9	0.0	60.6	26.3
	卸売業・小売業	0.3	0.2	0.1	0.0	68.2	30.0
	金融業・保険業	0.3	0.2	0.1	0.0	66.7	33.3
	不動産業・物品販賣業	0.6	0.6	0.0	0.0	100.0	0.0
	学術研究・専門・技術サービス業	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	100.0
	宿泊業・飲食サービス業	0.3	0.1	0.3	0.0	50.0	50.0
	生活関連サービス業・娯楽業	0.8	0.8	0.0	0.0	100.0	0.0
	教育・学習支援業	0.5	0.5	0.0	0.0	100.0	0.0
	医療・福祉	0.4	0.3	0.0	0.0	85.7	14.3
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	その他	0.9	0.9	0.0	0.0	95.0	0.0
事業所常別用労	4人以下	0.4	0.2	0.2	0.0	27.8	80.0
	5~9人	0.2	0.2	0.1	0.0	70.8	18.2
	10~19人	0.4	0.3	0.1	0.0	70.0	25.0
	20~29人	0.5	0.4	0.1	0.0	77.8	22.2
	30人以上	2.7	1.4	1.0	0.0	75.2	16.9
	無回答	0.5	0.2	0.3	0.0	60.0	33.3
							6.7

※有効回答数は、項目によって異なるため省略した。

※「適用率」は、各制度適用者数÷定年到達者数×100(%)である。また、「平均」は小数点第2位を四捨五入したため、「平均」が0.0でも「適用率」が0.0にならない場合がある。

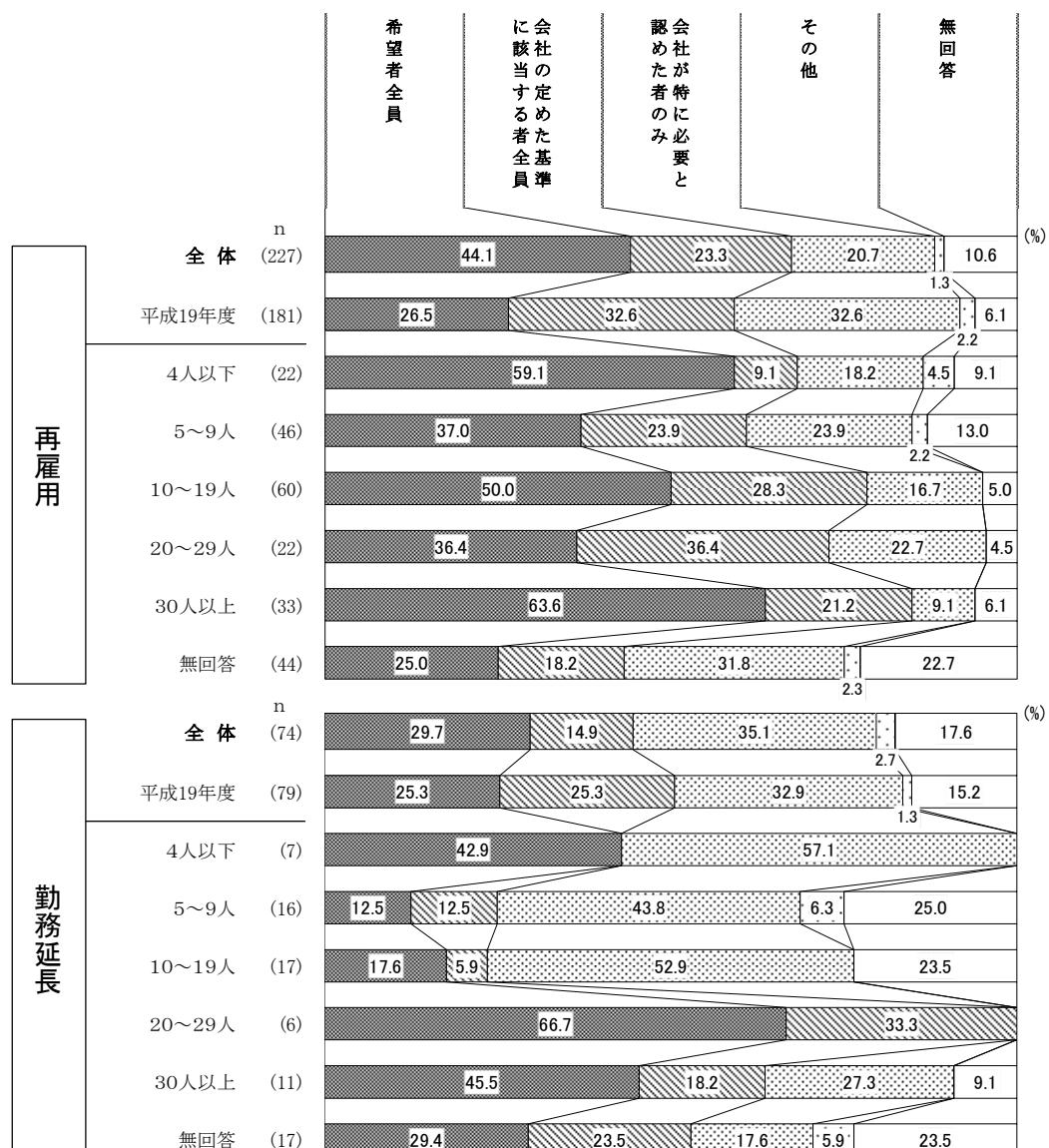
定年到達者に占める各制度の適用率は、「再雇用適用率」が67.6%で最も多く、「勤務延長適用率」26.4%、「再就職斡旋適用率」1.2%の順に続いている。

過去調査と比べて、「再雇用適用率」は平成19年度から15.6%増加した。一方、「勤務延長適用率」は平成19年度から4.7%減少し、「再就職斡旋適用率」も0.8%減少している。

事業所常用労働者数別にみると、「再雇用適用率」は5人以上で7割を超えており、「勤務延長適用率」は4人以下が8割と高い。

6-7 再雇用・勤務延長制度 a 制度の対象者

図表6-7 事業所常用労働者数別

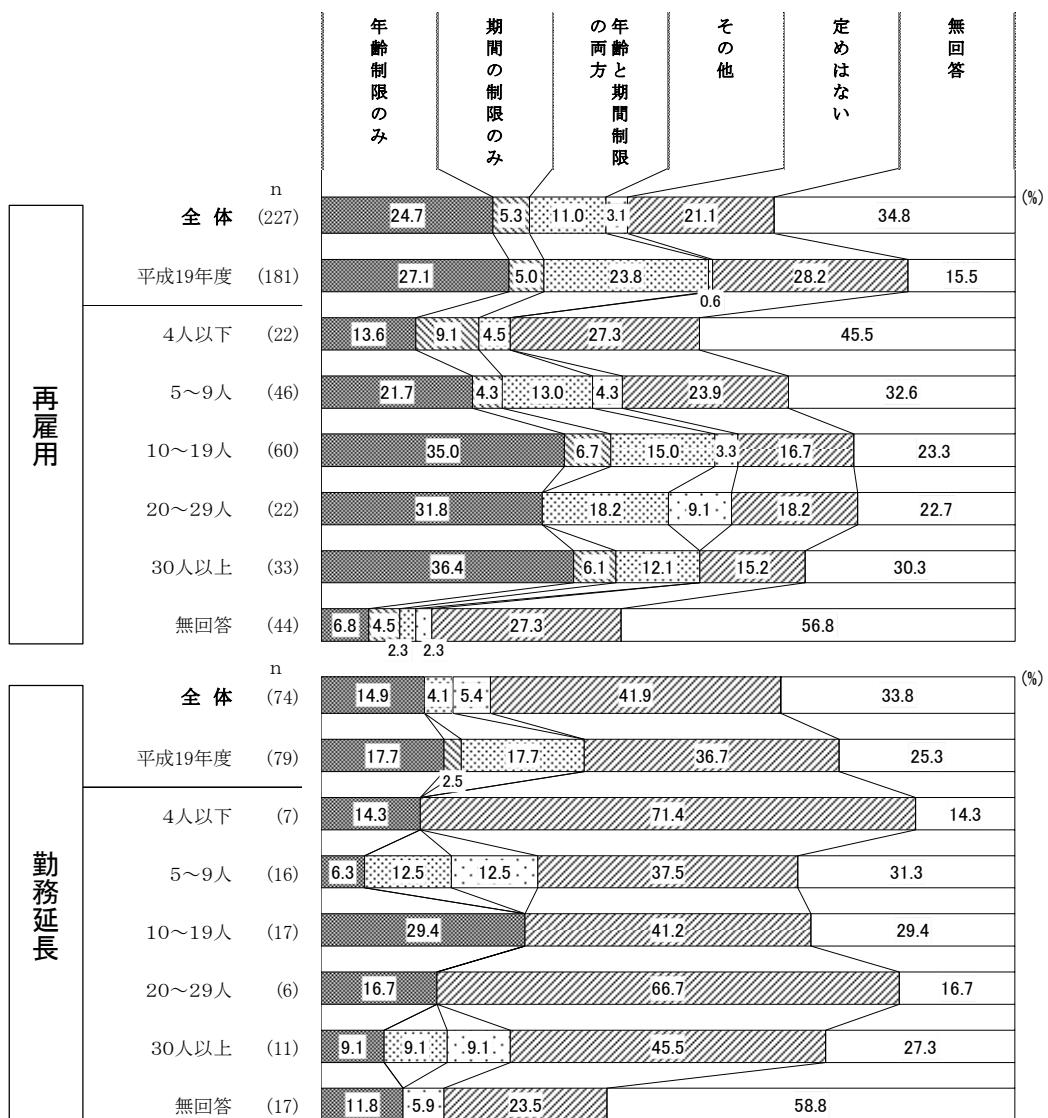


制度適用の対象となるのは、再雇用制度に関しては「希望者全員」が44.1%で最も多く、「会社の定めた基準に該当する者全員」23.3%、「会社が特に必要と認めた者のみ」20.7%の順に続いている。

勤務延長制度に関しては「会社が特に必要と認めた者のみ」が35.1%で最も多く、「希望者全員」29.7%、「会社の定めた基準に該当する者全員」14.9%の順に続いている。

6-8 再雇用・勤務延長制度 b 上限年齢・雇用期間の制限

図表6-8-1 事業所常用労働者数別



上限年齢と雇用期間の制限は、再雇用制度に関しては「年齢制限のみ」が24.7%で最も多く、「定めはない」21.1%、「年齢と期間制限の両方」11.0%、「期間の制限のみ」5.3%の順に続いている。その他を含む<何らかの制限を設けている>割合は44.1%となっている。

勤務延長制度に関しては「定めはない」が41.9%で最も多く、「年齢制限のみ」14.9%、「年齢と期間制限の両方」4.1%の順に続いている。その他を含む<何らかの制限を設けている>割合は24.4%で、再雇用制度と比べると19.7%少ない。

図表6-8-2 事業所常用労働者数別

(単位: %)

		上限年齢						平均値(歳)	雇用期間					平均値(年)
		60歳未満	60歳	61歳	65歳	66歳以上	無回答		1年	2~3年	4~5年	6年以上	無回答	
再雇用	全体	-	1.2	1.2	75.3	21.0	1.2	66.4	51.4	2.7	32.4	-	13.5	2.6
	平成19年度	-	-	8.7	68.5	9.8	13.0	65.3	46.2	9.6	23.1	1.9	19.2	2.5
	4人以下	-	-	-	100.0	-	-	65.0	33.3	-	-	-	66.7	1.0
	5~9人	-	-	6.3	62.5	31.3	-	67.4	62.5	-	37.5	-	-	2.5
	10~19人	-	3.3	-	80.0	16.7	-	65.8	53.8	-	30.8	-	15.4	2.5
	20~29人	-	-	-	72.7	27.3	-	67.0	50.0	25.0	25.0	-	-	2.5
	30人以上	-	-	-	81.3	12.5	6.3	65.7	33.3	-	50.0	-	16.7	3.4
	無回答	-	-	-	50.0	50.0	-	68.8	66.7	-	33.3	-	-	2.3
勤務延長	全体	-	-	-	50.0	35.7	14.3	67.5	33.3	-	66.7	-	-	3.7
	平成19年度	-	7.1	-	57.1	25.0	10.7	65.8	37.5	18.8	12.5	12.5	18.8	3.5
	4人以下	-	-	-	100.0	-	-	65.0	-	-	-	-	-	-
	5~9人	-	-	-	66.7	33.3	-	66.7	-	-	100.0	-	-	5.0
	10~19人	-	-	-	40.0	40.0	20.0	68.8	-	-	-	-	-	-
	20~29人	-	-	-	-	100.0	-	70.0	-	-	-	-	-	-
	30人以上	-	-	-	50.0	50.0	-	67.5	100.0	-	-	-	-	1.0
	無回答	-	-	-	50.0	-	50.0	65.0	-	-	-	-	-	-

※有効回答数は、項目によって異なるため省略した。

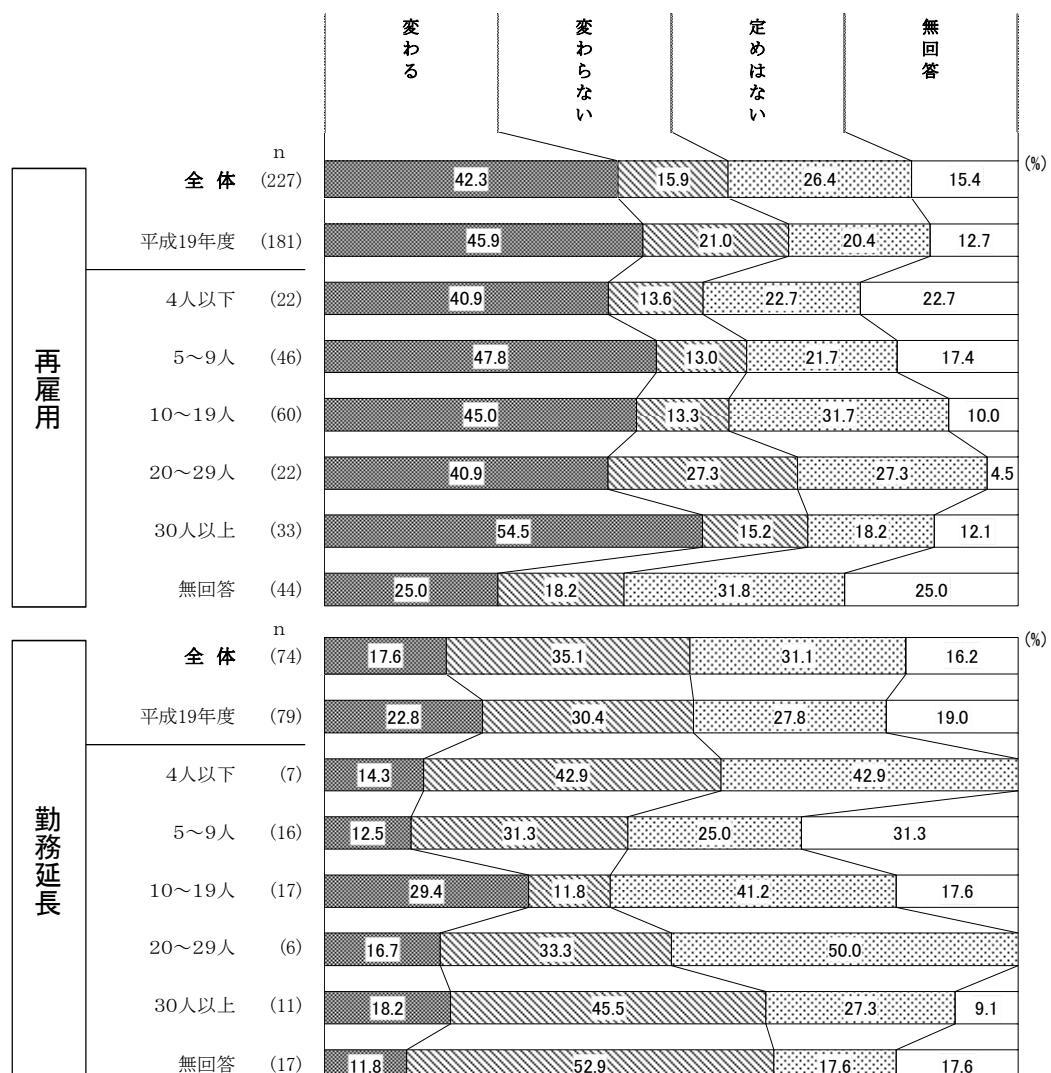
<何らかの制限を設けている>と回答した事業所に、再雇用・勤務延長制度の上限年齢と雇用期間を聞いた。

再雇用制度の場合、上限年齢は「65歳」が75.3%で最も多く、平均上限年齢は66.4歳である。雇用期間は「1年」が51.4%で最も多く、平均雇用期間は2.6年である。

勤務延長制度の場合、上限年齢は「65歳」が半数で最も多く、平均上限年齢は67.5歳である。雇用期間は「4~5年」が66.7%で最も多く、平均雇用期間は3.7年である。

6-9 再雇用・勤務延長制度 c 雇用上の身分の変化

図表6-9 事業所常用労働者数別

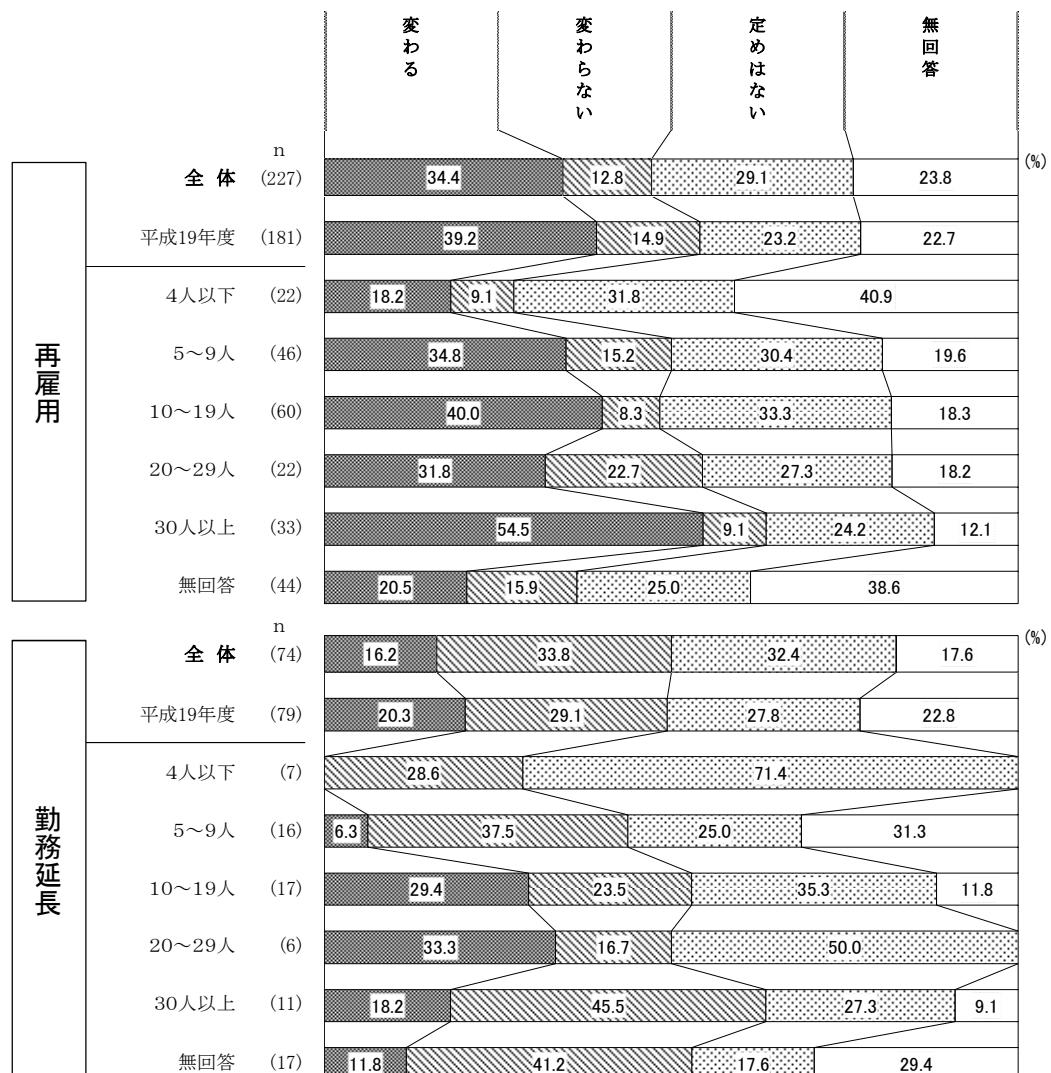


雇用上の身分の変化は、再雇用制度に関しては「変わる」が42.3%で最も多く、「定めはない」26.4%、「変わらない」15.9%の順に続いている。

勤務延長制度に関しては「変わらない」が35.1%で最も多く、「定めはない」31.1%、「変わる」17.6%の順に続いている。

6-10 再雇用・勤務延長制度 d 役職の変化

図表6-10 事業所常用労働者数別

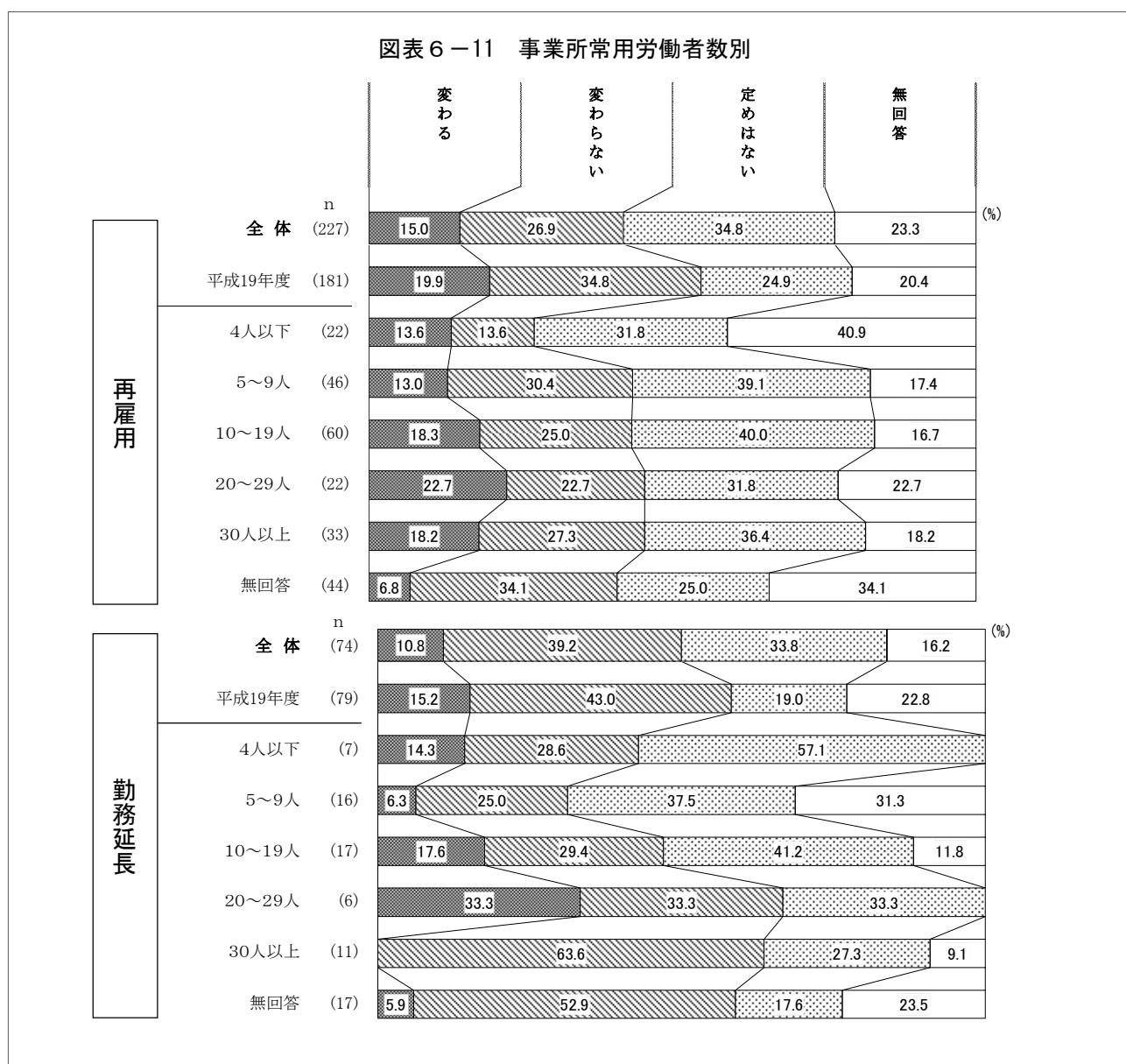


役職の変化は、再雇用制度に関しては「変わる」が34.4%で最も多く、「定めはない」29.1%、「変わらない」12.8%の順に続いている。

勤務延長制度に関しては「変わらない」が33.8%で最も多く、「定めはない」32.4%、「変わる」16.2%の順に続いている。

6-11 再雇用・勤務延長制度 e 仕事内容の変化

図表6-11 事業所常用労働者数別

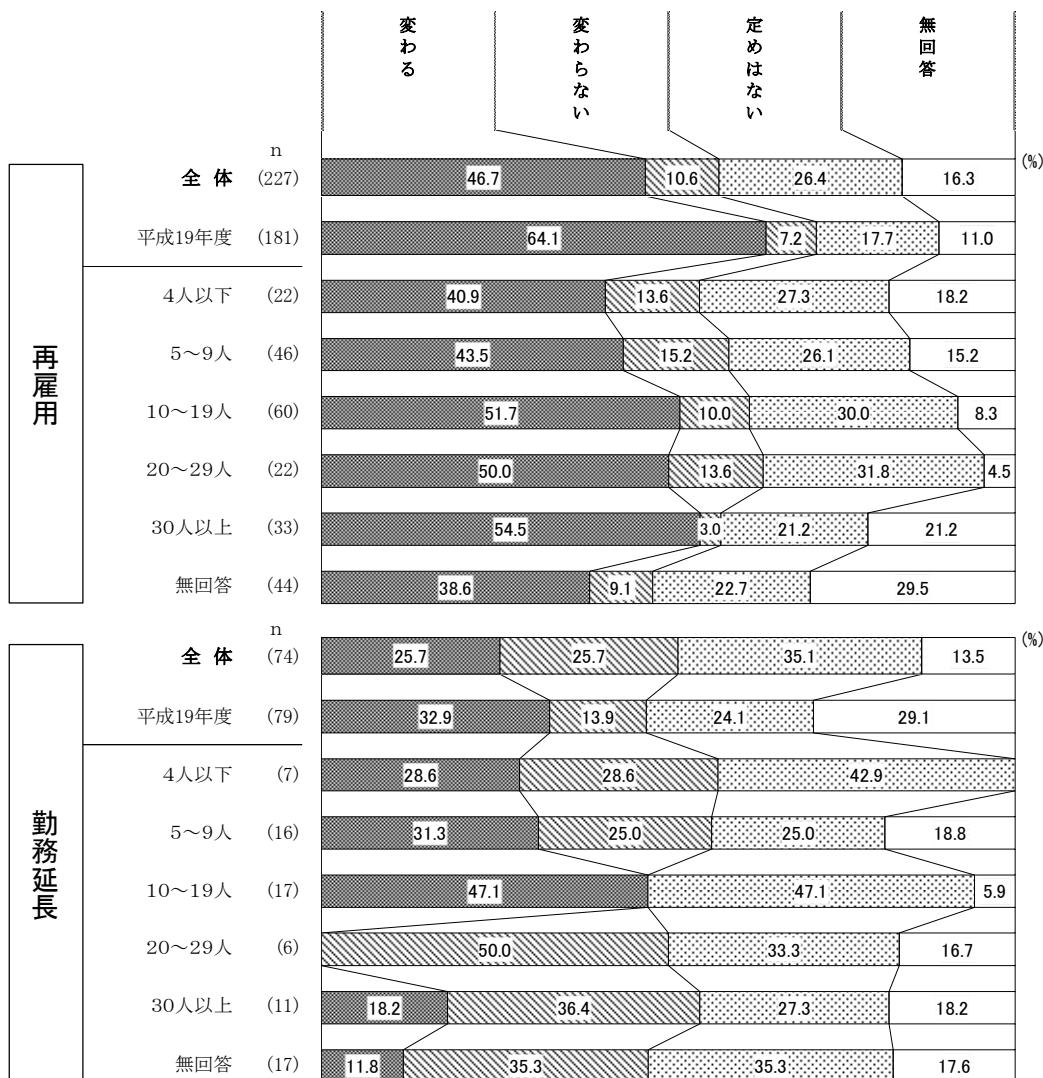


仕事内容の変化は、再雇用制度に関しては「定めはない」が34.8%で最も多く、「変わらない」26.9%、「変わる」15.0%の順に続いている。

勤務延長制度に関しては「変わらない」が39.2%で最も多く、「定めはない」33.8%、「変わる」10.8%の順に続いている。

6-12 再雇用・勤務延長制度 f 所定内賃金の変化

図表6-12-1 事業所常用労働者数別



所定内賃金の変化は、再雇用制度に関しては「変わる」が46.7%で最も多く、「定めはない」26.4%、「変わらない」10.6%の順に続いている。

勤務延長制度に関しては「定めはない」が35.1%で最も多く、「変わる」と「変わらない」が25.7%で続いている。

図表6-12-2 事業所常用労働者数別

(単位: %)

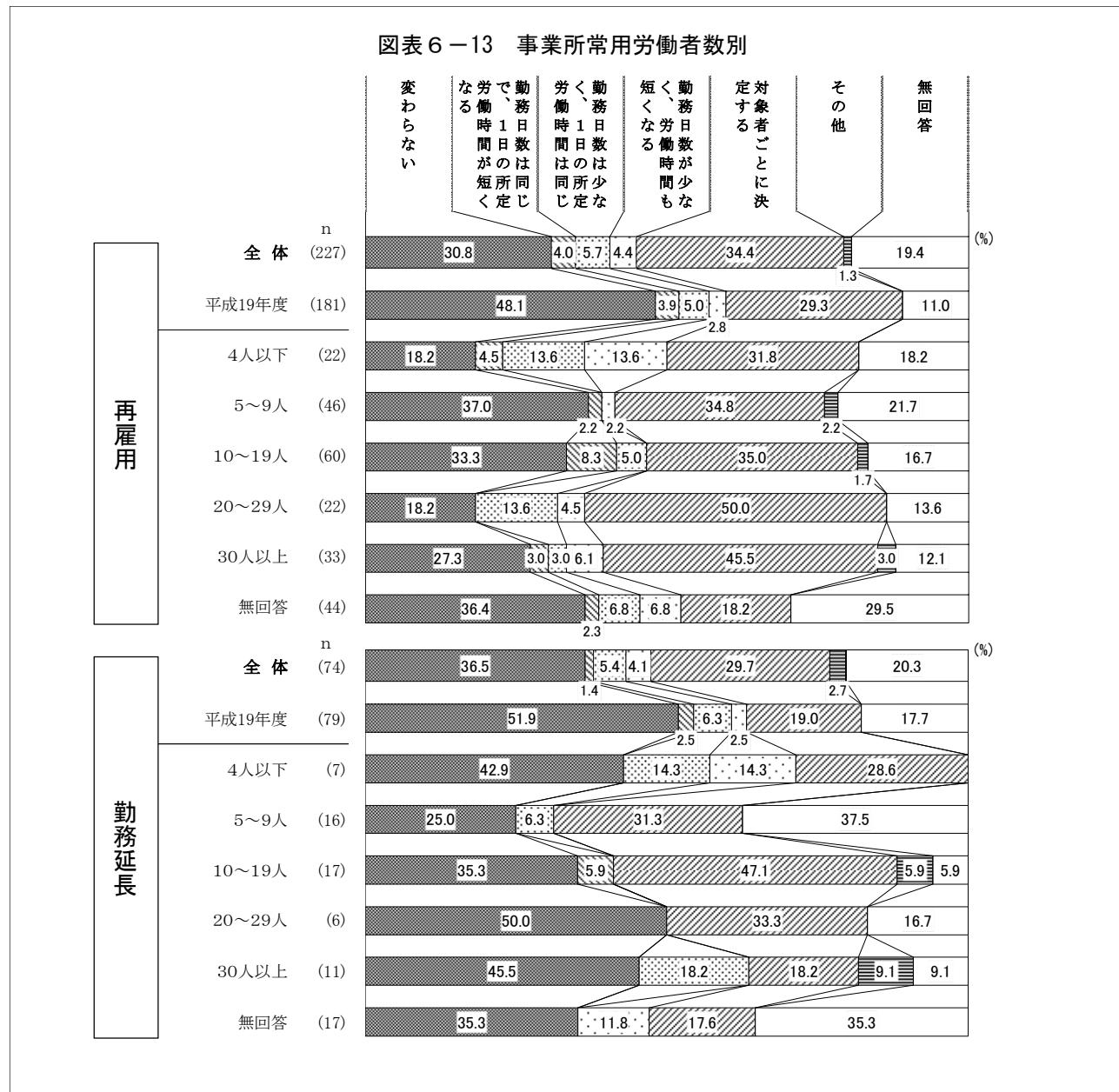
	調査数	所定内賃金 定年時・定年到達時と比べた割合										平均値(%)
		20%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	未満	以上	無回答	
再雇用	全 体	106	-	0.9	-	7.5	16.0	17.9	11.3	2.8	43.4	67.6
	平成19年度	116	-	1.7	0.9	6.9	28.4	12.9	16.4	3.4	29.3	66.8
	4人以下	9	-	11.1	-	-	11.1	11.1	22.2	-	44.4	64.0
	5~9人	20	-	-	-	10.0	5.0	50.0	10.0	-	25.0	68.9
	10~19人	31	-	-	-	9.7	16.1	6.5	12.9	6.5	48.4	69.1
	20~29人	11	-	-	-	-	27.3	18.2	18.2	-	36.4	68.7
	30人以上	18	-	-	-	16.7	11.1	5.6	-	5.6	61.1	62.5
	無回答	17	-	-	-	-	29.4	17.6	11.8	-	41.2	68.0
勤務延長	全 体	19	5.3	-	-	-	26.3	15.8	5.3	15.8	31.6	67.9
	平成19年度	26	3.8	3.8	3.8	3.8	19.2	19.2	11.5	19.2	15.4	67.5
	4人以下	2	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0	-	79.0
	5~9人	5	-	-	-	-	20.0	40.0	-	20.0	20.0	72.5
	10~19人	8	12.5	-	-	-	25.0	-	12.5	12.5	37.5	61.0
	20~29人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30人以上	2	-	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0	70.0
	無回答	2	-	-	-	-	50.0	-	-	-	50.0	60.0

所定内賃金が「変わる」と回答した事業所に、定年時・定年到達時と比べた所定内賃金の割合を聞いた。

再雇用制度の場合、「70%以上80%未満」が17.9%で最も多く、「60%以上70%未満」16.0%、「80%以上90%未満」11.3%等の順に続いている。平均は67.6%となっている。

勤務延長制度の場合、「60%以上70%未満」が26.3%で最も多く、「70%以上80%未満」と「90%以上」が15.8%で続いている。平均は67.9%となっている。

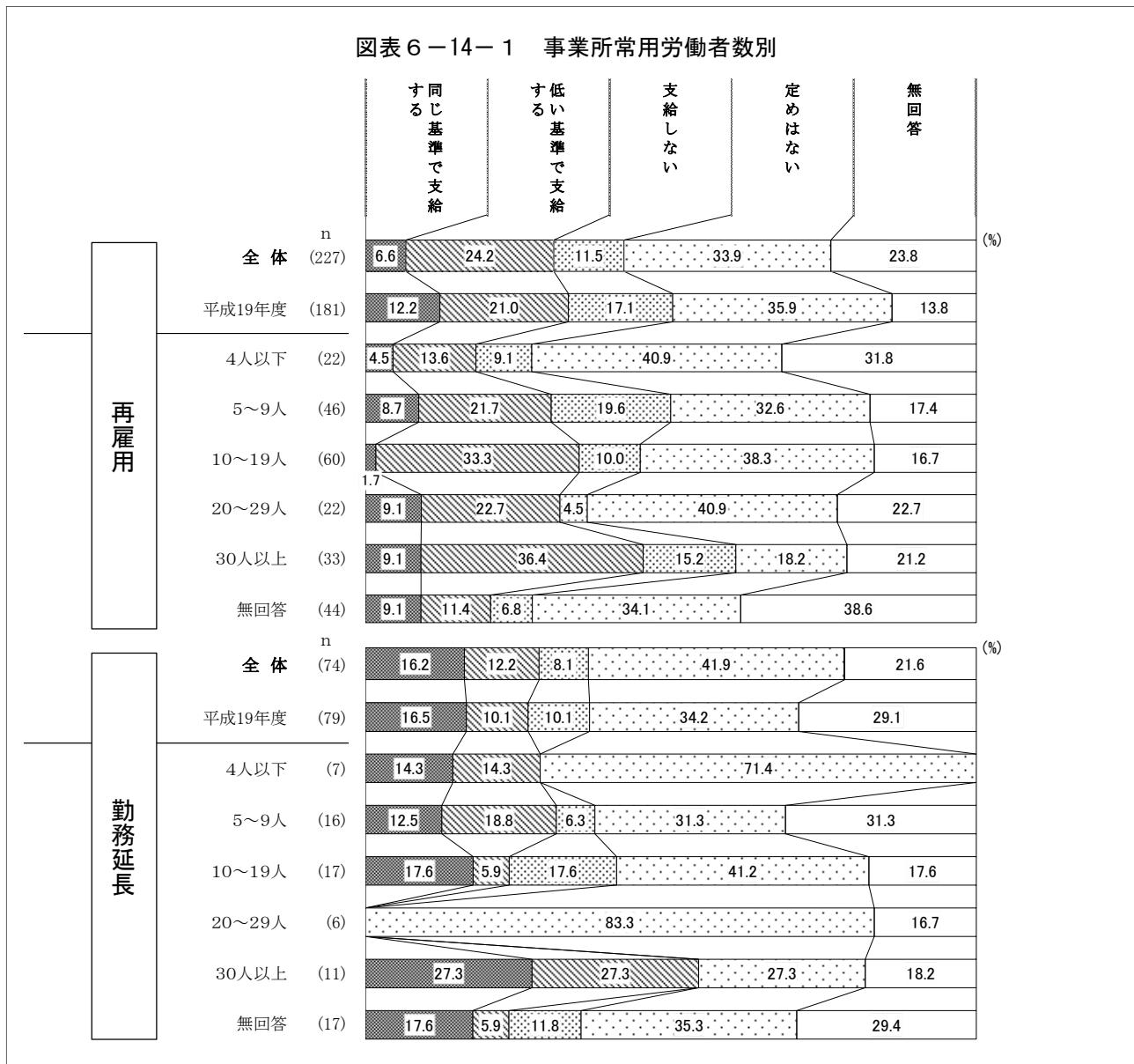
6-13 再雇用・勤務延長制度 g 勤務日数・労働時間の変化



勤務日数・労働時間の変化は、再雇用制度に関しては「対象者ごとに決定する」が34.4%で最も多く、「変わらない」30.8%、「勤務日数は少なく、1日の所定労働時間は同じ」5.7%等の順に続いている。

勤務延長制度に関しては「変わらない」が36.5%で最も多く、「対象者ごとに決定する」29.7%、「勤務日数は少なく、1日の所定労働時間は同じ」5.4%等の順に続いている。

6-14 再雇用・勤務延長制度 h 賞与の状況



賞与の状況は、再雇用制度に関しては「定めはない」が33.9%で最も多く、「低い基準で支給する」24.2%、「支給しない」11.5%等の順に続いている。

勤務延長制度に関しても「定めはない」が41.9%で最も多く、「同じ基準で支給する」16.2%、「低い基準で支給する」12.2%等の順に続いている。

図表6-14-2 事業所常用労働者数別

(単位:%)

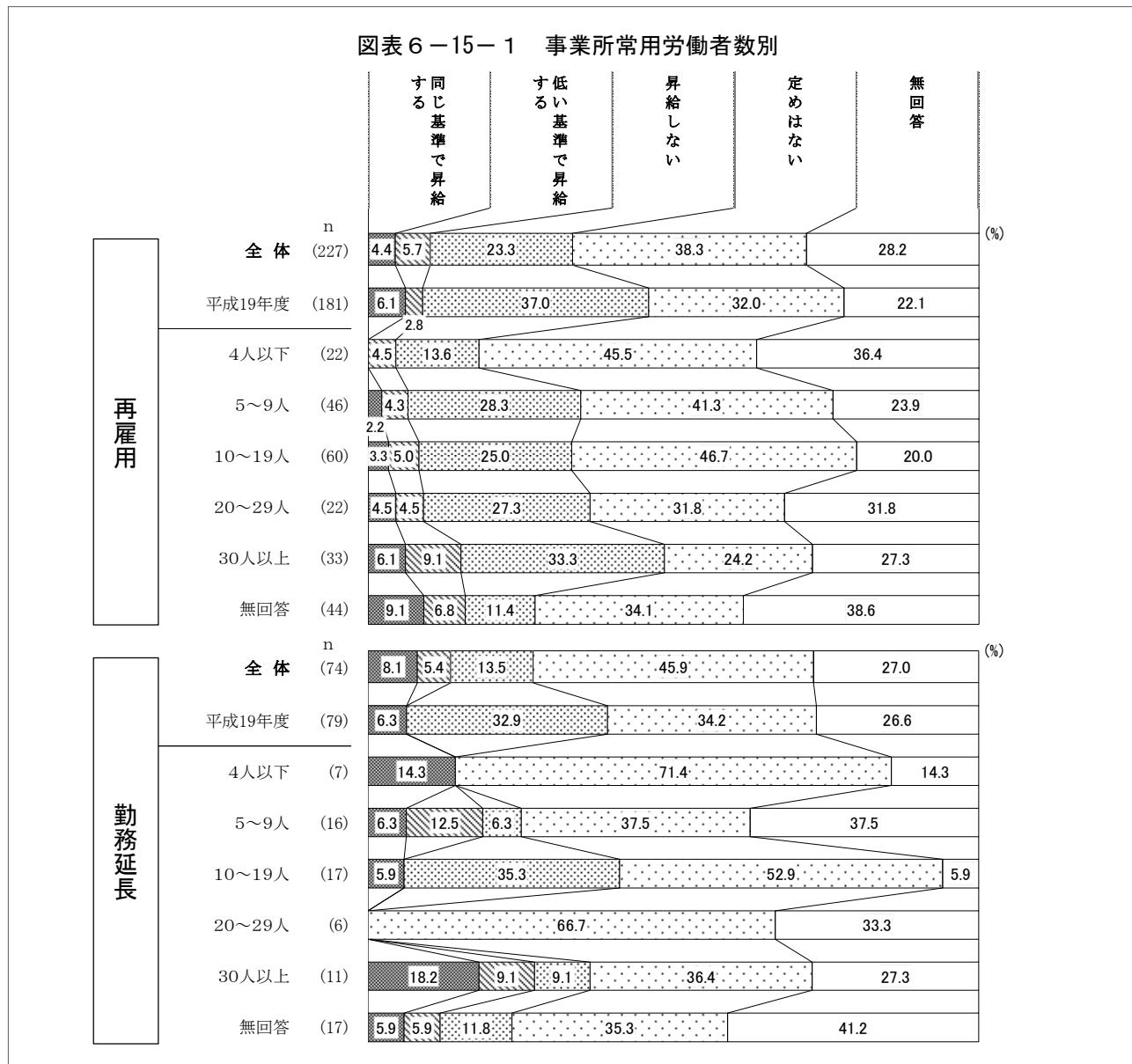
	調査数	賞与 常用労働者と比べた割合									平均値(%)	
		2 0 % 未 満	4 2 0 0 % 未 以 滿 上	5 4 0 0 % 未 以 滿 上	6 5 0 0 % 未 以 滿 上	7 6 0 0 % 未 以 滿 上	8 7 0 0 % 未 以 滿 上	9 8 0 0 % 未 以 滿 上	9 0 % 未 以 滿 上	無回答		
再雇用	全体	55	1.8	-	1.8	12.7	3.6	1.8	5.5	-	72.7	56.2
	平成19年度	38	-	13.2	-	26.3	10.5	15.8	5.3	2.6	26.3	55.2
	4人以下	3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	66.7	4.0
	5~9人	10	-	-	-	30.0	-	10.0	-	-	60.0	57.3
	10~19人	20	-	-	5.0	15.0	5.0	-	5.0	-	70.0	56.7
	20~29人	5	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	30人以上	12	-	-	-	8.3	8.3	-	16.7	-	66.7	67.5
勤務延長	無回答	5	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	全体	9	-	-	-	-	-	-	11.1	-	88.9	80.0
	平成19年度	8	-	12.5	-	12.5	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	62.9
	4人以下	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	5~9人	3	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	10~19人	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
	20~29人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30人以上	3	-	-	-	-	-	-	33.3	-	66.7	80.0
	無回答	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-

賞与を「低い基準で支給する」と回答した事業所に、常用労働者と比べた賞与の割合を聞いた。

再雇用制度の場合、「50%以上60%未満」が12.7%で最も多い。平均は56.2%となっている。

勤務延長制度の数値については、回答数(n)が少ないため、参考までに掲載する。

6-15 再雇用・勤務延長制度 i 定期昇給の状況



定期昇給の状況は、再雇用制度に関しては「定めはない」が38.3%で最も多く、「昇給しない」23.3%、「低い基準で昇給する」5.7%等の順に続いている。

勤務延長制度に関しても「定めはない」が45.9%で最も多く、「昇給しない」13.5%、「同じ基準で昇給する」8.1%等の順に続いている。

図表6-15-2 事業所常用労働者数別

		調査数	定期昇給 常用労働者と比べた割合					平均値 (%)
			5 0 % 未 満	65 00 % 未以 満上	76 00 % 未以 満上	7 0 % 未以 満上	無回答	
再雇用	全体	13	-	15.4	7.7	-	76.9	54.7
	平成19年度	5	-	40.0	-	40.0	20.0	62.5
	4人以下	1	-	-	-	-	100.0	-
	5~9人	2	-	50.0	-	-	50.0	54.0
	10~19人	3	-	-	-	-	100.0	-
	20~29人	1	-	-	-	-	100.0	-
	30人以上	3	-	33.3	33.3	-	33.3	55.0
	無回答	3	-	-	-	-	100.0	-
勤務延長	全体	4	-	-	-	-	100.0	-
	平成19年度	-	-	-	-	-	-	-
	4人以下	-	-	-	-	-	-	-
	5~9人	2	-	-	-	-	100.0	-
	10~19人	-	-	-	-	-	-	-
	20~29人	-	-	-	-	-	-	-
	30人以上	1	-	-	-	-	100.0	-
	無回答	1	-	-	-	-	100.0	-

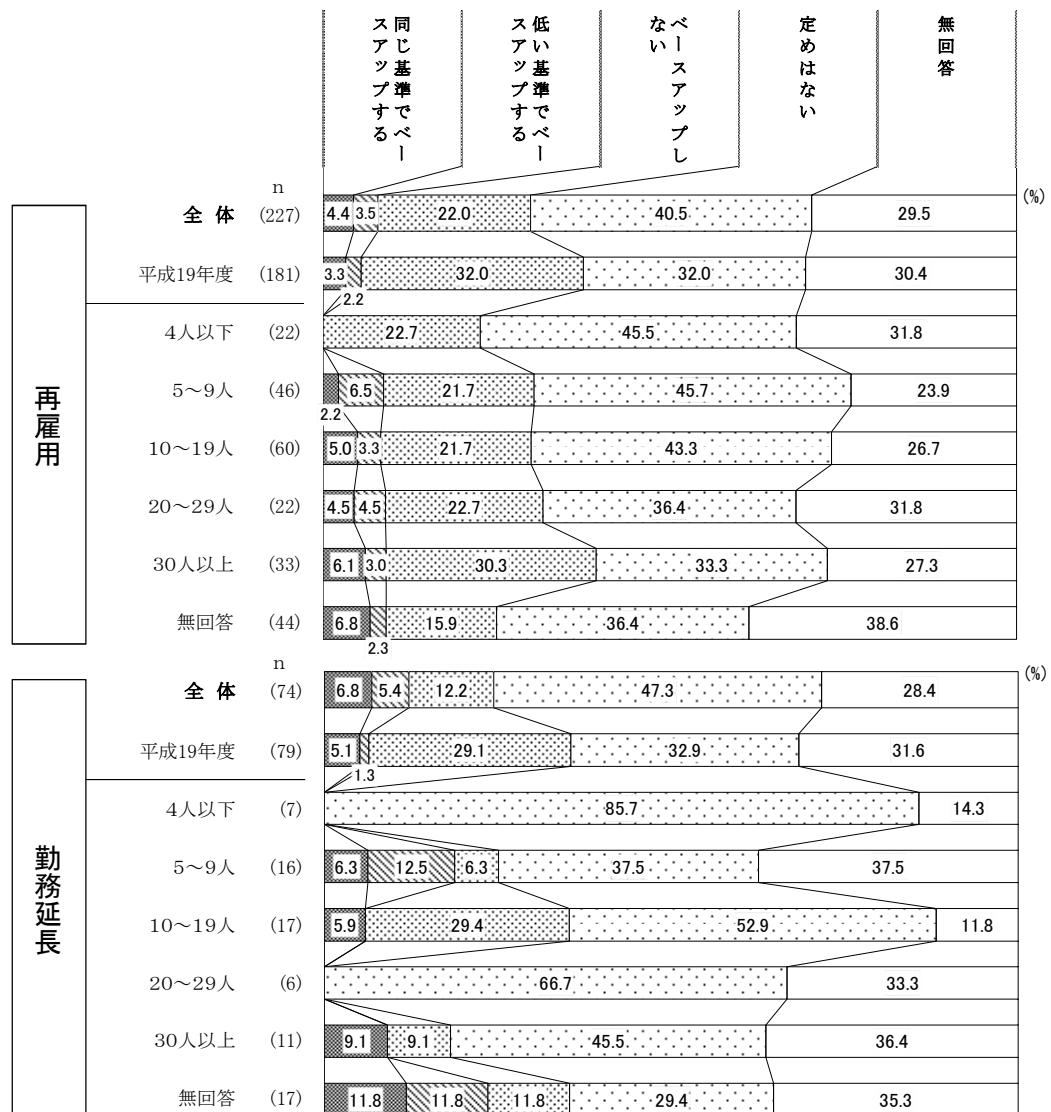
定期昇給を「低い基準で昇給する」と回答した事業所に、常用労働者と比べた定期昇給の割合を聞いた。

再雇用制度は「50%以上60%未満」2件、「60%以上70%未満」1件で、平均は54.7%となっている。

勤務延長制度の該当4件は、いずれも無回答であった。

6-16 再雇用・勤務延長制度 j ベースアップの状況

図表6-16-1 事業所常用労働者数別



ベースアップの状況は、再雇用制度に関しては「定めはない」が40.5%で最も多く、「ベースアップしない」22.0%、「同じ基準でベースアップする」4.4%、「低い基準でベースアップする」3.5%の順に続いている。

勤務延長制度に関しても「定めはない」が47.3%で最も多く、「ベースアップしない」12.2%、「同じ基準でベースアップする」6.8%、「低い基準でベースアップする」5.4%の順に続いている。

図表 6-16-2 事業所常用労働者数別

(単位: %)

		調査数	ベースアップ 常用労働者と比べた割合					平均値 (%)
			20%	65%	76%	98%	無回答	
			未満	未以上	未以上	未以上		
再雇用	全 体	8	12.5	12.5	12.5	-	62.5	39.7
	平成19年度	4		25.0	25.0	25.0	25.0	63.3
	4人以下	-	-	-	-	-	-	-
	5~9人	3	33.3	33.3	-	-	33.3	29.5
	10~19人	2	-	-	50.0	-	50.0	60.0
	20~29人	1	-	-	-	-	100.0	-
	30人以上	1	-	-	-	-	100.0	-
	無回答	1	-	-	-	-	100.0	-
勤務延長	全 体	4	-	-	-	-	100.0	-
	平成19年度	1	-	-	-	-	100.0	-
	4人以下	-	-	-	-	-	-	-
	5~9人	2	-	-	-	-	100.0	-
	10~19人	-	-	-	-	-	-	-
	20~29人	-	-	-	-	-	-	-
	30人以上	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	2	-	-	-	-	100.0	-

ベースアップを「低い基準でベースアップする」と回答した事業所に、常用労働者と比べたベースアップの割合を聞いた。

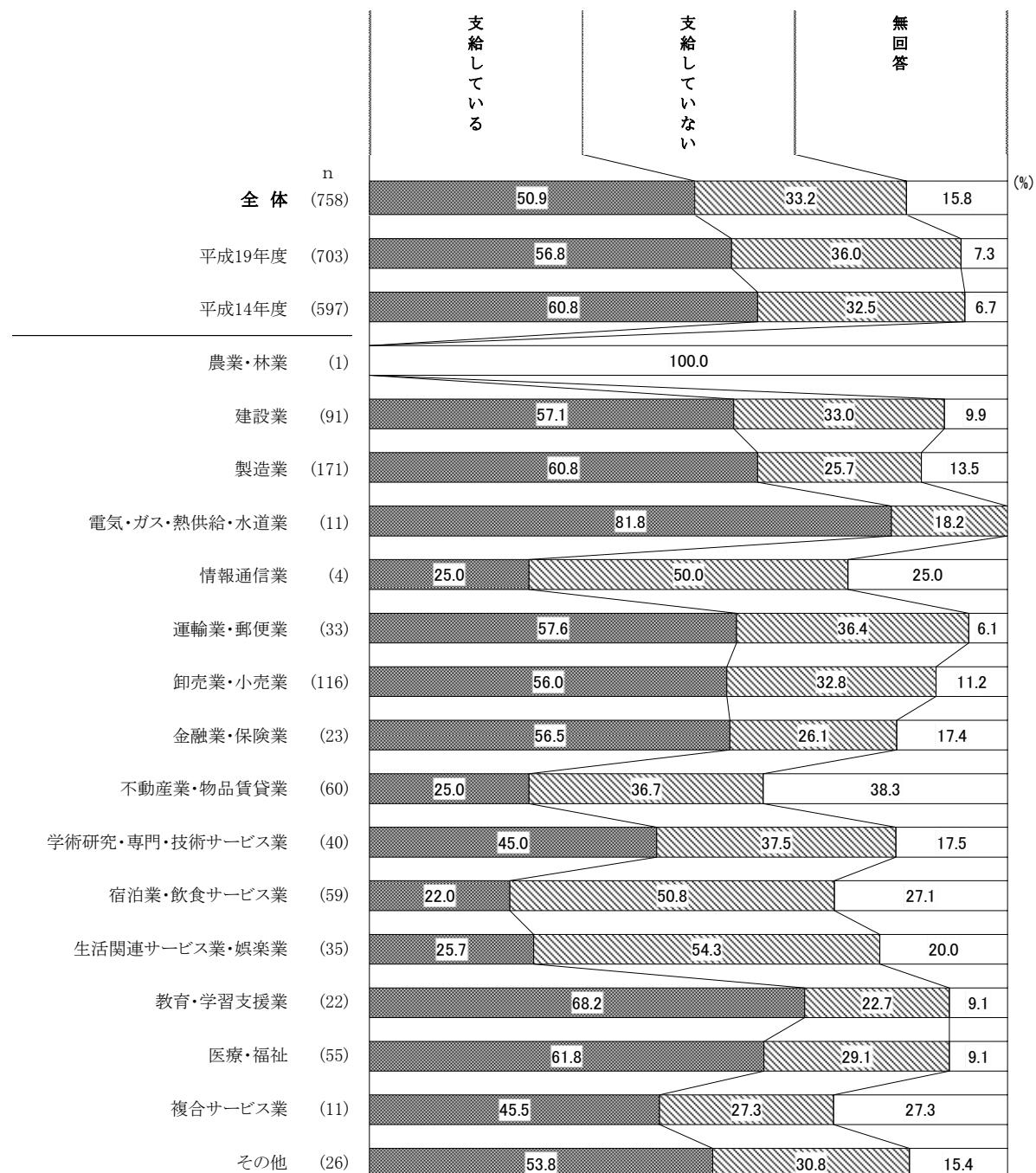
再雇用制度は「20%未満」「50%以上60%未満」「60%以上70%未満」がそれぞれ1件で、平均は39.7%となっている。

勤務延長制度の該当4件は、いずれも無回答であった。

第7章 退職金について

7-1 退職金の支給の有無

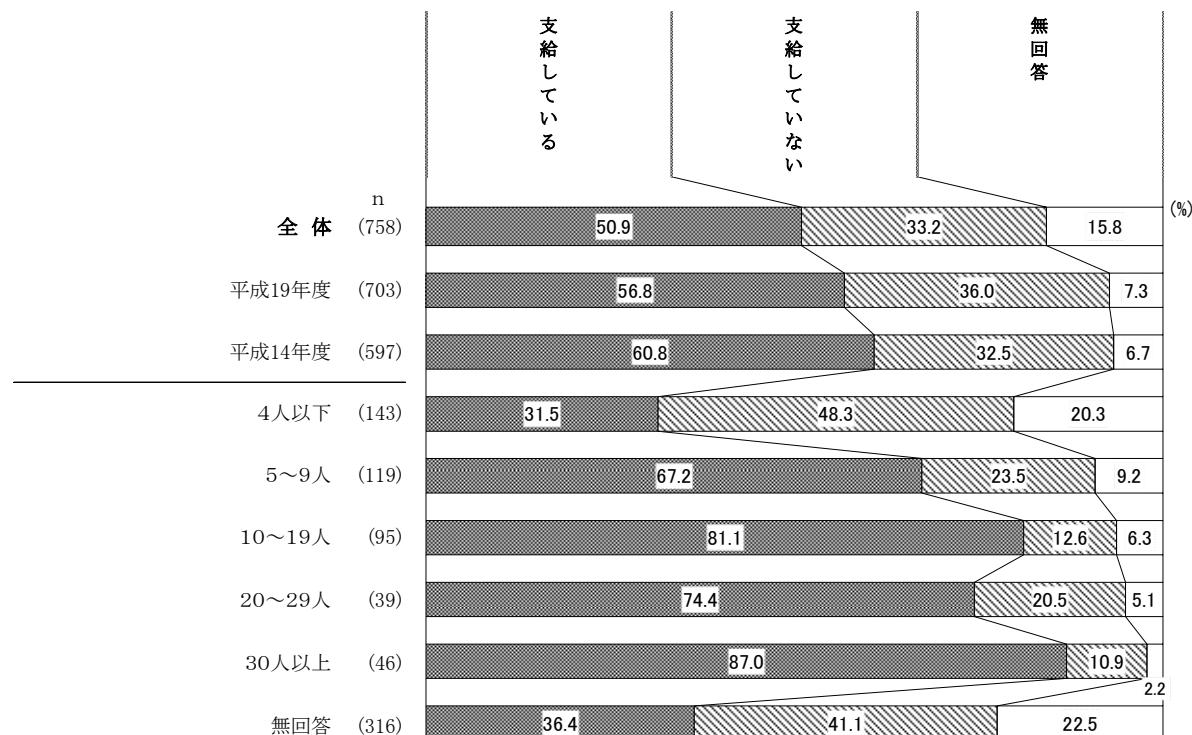
図表7-1-1 産業分類別



退職金の支給の有無は、「支給している」が50.9%、「支給していない」は33.2%である。

過去調査と比べると、「支給している」は平成14年度から9.9%、平成19年度から5.9%減少し、退職金を支給していると回答する事業所は減少の傾向にある。一方、「支給していない」はともに3割台で横ばいとなっている。

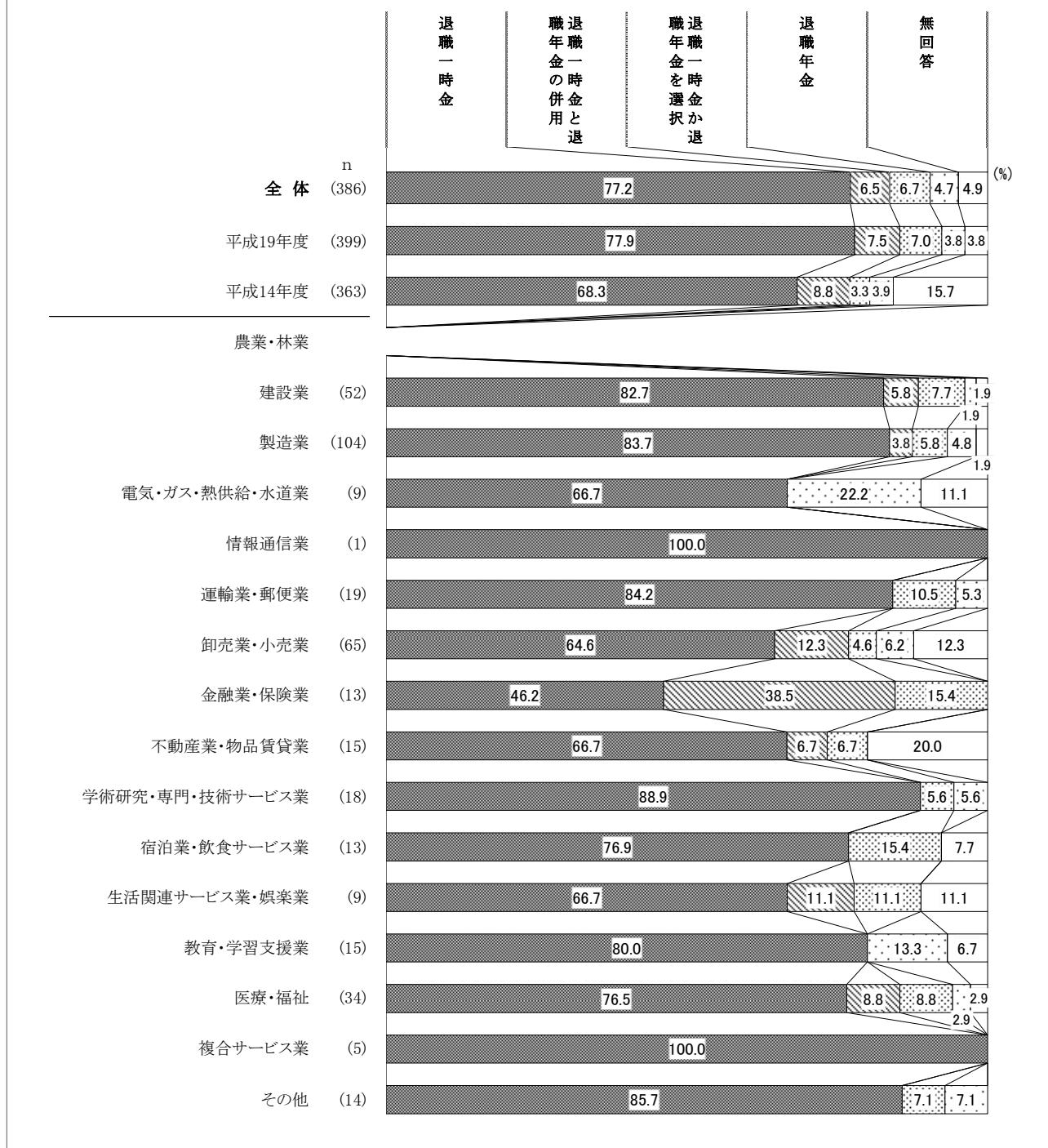
図表 7-1-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「支給している」は人数が多い層ほど多い傾向にあり、10~19人と30人以上で8割を超えており。

7-2 退職金の支給方法

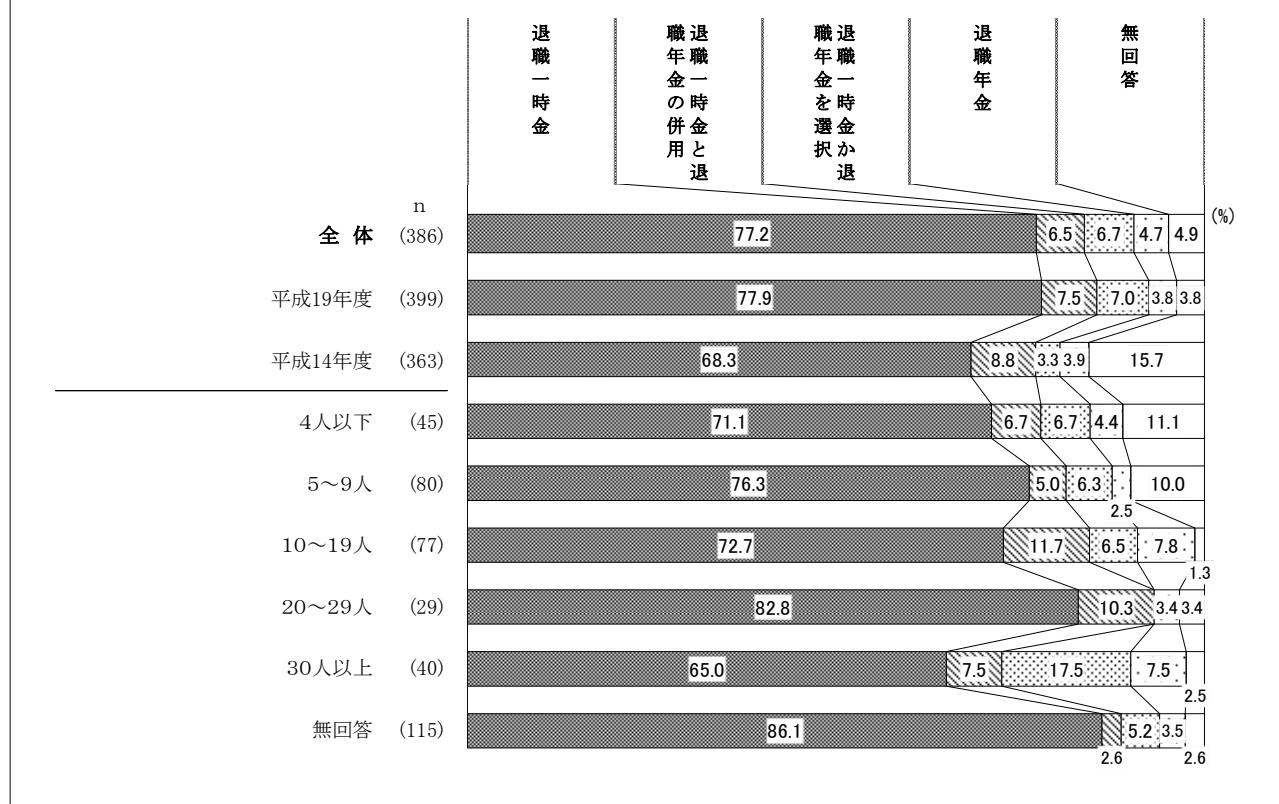
図表7-2-1 産業分類別



「7-1 退職金の支給の有無」で退職金を「支給している」と回答した386事業所にその支給方法を聞いたところ、「退職一時金」が77.2%とほとんどを占めており、「退職一時金か退職年金を選択」6.7%、「退職一時金と退職年金の併用」6.5%、「退職年金」4.7%の順に続いている。

過去調査と比べて、「退職一時金」は平成19年度から横ばいの7割台である。「退職一時金と退職年金の併用」は平成14年度から2.3%、平成19年度から1.0%減少し、微減となっている。

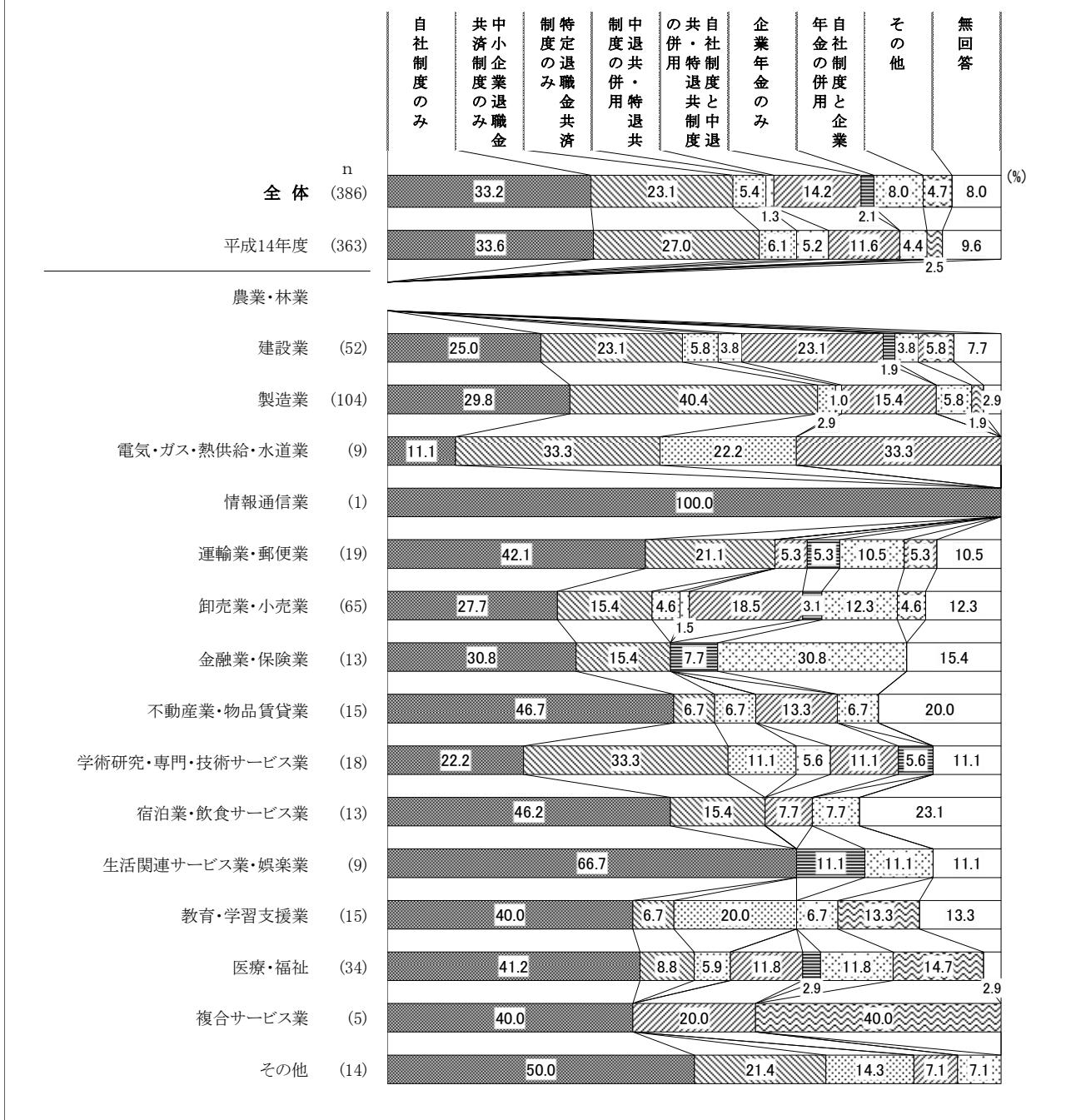
図表7-2-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「退職一時金」は30人以上を除いた全ての層で7割を超えており、「退職一時金か退職年金を選択」は30人以上で17.5%となっている。

7-3 退職金の支払い準備形態

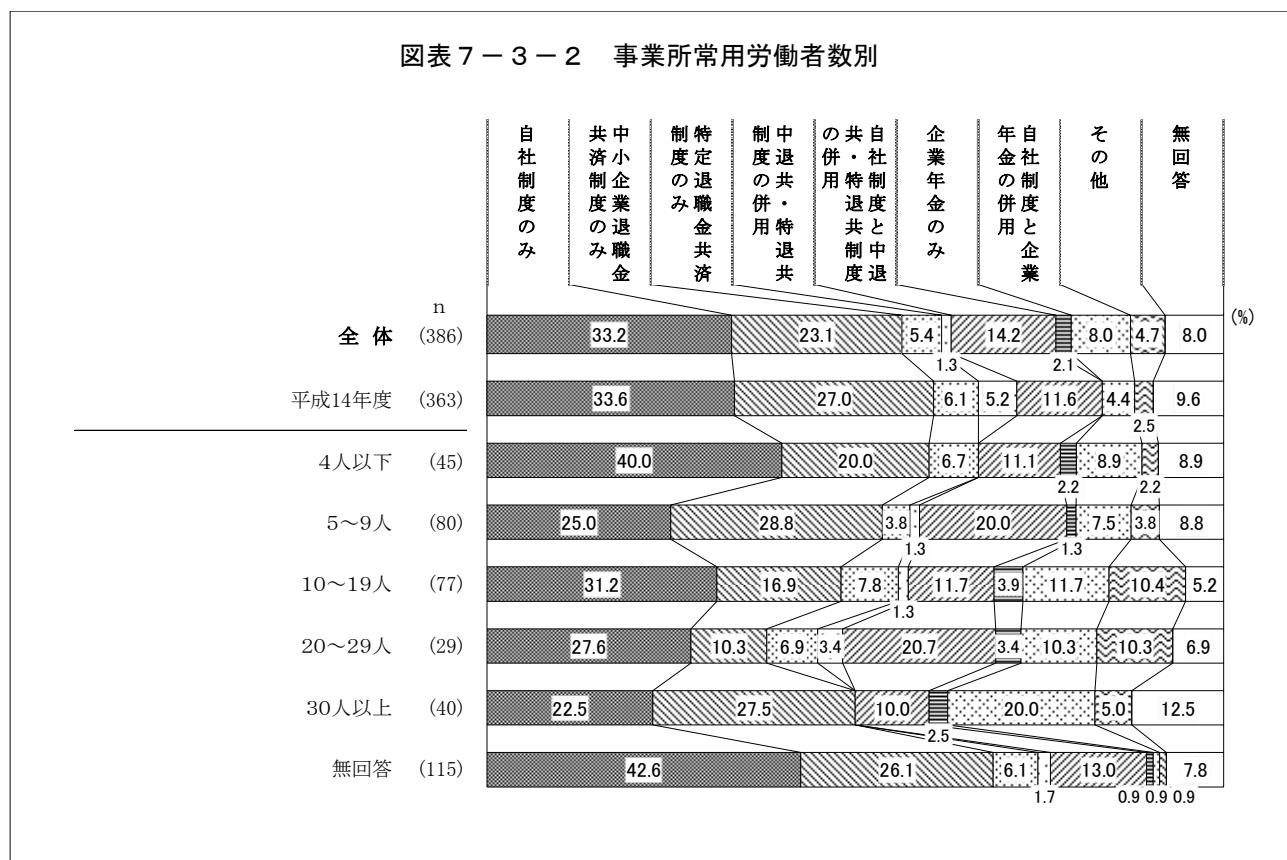
図表7-3-1 産業分類別



「7-1 退職金の支給の有無」で退職金を「支給している」と回答した386事業所にその支払い準備形態を聞いたところ、「自社制度のみ」が33.2%と最も多く、「中小企業退職金共済制度のみ」23.1%、「自社制度と中退共・特退共制度の併用」14.2%等の順に続いている。

過去調査と比べて、「自社制度のみ」は平成14年度から横ばいの3割台である。「中小企業退職金共済制度のみ」は平成14年度から3.9%減少し、「中退共・特退共制度の併用」も平成14年度から3.9%減少した。一方、「自社制度と中退共・特退共制度の併用」は平成14年度から2.6%増加している。

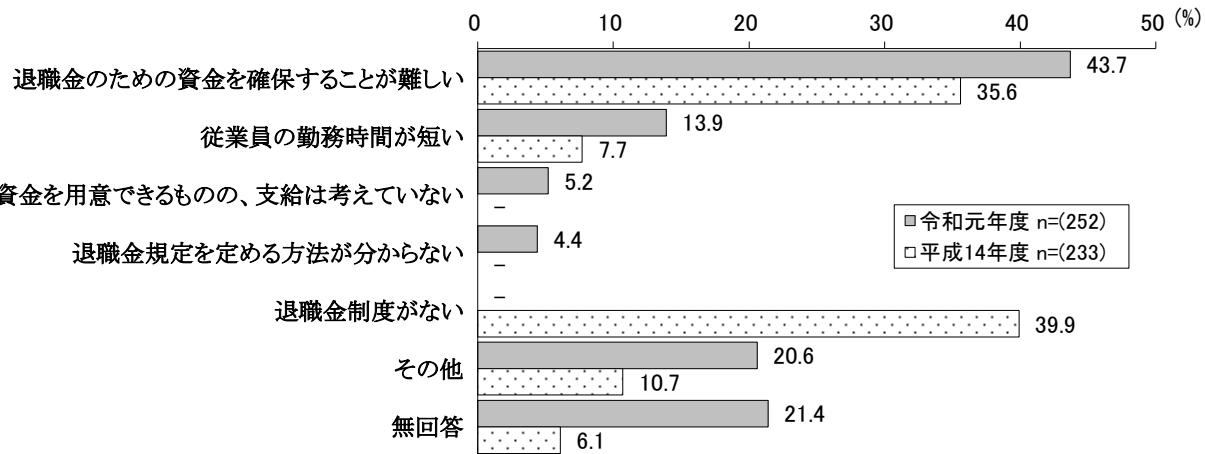
図表7-3-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「自社制度のみ」は4人以下の事業所で4割である。「中小企業退職金共済制度のみ」は5~9人と30人以上の事業所で約3割となっている。30人以上の事業所では「自社制度と企業年金の併用」も2割となっている。

7-4 退職金を支給していない理由

図表7-4 退職金を支給していない理由（複数回答）



※「資金を用意できるものの、支給は考えていない」と「退職金規定を定める方法が分からぬ」は令和元年度のみの選択肢である。また、「退職金制度がない」は平成14年度のみの選択肢である。

「7-1 退職金の支給の有無」で退職金を「支給していない」と回答した252事業所にその理由を聞いたところ、「退職金のための資金を確保することが難しい」が43.7%と最も多く、「従業員の勤務時間が短い」13.9%、「資金を用意できるものの、支給は考えていない」5.2%等の順に続いている。

「その他」の回答は52件あり、そのうち記入があった39件の主な内容は、下記の通りである。

- ・ 非正社員のみ（11件）
- ・ 家族従業員のみ（4件）
- ・ 検討中（3件）
- ・ 自営業（2件）
- ・ 従業員がいない（2件）
- ・ 前例がない（2件）

第8章 非正社員の雇用状況について

8-1 パートタイマーの人数、1時間あたりの平均賃金

図表8-1 パートタイマーの人数、1時間あたりの平均賃金

		男性				女性			
		人数		1時間あたりの平均賃金		人数		1時間あたりの平均賃金	
		平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (円)	中央値 (円)
一般事務	令和元年度	1.6	1.0	1,102	1,000	2.1	1.0	1,068	1,000
	平成19年度	0.5	0.0	901	930	1.8	1.0	940	900
製造作業	令和元年度	4.1	2.0	1,091	1,000	8.0	4.0	1,072	940
	平成19年度	3.8	2.0	1,038	950	10.1	4.0	871	832
販売サービス	令和元年度	4.5	2.0	1,116	1,000	6.3	4.0	957	950
	平成19年度	20.0	4.0	884	860	28.2	3.5	996	850
技術専門	令和元年度	2.0	1.0	1,417	1,129	3.2	2.0	1,200	1,000
	平成19年度	0.8	0.0	1,396	1,225	1.9	0.0	1,001	870
その他	令和元年度	6.4	2.0	1,154	1,031	7.0	3.0	1,039	1,000
	平成19年度	3.0	1.0	1,235	1,000	4.5	1.0	1,029	850

※有効回答数は、項目によって異なるため省略した。

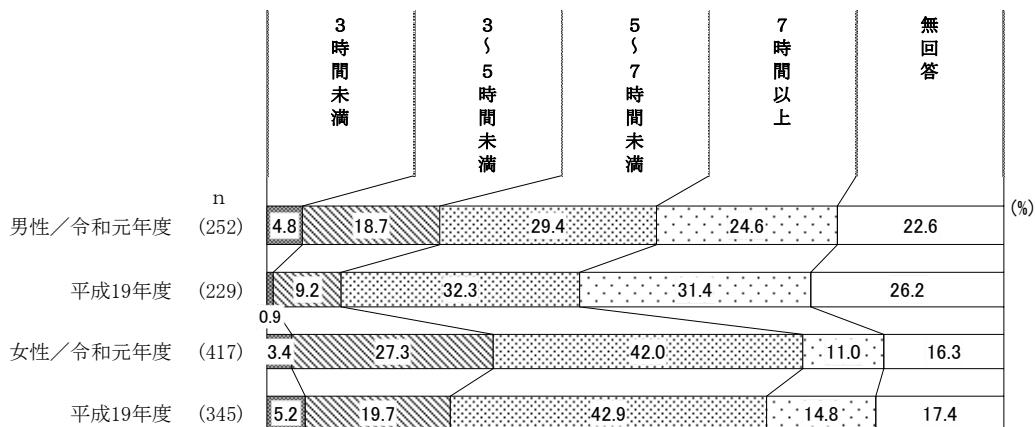
パートタイマーの雇用人数は、男性は製造作業、販売サービス、その他の中間値が2人、女性は製造作業と販売サービスの中間値が4人となっている。

過去調査と比べて、女性の平均賃金の中間値が平成19年度からそれぞれ増加している。

1時間あたりの平均賃金の中間値は、平成19年度と同様に、男性（1,000円～1,100円台）の方が女性（900円台～1,000円）より高い。

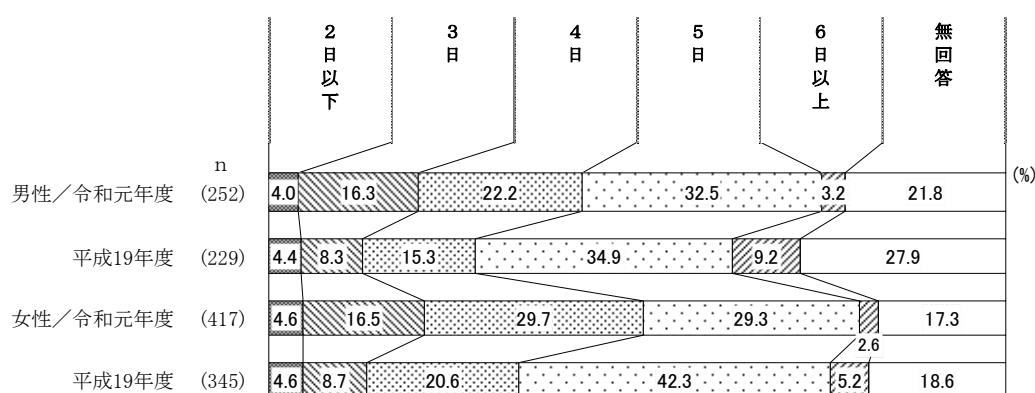
8-2 パートタイマーの1日の平均労働時間、週あたりの平均労働日数

図表8-2-1 1日の平均労働時間



1日の平均労働時間は、男性は「5～7時間未満」が29.4%で最も多く、「7時間以上」24.6%等の順に続いている。女性は「5～7時間未満」が42.0%で最も多く、「3～5時間未満」27.3%等の順に続いている。

図表8-2-2 週あたりの平均労働日数



週あたりの平均労働日数は、男性は「5日」が32.5%で最も多く、「4日」22.2%、「3日」16.3%等の順に続いている。女性は「4日」が29.7%で最も多く、「5日」29.3%、「3日」16.5%等の順に続いている。

8-3 契約社員の人数、1時間あたりの平均賃金

図表8-3 契約社員の人数、1時間あたりの平均賃金

		男性				女性			
		人数		1時間あたりの平均賃金		人数		1時間あたりの平均賃金	
		平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (円)	中央値 (円)
一般事務	令和元年度	1.7	0.0	1,542	1,251	1.6	1.0	1,215	1,185
	平成19年度	1.8	0.5	2,216	2,200	1.4	1.0	1,134	1,020
製造作業	令和元年度	1.3	0.0	1,258	1,248	0.0	0.0	-	-
	平成19年度	5.1	1.0	1,438	1,375	0.0	0.0	-	-
販売サービス	令和元年度	0.8	0.0	1,092	1,000	2.2	1.0	1,117	1,093
	平成19年度	3.1	0.5	1,933	1,265	1.0	1.0	983	940
技術専門	令和元年度	0.7	0.0	1,981	2,000	1.9	0.5	1,349	1,386
	平成19年度	2.2	1.0	2,111	1,875	2.3	0.0	1,000	1,000
その他	令和元年度	4.7	1.0	1,275	1,200	3.9	1.0	1,345	1,232
	平成19年度	5.2	1.0	1,519	1,500	0.5	0.0	700	700

※有効回答数は、項目によって異なるため省略した。

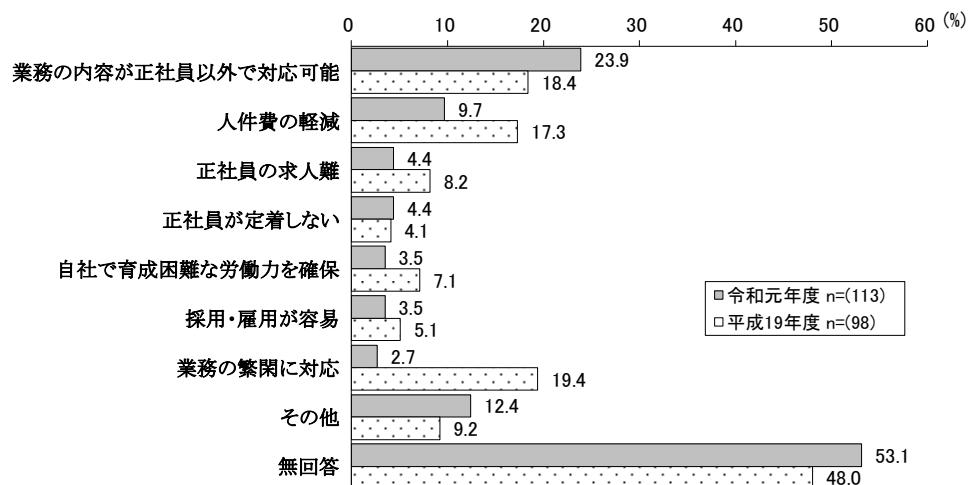
契約社員の雇用人数は、男性はその他のみ中央値が1人、女性は一般事務、販売サービス、その他の中間値が1人となっている。

過去調査と比べて、女性の平均賃金の中央値が平成19年度からそれぞれ増加している。

1時間あたりの平均賃金の中央値は、男性（1,000円～2,000円）の方が女性（1,093円～1,386円）より高い傾向にあるものの、全ての層において男性の方が高い平成19年度とは異なり、販売サービス及びその他では男性より女性の方が高くなっている。

8-4 契約社員を雇用している理由

図表8-4 契約社員を雇用している理由（複数回答）

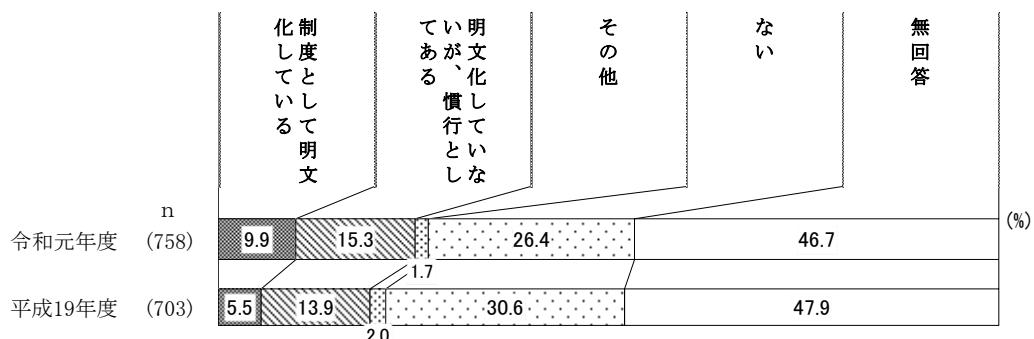


「8-3 契約社員の人数、1時間あたりの平均賃金」で契約社員を雇用していると回答した113事業所に雇用の理由を聞いたところ、「業務の内容が正社員以外で対応可能」が23.9%と最も多く、「人件費の軽減」9.7%等の順に続いている。

過去調査と比べて、「業務の繁閑に対応」は平成19年度から16.7%減少している。

8-5 非正社員を正規雇用する制度の有無

図表8-5 非正社員を正規雇用する制度の有無



非正社員を正規雇用する制度は、「ない」が26.4%で最も多く、「明文化していないが、慣行としてある」15.3%、「制度として明文化している」9.9%の順に続いている。

8-6 派遣社員の人数、1時間あたりの平均費用

図表8-6 派遣社員の人数、1時間あたりの平均費用

		男性				女性			
		人数		1時間あたりの平均賃金		人数		1時間あたりの平均賃金	
		平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (円)	中央値 (円)	平均値 (人)	中央値 (人)	平均値 (円)	中央値 (円)
一般事務	令和元年度	0.4	0.0	1,877	1,903	3.3	1.5	1,874	1,900
	平成19年度	0.3	0.0	800	800	1.8	1.0	1,667	1,700
製造作業	令和元年度	3.6	1.0	2,039	1,750	9.8	2.0	1,578	1,531
	平成19年度	3.4	2.0	1,498	1,450	5.9	2.0	1,399	1,300
販売サービス	令和元年度	0.8	0.0	2,500	2,500	0.8	0.5	1,078	1,078
	平成19年度	0.2	0.0	2,000	2,000	3.3	3.0	-	-
技術専門	令和元年度	1.3	0.0	2,200	2,200	7.5	2.5	2,650	2,650
	平成19年度	2.7	1.0	2,732	2,400	5.8	0.0	2,200	2,200
その他	令和元年度	6.8	1.0	1,466	1,350	3.9	1.0	1,603	1,650
	平成19年度	3.4	1.0	1,662	1,750	4.8	1.0	2,400	1,600

※有効回答数は、項目によって異なるため省略した。

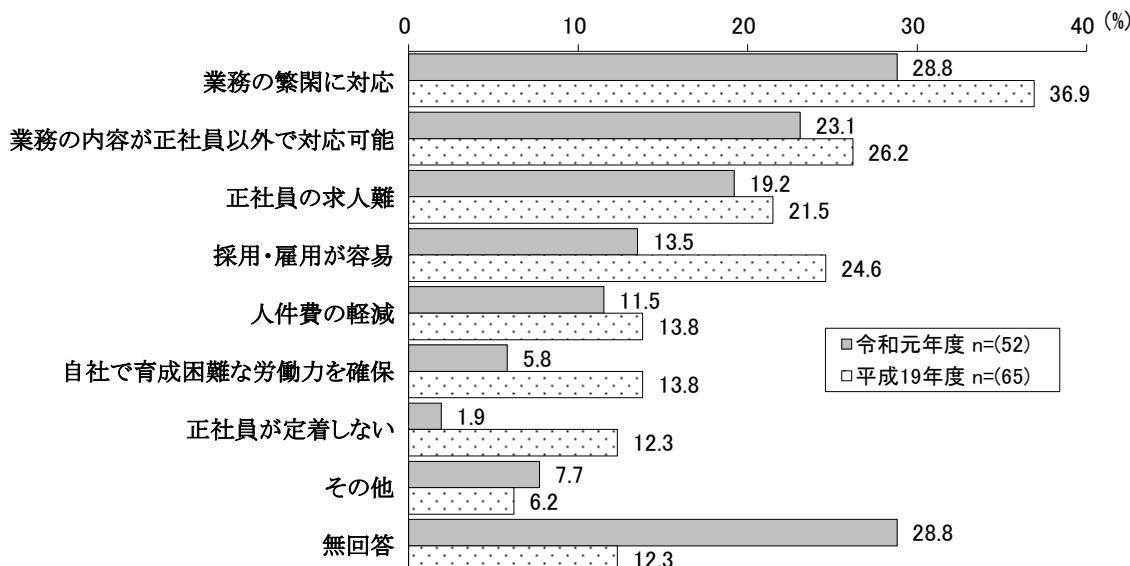
派遣社員の受け入れ人数は、男性は製造作業とその他の中間値が1人、女性は技術専門の中間値が2.5人で最も多く、製造作業2人、一般事務1.5人等の順に続いている。

過去調査と比べて、169ページ図表8-3（契約社員の人数、1時間あたりの平均賃金）と同様に、女性の平均賃金の中間値が平成19年度からそれぞれ増加している。

1時間あたりの平均賃金の中間値は、男性が1,350円～2,500円、女性は1,078円～2,650円となってい。男性は販売サービスが、女性は技術専門が最も高い。

8-7 派遣社員を受け入れている理由

図表8-7 派遣社員を受け入れている理由（複数回答）



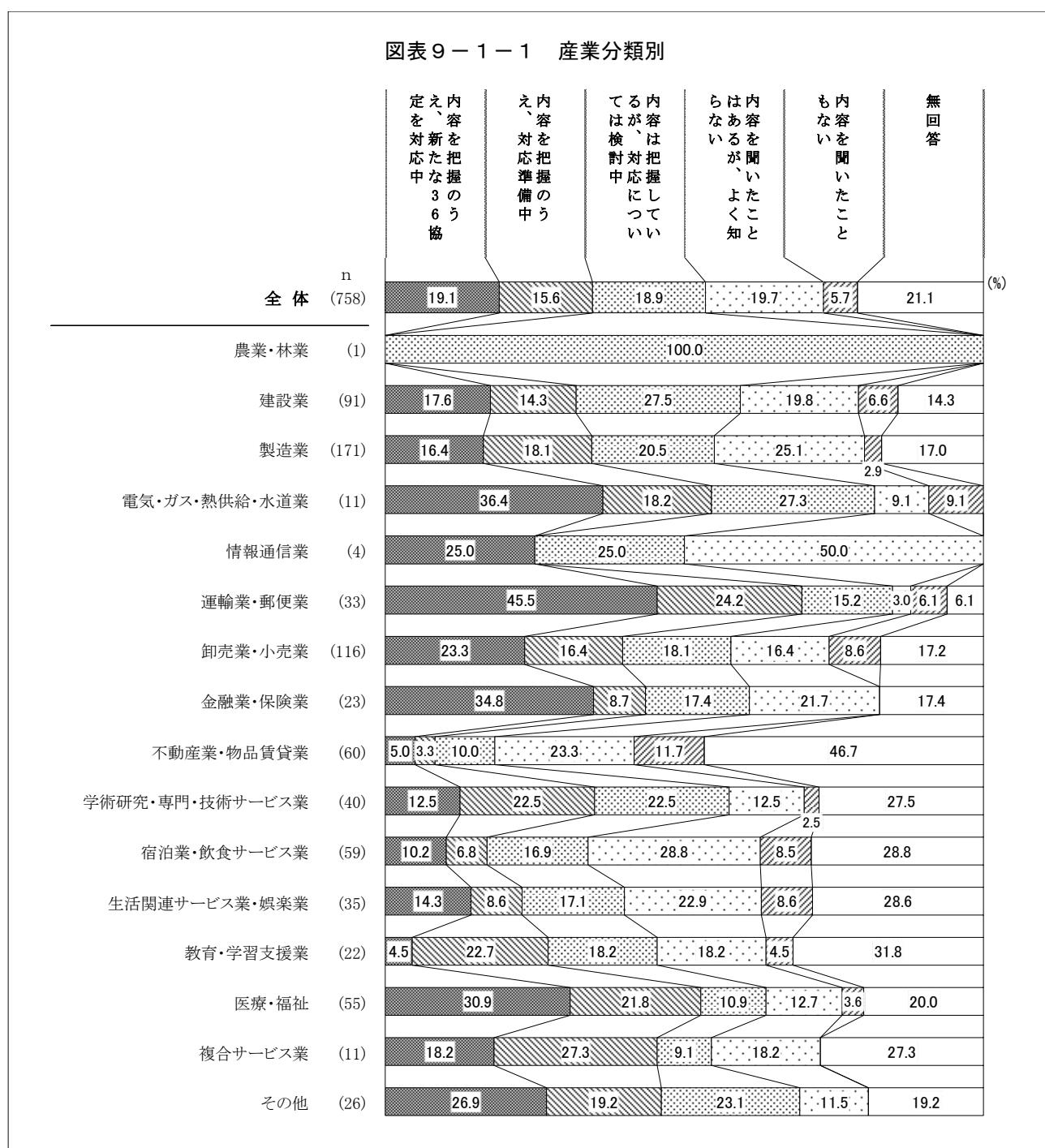
「8-6 派遣社員の人数、1時間あたりの平均費用」で派遣社員を受け入れていると回答した52事業所に受け入れの理由を聞いたところ、「業務の繁閑に対応」が28.8%と最も多く、「業務の内容が正社員以外で対応可能」23.1%、「正社員の求人難」19.2%、「採用・雇用が容易」13.5%等の順に続いている。

「業務の繁閑に対応」「正社員の求人難」「採用・雇用が容易」の割合を170ページ図表8-4（契約社員を雇用している理由）と比較すると、契約社員よりも雇用の調整としての役割を期待されていることが分かる。

第9章 働き方改革関連法等について

9-1 時間外労働の上限規制導入の把握・対応状況

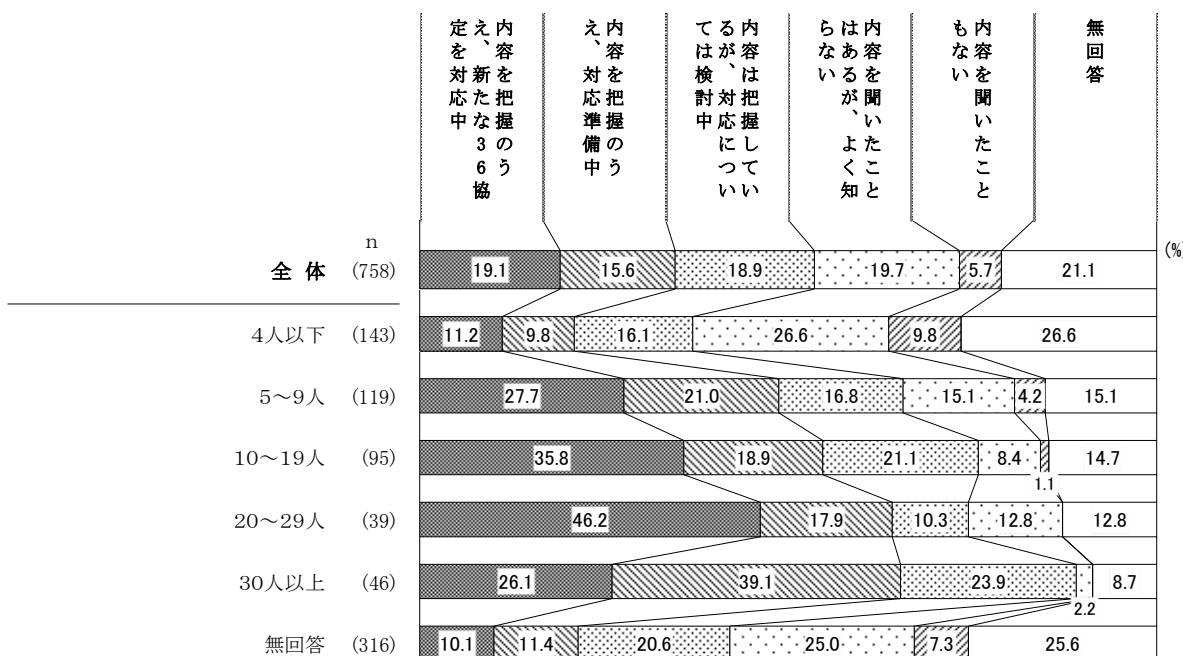
図表9-1-1 産業分類別



時間外労働の上限規制導入の把握・対応状況は、「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」が19.7%で最も多く、「内容を把握のうえ、新たな36協定を対応中（又は対応済）」19.1%、「内容は把握しているが、対応については検討中」18.9%等の順に続いている。

産業分類別にみると、「内容を把握のうえ、新たな36協定を対応中（又は対応済）」は運輸業・郵便業が45.5%で最も多く、金融業・保険業、医療・福祉等で3割を超えており、

図表9-1-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「内容を把握のうえ、新たな36協定を対応中（又は対応済）」は20～29人で4割を超えている。4人以下では「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」が26.6%で、「内容を聞いたこともない」も9.8%と最も多い。

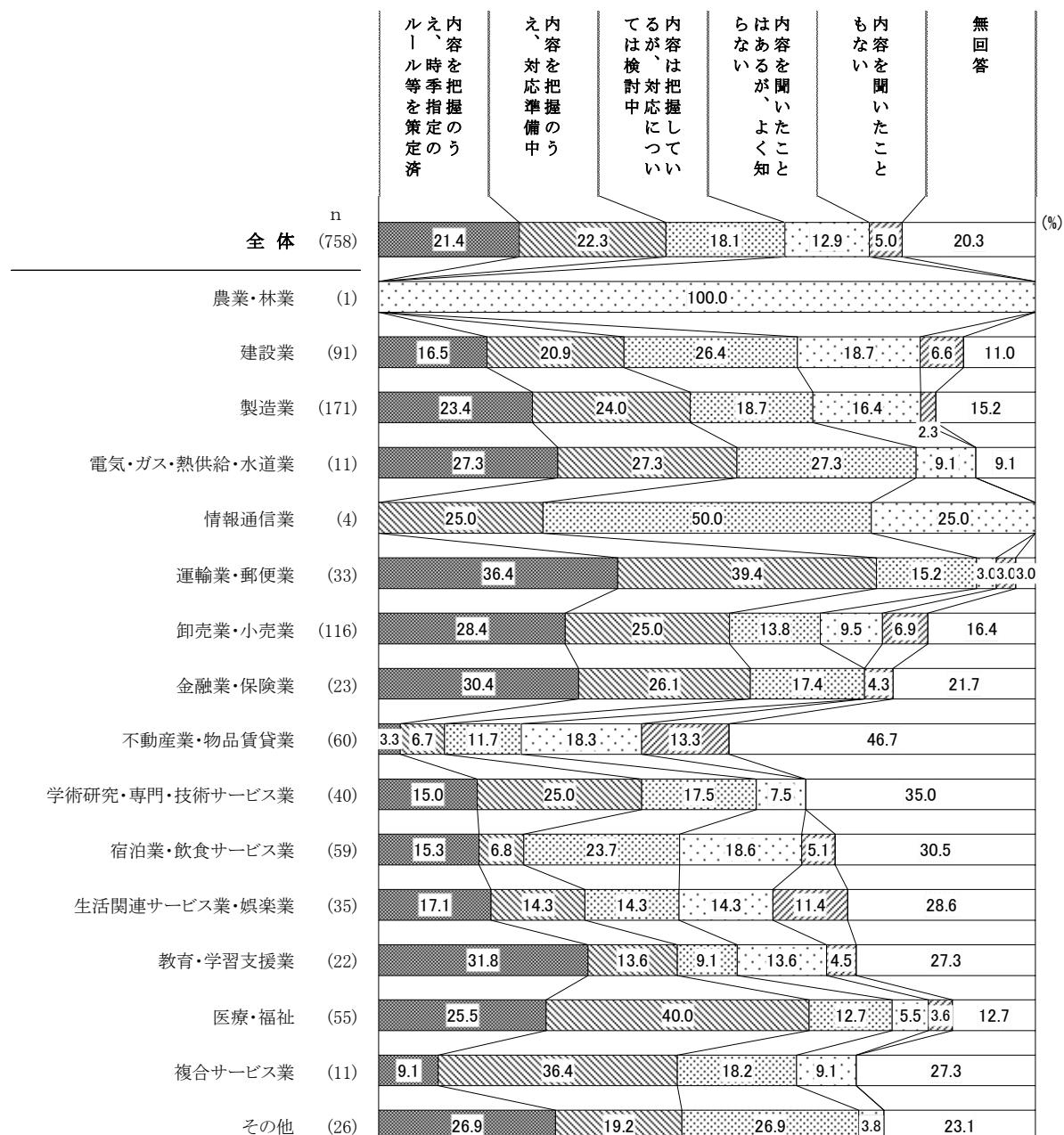
時間外労働の上限規制が導入されることにより、時間外労働の上限は月45時間、年360時間が原則となり、臨時の特別的な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

大企業は2019年（平成31年）4月から、中小企業は1年猶予されて2020年（令和2年）4月からの導入です。

労働基準法の36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合、36協定で定めた時間数にかかわらず今回法改正の上限規制を超えた場合は、労働基準法違反（6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となります。

9-2 年次有給休暇の確実取得についての把握・対応状況

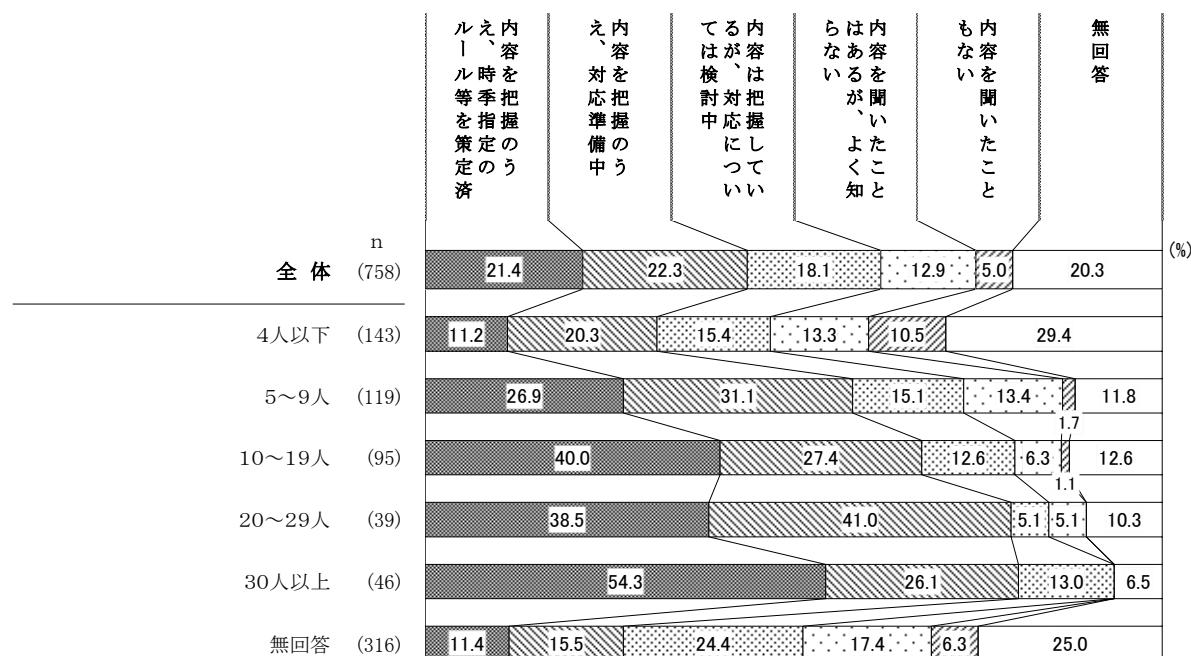
図表9-2-1 産業分類別



年次有給休暇の確実取得についての把握・対応状況は、「内容を把握のうえ、対応準備中」が22.3%で最も多く、「内容を把握のうえ、時季指定のルール等を策定済」21.4%、「内容は把握しているが、対応については検討中」18.1%等の順に続いている。

産業分類別にみると、「内容を把握のうえ、対応準備中」は運輸業・郵便業と医療・福祉等で約4割となっている。

図表9-2-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「内容を把握のうえ、時季指定のルール等を策定済」は30人以上で54.3%と最も多い。一方、4人以下では11.2%にとどまっている。

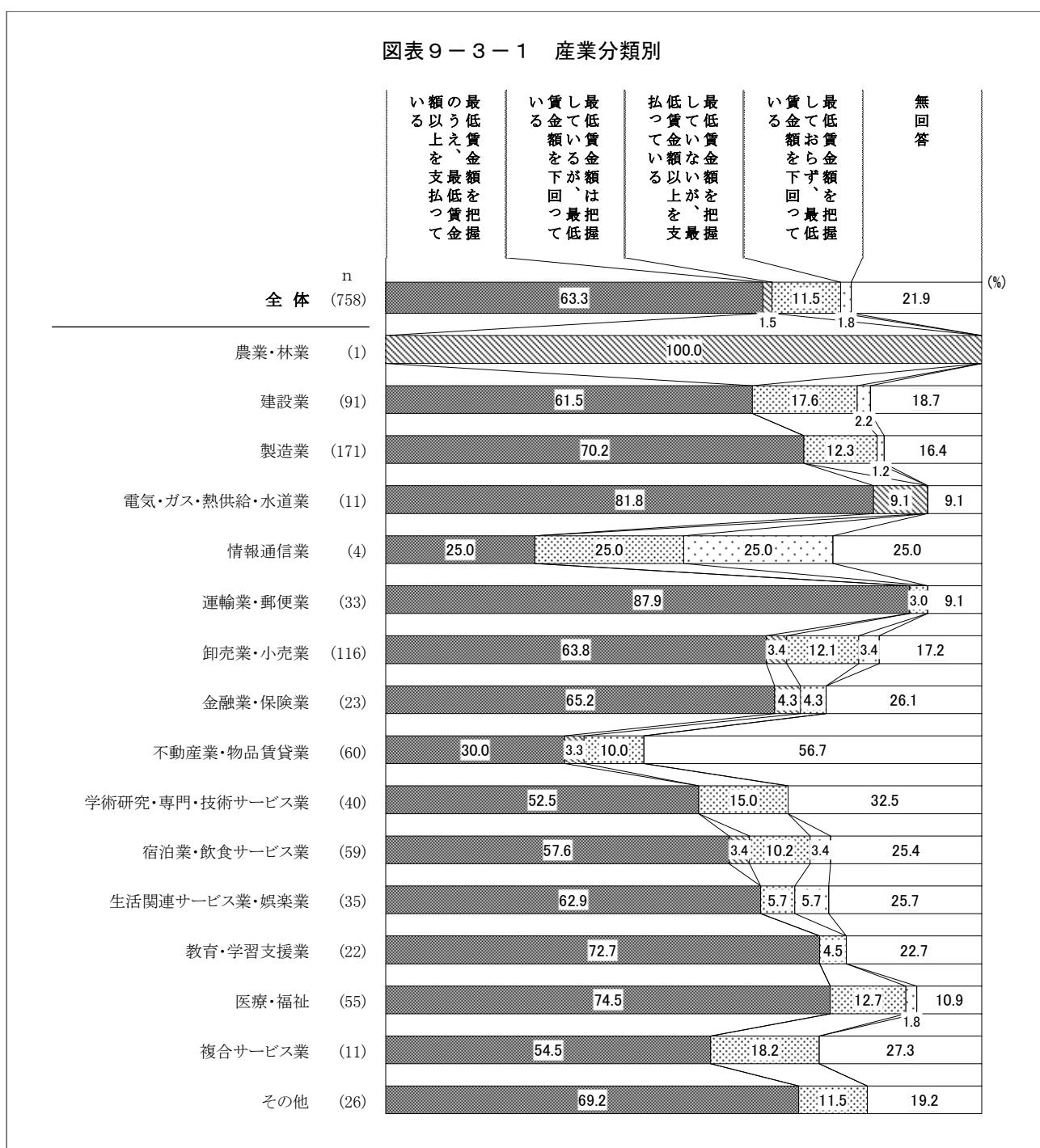
年次有給休暇の取得率が低調な現状等から、平成31年4月から中小企業を含む全ての事業所において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、10日のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることになりました。

年次有給休暇を5日以上取得済の労働者に対しては、使用者による時季指定は不要となります。

年5日の年次有給休暇を取得させなかつた場合は、労働基準法違反（労働者1人あたり30万円以下の罰金）となります。

9-3 埼玉県内の最低賃金についての把握・対応状況

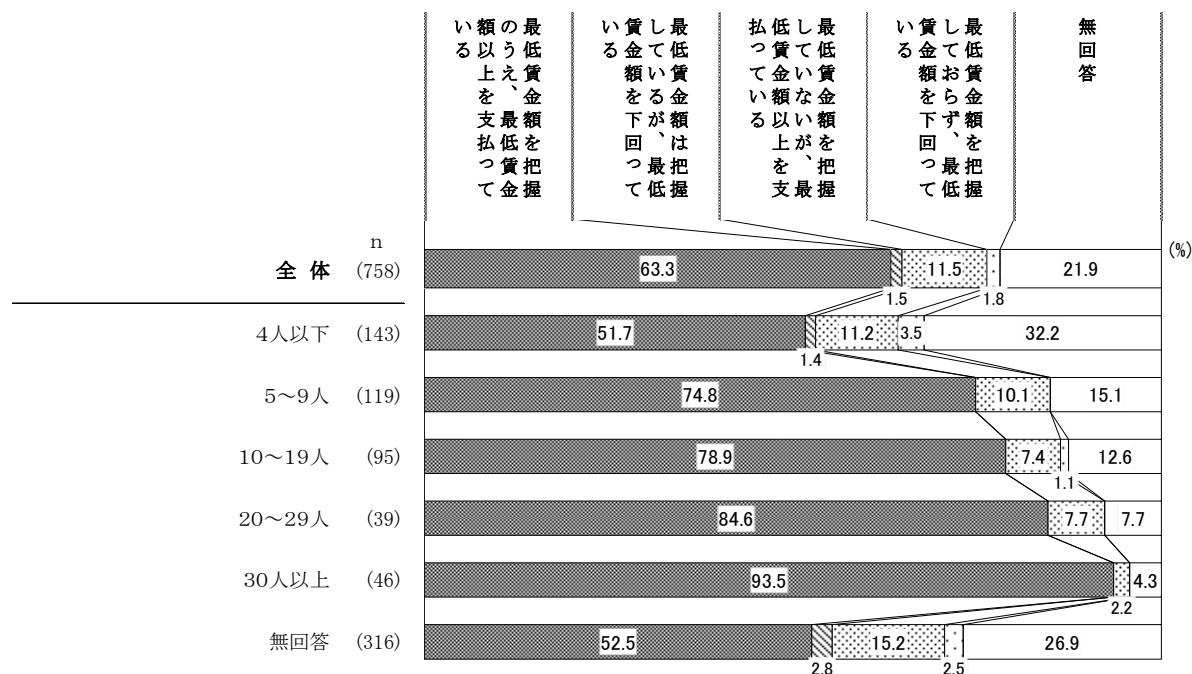
図表9-3-1 産業分類別



埼玉県内の最低賃金についての把握・対応状況は、「最低賃金額を把握のうえ、最低賃金額以上を支払っている」が63.3%で最も多く、過半数に達している。「最低賃金額を把握しておらず、最低賃金額を下回っている」は1.8%と僅かながら回答がある。

産業分類別にみると、「最低賃金額を把握のうえ、最低賃金額以上を支払っている」はほとんどの業種で過半数に達している。

図表9-3-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「最低賃金額を把握のうえ、最低賃金額以上を支払っている」は人数が多い層ほど多く、30人以上で9割を超えているものの、4人以下では約半数となっている。

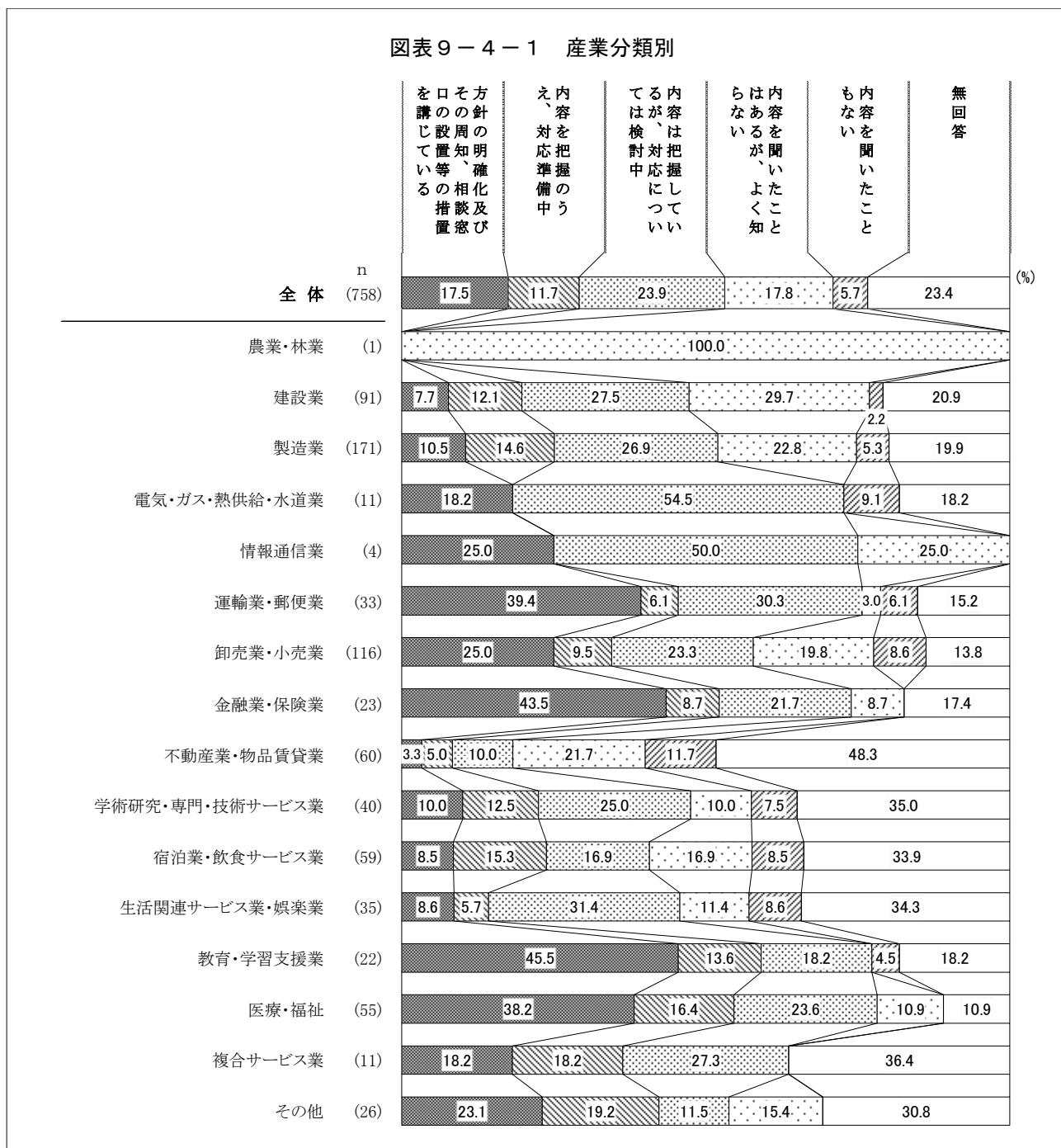
埼玉県の最低賃金は、調査時の令和元年7月時点での時間額898円、令和元年10月1日からは時間額926円（引上げ額28円）に改定されました。一部の産業は、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

埼玉県最低賃金は賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートやアルバイトを含め、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は最低賃金法違反（50万円以下の罰金）となり、特定（産業別）最低賃金額を下回る場合は労働基準法違反（30万円以下の罰金）となります。

9-4 職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備についての把握・対応状況

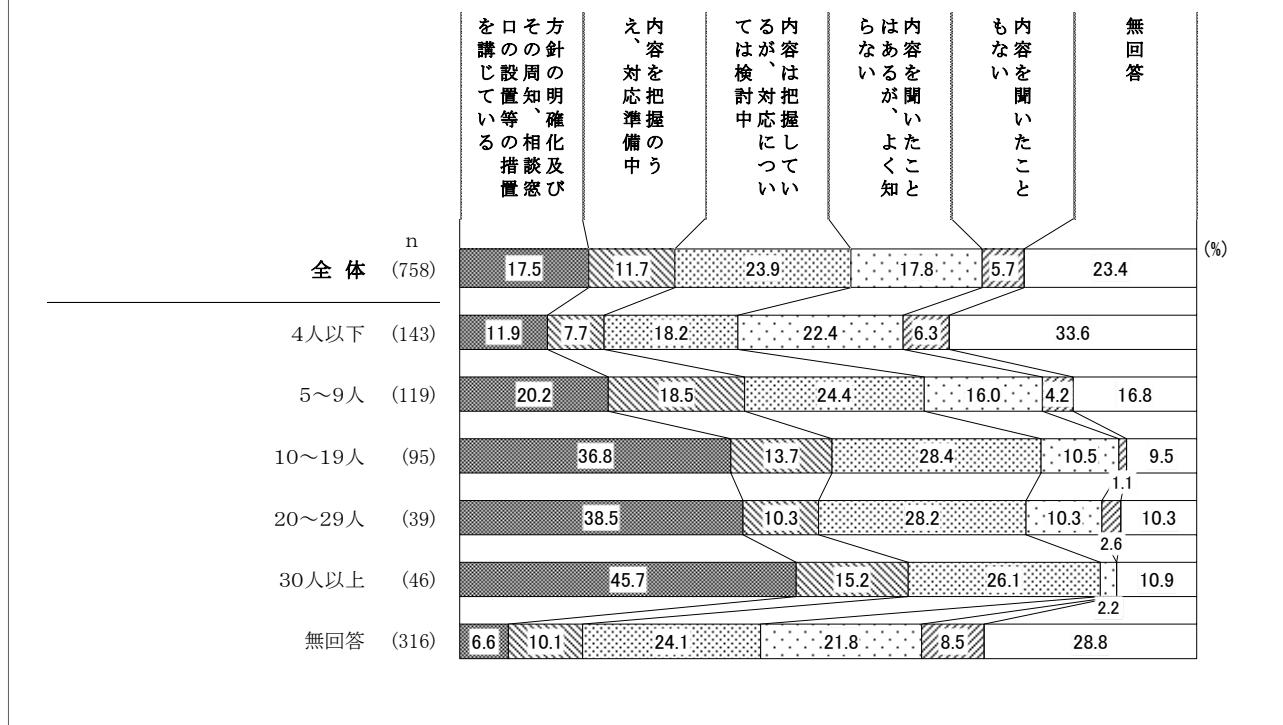
図表9-4-1 産業分類別



職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備についての把握・対応状況は、「内容は把握しているが、対応については検討中」が23.9%で最も多く、「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」17.8%、「方針の明確化及びその周知、相談窓口の設置等の措置を講じている」17.5%等の順に続いている。

産業分類別にみると、「方針の明確化及びその周知、相談窓口の設置等の措置を講じている」は教育・学習支援業が45.5%で最も多く、金融業・保険業43.5%、運輸業・郵便業39.4%等の順に続いている。「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」は、建設業が29.7%と多い。

図表9-4-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「方針の明確化及びその周知、相談窓口の設置等の措置を講じている」は人数が多い層ほど多く、30人以上で約半数となっているが、4人以下では11.9%と少ない。

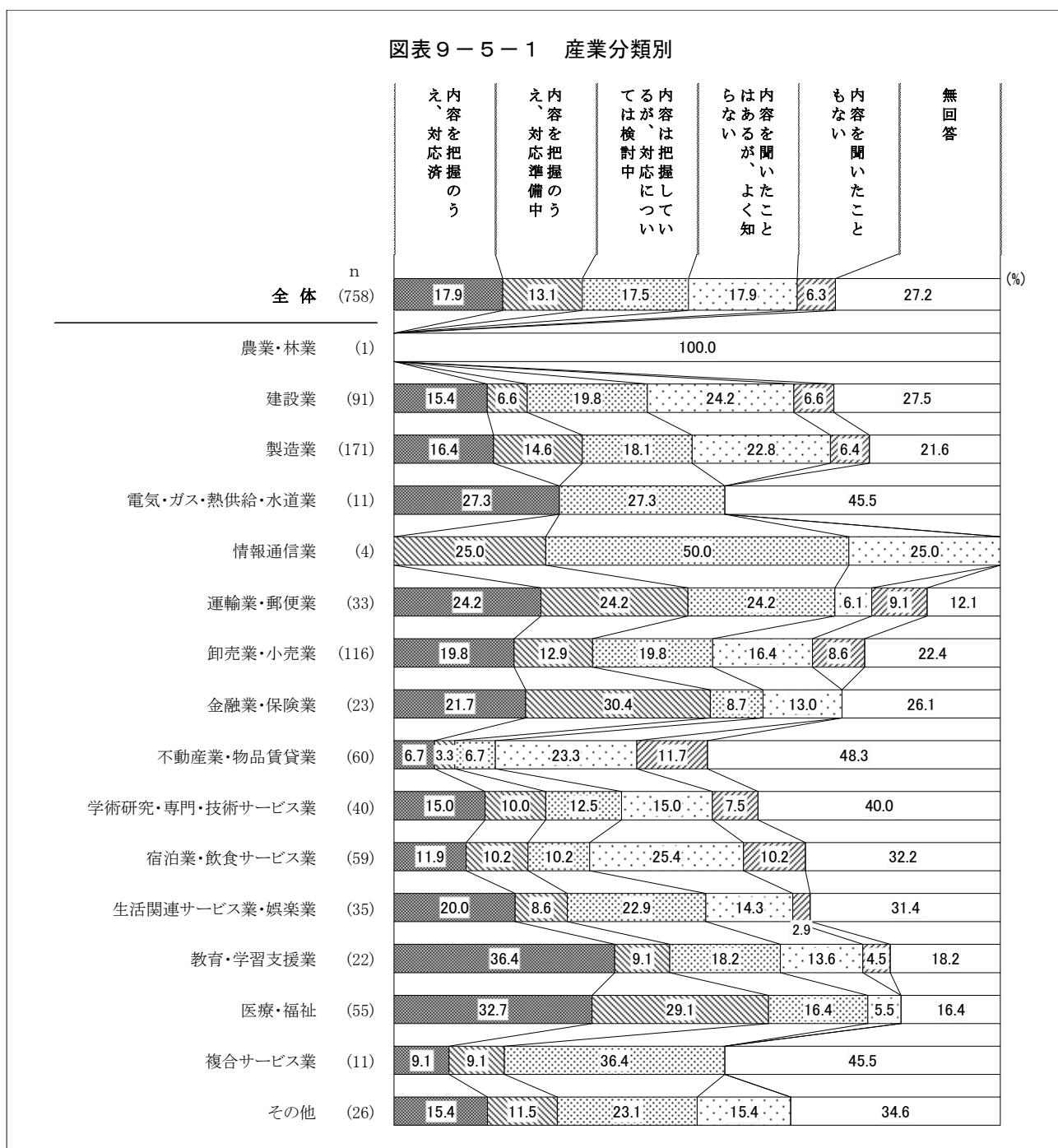
働き方改革では、全ての事業所において、セクハラや妊娠・出産等に関するハラスメントについて、男女雇用機会均等法等に基づき、方針の明確化及びその周知、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう求められています。

事案が生じた場合は、適切な事後対応、再発防止、プライバシー保護及び不利益取扱いの防止のための取組みが必要となります。併せてその防止対策の実効性を確保するための検討も求められています。

また、多様性を受け入れる職場環境の整備を進めるため、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解の促進も求められています。

9-5 正規雇用と非正規雇用労働者の不合理な待遇差禁止についての把握・対応状況

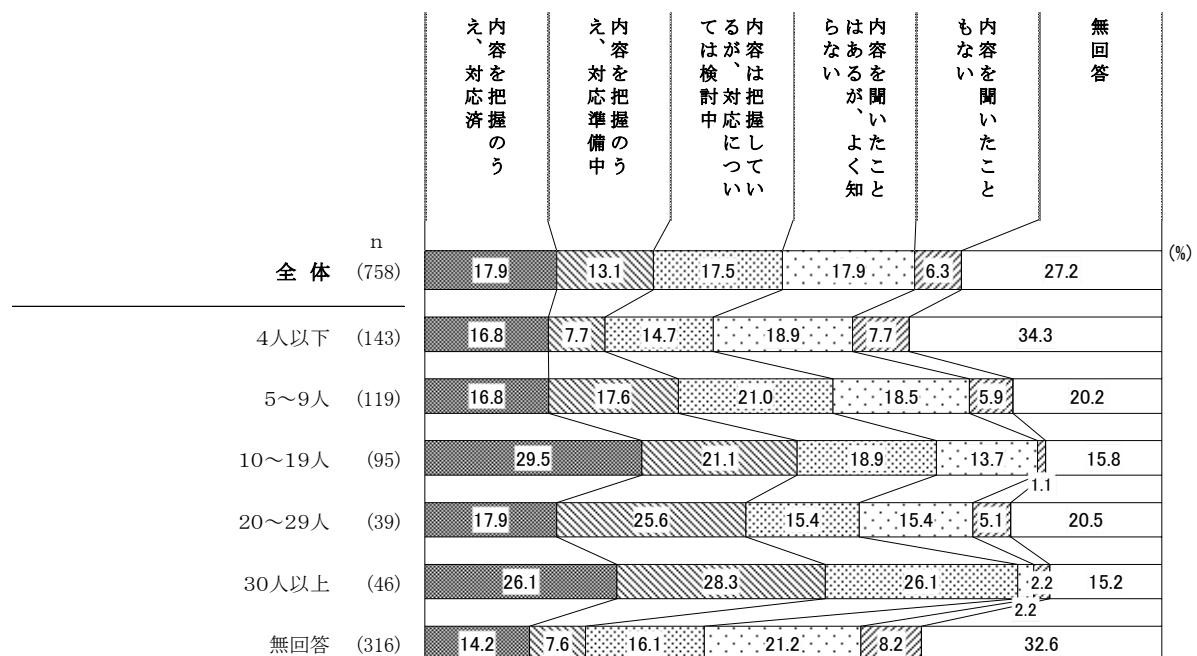
図表9-5-1 産業分類別



正規雇用と非正規雇用労働者の不合理な待遇差禁止についての把握・対応状況は、「内容を把握のうえ、対応済」「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」がともに17.9%、「内容は把握しているが、対応については検討中」17.5%等の順に続いている。

産業分類別にみると、「内容を把握のうえ、対応済」は教育・学習支援業が36.4%で最も多く、医療・福祉32.7%等の順に続いている。「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」は、宿泊業・飲食サービス業が25.4%で最も多く、建設業、製造業、不動産業・物品賃貸業等も2割を超えている。

図表9-5-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」は人数が少ない層ほど多い傾向にあり、30人以上で2.2%、4人以下では18.9%となっている。

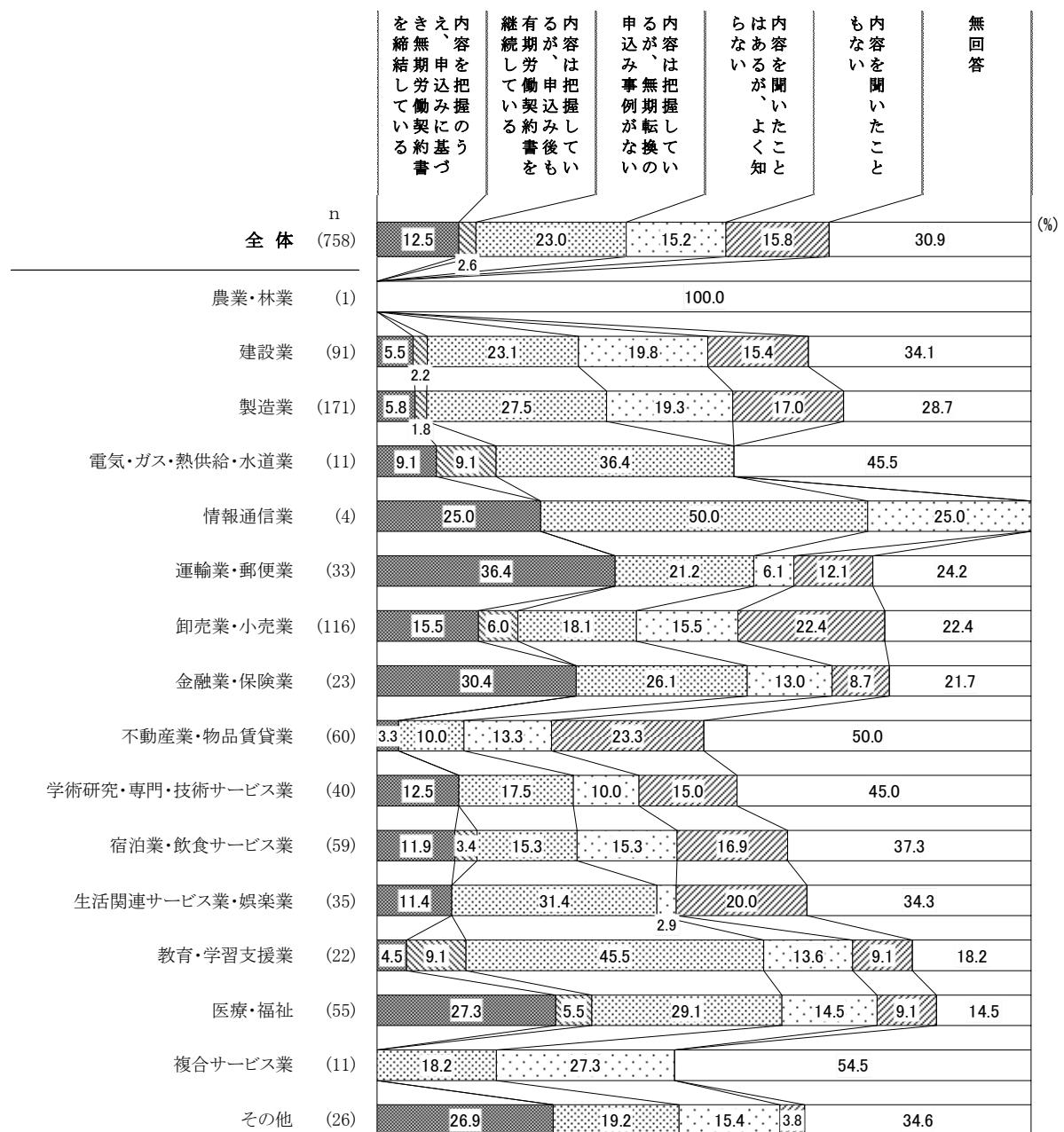
同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与、手当などの個々の待遇ごとの不合理な待遇差が禁止されます（同一労働同一賃金）。

大企業は2020年（令和2年）4月から、中小企業は1年猶予されて2021年（令和3年）4月からの導入です。

罰則規定はありませんが、労働者からの損害賠償請求等の対象となる可能性があります。

9-6 非正規雇用労働者の無期転換ルールについての把握・対応状況

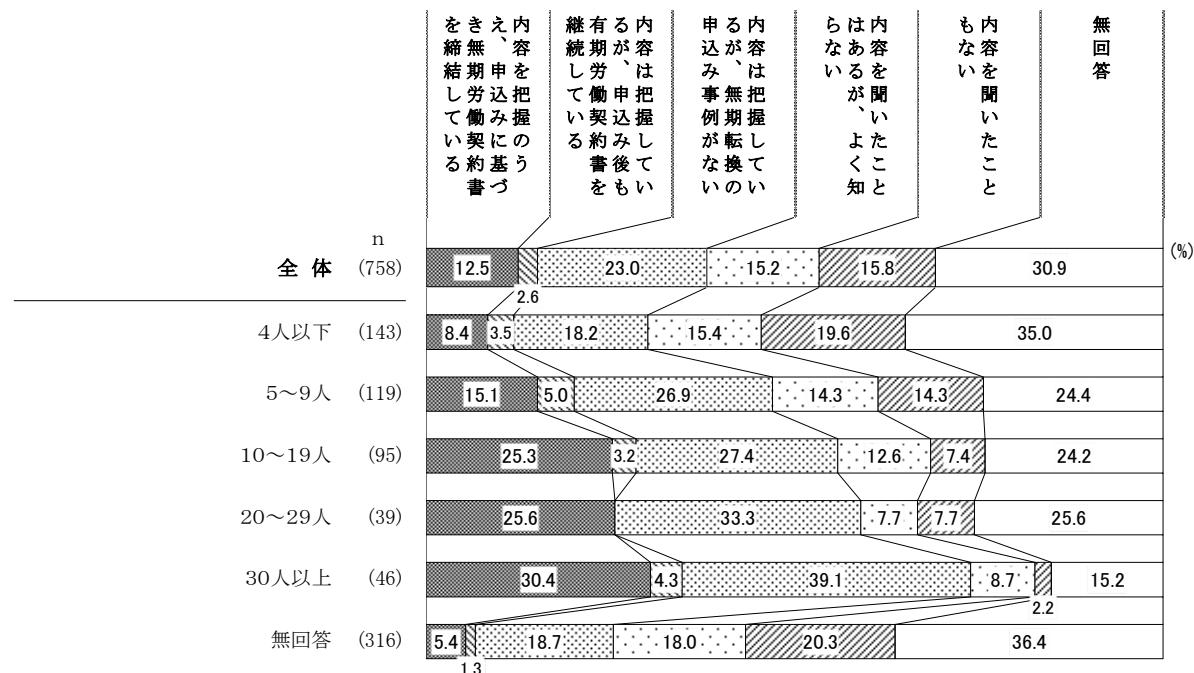
図表9-6-1 産業分類別



非正規雇用労働者の無期転換ルールについての把握・対応状況は、「内容は把握しているが、無期転換の申込み事例がない」が23.0%で最も多く、「内容を聞いたこともない」15.8%、「内容を聞いたことはあるが、よく知らない」15.2%等の順に続いている。

産業分類別にみると、「内容を把握のうえ、申込みに基づき無期労働契約書を締結している」は運輸業・郵便業が36.4%で最も多く、金融業・保険業30.4%等の順に続いている。「内容を聞いたこともない」は不動産業・物品賃貸業が23.3%で最も多く、卸売業・小売業22.4%等の順に続いている。

図表9-6-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、「内容を把握のうえ、申込みに基づき無期労働契約書を締結している」は人数が多い層ほど多く、30人以上で3割を超えており、4人以下では8.4%と少ない。「内容は把握しているが、無期転換の申込み事例がない」も同様の傾向にある。

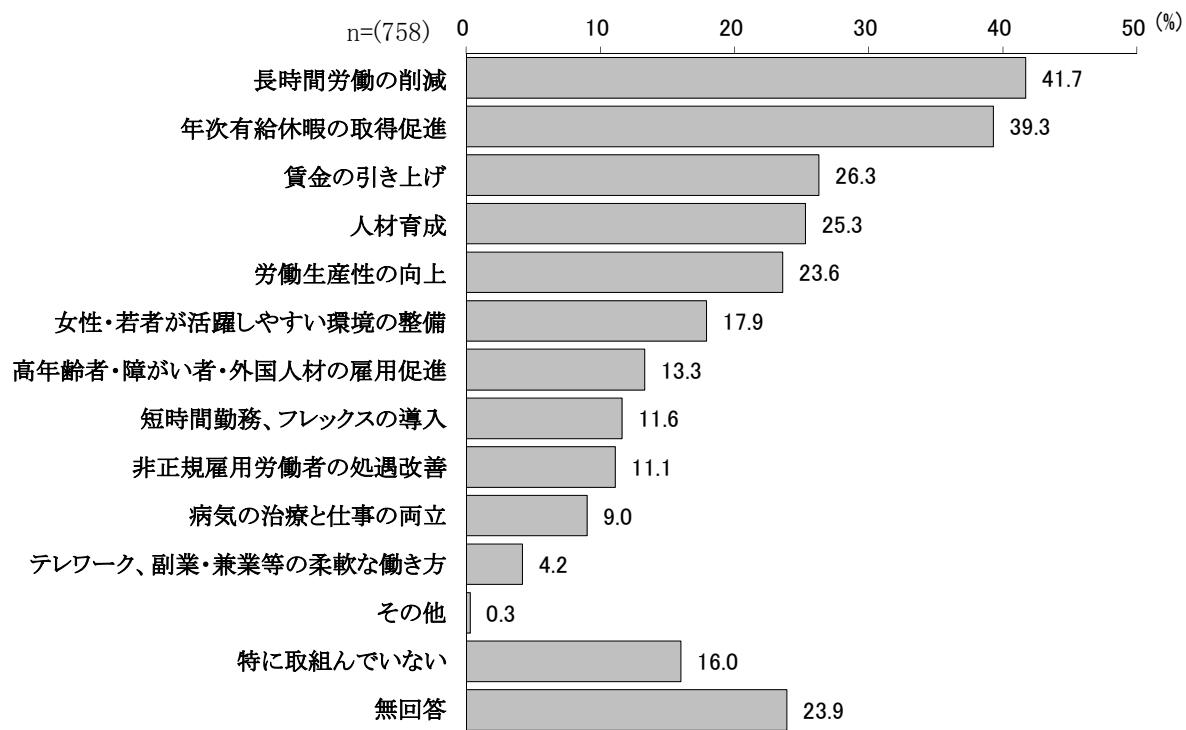
同一使用者と有期労働契約を2回以上締結し通算期間が5年を超える労働者が、現在締結している有期労働契約の期間満了日までに無期転換申込権を行使した場合、使用者側はその時点で申込みを承諾したものとみなされるものです。平成25年に施行されています。

労働契約法上、無期転換申込みの時点で無期労働契約（始期付無期労働契約）が成立します。無期労働契約に転換した後の労働条件は、原則として有期労働契約の条件となります。

罰則規定はありませんが、労働者からの損害賠償請求等の対象となる可能性があります。

9-7 働き方改革への取組みについて実施、または実施検討しているもの

図表9-7 働き方改革への取組みについて実施、または実施検討しているもの（複数回答）



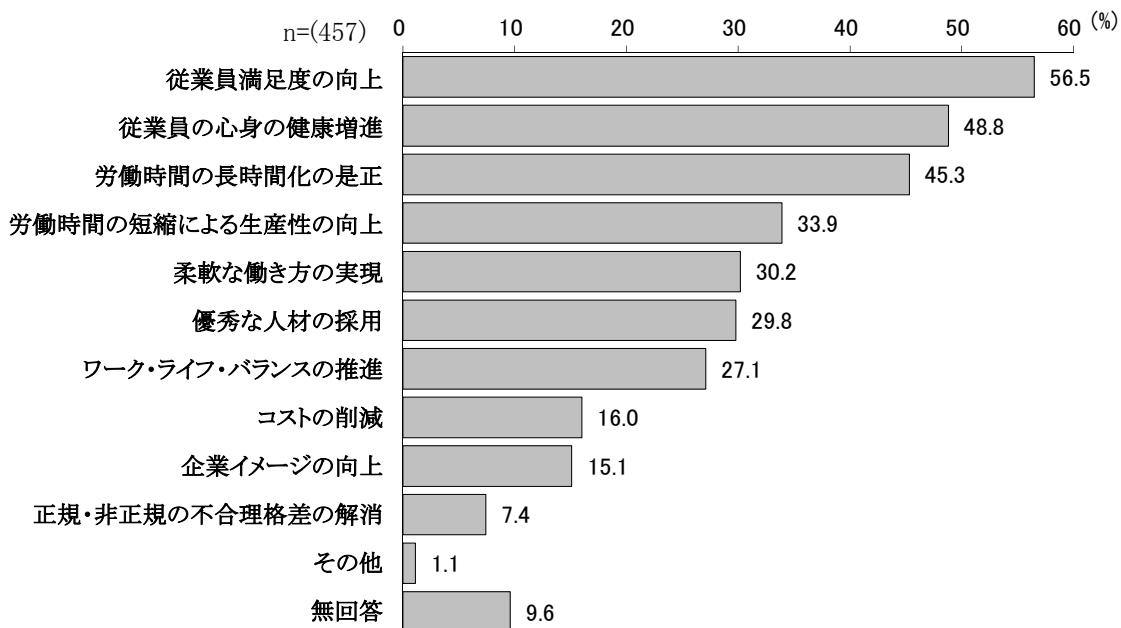
働き方改革への取組みについて実施、または実施検討しているものは、「長時間労働の削減」が41.7%で最も多く、「年次有給休暇の取得促進」39.3%、「賃金の引上げ」26.3%等の順に続いている。

「非正規雇用労働者の待遇改善」は11.1%、「病気の治療と仕事の両立」は9.0%、「テレワーク、副業・兼業等の柔軟な働き方」は4.2%と少なく、「特に取組んでいない」も16.0%あった。

働き方改革関連法において義務となる残業時間の上限規制及び5日以上の年次有給休暇取得に関する回答が上位を占める一方、同じく義務となる正規雇用と非正規雇用労働者の不合理な待遇差禁止については、中小企業の導入が2021年（令和3年）4月からとなるためか、それほど関心が高まっていないことが窺える。

9-8 取組みを導入した（しようとしている）理由

図表9-8 取組みを導入した（しようとしている）理由（複数回答）

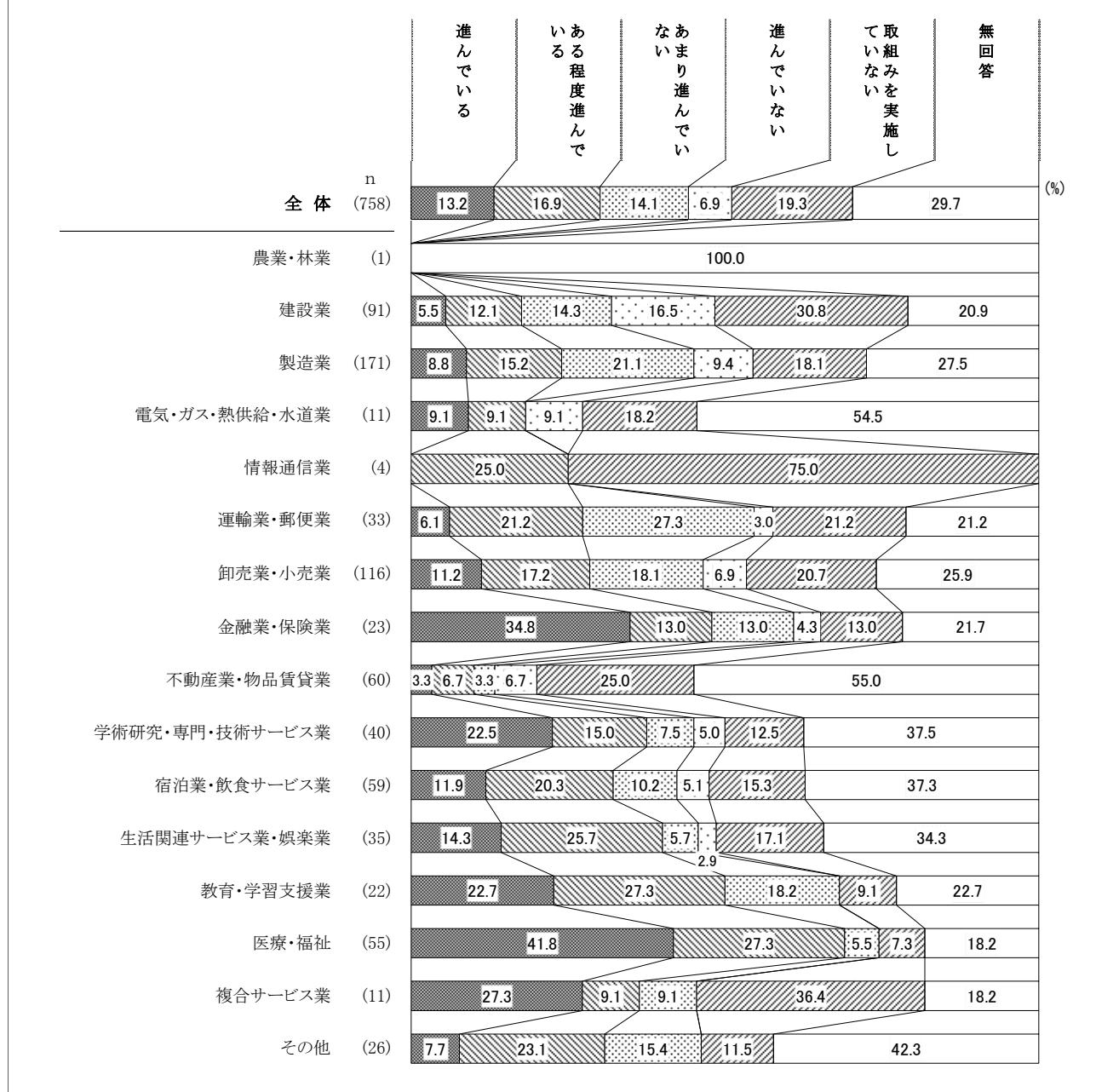


「9-7 働き方改革への取組みについて実施、または実施検討しているもの」で働き方改革への取組みについて「実施（または実施検討している）」と回答した457事業所にその理由を聞いたところ、取組みを導入した（しようとしている）理由は、「従業員満足度の向上」が56.5%と最も高く、「従業員の心身の健康増進」48.8%、「労働時間の長時間化の是正」45.3%等の順に続いている。

「正規・非正規の不合理格差の解消」は7.4%と低く、中小企業の導入2021年（令和3年）4月を予定している不合理な待遇差禁止（同一労働同一賃金）への取組みは進んでいないことが窺える。

9-9 女性が活躍するための取組みの進捗状況

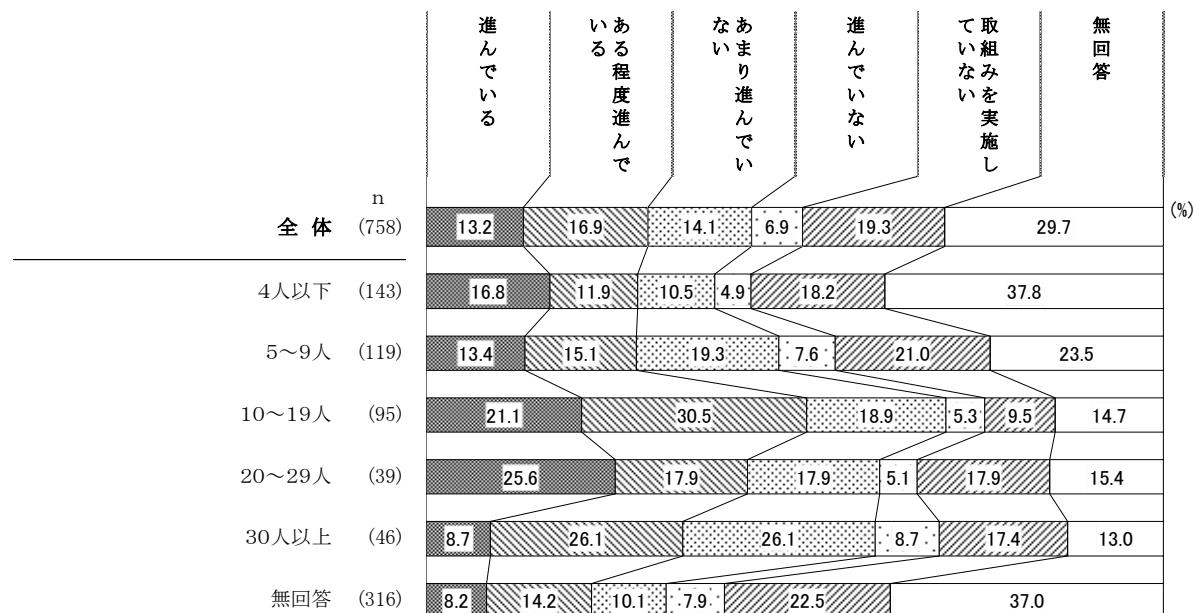
図表9-9-1 産業分類別



女性が活躍するための取組みの進捗状況は、<進んでいる>（「進んでいる」 + 「ある程度進んでいる」）が30.1%で最も多く、<進んでいない>（「進んでいない」 + 「あまり進んでいない」）21.0%、「取組みを実施していない」19.3%の順に続いている。

産業分類別にみると、<進んでいる>は医療・福祉が69.1%で最も多い。一方、<進んでいない>は、建設業、製造業、運輸業・郵便業で3割を超えており、建設業では最も高い75.0%となっています。

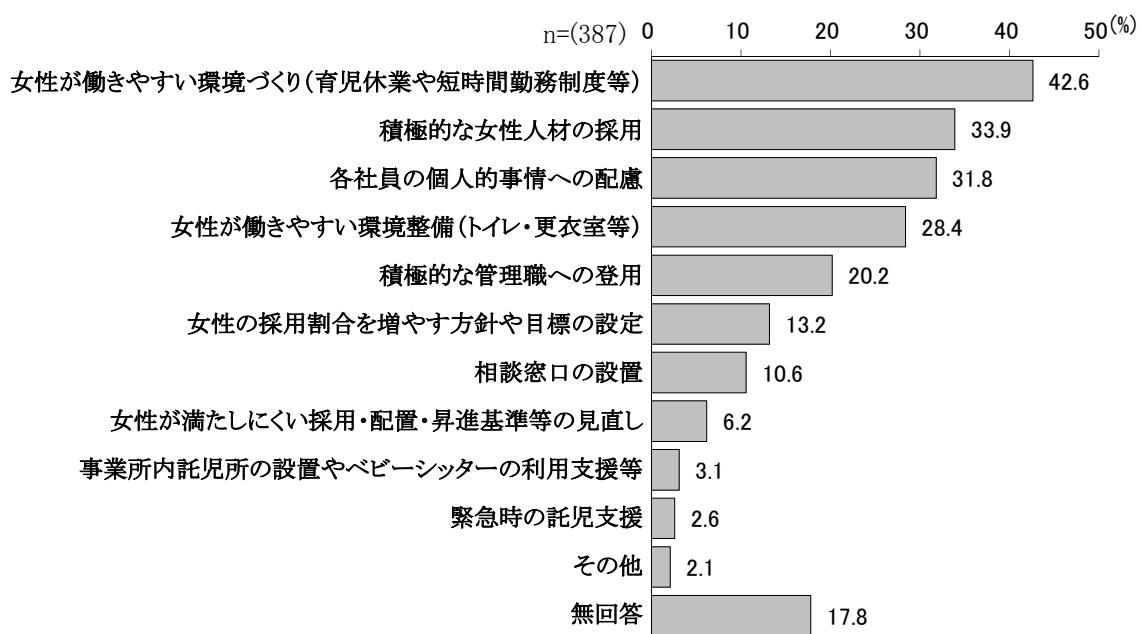
図表9-9-2 事業所常用労働者数別



事業所常用労働者数別にみると、<進んでいる>は10~19人で半数を超えており、<進んでいない>は30人以上で3割を超えている。

9-10 女性が活躍するために実施した取組み内容

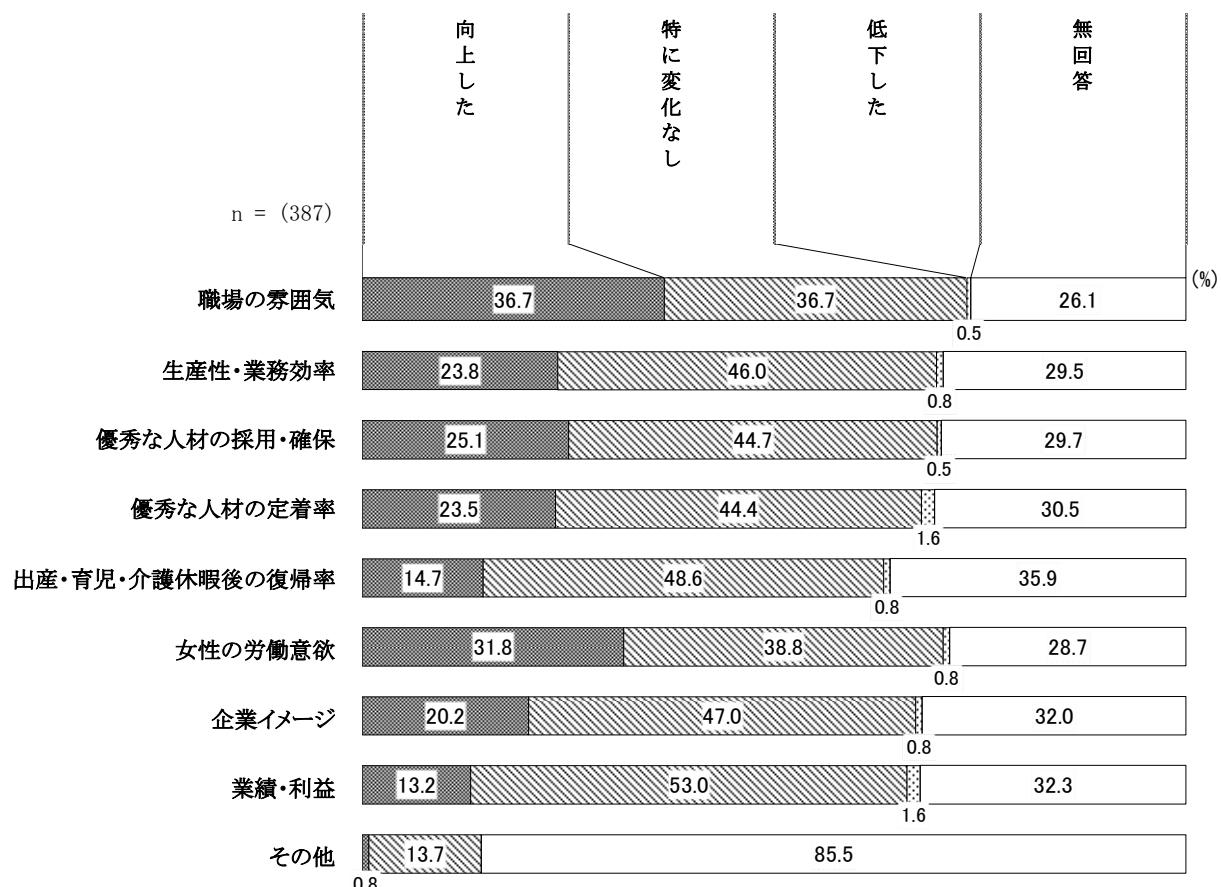
図表 9-10 女性が活躍するために実施した取組み内容（複数回答）



女性が活躍するために実施した取組みがあると回答した387事業所にその内容を聞いたところ、「女性が働きやすい環境づくり（育児休業や短時間勤務制度等）」が42.6%で最も多く、「積極的な女性人材の採用」33.9%、「各社員の個人的事情への配慮」31.8%等の順に続いている。

9-11 女性が活躍するための取組みを実施した結果

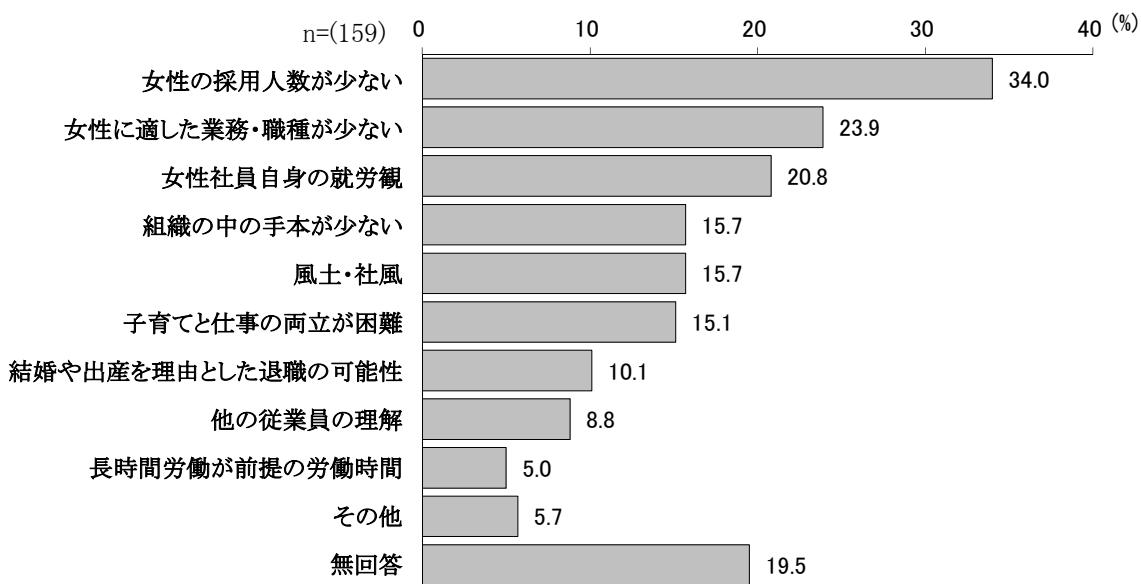
図表9-11 女性が活躍するための取組みを実施した結果



「9-10 女性が活躍するために実施した取組み内容」で取組みがあると回答した387事業所にその結果を聞いたところ、「向上した」は職場の雰囲気と女性の労働意欲で3割を超えているものの、「特に変化なし」が全ての項目で最も多い。「低下した」は全ての項目で1.6%以下と僅少となっている。

9-12 女性が活躍するための取組みが進んでいない理由

図表9-12 女性が活躍するための取組みが進んでいない理由（複数回答）

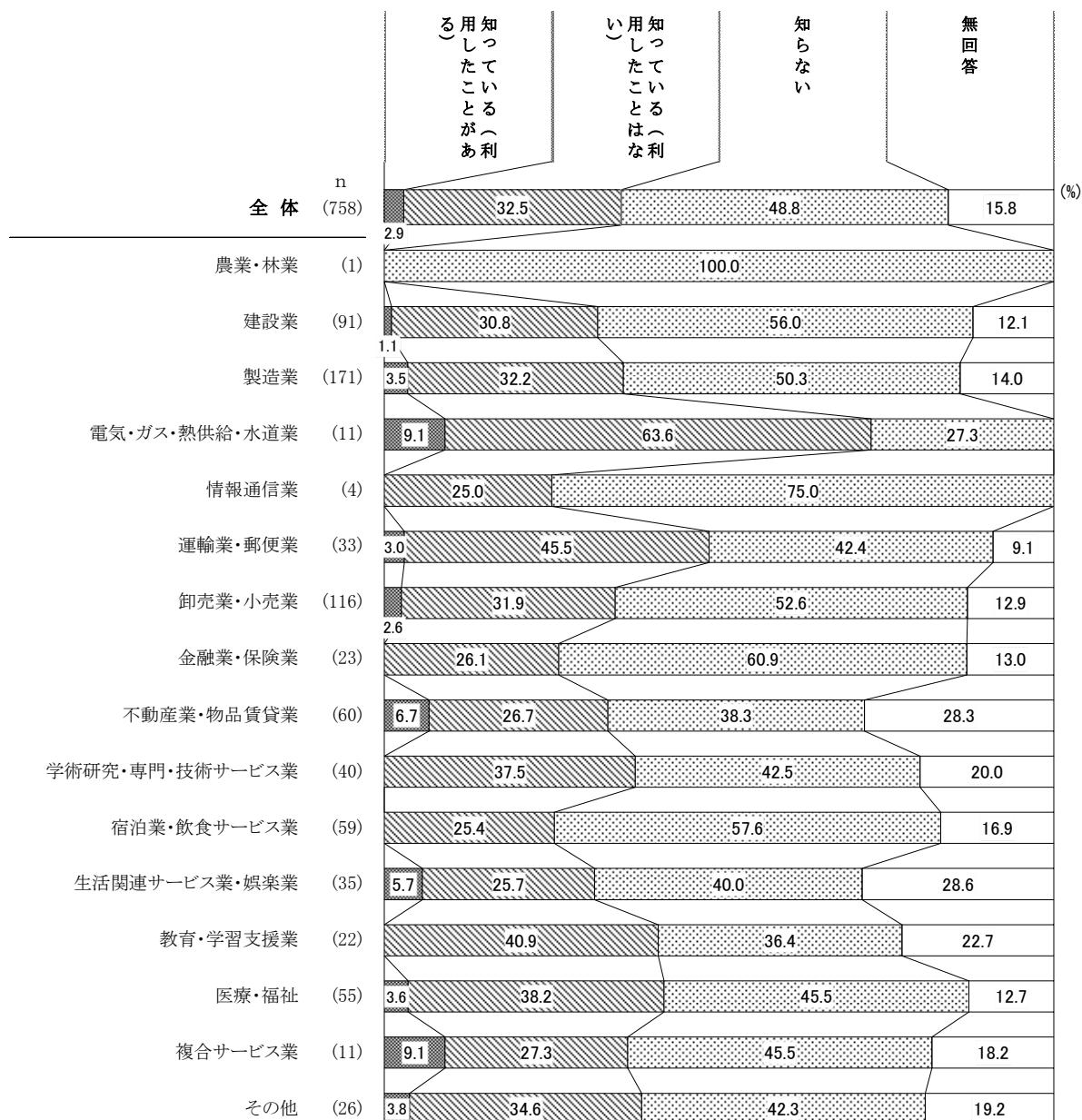


「9-9 女性が活躍するための取組みの進捗状況」で女性が活躍するための取組みが進んでいないと回答した159事業所にその理由を聞いたところ、「女性の採用人数が少ない」が34.0%と最も多く、「女性に適した業務・職種が少ない」23.9%、「女性社員自身の就労観」20.8%等の順に続いている。

第 10 章 市の労働行政について

10-1 市の社会保険労務士による労働相談の認知度

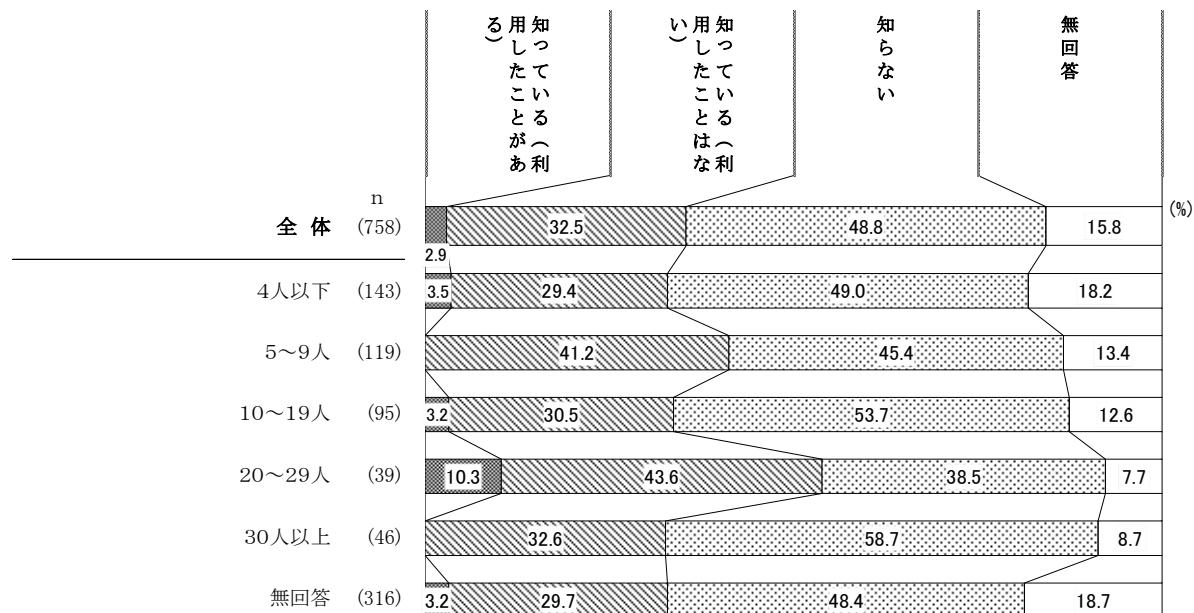
図表10-1-1 産業分類別



市の社会保険労務士による労働相談の認知度は、「知らない」が48.8%で最も多く、「知っている（利用したことではない）」32.5%、「知っている（利用したことがある）」2.9%の順に続いている。

産業分類別にみると、「知らない」は金融業・保険業等で6割を超えており。

図表10-1-2 事業所常用労働者数別



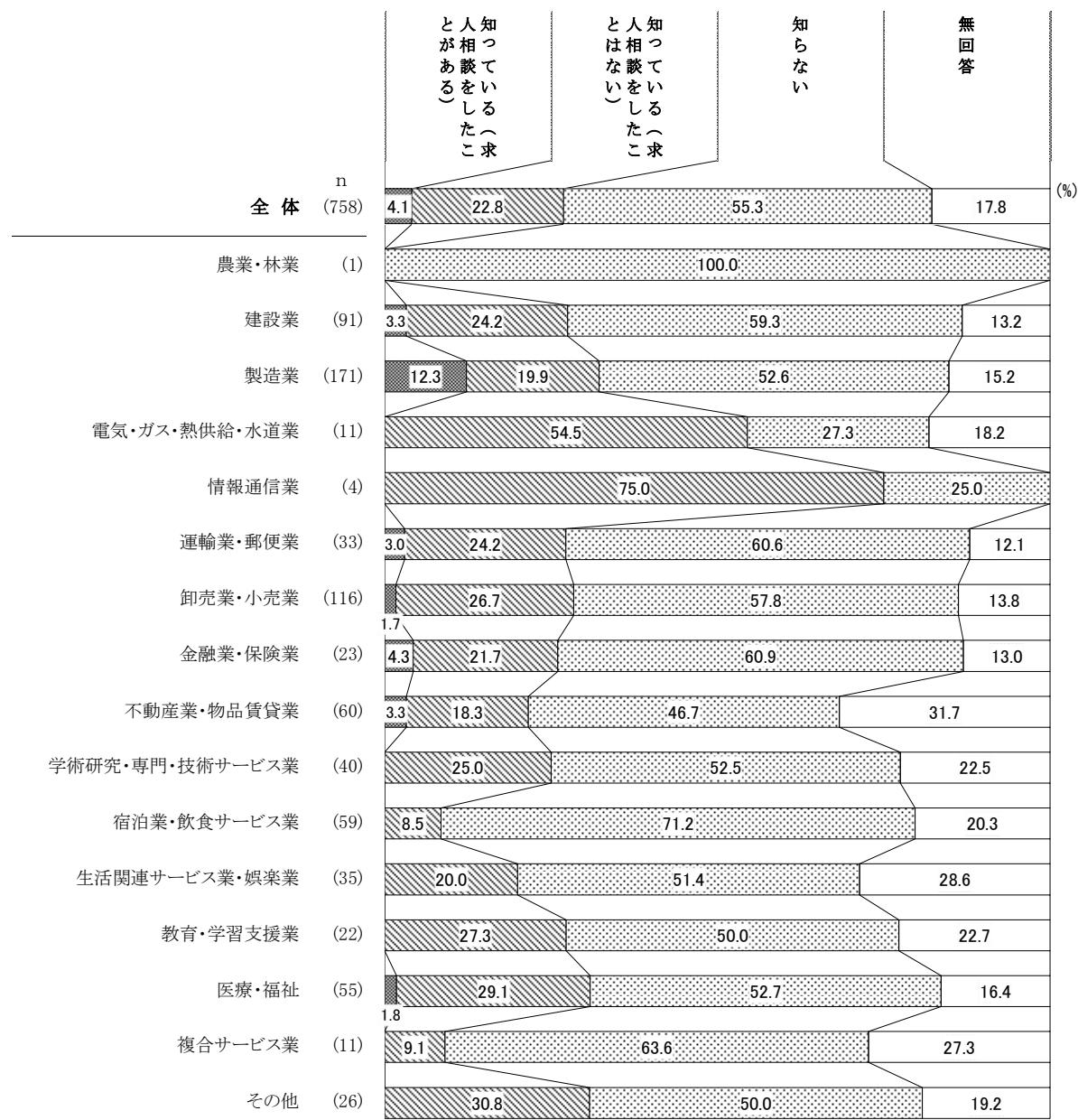
事業所常用労働者数別にみると、20～29人では＜知っている＞が過半数に達しているもの、約半数の事業所が市の社会保険労務士による労働相談を「知らない」と回答している。

市では、毎月第2第4水曜日に労働相談を実施しています。

労働相談は、労働時間、賃金、解雇、退職、有給休暇、社会保険、労働災害、その他労働条件に関する諸問題について、事業者及び労働者の方の相談に応じるもので

10-2 市の内職相談（内職の相談と求人）の認知度

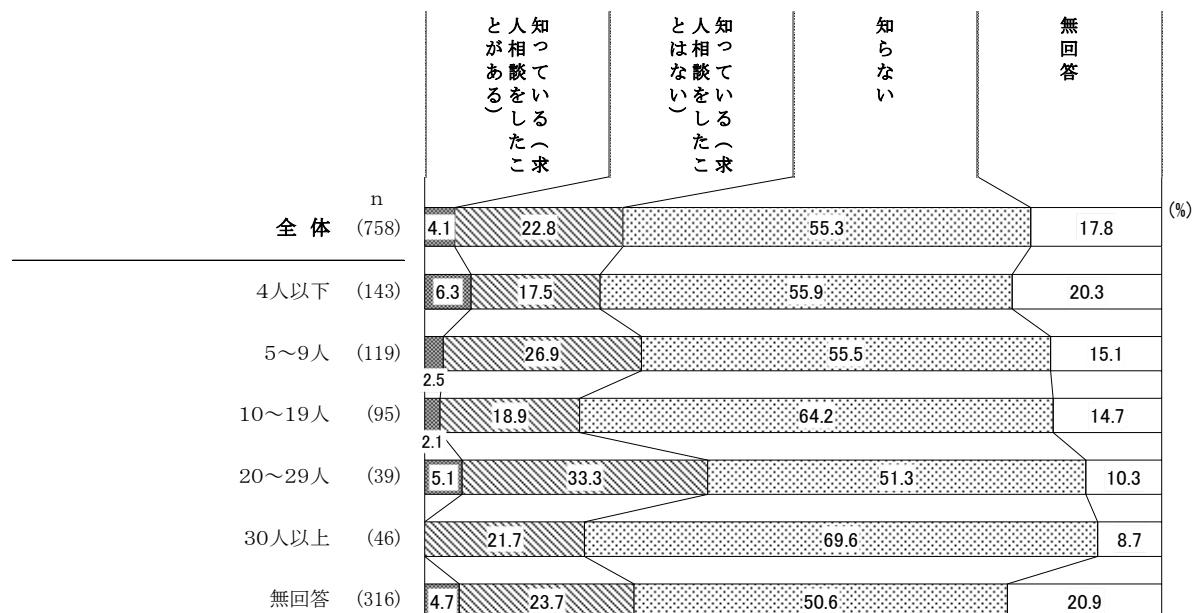
図表10-2-1 産業分類別



市の内職相談（内職の相談と求人）の認知度は、「知らない」が55.3%で最も多く、「知っている（求人相談をしたことはない）」22.8%、「知っている（求人相談をしたことがある）」4.1%の順に続いている。

産業分類別にみると、「知らない」は運輸業・郵便業、金融業・保険業、宿泊業・飲食サービス業などで6割を超えている。

図表10-2-2 事業所常用労働者数別



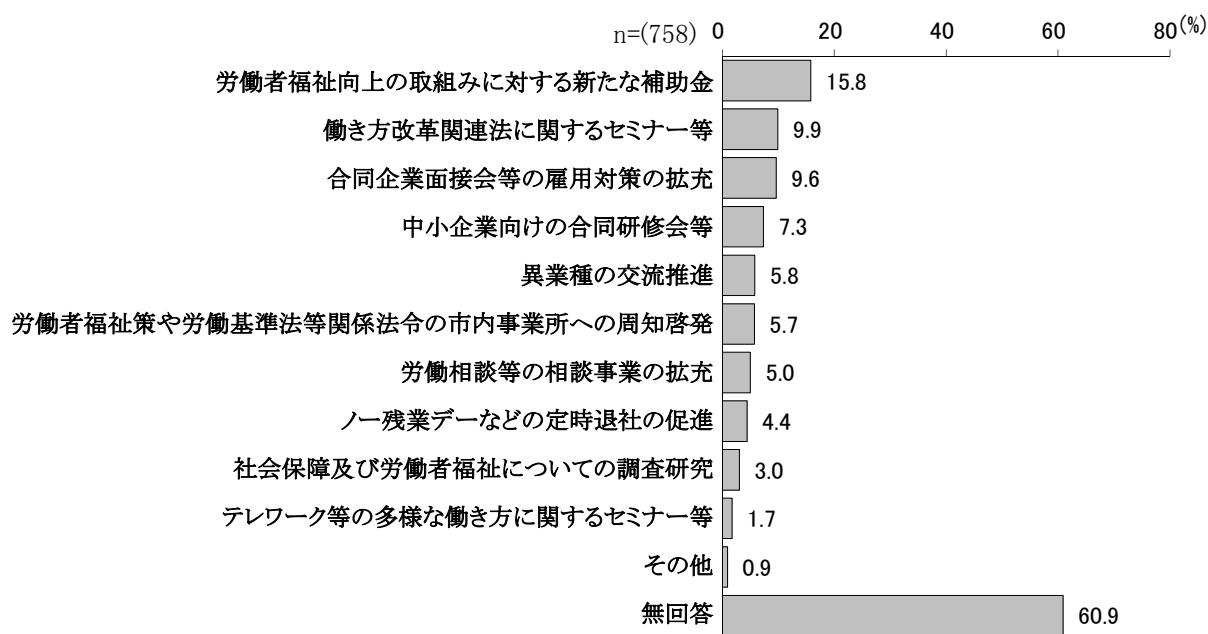
事業所常用労働者数別にみると、市の内職相談を「知らない」と回答した事業所は、全ての層で半数を超えており、事業所の規模によらず、内職相談に対する認知度が低いことが示されています。

市では、毎週月曜日と木曜日に内職相談を実施しています。

内職相談は、ご家庭の外で働くことが難しい等の理由から内職を希望する方々へ、内職に関する相談とあっせんを行うものです。内職の求人事業所も随時募集しています。

10-3 事業所の労働者福祉を補うものとして、市へ望むもの

図表10-3 事業所の労働者福祉を補うものとして市へ望むもの（複数回答）



事業所の労働者福祉を補うものとして市へ望むものは、「労働者福祉向上の取組みに対する新たな補助金」が 15.8%で最も多く、「働き方改革関連法に関するセミナー等」 9.9%、「合同企業面接会等の雇用対策の拡充」 9.6%等の順に続いている。

10-4 その他労働行政に対する意見・要望等（自由記述）

32件の記入があった。労働行政への要望としては、次の8件が寄せられた。

- ・求人企業と求職者とのパイプ役を。
- ・合同企業面接会を実施しているが、会場が文化会館で、応募者が少なく成果があまり良くないと思う。三郷中央駅付近などの若い労働力が期待される開催場所を一考いただきたい。
- ・就労している障がい者は、約95%が年収200万円以下のワーキングプアである。低賃金労働者の実態について、調査・公表をお願いしたい。
- ・65歳以上の人人が時間給1,000円～1,500円位で1日5時間程度男女共に働く職場に対して、行政からの賃金支援があれば、80歳位まで働く人が増えて税金も増える。80歳の人も社会を支えてくれる。そんな会社を私は作りたい。
- ・問65（事業所の労働者福祉を補うものとして、市へ望むもの）に関し、様々な取組をされていると思う。今後も、全般の充実を希望する。
- ・色々なことを教える手段をとってほしい。
- ・法人を立ち上げる際に税務の事を考えてアドバイスを受けることがあるが、法人として人を雇用することに関する権利と義務をしっかりと教えるべきであると思う。
- ・色々な法律があるのは知っているが、中小企業がやるべき事を1つの冊子にまとめてもらえると助かる。

社会に対する意見は次の4件である。

- ・福祉の現場は、いつでも人手不足な状況。人手の確保対策をしてほしい。
- ・ハローワークには求人を出しているが、とにかく人材不足で困っている。
- ・特にパートタイマーは、最低賃金と募集時給の格差が大きい。
- ・弱小中小企業にとって、大企業と同じ法律を守るのは厳しい。

景気回復と事業維持を願う声等も寄せられた。

- ・工事関係で週・月単位で出来高が下がることが確実な中、工期の適正確保とそれに伴う労務単価の引き上げが実施されなければ、質の低下か廃業しかなくなる。
- ・業績の悪い零細企業にとって、最低賃金の上昇は死活問題であることを理解してもらいたい。
- ・これ以上の働き方改革における政府の方針は、小規模企業では収益の上昇に繋がらず、事業主としての利益が出ない。これ以上は廃業せざるを得ない状況である。良い方法があれば、指導してもらいたい。
- ・シルバー人材センターから4人に働いていただいている。健康で働き者の方々で、社会の組織を知りつくしていて、とても教えられることがある。一流企業と違い、三郷市内で工場経営を続けるには努力がいる。
- ・三郷市で、これからも元気な商店であり続けるためにがんばります。楽しみます！！。
- ・設立当初から社会保険労務士や会計士がいるため、問題はないが大変な時も多い。市のサービスは知らなかつたが、まずは自分の力で解決することが基本であり、公的なものを頼るのは最後の手段ではないか。公的なサービスが過剰となっていないか、考えてみるのも良いのでは。

調查票

三郷市労働実態調査票

この調査は、事業所における労働実態を把握し、今後の施策の基礎資料とさせていただく調査です。皆さまからご回答いただいた調査結果は、より良好な就業・雇用環境の向上を図るための事業案検討を行う上で不可欠な基礎データとして活用いたします。調査結果に関しましては、統計資料として処理しますので、ご迷惑をおかけすることはありません。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、格別のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【回答上の注意】

1. この調査は事業所を単位とした調査です。事業所単位でお答えください。
2. 特にことわりのない場合は、正社員（常用労働者）についてお答えください。
※ 常用労働者には、経営者・役員、嘱託、日々雇用者、期間の定めのある雇用者、臨時、パートタイマー、アルバイト、無給の家族従業員を含めません。
3. 調査票は、封筒に記載の日付までに三郷市の委託を受けた株式会社リサーチセンターの調査員が伺いますのでお渡しください。

事業所の概要について			
企業・事業所名			
電話番号	()		
回答者の所属・氏名	(所属) (氏名)		
貴事業所の主な産業分類 *複数にわたる場合は、最も取引金額の多いもの	1. 農業・林業 2. 建設業 3. 製造業 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 5. 情報通信業 6. 運輸業・郵便業 7. 卸売業・小売業 8. 金融業・保険業 9. 不動産業・物品賃貸業	10. 学術研究・専門・技術サービス業 11. 宿泊業・飲食サービス業 12. 生活関連サービス業・娯楽業 13. 教育・学習支援業 14. 医療・福祉 15. 複合サービス業 16. その他 ()	
事業所の形態	1. 単独事業所	2. 本社・本店	3. 支社・支店
就業規則の有無	1. ある	2. ない	
就業規則の種類	1. 正社員用のみある	2. 正社員用・非正社員用が同じ	3. 正社員用・非正社員用が別にある
労働組合の有無	1. ある	→ (1. 労働協約あり 2. 労働協約なし)	2. ない

労働者数（平成31年4月1日時点）		全体（人）		男性（人）		女性（人）	
1. 従業員の住所を問わず							
正社員	貴社全体の常用労働者数						
	貴事業所全体の常用労働者数						
	うち管理職人数 ^{*1}						
非正社員	パートタイマー（アルバイトを含む）						
	契約社員 ^{*2} ・嘱託社員数 ^{*3}						
	派遣社員数 ^{*4}						

労働者数（平成31年4月1日時点）		全体（人）		男性（人）		女性（人）	
2. うち、三郷市民の従業員数							
正社員	貴社全体の常用労働者数						
	貴事業所全体の常用労働者数						
	うち管理職人数 ^{*1}						
非正社員	パートタイマー（アルバイトを含む）						
	契約社員 ^{*2} ・嘱託社員数 ^{*3}						
	派遣社員数 ^{*4}						

*1 「管理職」とは、「管理的業務」に従事する者で、経営方針、事業計画等を達成するように、労働者を指揮・管理する課長（相当職を含む）以上の職にある者をさします。

*2 「契約社員」とは、正社員とは別の労働条件の下に、給与額や雇用期間など個別の労働契約を結んで働く常勤社員をさします。

*3 「嘱託社員」とは、定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用されている者をさします。

*4 「派遣社員」とは、派遣事業者等と雇用関係にある者が、派遣事業者等と派遣先との契約に基づいて、就労している状況をさします。

従業員の雇用状況について

問1 平成31年3月学卒者の新卒採用（正社員）の実績についてお答えください。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|-------|
| 1. ある → (採用者 人) | 2. ない |
|-----------------|-------|

問2 貴事業所における過去1年間の正社員の増減についてお答えください。（○は1つ）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 大幅に減少 | 3. 変わらない | 5. 大幅に増加 |
| 2. やや減少 | 4. やや増加 | |

問3 （問2で1か2を選んだ場合） 貴事業所における正社員減少の主な原因をお答えください。（○は3つまで）

- | | | |
|--------------|----------------|-----------|
| 1. 定年等による自然減 | 4. 求人難 | 7. 解雇 |
| 2. 採用抑制 | 5. 希望退職の募集 | 8. 転籍・出向 |
| 3. 早期退職優遇制度 | 6. パートタイマー等で代替 | 9. その他（ ） |

問4 貴事業所における今後の正社員の採用についてお答えください。(○は1つ)

1. 増やしていく予定

2. 現状維持の予定

3. 減らしていく予定

問5 貴事業所における過去1年間の非正社員の増減についてお答えください。(○は1つ)

1. 大幅に減少

3. 変わらない

5. 大幅に増加

2. やや減少

4. やや増加

6. 非正社員は採用していない

問6 貴事業所における今後の非正社員の採用についてお答えください。(○は1つ)

1. 増やしていく予定

2. 現状維持の予定

3. 減らしていく予定

問7 (問6で1を選んだ場合) 非正社員を増やす主な理由をお答えください。(○は3つまで)

1. 業務の内容が正社員以外で対応可能

4. 正社員の求人難

7. 正社員が定着しない

2. 人件費の軽減

5. 自社で育成困難な労働力を確保

8. その他

3. 業務の繁閑に対応

6. 採用・雇用が容易

()

問8 貴事業所における正社員一人当たりの労働時間について、A～Dの各項目にお答えください。

	男性			女性		
	時間	分	時間	分		
A. 1日の所定労働時間						
B. 1週の所定労働時間						
C. 年間所定労働日数			日			日
D. 平成30年度の一人平均月間所定外労働時間			時間			時間

* 原則として就業規則・労働協約であらかじめ定められたものです。

A 1日の所定労働時間は、始業時間から終業時間までの間の休憩時間等を除く実際の労働時間で、日によって異なる場合は週の平均労働時間を記入してください。

B 変形労働時間など1週の所定労働時間が週によって異なる場合は、平均の所定労働時間を記入してください。

C 年間の所定労働日数は、年間を通じて労働すべき日と定められた日で、所定の週休日、国民の祝日、年末年始休暇、夏季一斉の休暇など事業所全体で休業する日を除きます。

D 一人平均月間所定外労働時間は、正社員全員の月間所定外労働時間の合計時間を正社員人数で割った時間を記入してください。

問9 障がい者の雇用についてお答えください。(○は1つ)

1. 既に実施

2. 検討中

3. 予定なし

問10 (問9で1を選んだ場合) 既に実施の場合の今後の雇用予定はどのようにお考えですか。(○は1つ)

1. 増やしていく予定

2. 現状維持の予定

3. 減らしていく予定

問11 (問9で1を選んだ場合) 貴事業所の障がい者の雇用人数（平成31年4月1日現在）と障がい者の雇用率についてお答えください。

障がい者の労働者数（平成31年4月1日時点）	全体		男性	女性
貴事業所の雇用者数		人	人	人
貴事業所内の雇用率		%	(小数点第1位まで)	
実雇用率（複数の事業所を有する企業は、全事業所の合計）		%	(小数点第1位まで)	

- * 障害者雇用促進法では、「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用することが義務付けられています。民間企業の法定雇用率は2.2%です。従業員を45.5人以上雇用している企業は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。
- * 「常時雇用している労働者数」は、1週間の所定労働時間が30時間以上の常用労働者（1年を越えて雇用が見込まれる者）が算定の対象です。20時間以上30時間未満の短時間労働者は0.5人として計算してください。
- * 雇用者数は、障がいを持つ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者を1人として計算し、20時間以上30時間未満の短時間労働者は0.5人として計算してください。また、重度身体障害者及び重度知的障害者は1名を2名として計算し、短時間労働者の重度身体障害者及び重度知的障害者は1名として計算してください。
- * 実雇用率は、企業全体を単位として計算します。複数の事業所（本店、支店、工場等を）有する企業は、全事業所分の合計で計算してください。

問12 外国人の雇用についてお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1. 既に実施 | 2. 検討中 | 3. 予定なし |
|---------|--------|---------|

問13 (問12で1を選んだ場合) 既に実施の場合の今後の雇用予定はどのようにお考えですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1. 増やしていく予定 | 2. 現状維持の予定 | 3. 減らしていく予定 |
|-------------|------------|-------------|

問14 高齢者（65歳以上）の雇用についてお答えください。(○は1つ) * 再雇用は除く

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1. 既に実施 | 2. 検討中 | 3. 予定なし |
|---------|--------|---------|

問15 (問14で1を選んだ場合) 既に実施の場合の今後の雇用予定はどのようにお考えですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1. 増やしていく予定 | 2. 現状維持の予定 | 3. 減らしていく予定 |
|-------------|------------|-------------|

問16 結婚・出産・育児・介護等で退職した社員の再雇用制度についてお答えください。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 制度として明文化している | 3. 現在、検討している |
| 2. 明文化していないが、慣行としてある | 4. 現在のところ考えていない |

賃金について

問17 貴事業所における令和元年5月支給分の平均賃金についてお答えください。

区分	男性		女性	
	1か月の基準内賃金 *1[平均](千円)	1か月の基準外賃金 *2[平均](千円)	1か月の基準内賃金 *1[平均](千円)	1か月の基準外賃金 *2[平均](千円)
入社1年目				
全従業員平均				

*1 「基準内賃金」とは、毎月定期的に支払われるものをさします。(例) 基本給、交通費等

*2 「基準外賃金」とは、不定期に支払われるものをさします。(例) 残業代等

問18 初任給についてお答えください。

	事務系(円)	技術系(円)	その他(円)
中学卒			
高校卒			
短大・専門卒			
大学卒			

問19 貴事業所で基本給部分以外に支給している手当についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 精勤手当	3. 能率手当	5. 住宅手当	7. 家族手当
2. 皆勤手当	4. 通勤手当	6. 食事手当	8. その他()

問20 貴事業所における1年間(平成30年1月~12月まで)の賞与等の支給実績をお答えください。(○はそれぞれ1つ)

賞与の種類	支給した	支給していない
夏季賞与	1 → (支給実績 か月分)	2
年末賞与	1 → (支給実績 か月分)	2
その他賞与()	1 → (支給実績 か月分)	2

問21 貴事業所では昇給をどのように行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 定期昇給*1	3. その他()
2. ベースアップ*2	4. 昇給を行っていない

*1 定期昇給：年齢や勤続年数などの時間経過によって上がるもの

*2 ベースアップ：基本給の底上げ

休暇制度について

問22 貴事業所の週休形態についてお答えください。(交替勤務者を除く)(○は1つ)

1. 完全週休2日制	4. 月2回週休2日制	7. 週休1日制
2. 月3回週休2日制	5. 月1回週休2日制	8. その他()
3. 隔週週休2日制	6. 週休1日半制	

問23 貴事業所の年次有給休暇制度の有無についてお答えください。休暇がある場合は、付与日数、取得日数の実績と平均取得率についてお答えください。

1. ある						2. ない			
↓									
休暇の種類	一律付与（日）	勤続年数に応じた階級付与日数（日）					平均付与日数（日）	平均取得日数（日）	平均取得率* (%)
有給休暇日数		1年	3年	5年	10年	最高			

* 平均取得率・・・全従業員（常用労働者）の有給休暇取得日数÷全従業員の有給休暇付与日数×100

問24 貴事業所の各種休暇制度（年次有給休暇を除く）の有無についてお答えください。休暇がある場合は、併せて日数もお答えください。(平成30年1月～12月)

休暇の種類	休暇の有無	
	あ る	な い
夏季休暇	1 (日)	2
年末年始休暇	1 (日)	2
結婚休暇	1 (日)	2
病気休暇	1 (日)	2
忌引休暇	1 (日)	2
生理休暇	1 (日)	2
出産休暇（産前産後）	1 (日)	2
育児休暇	1 (日)	2
介護休暇	1 (日)	2
その他()	1 (日)	2

問25 貴事業所における育児休業制度と介護休業制度の整備状況についてお答えください。制度がある場合は、平成30年1月～12月の取得者の実績をお答えください。

A. 育児休業制度（○は1つ）

1. 制度として明文化している	3. ない
2. 明文化していないが、慣行としてある	

B. 介護休業制度（○は1つ）

1. 制度として明文化している	3. ない
2. 明文化していないが、慣行としてある	

休暇制度の種類	取得実績合計（人）	取得実績内訳	
		男性（人）	女性（人）
育児休暇制度			
介護休暇制度			

問26 問25の育児休業制度と介護休業制度について、取得した場合の休業期間中の給与の扱いについて伺います。制度や慣行がない場合は実績でお答えください。

A. 育児休業制度（○は1つ）

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1. 全額支給 | 3. 無給 |
| 2. 一部支給 | 4. 育児休業取得者がいないのでわからない |

B. 介護休業制度（○は1つ）

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1. 全額支給 | 3. 無給 |
| 2. 一部支給 | 4. 介護休業取得者がいないのでわからない |

問27 育児や介護のために実施している制度についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 1. 短時間勤務制度（ただし、労働基準法に基づく育児時間は除く） | 5. 事業所内保育施設の設置 |
| 2. フレックスタイム制度 | 6. 育児・介護サービス費用の助成 |
| 3. 時差出勤制度 | 7. 再雇用制度 |
| 4. 所定外労働の制限 | 8. その他（ ） |

福利厚生について

問28 定期健康診断の実施場所についてお答えください。（○は1つ）

- | | | |
|---------|-----------|------------|
| 1. 事業所内 | 3. 病院・診療所 | 5. 実施していない |
| 2. 保健所 | 4. その他（ ） | |

問29 加入している各種保険についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | | | |
|---------|---------------|---------|---------|
| 1. 健康保険 | 3. 厚生年金保険 | 5. 雇用保険 | 7. 特にない |
| 2. 介護保険 | 4. 子ども・子育て拠出金 | 6. 労災保険 | |

問30 実施している福利厚生制度についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 通勤・住宅（手当支給、社宅等） | |
| 2. 健康医療（社食・食習慣運動習慣の改善、傷病援助等） | |
| 3. 健康診断（人間ドックの費用補助等） | |
| 4. 体育・レクリエーション（社内運動会等） | |
| 5. 保養（レジャー施設の利用補助等） | |
| 6. 慶弔・災害（慶弔金・災害見舞金等） | |
| 7. 貸付（生活・住宅・教育・臨時支出に対する貸付金等） | |
| 8. 財産形成（財形貯蓄等） | |
| 9. 育児・介護（給与保障、休暇日数の上積み、保育料補助等） | |
| 10. 休暇（有給休暇以外の休暇等） | |
| 11. 業務関連（書籍の購入、資格取得の経費補助等） | |
| 12. 自己啓発（直接的業務以外の自己啓発に関する経費補助等） | |
| 13. 退職後支援（退職後の就職支援等） | |
| 14. その他（ ） | |

問31 従業員の能力向上のための研修制度の実施についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

階層別の研修	
1. 新入社員向けの研修	3. 中堅社員向けの研修
2. 若手社員向けの研修	4. 管理職向けの研修
内容別の研修	
1. ビジネスマナー等の基礎知識	6. OJT トレーナー
2. コミュニケーション	7. リーダーシップ
3. セルフマネジメント	8. コーチング
4. キャリアデザイン	9. マネジメント
5. フォロワーシップ (リーダー補佐)	
目的別の研修	
1. 営業	6. 技能習得
2. 広報・広聴	7. OA 操作
3. 法務・コンプライアンス	8. 語学
4. 財務会計	9. その他 ()
5. 品質管理	

問32 職場のメンタルヘルス対策の実施についてお答えください。(○は1つ)

1. 事業所内に相談室を設けている	3. その他 ()
2. 行政等で実施されている相談等を紹介している	4. 特に対策は行っていない

定年制について

問33 貴事業所の定年制についてお答えください。

1. ある	→	問35にお進みください。	2. ない	→	問34にお進みください。
-------	---	--------------	-------	---	--------------

問34は定年制がない事業所のみお答えください。

問34 貴事業所では今後、定年制度の導入を予定していますか。(○は1つ)

1. 令和元年度から導入が決まっている	2. 検討中である	3. 特に予定していない
---------------------	-----------	--------------

問35から問39までは定年制がある事業所のみお答えください。

問35 定年年齢についてお答えください。

	一律(歳)	性別により異なる場合	
		男性(歳)	女性(歳)
定年年齢			

問36 貴事業所では今後、定年年齢の引き上げを予定していますか。引き上げが決まっている場合、引き上げ後の定年年齢をお答えください。(○は1つ)

1. 引き上げが決まっている	2. 検討中である	3. 特に予定していない								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">一律（歳）</th> <th colspan="2">性別により異なる場合</th> </tr> <tr> <th>男 性（歳）</th> <th>女 性（歳）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年年齢</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			一律（歳）	性別により異なる場合		男 性（歳）	女 性（歳）	定年年齢		
一律（歳）	性別により異なる場合									
	男 性（歳）	女 性（歳）								
定年年齢										

定年到達者への対応について伺います。

「再雇用制度」とは、定年到達時点でいったん退職させた後、再び雇用する制度です。

「勤務延長制度」とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度です。

問37 貴事業所に該当する制度についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 再雇用制度	3. 再就職斡旋制度	5. いずれの制度もない
2. 勤務延長制度	4. その他 ()	

問38 昨年1年間（平成30年1月1日～平成30年12月31日）に定年に達したかたは何人いましたか。また、そのうち再雇用したかた（再雇用者）、勤務延長したかた（勤務延長者）、再就職の斡旋をされたかた（再就職斡旋者）は何人いましたか。該当者がいない場合は「0」を各欄に記入してください。

定年到達者（人）	うち再雇用者（人）	うち勤務延長者（人）	うち再就職斡旋者（人）

問39は問37で1再雇用制度、2勤務延長制度があるとお答えの事業所にお聞きします。

問39 再雇用・勤務延長制度の運用形態について伺います。以下のa～jについて、それぞれの回答欄の該当する番号に○をつけてください。

a : 対象者	再雇用	勤務延長
希望者全員	1	1
会社の定めた基準に該当する者全員	2	2
会社が特に必要と認めた者のみ	3	3
その他 ()	4	4

b : 上限年齢・雇用期間の制限	再雇用	勤務延長
年齢制限のみ	1	1
期間の制限のみ	2	2
年齢と期間制限の両方	3	3
その他 ()	4	4
定めはない	5	5

上限年齢… 歳 歳
 雇用期間… 年 年

定年時・定年到達時と比べて…

	c : 雇用上の身分		d : 役職		e : 仕事内容	
	再雇用	勤務延長	再雇用	勤務延長	再雇用	勤務延長
変わる	1	1	1	1	1	1
変わらない	2	2	2	2	2	2
定めはない	3	3	3	3	3	3

f : 所定内賃金	再雇用	勤務延長
変わる	1	1
変わらない	2	2
定めはない	3	3

定年時の

%

%

定年時・定年到達時と比べて…

g : 勤務日数・労働時間	再雇用	勤務延長
変わらない	1	1
勤務日数は同じで、1日の所定労働時間が短くなる	2	2
勤務日数は少なく、1日の所定労働時間は同じ	3	3
勤務日数が少なく、労働時間も短くなる	4	4
対象者ごとに決定する	5	5
その他()	6	6

常用労働者と比べて…

	h : 賞与		i : 定期昇給		j : ベースアップ	
	再雇用	勤務延長	再雇用	勤務延長	再雇用	勤務延長
同じ基準で支給(または昇給)する	1	1	1	1	1	1
低い基準で支給(または昇給)する	2	2	2	2	2	2
支給(または昇給)しない	3	3	3	3	3	3
定めはない	4	4	4	4	4	4

常用労働者の

%

%

%

%

%

%

退職金について

問40 貴事業所の退職金の支給の有無についてお答えください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 支給している | 2. 支給していない |
|-----------|------------|

問41 (問40で1を選んだ場合) 退職金の支給方法はどのようなものですか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 退職一時金 | 3. 退職一時金か退職年金を選択 |
| 2. 退職一時金と退職年金の併用 | 4. 退職年金 |

問42 (問40で1を選んだ場合) 退職金の支払い準備形態はどのようなものですか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 自社制度のみ | 5. 自社制度と中退共・特退共制度の併用 |
| 2. 中小企業退職金共済制度のみ | 6. 企業年金のみ |
| 3. 特定退職金共済制度のみ | 7. 自社制度と企業年金の併用 |
| 4. 中退共・特退共制度の併用 | 8. その他 () |

問43 (問40で2を選んだ場合) 退職金を支給していない理由についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1. 退職金のための資金を確保することが難しい | 4. 従業員の勤務時間が短い |
| 2. 資金は用意できるものの、支給は考えていない | 5. その他 () |
| 3. 退職金規程を定める方法が分からぬ | |

非正社員の雇用状況について

パートタイマーについて伺います。

問44 パートタイマー（アルバイトを含む）の職種別人数及び平均賃金をお答えください。

区分	男性			女性		
	人数(人)	1時間あたりの平均賃金(円)		人数(人)	1時間あたりの平均賃金(円)	
一般事務						
製造作業						
販売サービス						
技術専門						
その他						

問45 パートタイマー（アルバイトを含む）の1日の平均労働時間と週あたり平均労働日数について、男女それぞれ1つずつお答えください。

A. 1日の平均労働時間

	3時間未満	3～5時間未満	5～7時間未満	7時間以上
男 性	1	2	3	4
女 性	1	2	3	4

B. 週あたり平均労働日数

	2日以下	3日	4日	5日	6日以上
男 性	1	2	3	4	5
女 性	1	2	3	4	5

契約社員について伺います。

問46 契約社員の職種別人数及び平均賃金をお答えください。

区分	男性			女性		
	人数(人)	1時間あたりの平均賃金 (円)	人数(人)	1時間あたりの平均賃金 (円)		
一般事務						
製造作業						
販売サービス						
技術専門						
その他						

問47 契約社員を雇用している理由についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------------|-------------------|--------------|
| 1. 業務の内容が正社員以外で対応可能 | 4. 正社員の求人難 | 7. 正社員が定着しない |
| 2. 人件費の軽減 | 5. 自社で育成困難な労働力を確保 | 8. その他 |
| 3. 業務の繁閑に対応 | 6. 採用・雇用が容易 | () |

パートタイマー・契約社員について伺います。

問48 パートタイマーや契約社員等の非正社員を勤務年数や成績により正規雇用する制度の有無について、お答えください。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 制度として明文化している | 3. その他 () |
| 2. 明文化していないが、慣行としてある | 4. ない |

派遣社員について伺います。

問49 派遣社員の受け入れ状況についてお答えください。

区分	男性		女性	
	人数(人)	1時間あたりの平均費用* (円)	人数(人)	1時間あたりの平均費用* (円)
一般事務				
製造作業				
販売サービス				
技術専門				
その他				

* 1時間あたりの平均費用は、派遣元に支払う金額をお答えください。

問50 派遣社員を受け入れている理由についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------------|-------------------|--------------|
| 1. 業務の内容が正社員以外で対応可能 | 4. 正社員の求人難 | 7. 正社員が定着しない |
| 2. 人件費の軽減 | 5. 自社で育成困難な労働力を確保 | 8. その他 |
| 3. 業務の繁閑に対応 | 6. 採用・雇用が容易 | () |

働き方改革関連法等について

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。働き方改革関連法の主な内容等について伺います。

問51 時間外労働の上限規制の導入について、どの程度把握・対応されていますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 内容を把握のうえ、新たな36協定を対応中 | 4. 内容を聞いたことはあるが、よく知らない |
| 2. 内容を把握のうえ、対応準備中 | 5. 内容を聞いたこともない |
| 3. 内容は把握しているが、対応については検討中 | |

- * 時間外労働の上限規制が導入されることにより、時間外労働の上限は月45時間、年360時間が原則となり、臨時的特別的な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。
- * 大企業は2019年（平成31年）4月から、中小企業は1年猶予されて2020年（令和2年）4月からの導入です。
- * 労働基準法の36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合、36協定で定めた時間数にかかわらず今回法改正の上限規制を超えた場合は、労働基準法違反（6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となります。

問52 年5日の年次有給休暇の確実な取得について、どの程度把握・対応されていますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. 内容を把握のうえ、時季指定のルール等を策定済 | 4. 内容を聞いたことはあるが、よく知らない |
| 2. 内容を把握のうえ、対応準備中 | 5. 内容を聞いたこともない |
| 3. 内容は把握しているが、対応については検討中 | |

- * 年次有給休暇の取得率が低調な現状等から、平成31年4月から中小企業を含む全ての事業所において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、10日のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることになりました。
- * 年次有給休暇を5日以上取得済の労働者に対しては、使用者による時季指定は不要となります。
- * 年5日の年次有給休暇を取得させなかつた場合は、労働基準法違反（労働者1人当たり30万円以下の罰金）となります。

問53 埼玉県内の最低賃金について、どの程度把握・対応されていますか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 最低賃金額を把握のうえ、最低賃金額以上を支払っている |
| 2. 最低賃金額は把握しているが、最低賃金額を下回っている |
| 3. 最低賃金額を把握していないが、最低賃金額以上を支払っている |
| 4. 最低賃金額を把握しておらず、最低賃金額を下回っている |

- * 埼玉県の最低賃金は、平成30年10月1日から時間額898円（引上げ額27円）に改定されました。一部の産業は、特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- * 埼玉県最低賃金は賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。
- * 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は最低賃金法違反（50万円以下の罰金）となり、特定（産業別）最低賃金額を下回る場合は労働基準法違反（30万円以下の罰金）となります。

問54 職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備について、どの程度把握・対応されていますか。
(○は1つ)

1. 方針の明確化及びその周知、相談窓口の設置等の措置を講じている
2. 内容を把握のうえ、対応準備中
3. 内容は把握しているが、対応については検討中
4. 内容を聞いたことはあるが、よく知らない
5. 内容を聞いたこともない

* 働き方改革では、全ての事業所において、セクハラや妊娠・出産等に関するハラスメントについて、男女雇用機会均等法等に基づき、方針の明確化及びその周知、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう求められています。

* 事案が生じた場合は、適切な事後対応、再発防止、プライバシー保護及び不利益取扱いの防止のための取組みが必要となります。併せてその防止対策の実効性を確保するための検討も求められています。

* また、多様性を受け入れる職場環境の整備を進めるため、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解の促進も求められています。

問55 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差禁止について、どの程度把握・対応されていますか。
(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. 内容を把握のうえ、対応済 | 4. 内容を聞いたことはあるが、よく知らない |
| 2. 内容を把握のうえ、対応準備中 | 5. 内容を聞いたこともない |
| 3. 内容は把握しているが、対応については検討中 | |

* 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与、手当などの個々の待遇ごとの不合理な待遇差が禁止されます（同一労働同一賃金）。

* 大企業は2020年（令和2年）4月から、中小企業は1年猶予されて2021年（令和3年）4月からの導入です。

* 罰則規定はありませんが、労働者からの損害賠償請求等の対象となる可能性があります。

問56 非正規雇用労働者の無期転換ルールについて、どの程度把握・対応されていますか。(○は1つ)

1. 内容を把握のうえ、申込みに基づき無期労働契約書を締結している
2. 内容は把握しているが、申込み後も有期労働契約書を継続している
3. 内容は把握しているが、無期転換の申込み事例がない
4. 内容を聞いたことはあるが、よく知らない
5. 内容を聞いたこともない

* 同一使用者と有期労働契約を2回以上締結し通算期間が5年を超える労働者が、現在締結している有期労働契約の期間満了日までに無期転換申込権行使すると、使用者側はその時点で申込みを承諾したものとみなされるものです。平成25年に施行されています。

* 労働契約法上、無期転換申込みの時点で無期労働契約（始期付無期労働契約）が成立します。無期労働契約に転換した後の労働条件は、原則として有期労働契約の条件と同一となります。

* 罰則規定はありませんが、労働者からの損害賠償請求等の対象となる可能性があります。

問57 働き方改革への取組みについて実施している、もしくは実施を検討しているものについてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 長時間労働の削減 | 8. テレワーク、副業・兼業等の柔軟な働き方 |
| 2. 年次有給休暇の取得促進 | 9. 女性・若者が活躍しやすい環境の整備 |
| 3. 非正規雇用労働者の待遇改善 | 10. 高齢者・障がい者・外国人材の雇用促進 |
| 4. 賃金の引き上げ | 11. 病気の治療と仕事の両立 |
| 5. 労働生産性の向上 | 12. その他（
） |
| 6. 人材育成 | 13. 特に取組んでいない |
| 7. 短時間勤務、フレックスの導入 | |

問58 その取組みを導入した（しようとしている）理由についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 労働時間の長時間化のは是正 | 8. 柔軟な働き方の実現 |
| 2. 従業員満足度の向上 | 9. 企業イメージの向上 |
| 3. ワーク・ライフ・バランスの推進 | 10. コストの削減 |
| 4. 労働時間の短縮による生産性の向上 | 11. その他（ ） |
| 5. 従業員の心身の健康増進 | |
| 6. 正規・非正規の不合理格差の解消 | |
| 7. 優秀な人材の採用 | |

問59 女性が活躍するための取組みの進捗状況についてお答えください。（○は1つ）

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| 1. 進んでいる | 3. あまり進んでいない | 5. 取組みを実施していない |
| 2. ある程度進んでいる | 4. 進んでいない | |

問60 女性が活躍するために実施した取組みの内容についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 相談窓口の設置 | |
| 2. 女性が働きやすい環境づくり（育児休業や短時間勤務制度等） | |
| 3. 女性が働きやすい環境整備（トイレ・更衣室等） | |
| 4. 事業所内託児所の設置やベビーシッターの利用支援等 | |
| 5. 緊急時の託児支援 | |
| 6. 女性の採用割合を増やす方針や目標の設定 | |
| 7. 積極的な女性人材の採用 | |
| 8. 積極的な管理職への登用 | |
| 9. 女性が満たしにくい採用・配置・昇進基準等の見直し | |
| 10. 各社員の個人的事情への配慮 | |
| 11. その他（ ） | |

問61 女性が活躍するための取組みを実施した結果についてお答えください。（あてはまるものそれぞれ1つに○）

	向上した	特に変化なし	低下した
1 職場の雰囲気	1	2	3
2 生産性・業務効率	1	2	3
3 優秀な人材の採用・確保	1	2	3
4 優秀な人材の定着率	1	2	3
5 出産・育児・介護休暇後の復帰率	1	2	3
6 女性の労働意欲	1	2	3
7 企業イメージ	1	2	3
8 業績・利益	1	2	3
9 その他（ ）	1	2	3

問62 女性が活躍するための取組みが進んでいない理由についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 女性社員自身の就労観 | 6. 長時間労働が前提の労働時間 |
| 2. 子育てと仕事の両立が困難 | 7. 女性に適した業務・職種が少ない |
| 3. 組織の中の手本が少ない | 8. 結婚や出産を理由とした退職の可能性 |
| 4. 風土・社風 | 9. 他の従業員の理解 |
| 5. 女性の採用人数が少ない | 10. その他（ ） |

市の労働行政について

問63 市の社会保険労務士による労働相談についてお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|---------------------|---------------------|---------|
| 1. 知っている(利用したことがある) | 2. 知っている(利用したことはない) | 3. 知らない |
|---------------------|---------------------|---------|

* 第2第4水曜日、市役所本庁舎において、労働時間、賃金、解雇、退職、有給休暇、社会保険、労働災害、その他労働条件に関する諸問題について、事業者及び労働者の方の相談に応じるものです。

問64 市の内職相談(内職の相談と求人)についてお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|------------------------|------------------------|---------|
| 1. 知っている(求人相談をしたことがある) | 2. 知っている(求人相談をしたことはない) | 3. 知らない |
|------------------------|------------------------|---------|

* 毎週月・木曜日、市役所本庁舎において、内職の求職及び求人相談に応じるものです。

問65 事業所の労働者福祉を補うものとして、市へ望むものは何ですか(○は5つ以内)

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1. 中小企業向けの合同研修会等 | |
| 2. 合同企業面接会等の雇用対策の拡充 | |
| 3. 働き方改革関連法に関するセミナー等 | |
| 4. テレワーク等の多様な働き方に関するセミナー等 | |
| 5. 異業種の交流推進 | |
| 6. ノー残業デー等の定時退社の促進 | |
| 7. 労働者福祉施策や労働基準法等関係法令の市内事業所への周知啓発 | |
| 8. 労働相談等の相談事業の拡充 | |
| 9. 労働者福祉向上の取組みに対する新たな補助金 | |
| 10. 社会保障及び労働者福祉についての調査研究 | |
| 11. その他() | |

問66 その他労働行政に対するご意見・ご要望等がありましたらお答えください。

(この欄にご意見・ご要望等を記入して下さい。)

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

この調査は、(株)サーベイリサーチセンターに業務委託しています。
調査に関するご質問等は、下記までお問い合わせください。

調査票の内容に関するることは…

調査実施主体：三郷市産業振興部商工観光課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648-1

T E L : 048-953-1111 (代表) 048-930-7721 (直通)

公式サイト：<http://www.city.misato.lg.jp/>

訪問日についてのご連絡は…

調査実施機関：(株)サーベイリサーチセンター 全国ネットワーク部

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-5 KDX 日本橋 313 ビル 6 階

T E L : 0120-380-271 (受付時間：平日 9 時～18 時)

令和元年度 三郷市労働実態調査 報告書

令和元年11月

発 行 三郷市産業振興部商工観光課
〒341-8501 三郷市花和田648-1
電話 048(953)1111（代表） FAX 048(953)7116

調査実施 株式会社サーベイリサーチセンター
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX 日本橋313ビル5・6階
